



阿見町
第6次総合計画
Comprehensive Plan

後期
基本計画
2019 - 2023

人と自然が織りなす，輝くまち



2019年3月
阿見町

町民憲章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任をもち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

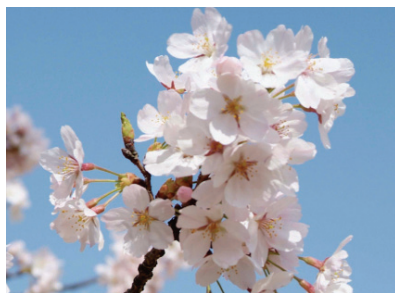
- 1. 自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう
- 1. 知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう
- 1. 働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう
- 1. 自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう
- 1. 思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう

(昭和 60 年 11 月 1 日制定)

町の花・木・鳥



町の花「キク」



町の木「サクラ」



町の鳥「ウグイス」

(昭和 60 年 11 月 1 日制定)

町章



(昭和 37 年 3 月 12 日制定)

町公式マスコットキャラクター



「あみっぺ」

はじめに

本町では、平成26年3月に総合的かつ基本的な町政運営の方針となる「阿見町第6次総合計画（基本構想及び前期基本計画）」を策定し、「定住促進を図ります」と「安心の実感を高めます」の2つを重点施策に掲げ、基本構想で定めるまちの将来像の実現に向け、様々な施策を着実に推進してまいりました。



その一方で、この間にも、地方公共団体を取り巻く社会環境は大きく変化を続け、少子化の進行と超高齢社会の到来など、社会の持続可能性に影響を及ぼす問題が顕在化し、本町の財政や社会保障制度の将来にも大きな影響を与えることが予想されます。

このようなこれまでに経験のない厳しい時代環境の変化の過程において、直面する課題を確実に乗り越え、阿見町としての独自性を発揮しながら、誰もが元気に笑顔で暮らせる魅力あるまちづくりを推進し、未来を担う子どもたちに良好なかたちで引き継いでいくことが、住民に最も身近な基礎的自治体としての町の使命であると感じています。

この「阿見町第6次総合計画（後期基本計画）」では、平成の次の時代に向けて重点的に取り組む6つのプロジェクトを「あみ・未来プロジェクト」として位置づけ、「参加」、「支え合い」、「賑わい」をキーワードに、町民と行政とが対話を通して思いを共有し、地域課題の解決に取り組むことで、子どもから高齢者までの全ての町民の皆様に、夢と希望を感じてもらえるまちを実現するという、強い決意を込めています。

本計画の推進が、新たな発展への力を生み出し、新時代の阿見町を創っていただけるよう、全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定において、ご協力をいただきました多くの町民の皆様、関係者の皆様に、衷心より感謝申し上げます。

平成31年3月

阿見町長

千 葉 繁

阿見町第6次総合計画 後期基本計画 2019－2023 目次

第1編 序論 1

第1章 計画策定の趣旨 2

第2章 計画の構成と期間 3

第3章 本町を取り巻く時代潮流 4

1 本町を取り巻く時代潮流 …………… 4

2 地方創生の動き …………… 6

3 基本構想策定後の土地利用ゾーニングに関する動き … 7

第4章 町民意向の把握 8

第5章 自然・社会的背景と本町の特徴 10

1 位置・地勢 …………… 10

2 沿革 …………… 10

3 特徴 …………… 11

4 基本データ …………… 12

第2編 基本構想の概要 15

第1章 将来像 16

1 まちづくりの基本理念 …………… 16

2 基本構想策定から10年後のまちの姿 …………… 16

3 まちづくりの基本目標 …………… 17

第2章 まちの将来デザイン 18

第3章 将来人口の見通し 19

第4章 土地利用ゾーニング 20

第3編 後期基本計画	21
重点プロジェクト	22
1 重点プロジェクトとは	22
2 後期期間の重点プロジェクト	23
後期基本計画の構成	28
後期基本計画の見方	30
第1章 人がつながるまちづくり	31
第1節 ふれあいのまちづくり	32
1 町民参加の促進	32
2 コミュニティ活動の充実	36
3 人権と平和の尊重	39
4 男女共同参画社会の実現	43
5 国際交流の促進	46
6 産学官連携	49
第2節 町民の視点にたったまちづくり	53
1 行政運営	53
2 財政の健全化	57
3 窓口サービスの向上	63
4 広報・広聴活動の充実	66
5 情報公開・個人情報保護	70
6 情報化の推進	73
7 広域行政の推進	76
第2章 人を育むまちづくり	79
第1節 健康と元気を支えるまちづくり	80
1 町民の健康づくり	80
2 国民健康保険制度の適正な運営	86
3 後期高齢者医療制度の適正な運営	89
4 介護保険制度の適正な運営	92
5 国民年金制度の適正な運営	97

第2節	みんなで支え合うまちづくり	100
1	地域福祉の推進	100
2	高齢者福祉の充実	104
3	障害者福祉の充実	107
4	子ども・子育て支援の充実	111
5	医療福祉の充実	117
第3節	豊かな人づくり	120
1	幼児教育の充実	120
2	学校教育の充実	123
3	児童生徒の健康管理と安全対策	128
第4節	いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり	132
1	生涯にわたって学べる環境づくり	132
2	社会全体で取り組む教育の推進	138
3	スポーツの振興	142
4	文化芸術活動の推進と文化財保護	145

第3章 暮らしを支えるまちづくり

149

第1節	総合的・計画的なまちづくり	150
1	土地利用	150
2	市街地の整備	153
第2節	快適で住みよいまちづくり	156
1	交通体系・公共交通の充実	156
2	道路の整備及び維持・管理	160
3	公園・緑地の整備及び維持・管理	164
4	良好な住宅・住環境づくり	168
5	景観形成	171
第3節	活力と賑わいの産業づくり	174
1	農業の振興	174
2	商工業の振興	180
3	観光の振興	185

第1節 潤いのある生活環境づくり	190
1 上水道の整備及び維持・管理	190
2 下水道の整備及び維持・管理	193
3 河川・水路の環境整備	197
第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり	200
1 地域防災対策の推進	200
2 消防・救急体制の充実	204
3 地域医療体制の充実	207
4 交通安全対策の推進	210
5 防犯対策の推進	213
6 消費生活対策の充実	216
第3節 環境を守り育むまちづくり	219
1 地球環境の保全	219
2 自然環境の保全	222
3 生活環境の向上	228
4 資源循環型社会の形成	233

1 阿見町第6次総合計画 後期基本計画策定の経緯	238
2 諮問書	239
3 答申書	240
4 阿見町総合計画審議会委員名簿	241
5 阿見町総合計画策定協議会委員名簿	242
6 施策別指標一覧	243
7 計画体系一覧	253

第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の構成と期間

第3章 本町を取り巻く時代潮流

第4章 町民意向の把握

第5章 自然・社会的背景と本町の特徴

第1章 計画策定の趣旨

本町では、平成26年3月に、「人と自然が織りなす、輝くまち」という将来都市像を掲げた阿見町第6次総合計画を策定し、前期基本計画に基づく町政運営を行ってきました。

この間、全国的に人口減少が課題となり、少子化対策や子育て支援の重要性が指摘されるようになるとともに、地方においては、都市部への若年層の流出や地域コミュニティの高齢化などの課題が顕在化するようになっていきます。

一方で、経済活動のグローバル化や訪日外国人客の誘致が地域にもたらす影響も大きくなっており、産業や観光などの分野を中心として新たな視点に基づく地域づくりが必要となっています。

私たちの暮らしも、引き続き「地方分権・地域主権型社会」が進展する中で、これまで以上に地域に関心を寄せるとともに、新たな時代の変化に対応できるような地域の意識「地域力」が求められるようになっていきます。

後期基本計画の策定にあたっては、町政運営に係る現状の把握とともに、町民の皆様の意見を把握する機会をこれまで以上に充実し、町民と行政が一体となって町政運営に取り組むことを重視しました。

本計画は、今後、平成31年度を初年度とし、総合的かつ基本的な町政運営の方針となる計画として、町民の皆様の参画促進と適切な計画管理を行いながら、阿見町の魅力を高めるとともに、次世代に阿見町を継承するための計画として策定するものです。



第2章 計画の構成と期間

本計画は、まちづくりの方向を示す本町の最上位計画として、【基本構想—基本計画—実施計画】の三層で構成します。

基本構想

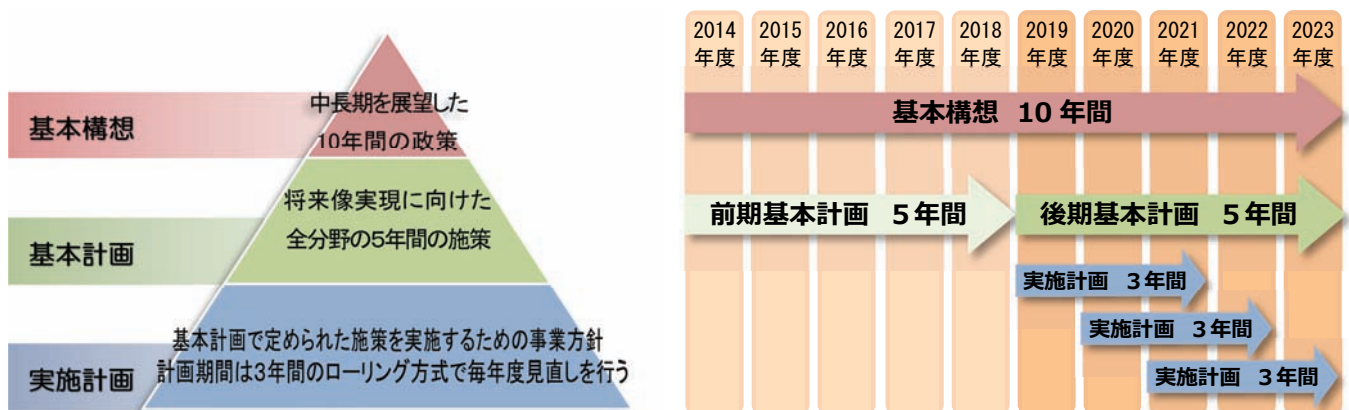
「基本構想」は、平成26年度から10年間の町政における基本理念と進むべき方向を示すものであり、まちづくりの継続性・一貫性の観点から、後期基本計画においても継続します。

基本計画

「基本計画」は、基本構想に基づいた5年間の施策の目標、体系及び展開方針を示すものであり、前期基本計画の進捗や町民意向、社会・経済動向などを考慮しながら、後期基本計画では、2019年度から2023年度までの5年間に計画期間とします。なお、前期基本計画では、政策（基本構想）を受け、重点的・優先的に取り組むべき「重点施策」が示されており、後期基本計画においても、町民のニーズや社会・経済情勢などを考慮した「重点プロジェクト」を位置づけます。

実施計画

「実施計画」は、基本計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置づけるもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行います。



第3章 本町を取り巻く時代潮流

序論では、本町を取り巻く時代潮流として、「移り変わる外部との関係」、「移り変わる人・暮らし」、「移り変わる地域社会」に集約して整理しています。

後期基本計画の策定にあたり、前期基本計画の策定から5年が経過した時代の潮流について、現在の動向を踏まえて整理します。

1 本町を取り巻く時代潮流

移り変わる外部との関係

■ 国際的視点の必要性

情報通信技術（ICT）を背景とした国際分業化が進み、第4次産業革命の技術革新により、産業やサービス分野でのAI（人工知能）技術が進展しており、経済や交流分野において、物理的・時間的距離の影響が小さくなっています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、訪日外国人観光客数の目標が4,000万人と設定され、訪日外国人観光客の受け入れ態勢の整備が進められています。

本町では、首都圏中央連絡自動車道茨城区間の全線開通と成田空港からのアクセス向上による、訪日外国人観光客の増加が期待されており、国内はもとより国際的な視点を意識することが求められます。

■ 環境に対する意識の高まり

環境問題については、地球温暖化や持続可能な社会の構築、再生可能エネルギーの活用等、様々な場面で意識する機会が増えています。

平成23年の福島第一原子力発電所事故以降、再生可能エネルギーへの取り組みが進み、太陽光発電施設の整備が拡大する一方で、自然環境や景観への影響等、蚕食的土地利用に対する課題への対応が求められています。

また、平成30年10月には第17回世界湖沼会議「いばらき霞ヶ浦2018」が本県で開催され、霞ヶ浦の水質浄化、景観の保全等、豊かな自然環境の継承への関心が高まっています。



移り変わる人・暮らし

■ 人口減少・高齢化の進行

国全体で人口減少、高齢化による労働力人口の減少が進行し、急速な超高齢化に伴う社会保障の拡大、そのピークといわれる2025年問題が指摘されています。地方においては、少子化や東京圏への流出による人口減が進行しています。

全国で人口減少と高齢化への対応が求められる中、直近の国勢調査では本町の人口も減少局面に転じており、引き続き積極的な人口増・定住促進に取り組む必要があるとともに、高齢化に伴って今後増加が予想される扶助費や移動サービスニーズへの対応も求められます。

■ 日常を取り巻く社会構造の変化

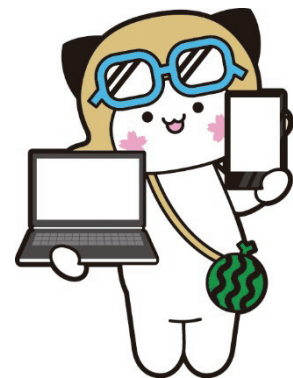
働き方改革、男女共同参画、労働基準法改正等を背景に、働き方や結婚、家庭に対する意識が多様化しています。共働き世帯、核家族の増加により、保育や買い物等、日常生活の利便性や効率性が一層重要になっており、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の取れた社会の実現が期待されています。特に、居住地選択においては、公共交通や生活支援施設の利便性が重要になっています。

■ 情報技術がもたらす暮らしの変化

日常の暮らしにおいても、IT技術に加えIoT^{※1}技術やAI技術による変化が始まっています。その代表ともいえるインターネットショッピングの拡大は、買物行動を変化させ店舗や都市のあり方も変えつつあります。また、教育等のあらゆる分野において、情報技術の進展に対応した人材の育成や環境の整備が必要となっています。

■ 生活行動圏域の広域化と地域の変化

モータリゼーションの進展に伴う移動利便性の向上により、多くの場合、無意識に行政区域を超えて行動しています。このような生活行動圏域の広域化に伴い、地域では昼間人口の減少やコミュニティ意識の希薄化等が見られるようになっていきます。



※1 「IoT（モノのインターネット化）」：建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

移り変わる地域社会

■ 地域における協働の重要性

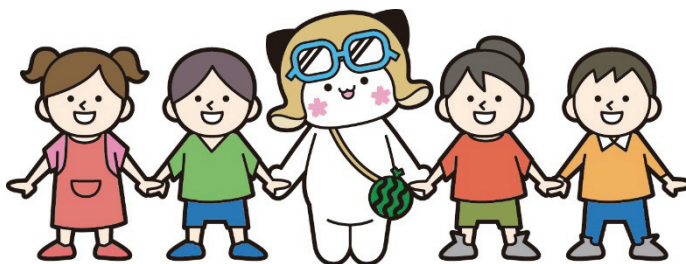
地域コミュニティ意識が希薄化するとともに、コミュニティを支える人材も高齢化しており、元気な高齢者の社会参加、郷土愛の醸成等、地域を担う人材育成が重要になっています。

また、地方分権が進む中で、地域がそれぞれの資源や問題を理解し地域づくりに取り組むことが重要となっています。住民と行政、住民同士の協働関係を構築し、地域で活動する意義を実感できる地域社会づくりが求められています。

■ 地域をマネジメントする必要性の高まり

人口減少や高齢化、家族や家庭の変化に伴い、防災分野や介護分野においては、災害時の避難や減災、介護分野における見守り等、地域ぐるみの取組みが重要となっています。地震や豪雨被害など近年激甚化する自然災害に対し、東日本大震災で実感した「共助」の力を認識し、地域のマネジメントに取り組む必要があります。

また、増加する高齢者に対して、高齢者事故の増加、地方における移動手段確保の問題、特殊詐欺などを未然に防ぐ安全対策が重要となっています。



2 地方創生の動き

我が国が直面している人口減少及び少子高齢化を克服し、自立的で持続的な社会の創生を目指す取組みを進めるため、国は、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これに基づく目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町もこうした動き踏まえ、町の実情に応じた地方創生の施策を計画的に進めていくため、「阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、町の人口維持・増加、地域経済縮小の克服を図り、『「人口5万人」の達成とその後の維持を実現する』という将来展望を達成するための取組みを推進してきました。

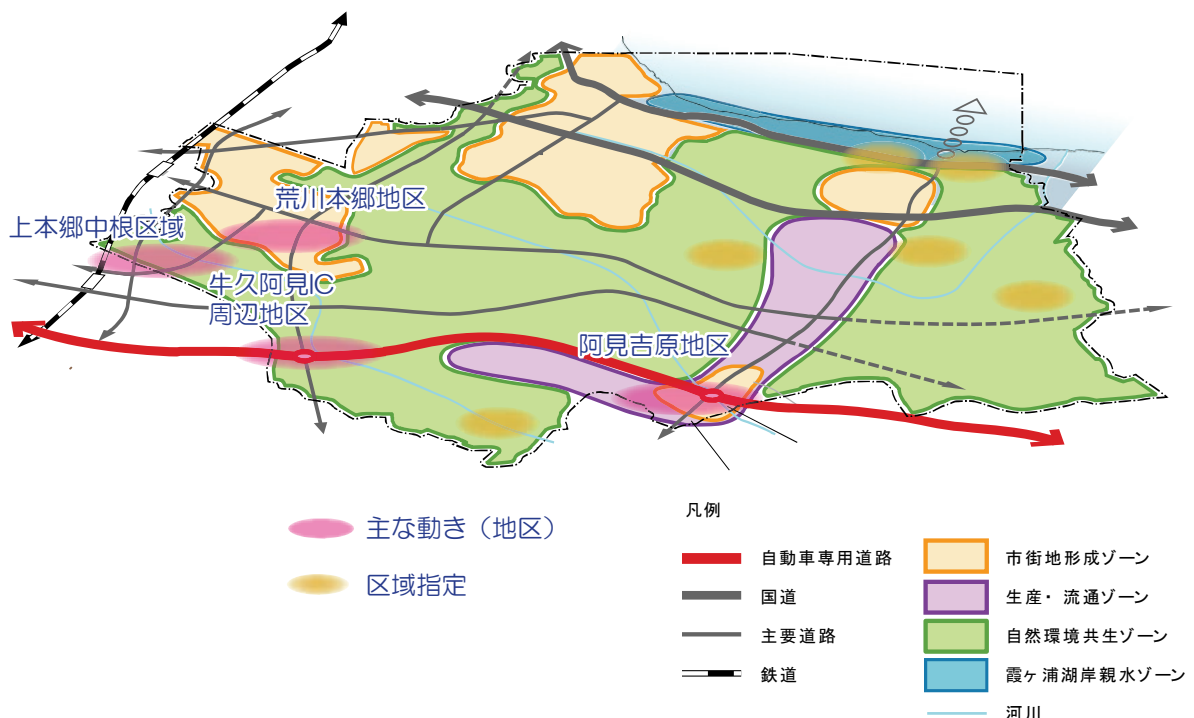
2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画においても、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、この総合戦略に基づく地方創生の取組みを推進していきます。

3 基本構想策定後の土地利用ゾーニングに関する動き

基本構想策定後、町内においては様々な動きがみられています。土地利用ゾーニングに関する主な動きとしては、以下のものが挙げられます。

主な動き	概要
阿見吉原地区	○土地区画整理事業による都市基盤や宅地の整備が概成し、産業系施設の立地が進んでいます。今後は、商業・流通・生産等の多様な産業と良好な住宅環境が調和した市街地形成が期待されます。
荒川本郷地区	○民間事業者による宅地分譲等による市街地の形成が急速に進んでいます。良好な市街地形成を誘導するため、URから譲渡を受けた町有地を活用し、町が主体となって官民一体型のまちづくりを推進します。
上本郷中根区域	○牛久市ひたち野うしくの市街地形成の高まりを受け、隣接する上本郷中根区域においても新たな市街地形成が期待されます。
牛久阿見 IC 周辺地区	○県内の圏央道インターチェンジ周辺においては、各地で拠点形成の動きがみられています。牛久阿見インターチェンジについても、都市計画道路阿見小池線の整備が進められる中で、新たな拠点形成が期待されます。
区域指定制度	○市街化調整区域における既存集落の維持・保全を図るため、平成30年6月7日より区域指定制度を導入しました。これにより、茨城県が指定した区域内であれば、申請者の出身要件等を問うことなく、住宅等、一定の建築物の建築ができるようになりました。

■ 基本構想策定後の土地利用ゾーニングに関する動き

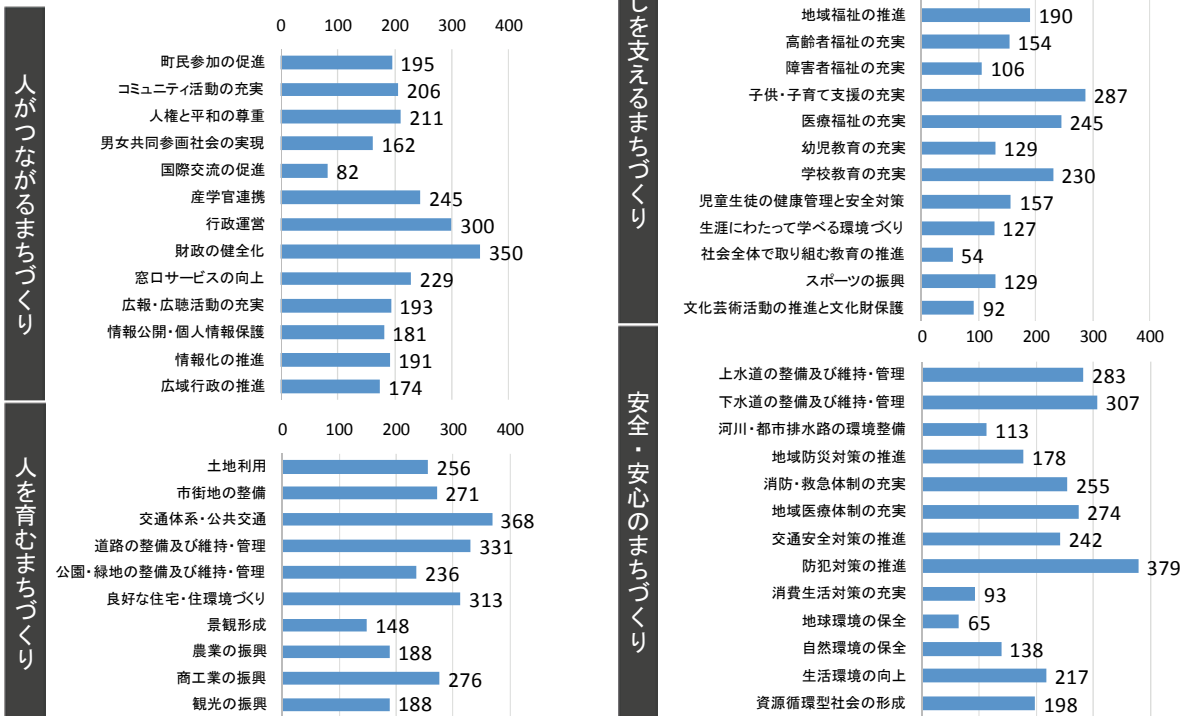


第4章 町民意向の把握

後期基本計画の策定にあたり、町民の前期基本計画に対する評価や今後のまちづくりに対するニーズを計画に適切に反映するため、様々な方法で町民意向の把握に努めました。

町民アンケート調査

満18歳以上の町民3,000人を対象として、町民アンケート調査を実施しました（回収率：23.3%）。調査は、「阿見町第6次総合計画 前期基本計画」における施策について町民の視点で客観的に評価し、後期基本計画の策定において、今後の施策や指標を設定するための参考としました。



■ アンケート調査（重要と考える方策に対する回答数）

町内団体ヒアリング

計画策定にあたって、総合計画の4つの基本目標（「人がつながるまちづくり」「人を育むまちづくり」「安全安心なまちづくり」「暮らしを支えるまちづくり」）の各分野において知見を有している団体の方に、阿見町で実施している施策の評価や課題等について伺いました。（参加団体：21団体）



まちづくり町民討議会

無作為に抽出した町民の中から参加者を募集し、現在の町の状況に関する意見、今後のまちづくりに関する意見を伺いました。(無作為抽出：600人、参加者：33人、参加率：5.5%)

興味のある分野毎に5～10人程度で1グループを構成し、各グループに進行役、書記役、タイムキーパー役を選出し、作業は付箋を用いてKJ法^{※1}で進めました。最後に各グループでまとめた内容を発表し、意見交換を行っていただきました。



町長と学生の語る会

今後のまちづくりの核となる学生の意見を計画に反映させるため、学生がまちづくりについて町長と意見交換する機会を設けました。

国立大学法人茨城大学農学部、茨城県立医療大学、学校法人東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校、学校法人霞ヶ浦高等学校、茨城県立土浦第三高等学校にご協力いただき、阿見町在住・在学の学生にご意見をいただきました。(参加者：22名)

大学生と高校生・専門学校生にわけ、2日間の日程で実施し、阿見町の良い点や課題点、今後のまちづくりなどについて、町長と直接意見交換を行っていただきました。



※1 「KJ法」：文化人類学者の川喜多二郎氏が考案した問題解決の技法で、考案者のイニシャルから名づけられたもの。様々なアイデアや意見をカードに書き出し、関連性の深いものをグルーピングしながら、問題解決の糸口を見つける手法。

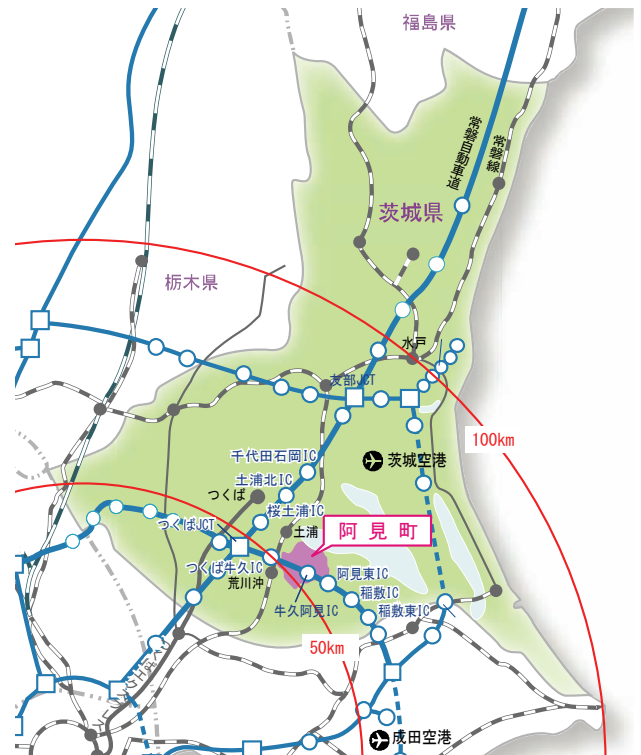
第5章 自然・社会的背景と本町の特性

1 位置・地勢

本町は茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南に面しています。首都東京へは南に約60km、県都水戸へは北に約40km、成田国際空港へは東南に約30kmの位置にあり、東京、水戸へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の距離にあります。

総面積は71.40km²（湖水面6.50km²を含む）、東西に11km、南北に9kmの広がりを持ち、平均海拔は21mと概ね平坦な地形となっています。

地勢については、谷津が台地部に複雑に入り組んだ地形が特徴で、台地部を中心に市街地が形成されています。霞ヶ浦に接する湖岸沿いは沖積層の低湿地で、中央から西部、南部にかけては関東ローム層の稲敷台地（主に畑・山林）で構成されています。



2 沿革

霞ヶ浦を始めとする豊かな自然に恵まれた本町は、旧石器時代の遺跡や縄文時代中期の貝塚などが点在し、古代より人の営みがあった地域です。近代に入り明治22年には、本町の旧村である阿見、朝日、君原、舟島の4村が誕生し、明治時代の後期には、台地部の阿見原において開拓が進められ、次第に豊かな農村地帯に生まれ変わっていきました。また、大正時代に入ると、阿見原に霞ヶ浦海軍航空隊が設置され、昭和14年には海軍飛行予科練習部（予科練）、翌年に土浦海軍航空隊が設置されるに至り、海軍のまちとして全国的に知られるようになりました。

昭和30年には、旧4町村（阿見町、朝日村、君原村、舟島村の一部）が合併し、現在の阿見町となりました。その後、昭和47年には筑見団地や阿見台団地が完成するなど、次々と住宅団地の開発が進み、昭和55年の福田工業団地を始め、筑波南第一工業団地（香澄の里）、阿見東部工業団地も造成され、現在に至ります。

発展目覚ましい茨城県内にあって、とりわけ急速な発展を遂げた県南地域に位置する本町は、豊かな自然環境のなかであって職・住と自然が調和した町として発展を続けてきました。



阿見町役場

3 特徴

本町の特徴としては、霞ヶ浦とその湖面の彼方に望む名峰筑波山のやわらかな稜線が織りなす雄大な自然景観が挙げられます。2019年度には、阿見セーリング特設会場を舞台として、いきいき茨城ゆめ国体セーリング競技が開催されるほか、2023年度の完成を目指して工事が進められている霞ヶ浦導水事業によって、湖水の水質改善が進むことにより、「泳げる霞ヶ浦」への期待も高まっています。

また、昭和23年から立地している学校法人東京医科大学茨城医療センター（旧東京医科大学霞ヶ浦病院）を始め、国立大学法人茨城大学農学部や茨城県立医療大学など、医療や教育に関連する優れた機関の集積もあげられます。

さらに、平成19年の圏央道の開通に伴い、町内にインターチェンジが2箇所設置され、平成29年には茨城県内の全区間が開通し、交通利便性が飛躍的に向上しました。

産業面では、福田工業団地、筑波南第一工業団地、阿見東部工業団地の3つの工業団地を擁するほか、阿見東インターチェンジに隣接する阿見吉原地区への企業立地も進み、今後更なる発展が期待されています。

農業面では、豊富な水資源と温和な気候に恵まれた自然環境を活かし、町の名を冠した「阿見グリーンメロン」、銘柄産地の指定を受けた「れんこん」、銘柄推進産地の指定を受けた「すいか」などの自慢の特産品が数多くあり、「常陸秋そば」の産地化に向けた取り組みなども進められています。

観光面では、平成21年に「あみプレミアム・アウトレット」が開業し、年間300万人を超える観光客が訪れ、町内や周辺の観光資源との連携などの観光振興にも取り組んでいます。

また、平成22年に開館した予科練平和記念館は、阿見町の貴重な歴史遺産である予科練、旧海軍航空隊や本町の戦史の記録を展示しており、平成30年9月には来館者50万人を達成し、命の尊さや平和の大切さを伝える町施設として、町内外から多くの来館者が訪れています。



霞ヶ浦と筑波山



茨城大学農学部



阿見グリーンメロン



れんこん



すいか



常陸秋そば



阿見東インターチェンジ周辺



あみプレミアム・アウトレット



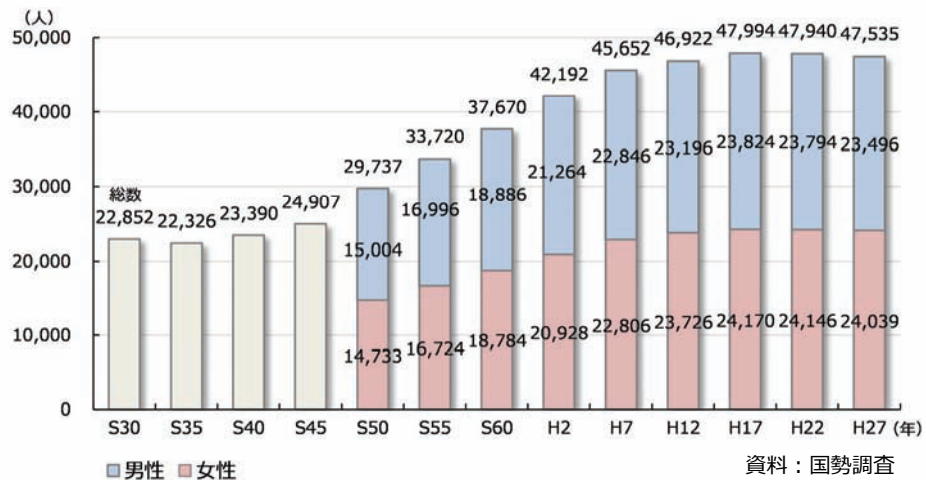
予科練平和記念館

4 基本データ

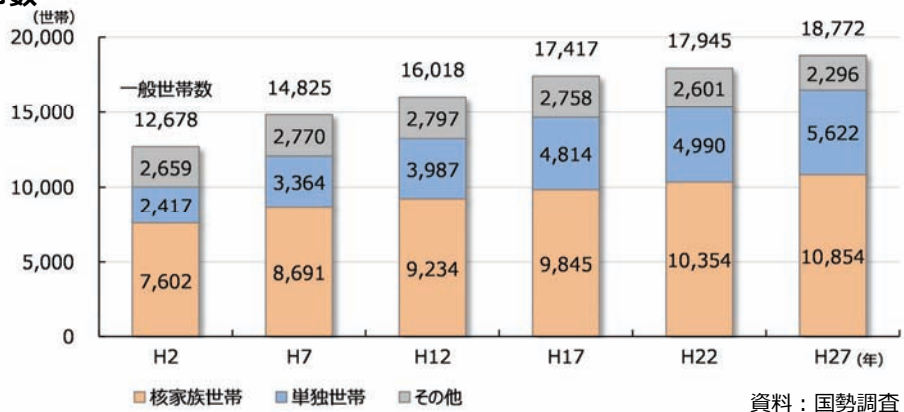
人口・世帯数の推移

本町の人口の推移をみると、昭和30年に人口22,852人の町として誕生して以来、昭和40年以降の住宅団地開発や土地区画整理事業などにより、平成7年までは急増し、その後も平成17年の47,994人まで微増傾向にありましたが、それ以降は横ばい傾向にあります。人口動態は、近年、社会増減（転入転出）、自然増減（出生死亡）とも減少している状況となっています。また、世帯数は増加傾向を示していますが、単独世帯の増加が進んでいます。

■ 人口の推移



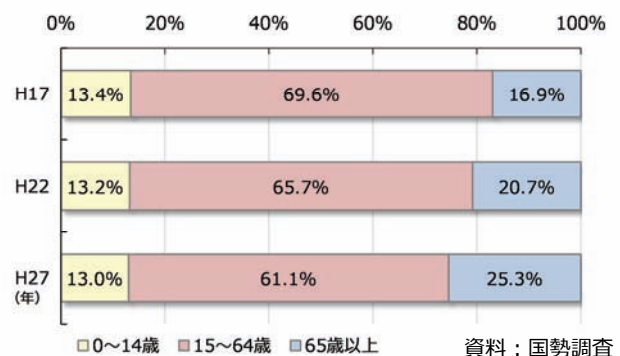
■ 家族類型別の世帯数



年齢別人口構成の推移

平成17年から平成27年の年齢3区分別の人口構成の推移をみると、0～14歳の割合が0.4ポイント減少しているのに対し、65歳以上は8.4ポイント増加しており、少子化よりも高齢化が顕著になっています。また、15～64歳の割合も8.5%減少しており、生産年齢人口の減少も顕著になっています。

■ 年齢別人口構成の推移



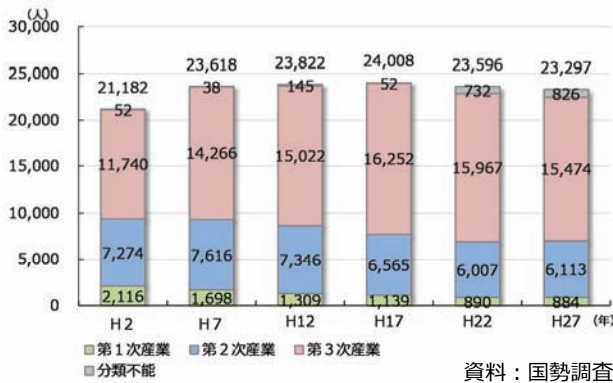
産 業

①就業人口・労働力の推移

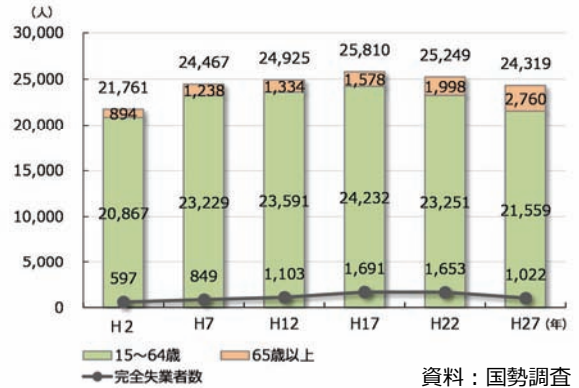
15歳以上の就業者数は平成17年をピークに減少傾向を示し、平成27年の就業者数は23,297人(総人口の49.0%)となっています。

産業分類別にみると、第3次産業は増加しているものの、第1次産業、第2次産業はいずれも減少しています。また、労働力人口は、就業者と同様に平成17年をピークに減少する一方、65歳以上の労働力人口が増加しており、労働力人口の高齢化が進んでいます。

■産業分類別就業者数の推移



■労働力人口の推移

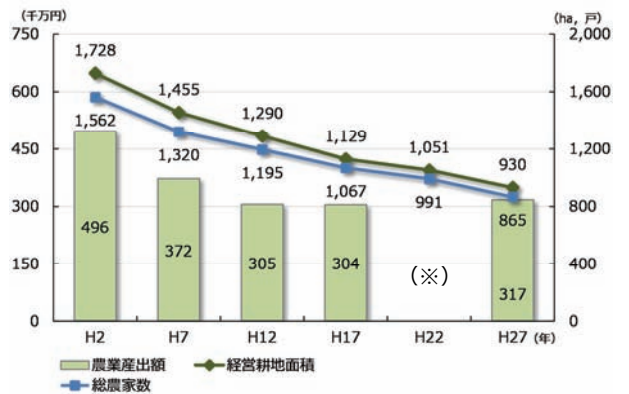


②産業の動向

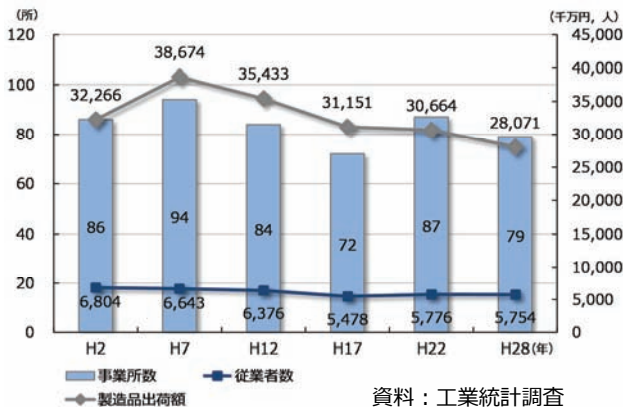
産業別の状況をみると、農業は減少傾向、工業は事業所数、製造品出荷額、従業者数とも減少傾向、商業は年間販売額が増加しているものの、商店数、従業者数は減少傾向がみられます。

資料：生産農業所得統計・農林業センサス・市町村別農業産出額（推計）
※平成22年農業産出額：調査未実施のため不明

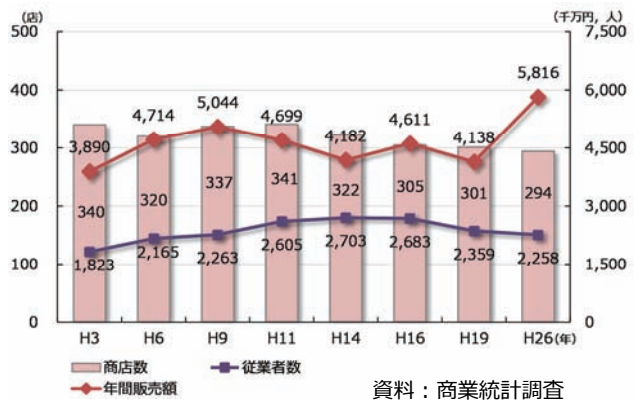
■農業の推移（農業産出額等）



■工業の推移（製造品出荷額等）



■商業の推移（年間販売額等）



第2編 基本構想の概要

第1章 将来像

第2章 まちの将来デザイン

第3章 将来人口の見通し

第4章 土地利用ゾーニング

第1章 将来像

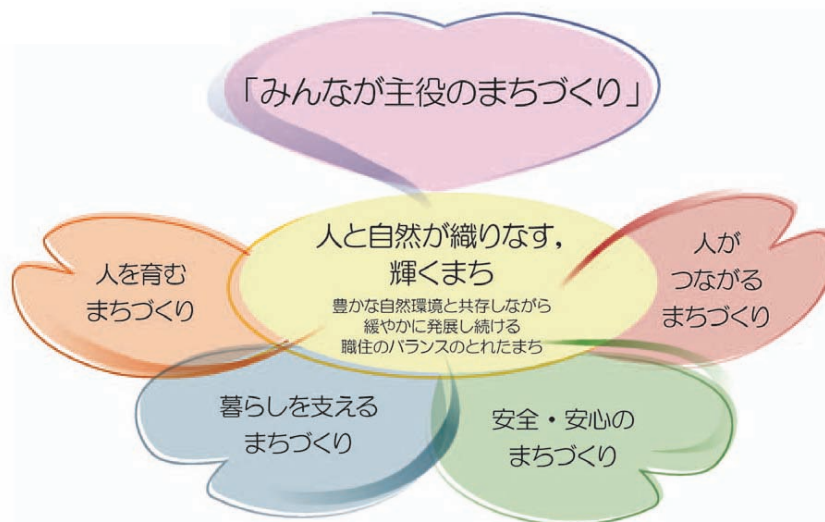
1 まちづくりの基本理念

「みんなの声がひびくまち」から「みんなの声が活きるまち」へ、本町が進めてきたまちづくりにみがきをかけ、将来にわたって「持続可能」な地域社会を維持していくためには、これまでの取組みを更に一歩進め、町民が主体的にまちづくりを進めていくことが必要です。まちづくりの主役である町民一人ひとりが自立し、支え合いながら、様々な場面で主体的に力を発揮し、より良い本町を次世代に継承する「持続可能」なまちの発展を目指し、

「みんなが主役のまちづくり」 を基本理念としています。

2 基本構想策定から10年後のまちの姿

まちづくりの基本理念に基づき、町民と行政が共有できる将来像として基本構想策定から10年後（2023年）の町の姿を定めます。



いつの時代においても、私たちには変えてはならないもの、変わらずに守り育てていかなければならないものがあります。それは、一朝一夕にはつくり出すことのできない「水」と「緑」、そして「人と人とのつながり」です。

私たちは、この豊かな自然のなかに暮らしながら、ふれあい、支え合い、助け合い、そこから生み出される賑わいと活力により、将来にわたって持続的に発展できる、就業や暮らしの場がバランス良く整ったまちを展望し、「人と自然が織りなす、輝くまちー豊かな自然環境と共存しながら 緩やかに発展し続ける職住のバランスのとれたまちー」を目指します。

3 まちづくりの基本目標

また、基本構想では、策定から10年後のまちの姿を実現するために、「人がつながるまちづくり」、「人を育むまちづくり」、「暮らしを支えるまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」の4つの基本目標を設定しています。

人がつながるまちづくり 人と人との関係、町民と行政の関係を創り、育てるまちづくり

“新しい公共”の理念のもと、「自助」「共助」「公助」により、町民と行政との信頼関係を深め、役割と責任を分かち合い、協働によるまちづくりを目指します。

また、「地方分権・地域主権型社会」への移行が進むなか、効率的・効果的な自治体運営を推進することにより、自立性の高いまちを目指します。

人を育むまちづくり 生きがいのある暮らしと、人の成長を支えるまちづくり

子供、高齢者、障害者にやさしく、町民誰もが、住み慣れた家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、地域、保健、医療や福祉の連携のもと、生きがいを持って暮らせるまちを目指します。また、子供たちが健やかに学び育つことができ、町民が生涯にわたって学び、共に高め合うことができる環境づくりを進めます。

暮らしを支えるまちづくり 都市の整備と産業の振興によるまちづくり

誰もが住み続けたい、住んでみたい、暮らしやすいと感じられるよう、町民の日常生活を支える都市の基盤づくり、都市空間の形成を目指します。

また、企業誘致など新たな産業の振興と定住促進を図るとともに、既存の商工業や農業の振興、観光の振興を通じ、生産と消費の連携や人々の交流による地域産業の活性化を図ります。

安全・安心のまちづくり 生命と財産を守り、良好な環境を次代に引き継ぐまちづくり

町民誰もが安全で安心して暮らし続けることができるよう、町民の生命と財産を守るとともに、安らぎのあるまちを目指します。

また、将来にわたって「持続可能」な循環型社会の推進や、恵み豊かな水と緑の環境を守り育むことを通じ、地球環境に配慮したまちを目指します。

第2章 まちの将来デザイン

町民が暮らす環境がどうあるべきか、どのようなコミュニティが必要なのか、町民が住む土地はどのように使われるべきかの3つの視点から、前提となる基本的考え方を「町民の生活環境デザイン」、「地域のコミュニティデザイン」、「都市のグランドデザイン」として示しています。

町民の生活環境デザイン

- 住み続けられる環境づくり – 住み替える時も同じ町へと思う環境がある
- 暮らしやすい環境づくり – 住んでいる人が住みやすいと感じる環境がある
- 住みたくなる環境づくり – これから住むなら阿見町と言われる環境がある

地域のコミュニティデザイン

- 地域にあったコミュニティづくり
- 社会状況の変化に対応したコミュニティづくり
- 多くの町民が参加できるコミュニティづくり
- 自立性の高いコミュニティづくり

都市のグランドデザイン

- 長期的・計画的な視点にたった土地利用方針
- 地域の特性を生かし、持続可能な土地利用の推進
- 自然環境を保全・活用する土地利用の推進

■ まちの将来デザイン

町民の生活環境デザイン

町民一人ひとりが住みよい、暮らしやすいと実感できる環境のあり方

地域のコミュニティデザイン

将来の地域コミュニティを展望した地域社会のあり方

都市のグランドデザイン

町民の生活の舞台となる適正な土地利用のあり方を考えた将来の姿

まちづくりの基本目標

人がつながる
まちづくり

人を育む
まちづくり

暮らしを
支える
まちづくり

安全・安心の
まちづくり

第3章 将来人口の見通し

これまで増加を続けていた本町の人口は、平成17年から平成22年の国勢調査によるとほぼ横ばいの状況にあります。しかし、急速に進む少子高齢化は、町の人口構成を大きく変化させつつあります。本町にあってはとりわけ、20代後半から30代後半及び0歳から14歳の年少人口の割合が他の世代の割合に比べて少なくなることが懸念されます。こうした若年層の割合が減少しないよう、しっかりとの方針や施策展開を持つことが必要です。

人口の維持・増加を図ること、とりわけ未来を託すべき子供たちや、社会を支える若者たちの維持・増加を図ることは、現在の施設や都市基盤などの社会資本ストックの有効活用が可能になるとともに、町全体の活力が保たれるなど、「持続可能」なまちを形成することにつながります。

したがって、安心して子育てができる環境整備などの少子化対策とあわせて、多様な雇用の場の確保、町外からも人を呼び込むことのできる魅力ある宅地・住宅の供給を図るなどを計画的に推進することにより、若者世代や子育て世代の定住を促進し、バランスの良い人口構成にしていくための取組みを進め、将来的に「持続可能」なまちを目指します。このようなまちづくりを推進することにより、2023年の人口見通しを50,000人としました。

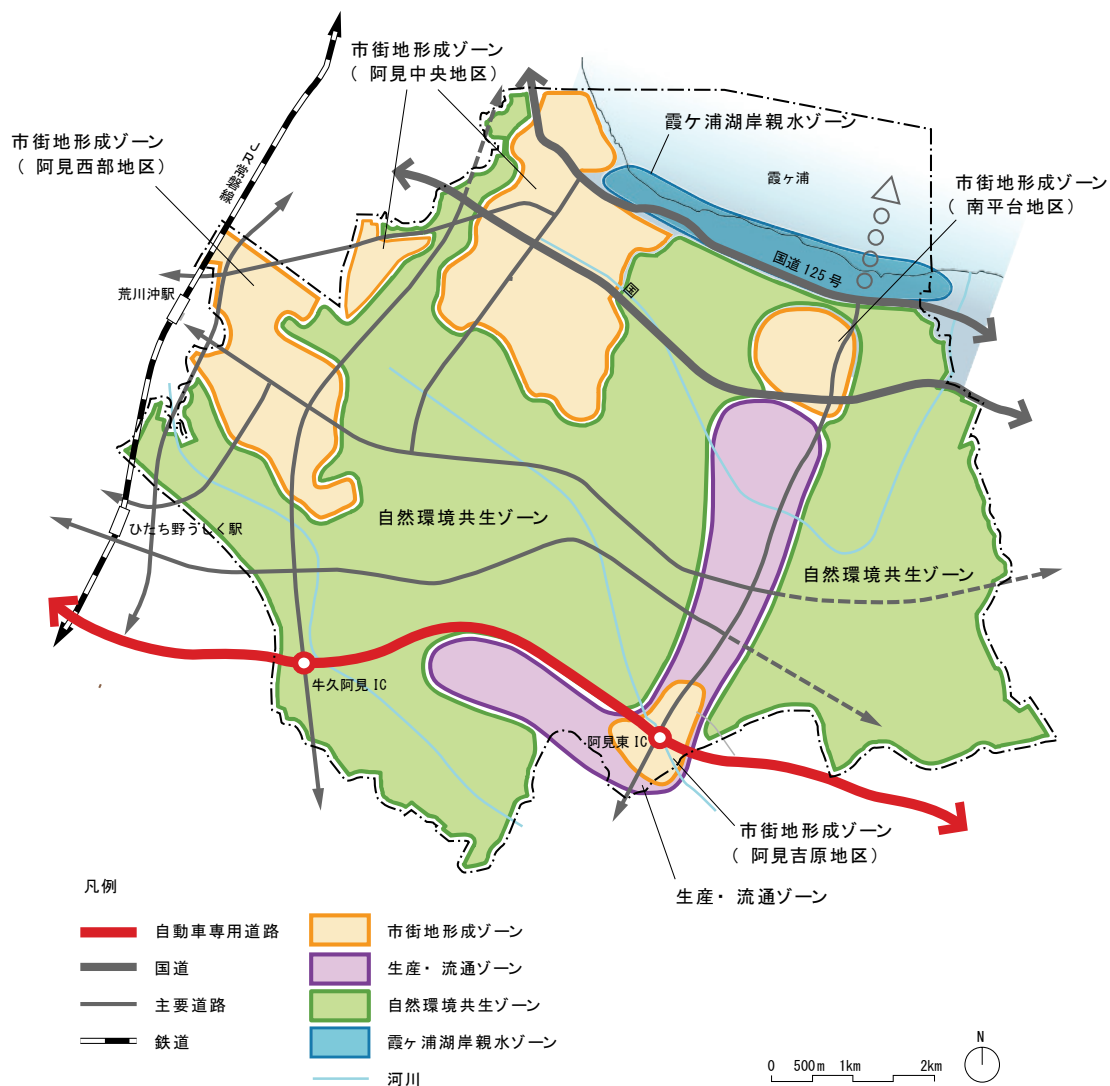
2023年の人口見通し 50,000人



第4章 土地利用ゾーニング

町の将来像を示す土地利用ゾーニングについては、基本構想で示されたものを基本としますが、「第1編 第3章本町を取り巻く時代潮流」において示した、「基本構想策定後の動き」を考慮しながらまちづくりを進めることとします。土地利用ゾーニングについては、「都市のグランドデザイン」の基本的な考え方に基づき、「市街地形成ゾーン」「生産・流通ゾーン」「自然環境共生ゾーン」「霞ヶ浦湖岸親水ゾーン」の4つのゾーンを設定しています。

■土地利用計画ゾーニング図



第3編 後期基本計画

重点プロジェクト

後期基本計画の構成

後期基本計画の見方

重点プロジェクト

1 重点プロジェクトとは

少子高齢社会の進行，経済のグローバル化の進展等，めまぐるしく変わる社会情勢と多様化する町民ニーズに的確に対応し，今後5年間で大きくリードしていく取組みを「重点プロジェクト」として位置付けます。

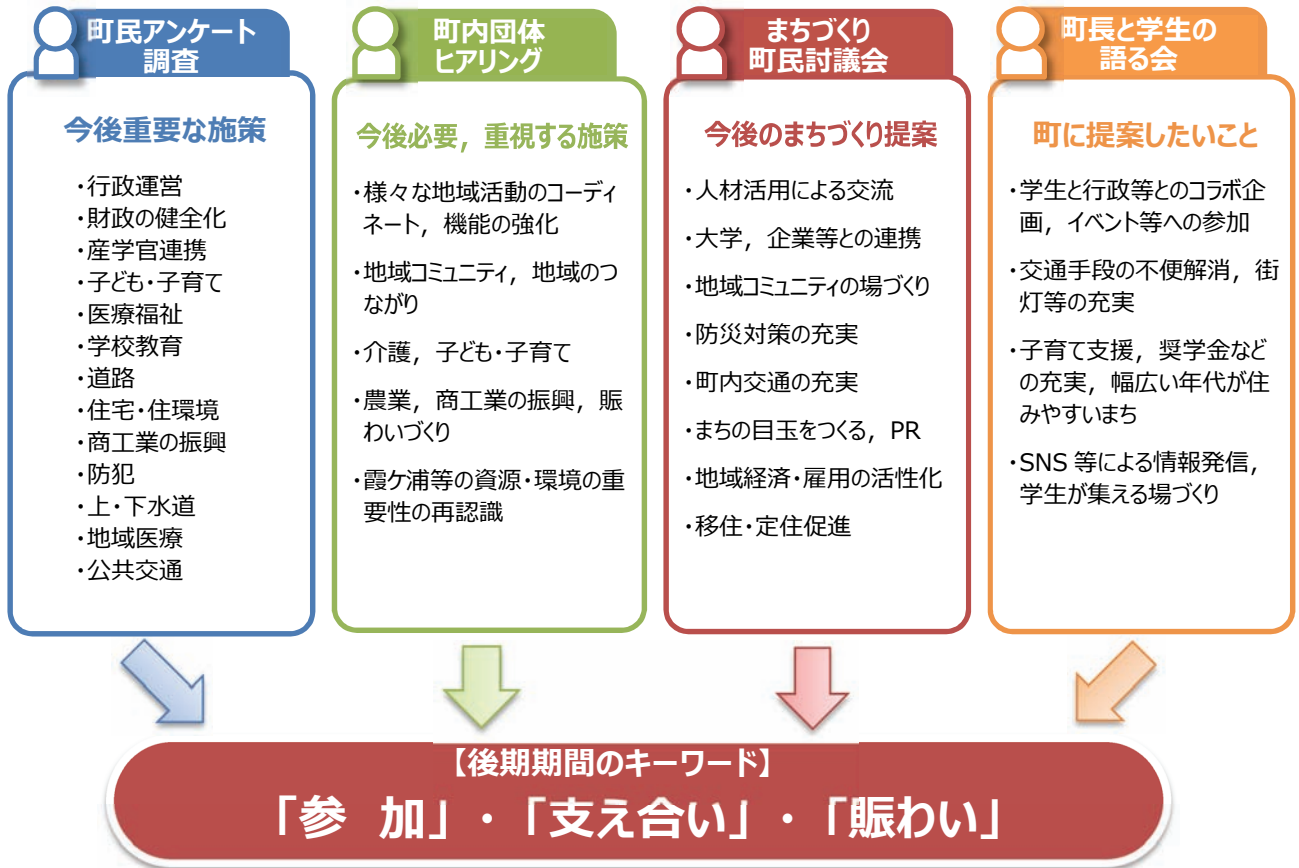
重点プロジェクトの意義

重点プロジェクトは，町施策の一覧性を確保しつつ，重点的に取り組むべき政策課題を明らかにし，施策について縦割りではなく総合的に取り組むために，中期的な目標を定めるものです。

また，これらにより，PDCAサイクルに基づく総合的なマネジメントを進め，政策が求める状態が達成されているのか，基本計画における個別施策の指標とともに，状況を解釈・評価し，よりよい対処を導くことを目指します。

政策課題について

前期期間を経て，後期期間に向けた時代の変化や町民の意識・意向を通じて見えてきた政策課題を分類し，重要となる3つのキーワードを導き出しました。



2 後期期間の重点プロジェクト

後期基本計画では、次の時代に向けて重点的に取り組む施策を「**あみ・未来プロジェクト**」と名付け、総合的・横断的に3つのテーマを設定し、これらに沿って6つの重点プロジェクトを掲げます。



重点テーマ1 : 「参加」

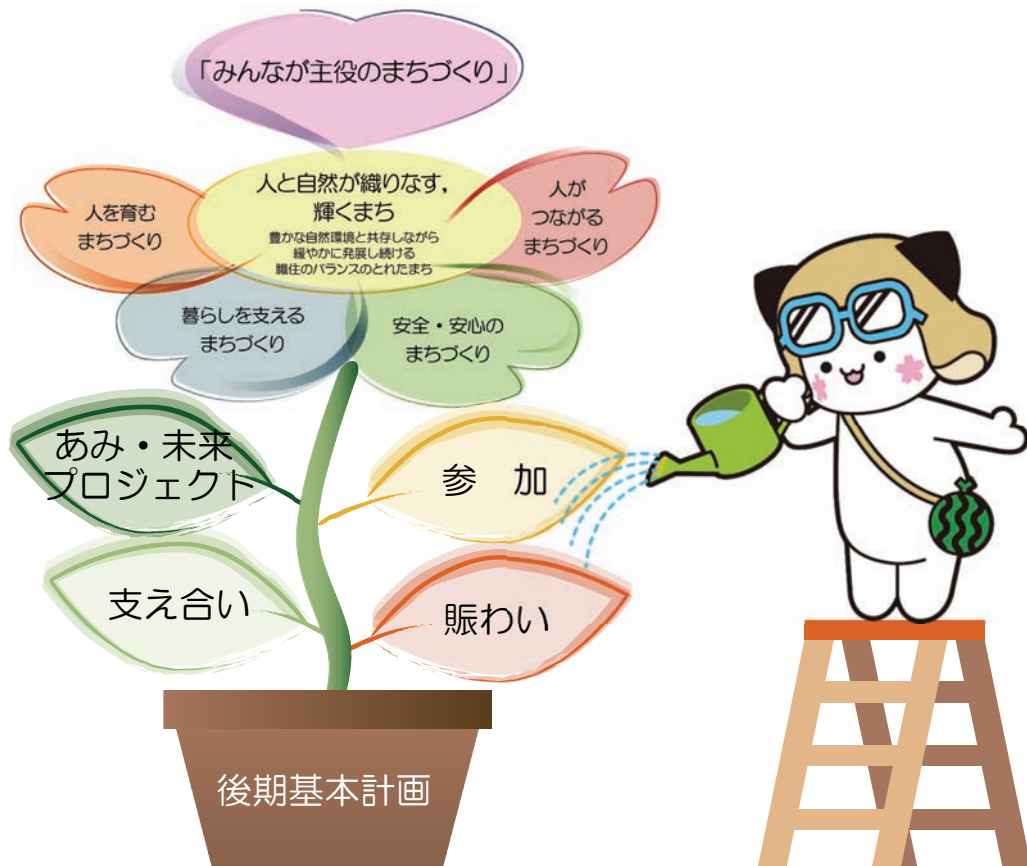
- 1-1 地域力を育むプロジェクト
- 1-2 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

重点テーマ2 : 「支え合い」

- 2-1 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト
- 2-2 町民の暮らしを支えるプロジェクト

重点テーマ3 : 「賑わい」

- 3-1 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト
- 3-2 地域経済の活力向上プロジェクト



重点テーマ1：「参加」

町民や地域、NPO等の様々な立場の人がまちづくりに参加しやすい体制づくりと、将来も持続可能な行財政運営の仕組みづくりに取り組み、自立性の高いまちづくりを進めます。

また、町の強みである企業や大学等との産学官連携を促進して地域振興を図るとともに、町民の社会参加を促進して、あらゆる人が活躍し地域全体を活性化するまちづくりを進めます。

1-1 地域力を育むプロジェクト

■町民が町政に参加しやすい、誰もが主役になれるまちづくりを進めます。

●関連施策：町民参加の促進／コミュニティ活動の充実／広報・広聴活動の充実

■未来に持続可能な、財政規律をまもるまちづくりを進めます。

●関連施策：行政運営／財政の健全化

1-2 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

■企業、大学、研究機関等の相互連携を支援し、地域振興につながるまちづくりを進めます。

●関連施策：産学官連携／商工業の振興

■町内に住むあらゆる人が協働し、生涯活躍できるまちづくりを進めます。

●関連施策：町民参加の促進／生涯にわたって学べる環境づくり



重点テーマ2：「支え合い」

出産・子育て支援の充実や安心して学べる教育環境の充実に取り組み、子どもの成長を学校、家庭、地域全体で見守り、安心して子育てでき、若者の活躍を支えるまちづくりを進めます。

また、町民、地域、行政等が互いに支え合い、高齢者、障害者にやさしく、町民誰もが地域の中でいつまでも安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2-1 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト

■地域全体で、出産や子育てを支えるまちづくりを進めます。

●関連施策：子ども・子育て支援の充実／医療福祉の充実

■将来を担う子どもたち、若者たちに対し、未来への投資を行うまちづくりを進めます。

●関連施策：幼児教育の充実／学校教育の充実／児童生徒の健康管理と安全対策／生涯にわたって学べる環境づくり／社会全体で取り組む教育の推進

2-2 町民の暮らしを支えるプロジェクト

■誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、お互いに支え合うまちづくりを進めます。

●関連施策：介護保険制度の適正な運営／地域福祉の推進／高齢者福祉の充実／障害者福祉の充実／交通体系・公共交通の充実

■災害時等の緊急時を想定し、危機管理ができるまちづくりを進めます。

●関連施策：情報化の推進／地域防災対策の推進／消防・救急体制の充実／防犯対策の推進



重点テーマ3：「賑わい」

霞ヶ浦の水辺や自然環境，農業等をまちの魅力を発信する地域資源として活かし，新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み，交流・賑わいを生み出すまちづくりを進めます。

また，首都圏へのアクセスの良さ等を活かし，新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに，良好な住環境整備による定住促進に取り組み，地域経済を活性化するまちづくりを進めます。

3-1 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト

■ 恵まれた水辺環境を活かし，霞ヶ浦を核として交流するまちづくりを進めます。

- 関連施策：観光の振興／自然環境の保全

■ 自然環境や農業等を町の魅力とし，地域資源を活かし発信するまちづくりを進めます。

- 関連施策：農業の振興／商工業の振興／観光の振興

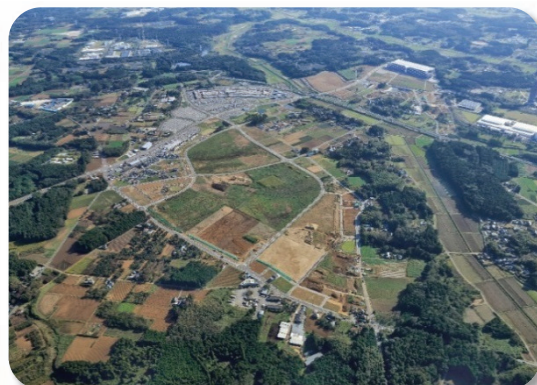
3-2 地域経済の活力向上プロジェクト

■ 首都圏への利便性等を活用し，地域経済を活性化するまちづくりを進めます。

- 関連施策：市街地の整備／商工業の振興

■ 町内への定住を促進するため，良好な受け皿を確保するまちづくりを進めます。

- 関連施策：市街地の整備／良好な住宅・住環境づくり／商工業の振興



■ 基本構想と後期基本計画(重点プロジェクト)の関係性

基本構想

基本理念 **みんなが主役のまちづくり**

10年後のまちの姿 **人と自然が織りなす、輝くまち**

まちづくりの基本目標

人がつながる
まちづくり

人を育む
まちづくり

暮らしを支える
まちづくり

安全・安心の
まちづくり

時代の変化

【移り変わる外部との関係】

- 国際的視点の必要性
- 環境に対する意識の高まり

【移り変わる地域社会】

- 地域における協働の重要性
- 地域をマネジメントする必要性の高まり

【移り変わる人・暮らし】

- 人口減少・高齢化の進行
- 日常を取り巻く社会構造の変化
- 情報技術がもたらす暮らしの変化
- 生活行動圏域の広域化と地域の変化

環境変化

町民等の意向

- 町民・地域・NPO等が参加しやすい体制づくり
- 町の強み（企業、大学）を活かしたまちづくり
- 未来に持続可能な行財政運営の推進

- 子育てや若者の活躍を支援する体制の整備
- 高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくり
- 少子高齢化社会の到来と地域コミュニティの大切さ
- 地域防災力の強化、移動制約者の交通手段の確保

- 霞ヶ浦を活かした観光振興
- 農業、商業等の地域資源を活かしたまちづくり
- 人口増加が続く荒川本郷地区の良好な市街地誘導

あみ・未来プロジェクト

後期基本計画

重点プロジェクト

重点テーマ1 : 1-1 地域力を育むプロジェクト
「参加」 1-2 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト

重点テーマ2 : 2-1 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト
「支え合い」 2-2 町民の暮らしを支えるプロジェクト

重点テーマ3 : 3-1 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト
「賑わい」 3-2 地域経済の活力向上プロジェクト

後期基本計画の構成

第1節 ふれあいのまちづくり

1 町民参加の促進

- 1111 政策決定過程における町民の参加
- 1112 協働を進めるための人づくり
- 1113 連携から協働へ
- 1114 協働のまちづくりの推進

2 コミュニティ活動の充実

- 1121 地域コミュニティの活性化
- 1122 交流の機会・場の充実

3 人権と平和の尊重

- 1131 人権尊重に向けた啓発活動の推進
- 1132 平和行政の推進
- 1133 豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実

4 男女共同参画社会の実現

- 1141 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実
- 1142 誰もが活躍できるための環境整備

5 国際交流の促進

- 1151 国際交流活動の推進

6 産学官連携

- 1161 連携事業の推進と展開

第2節 町民の視点にたったまちづくり

1 行政運営

- 1211 行政経営の確立
- 1212 機能的な組織運営
- 1213 人材育成・人事制度
- 1214 適正な法執行・文書管理

2 財政の健全化

- 1221 効果的・効率的な財政運営
- 1222 公有財産の適正な管理・有効活用
- 1223 民間活力の積極的活用
- 1224 税収の確保
- 1225 自主財源の確保

3 窓口サービスの向上

- 1231 窓口・行政サービスの向上

4 広報・広聴活動の充実

- 1241 広報活動の充実
- 1242 広聴活動の充実
- 1243 情報発信・町のPRの強化
- 1244 統計情報の充実

5 情報公開・個人情報保護

- 1251 適正な情報公開制度の運用
- 1252 個人情報保護条例の見直しと適正な制度の運用

6 情報化の推進

- 1261 地域情報化の推進

7 広域行政の推進

- 1271 広域事務事業の強化
- 1272 他の自治体との相互協力

第1節 健康と元気を支えるまちづくり

1 町民の健康づくり

- 2111 健康づくりの推進
- 2112 健康診査・健康相談の充実と活用
- 2113 母子保健事業の充実
- 2114 感染症の予防

2 国民健康保険制度の適正な運営

- 2121 総合的な健康管理の推進
- 2122 国民健康保険の健全運営

3 後期高齢者医療制度の適正な運営

- 2131 高齢者保健事業の推進
- 2132 後期高齢者医療制度の安定した運営

4 介護保険制度の適正な運営

- 2141 介護保険サービスの充実
- 2142 介護予防事業の推進
- 2143 介護保険の健全な運営
- 2144 安心して暮らせる地域づくり

5 国民年金制度の適正な運営

- 2151 国民年金の加入促進と受給権の確保

第2節 みんなで支え合うまちづくり

1 地域福祉の推進

- 2211 地域で支え合い・助け合う仕組みづくりの推進
- 2212 民生委員児童委員活動の充実と社会福祉協議会との連携強化
- 2213 避難行動要支援者対策の推進

2 高齢者福祉の充実

- 2221 高齢者の生活支援の推進
- 2222 生きがいづくりの推進

3 障害者福祉の充実

- 2231 障害者福祉サービスの充実
- 2232 障害者の生活の安定と自立支援

4 子ども・子育て支援の充実

- 2241 保育施設の充実
- 2242 保育サービスの充実
- 2243 子育て支援体制の充実
- 2244 放課後子どもプランの充実
- 2245 要保護児童対策の充実

5 医療福祉の充実

- 2251 医療福祉行政の充実

第3節 豊かな人づくり

1 幼児教育の充実

- 2311 幼児教育の推進

2 学校教育の充実

- 2321 豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進
- 2322 学力を支える教師力の向上
- 2323 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進
- 2324 学習環境の充実
- 2325 地域に開かれた学校づくりの推進
- 2326 保護者負担の軽減

3 児童生徒の健康管理と安全対策

- 2331 健やかな体の育成
- 2332 安全・安心な教育環境の整備
- 2333 質の高い教育環境の整備

第4節 いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり

1 生涯にわたって学べる環境づくり

- 2411 生涯学習の充実と社会参加の促進
- 2412 公民館・ふれあいセンターの充実
- 2413 ふれあい地区館活動の充実
- 2414 図書館の充実
- 2415 予科練平和記念館の充実

2 社会全体で取り組む教育の推進

- 2421 家庭教育への支援
- 2422 地域の教育力の向上
- 2423 青少年健全育成・体験活動の推進
- 2424 人権尊重の視点にたった生涯学習の推進

3 スポーツの振興

- 2431 活力ある生涯スポーツの振興
- 2432 スポーツ施設の充実

4 文化芸術活動の推進と文化財保護

- 2441 文化芸術活動の推進
- 2442 文化財保護・活用

第1節 総合的・計画的なまちづくり

1 土地利用

3111 計画的な土地利用の推進

2 市街地の整備

3121 市街地開発と都市施設の整備

第2節 快適で住みよいまちづくり

1 交通体系・公共交通の充実

3211 公共交通の利便性向上

2 道路の整備及び維持・管理

3221 生活道路の整備・維持・管理

3222 都市計画道路の整備

3 公園・緑地の整備及び維持・管理

3231 身近な公園・緑地の整備

3232 公園・緑地の維持管理

4 良好な住宅・住環境づくり

3241 良好な住環境づくり

3242 町営住宅の管理

5 景観形成

3251 魅力あるまち並みづくり

第3節 活力と賑わいの産業づくり

1 農業の振興

3311 農業振興支援策の充実

3312 担い手の育成

3313 生産基盤の整備

3314 耕作放棄地の活用

3315 環境に配慮した農業の推進

3316 地産地消の推進

2 商工業の振興

3321 産業活性化の推進

3322 企業誘致の推進

3323 雇用対策の推進

3 観光の振興

3331 観光資源の活用と発掘

3332 観光PRの推進

第1節 潤いのある生活環境づくり

1 上水道の整備及び維持・管理

4111 安全でおいしい水道水の供給

4112 水道供給施設などの適切な維持管理・更新

2 下水道の整備及び維持・管理

4121 公共下水道の整備と適切な維持管理・更新

4122 農業集落排水事業の健全経営

4123 高度処理型合併処理浄化槽の普及推進

3 河川・水路の環境整備

4131 河川環境の保全と整備

4132 公共下水道雨水施設の整備

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

1 地域防災対策の推進

4211 地域防災力の向上

4212 防災機能の強化

4213 災害時応援協定の締結

2 消防・救急体制の充実

4221 非常備消防体制の充実

4222 消防・救急体制の強化

3 地域医療体制の充実

4231 地域医療体制の充実

4232 救急医療体制の充実

4 交通安全対策の推進

4241 交通安全対策の充実

4242 交通安全施設の充実

5 防犯対策の推進

4251 防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化

4252 安全な地域づくりのための環境整備

6 消費生活対策の充実

4261 安全な消費生活の推進

第3節 環境を守り育むまちづくり

1 地球環境の保全

4311 地球環境保全の推進

2 自然環境の保全

4321 豊かな森林の保全

4322 農村環境の保全

4323 霞ヶ浦の保全

4324 河川の水質保全

4325 霞ヶ浦の水辺の整備

3 生活環境の向上

4331 環境美化の推進

4332 動物愛護の普及啓発

4333 環境対策の推進

4 資源循環型社会の形成

4341 ごみの減量化・リサイクルの推進

4342 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理

後期基本計画の見方

1 町民参加の促進

現状と課題

-
-

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取り組み

-
-

■ 施策推進上の問題意識

-
-

■ 後期期間の取り組み

-
-

目指すまちの姿

.....います。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

-
-

■ 町民等の役割

-
-

施策の体系

町民参加の促進

- 施策 1 政策決定過程における町民の参加
- 施策 2 協働を進めるための人づくり
- 施策 3 連携から協働へ
- 施策 4 協働のまちづくりの推進

個別施策の展開

施策 1 1111 政策決定過程における町民の参加

／町民活動推進課，政策秘書課，関係各課

展開方針

-
-

主要な事業

指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
指標		

後期の成果

現状と課題

- ・ 施策に関する現状と課題について記載しています。

施策の進捗状況等

- ・ 前期期間における取り組みと、前期の施策を推進するにあたり発生した問題意識について記載しています。
- ・ 前期期間を踏まえて、後期期間に必要な取り組みを記載しています。

目指すまちの姿

- ・ 施策により目指している将来のまちの姿を記載しています。

行政と町民等の役割

- ・ 目指すまちの姿を実現するために、行政が行うべきこと、町民等に期待されることを記載しています。

施策の体系

- ・ 施策と個別施策からなる体系を記載しています。

個別施策の展開

- ・ 4桁の数字は、章，節，施策，個別施策のコード番号を示し、主な担当部署を記載しています。
- ・ **展開方針**：具体的な取り組み内容を記載しています。

- ・ **主要な事業**：個別施策を実現する手段として、主要な事業を記載しています。
- ・ **指標**：個別施策の効果や達成状況を測る目安として設定し、現況値と目標値を示しています。
- ・ **後期の成果**：展開方針に沿って施策や事業を進めた結果、後期期間に期待される成果を記載しています。

第1章 人がつながるまちづくり

第1節 ふれあいのまちづくり

- 1 町民参加の促進
- 2 コミュニティ活動の充実
- 3 人権と平和の尊重
- 4 男女共同参画社会の実現
- 5 国際交流の促進
- 6 産学官連携

第2節 町民の視点にたったまちづくり

- 1 行政運営
- 2 財政の健全化
- 3 窓口サービスの向上
- 4 広報・広聴活動の充実
- 5 情報公開・個人情報保護
- 6 情報化の推進
- 7 広域行政の推進

第1節 ふれあいのまちづくり

1 町民参加の促進

現状と課題

- 地域が抱える課題や町民ニーズの多様化により、従来の行政主体のまちづくりから、町民と行政が相互理解のもとで目的意識を共有し、地域の課題を解決していく「協働のまちづくり」が求められています。本町では、平成24年度に「協働」の基本となる考え方を整理した「阿見町協働の指針」を策定し、町民との協働のまちづくりを推進しています。
- 行政運営に町民の声が反映できる機会を設けるとともに、より多くの町民が町政を知り、一人ひとりが何ができるかを考えることが必要です。また、市民活動団体等の強みを活かした協働事業の提案が必要とされています。
- 協働の事業に必要な制度の確立と、それを実行する行政職員や町民等の意識改革が必要となります。町民や市民活動団体など、それぞれが持っている経験や知識、能力を各分野で活かした町民が主役の行政運営が求められています。



まちづくり町民討議会

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 政策決定過程に町民が参加できるよう審議会等への公募委員を積極的に取り入れました。
- 町民や職員の協働の意識を高めるために継続して研修会等を実施しました。
- 市民活動^{※1}の活発化を目的に市民公益活動支援制度^{※2}を創設しました。
- ボランティアコーディネート支援策としてボランティア活動等体験事業を開始しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 町民と行政がともに協働のまちづくりに取り組んで行くためには、互いを結びつける役割を担う中核としての町民活動センターがますます重要となり、市民活動に関する情報の収集や提供、ボランティアコーディネート等、センターの機能を強化して行く必要があります。

※1 「市民活動」：営利を目的とせず、広く社会を良くしていくという目的を持って行う自発的な活動のこと。ここでの「市民」とは「市に住む人」という意味ではなく、広く積極的に社会に関わろうとする人達をいう（「協働の指針」より）。

※2 「市民公益活動支援制度」：地域ニーズに即した新たな活動の創出と、市民活動団体の専門性や柔軟性等を活かした特色ある事業の実施により、地域の活性化や課題解決を図り、町民が主体となって活躍する「新たなまちづくり」の促進を目的として、市民公益活動を実施する団体を支援する制度。

■ 後期期間の取組み

- 「市民公益活動支援制度」等を有効に活用して市民活動団体の活動を支援しながら協働事業へ繋がります。
- 町民活動センターの適切な場所の検討と機能向上を図るための活動内容の見直しや体制の充実を進めます。

目指すまちの姿

町民と行政が協働で様々なまちづくりに取り組み、町全体が活性化しています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民の参画意識を高めるとともに、協働の仕組みを確立し、町民と協力して地域課題の解決や支援に取り組みます。
- 協働のまちづくりを推進するための情報を提供し、行政の政策決定過程に町民参加の機会を増やします。
- 町民活動の支援や各団体間の連携を図り、協働を担う人材の育成を進めます。
- 町民の交流する機会や場を提供します。

■ 町民の役割

- 町民が目的を共有しながら地域課題の解決に取り組み、地域活動や市民活動に積極的に参加することが期待されます。
- 審議会などの委員公募への積極的な応募、各種調査や審議会、研究会などについて協力・参加することが期待されます。
- 町民同士の交流や地域課題を解決していくための支え合い・助け合いが期待されます。

施策の体系

町民参加の促進

施策 1 政策決定過程における町民の参加

施策 2 協働を進めるための人づくり

施策 3 連携から協働へ

施策 4 協働のまちづくりの推進

個別施策の展開

施策 1

1111 政策決定過程における町民の参加

／町民活動推進課，政策秘書課，関係各課

- 展開方針**
- 審議会等の委員は専門的な知識を持つ委員だけではなく、町民の意見を反映させるため委員公募制を進めます。
 - 計画等策定時において、一般町民の意見を反映させるためパブリックコメント制度を推進します。
 - 自治意識の向上，積極的なまちづくりへの参加，地域課題の解決を支援する「町民参加型予算※1」の導入に向けた調査・研究を行います。
 - 若者のアイデアや意見等を聴く機会を工夫してつくります。

主要な事業	委員公募制度／パブリックコメント制度		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	公募委員割合	4.2%	7%
	町政に参加していると感じている町民の割合	-	100%

後期の成果 町の政策決定過程に町民が参加し、町民の意見や提言を政策に反映しています。

施策 2

1112 協働を進めるための人づくり

／町民活動推進課，関係各課

- 展開方針**
- 町民活動センターの機能の向上を図り、講座や研修などの機会を充実し、新たな組織の立ち上げやリーダーの育成等、各団体が協働を担っていただけるように支援します。
 - ボランティア活動やNPOなどについて気軽に相談できる環境づくりを推進します。
 - 研修などを通じて町職員の協働への理解を深めます。
 - 講演会や広報あみ等を通じ、協働に対する町民の理解を深めます。
 - 若者の活力をまちづくりに活かすため、学生のボランティアへの参加を促進します。

主要な事業	町民協働推進事業／町民活動センター事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	講座・研修会実施参加者数	42人／年	100人／年
	町民活動センターに登録する市民活動団体数	85団体	90団体

後期の成果 町職員や町民の協働の意識が高まり、各団体や行政などで協働のまちづくりを担う人材が育成されています。

※1 「町民参加型予算」：日本の市民参加型予算は、自治体の財政が厳しさを増す状況の中で、限られた予算を緊急性や重要性を鑑み、優先順位をつけることが必要とのことや、市民の自治意識を向上させ、主体的な自治運営を期待させる新たな市民参加のかたちとして広がりを見せている。

施策3 1113 連携から協働へ

／町民活動推進課，関係各課

展開方針 ■町民との連携・協力のもと進められてきた事業を，協働のルール^{※1}に基づく協働事業^{※2}へと見直しを進めます。

主要な事業 町民協働推進事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		連携事業から協働事業への移行	0件

後期の成果 連携事業から協働事業へと転換が図られています。

施策4 1114 協働のまちづくりの推進

／町民活動推進課，関係各課

展開方針

- 有識者や町民代表等で構成する協働のまちづくり運営委員会により，町の協働のあり方について検討を行いながら協働のまちづくりを推進します。
- 町民活動センターで市民活動団体の協働事業の調整やコーディネートなどを進めるとともに，NPO等を含む市民活動への支援や協働事業に関する情報の集約・提供を充実します。
- 町民参加による町民を主体としたまちづくりを推進するため，町民討議会を開催します。
- 若者のアイデアをまちづくりに取り入れるため，町民討議会等への学生の参加を促進します。

主要な事業 町民協働推進事業／町民活動センター事業／町民討議会

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		協働事業の実施件数	4件
	町民討議会の開催	-	2回/年

後期の成果 町民と行政が様々な場面で協働のまちづくりに取り組み，目的を共有しながら協働事業を進めています。

※1「協働のルール」：それぞれの持つ力を最大限活かすために，「協働の場」や協働の実施におけるルールのこと。「目的共有」，「相互理解」，「対等」，「自主・自立」，「情報公開・共有」，「時限性・相互評価」の6つを「阿見町協働の指針」に定めている。

※2「協働事業」：福祉・防災・環境・地域振興など地域が抱えるさまざまな課題に対して，市民と地方公共団体が協議し，役割を分担しながら解決していく取組み。

2 コミュニティ活動の充実

現状と課題

- 人口減少や高齢化，家族や家庭の変化に伴い，従来からの地域のつながりや相互扶助の意識が希薄化しており，社会的に弱い立場の人々の孤立や地域防犯機能の低下などの身近な課題について，行政区などの地縁団体^{※1}が果たす役割が重要になってきています。
- 本町の地域コミュニティ活動は，盛んな地域も少なくありませんが，町民の自主的，自立的なコミュニティ活動が全町的に広がることが望まれています。
- 本町では，町民が地域において親睦，交流を深められる環境を整備するために，行政区ごとの集会施設等の建設や修理等の費用に対する補助を行っています。
- ふれあい地区館事業は，8つの地区に社会教育指導員を配置し，各地区館ごとに部会を設け，地域住民のふれあいの場を提供することにより，絆づくり，地域づくりを推進してきました。今後は，町民のニーズに「応える生涯学習」を目指し，地区の集会施設を利用する等，地域に根ざした生涯学習活動を推進するとともに，年齢や性別を問わず，すべての住民が「いつでも，どこでも，だれでも」参加できるような事業を町民自身の手で企画・運営する「地域コミュニティづくり」を支援していく必要があります。
- 全町的なふれあいの振興として実施してきた「まい・あみ・まつり」は，2019年度に30回記念を迎えます。今後も，ふるさととして誇りを持てる地域づくりを推進するため，「まい・あみ・まつり」や町民運動会などの町民参加型のイベントを，様々なニーズを積極的に取り入れながら行っていく必要があります。



まい・あみ・まつり

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 住民の行政区（自治会）への加入促進については，町区長会と行政とが連携して働きかけを実施しました。
- ふれあい地区館については，これまで培ってきた地域コミュニティを重視し，小学校区単位の活動から地区単位とし，継続して8地区の活動を行いました。
- 「まい・あみ・まつり」については，町民及び企業の方を中心に本事業の実行委員会を組織し，企画運営に取り組みました。

■ 施策推進上の問題意識

- 地域コミュニティ意識の希薄化は，市街地・農村地域を問わず進行しています。
- ふれあい地区館については，今後の社会情勢や町民ニーズに鑑み，地域の実態に応じて，運営組織・推進組織の改編や事業内容の検討を図る必要があります。
- まい・あみ・まつり実行委員会には，より多くの町民が主体的に活動に参加することで，様々な町民ニーズを積極的に取り入れた地域づくりにつながるイベント運営が期待されます。

※1「地縁団体」：自治会，町内会など町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のこと。

■ 後期期間の取組み

- 行政区（自治会）のリーダーで構成する町区長会と連携を強化しながら地域コミュニティづくりを推進します。
- ふれあい地区館については、地域の実態に応じて、運営組織・推進組織の改編や事業内容の見直しを図ります。
- 2019年度は、まい・あみ・まつり 30回記念を迎え、節目の年となります。企画運営には実行委員の歴代OBにも関わってもらい、効率的な企画運営と町民ニーズを反映したふるさとの祭りを目指します。

目指すまちの姿

地域の特性を活かした自主的、自立的な地域コミュニティ活動が活発になり、全町的に広がっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 時代に適合した地域コミュニティの活性化に向けて、行政区（自治会）と連携し、地域の課題解決のための支援や協力、情報提供等を行います。
- 町民の交流を促進するため、交流の機会や場の充実を図るとともに、町民がふれあえるイベントなどの開催を支援します。

■ 町民の役割

- 地域コミュニティの重要性を認識し、コミュニティ活動に参加するなど、コミュニケーションの範囲を広げ、お互いに助け合える友人や知人を増やすことが期待されます。
- 町民一人ひとりが地域づくりに関心を持ち、市民活動団体等との積極的な交流や協力が期待されます。
- より多くの町民が各種交流イベントに参加することが期待されます。

施策の体系

コミュニティ活動の充実

施策1 地域コミュニティの活性化

施策2 交流の機会・場の充実

個別施策の展開

施策 1 1121 地域コミュニティの活性化

／町民活動推進課，関係各課

- 展開方針**
- 行政区（自治会）への加入促進を後押ししながら，コミュニティ活動の支援とコミュニティ組織の充実を図るとともに，より自立・自主的な制度としていきます。
 - 近隣行政区など地域コミュニティにおける連携が図れるような小学校区単位などの活動の場を検討するとともに，協働の場として活かしていきます。
 - 地域住民や転入者等に対し，地域コミュニティ活動の重要性や利点等について積極的にPRして理解を深めるとともに，区長会等と連携して行政区への加入の促進や課題解決への支援を行います。

主要な事業	自治振興事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	行政区加入世帯数の割合(9月末現在)	80%	82%



後期の成果 主体的に地域コミュニティ活動へ参画する町民が増え，地域での交流が活性化しています。

施策 2 1122 交流の機会・場の充実

／商工観光課，生涯学習課

- 展開方針**
- 8つの地区に社会教育指導員を配置することにより，町民の自主的な生涯学習活動を支援し，地域住民のニーズに「応える生涯学習」及び「地域コミュニティづくり」を推進します。
 - 身近な地区の集会施設を活用した「出前講座」，地区館まつり，スポーツ交流会など，魅力的な地区館事業を実施し，町民のふれあい地区館活動事業への参加を促進します。
 - 町民主体の実行委員会が企画運営する「まい・あみ・まつり」においては，円滑に事業を推進し，より多くの町民が参加できるまつりとなるよう積極的に支援します。

主要な事業	ふれあい地区館活動事業／まい・あみ・まつり事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ふれあい地区館活動の実施行政区数【2413に再掲】	54行政区	66行政区
	「まい・あみ・まつり」参加者数	63,000人	65,000人



後期の成果 町民が自主的に交流を深め，地域のつながりを強めています。

3 人権と平和の尊重

現状と課題

- これまで本町では、人権啓発事業として広報活動や街頭啓発を継続的に実施するとともに、人権相談や人権教育を行うなど、人権擁護に取り組んできました。今後も幅広い年齢層に対する人権啓発や様々な人権に関する相談への対応を法務局と連携しながら継続して進めていく必要があります。
- 本町では、平成 29 年 3 月に「阿見町第 3 次男女共同参画プラン」を策定し、男女間の差別のない社会づくりを推進しています。また、「阿見町障害者基本計画」や「阿見町長寿福祉計画」、さらには「阿見町子ども・子育て支援事業計画」や「阿見町教育振興基本計画」などに基づき、障害者や高齢者、子どもたちの人権を守る取組み等を実施しており、今後も人権を尊重した各種施策を推進していく必要があります。
- 本町では、昭和 61 年に「阿見町非核平和都市宣言」を行い、平成 22 年 2 月には貴重な資料を保存・展示し、町の戦史の記録を次の世代に継承するため、「予科練平和記念館」をオープンしました。生命の尊さや平和の大切さを考えてもらうための取組みを充実させるとともに、積極的に普及・啓発を進めていく必要があります。
- 戦後 70 年以上が経過し、戦争を知らない世代が増えるなか、教育の場においても、児童生徒の豊かな心を育み、生命を尊重する教育に取り組んでいます。今後も、生命の大切さや戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する人材の育成に取り組むことが重要です。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 小中学校における人権教室を実施するとともに、町民や職員を対象とした人権問題に関する研修を実施することで、人権尊重の意識の醸成に取り組みました。
- 人権擁護委員による人権相談を継続して実施しました。
- 予科練平和記念館において、平和に関するイベントや企画展を実施し、また、中学生を平和記念式典に派遣するなど非核平和都市宣言を遵守した平和行政に取り組みました。

■ 施策推進上の問題意識

- 多様化する価値観を考慮し、法務局と連携しながら町民の様々な相談へ対応していくことが必要です。
- 生涯学習の視点で全年齢層に対する包括的な人権啓発が必要です。
- 戦争を知らない世代に予科練や航空隊の歴史を知ってもらい、改めて平和の大切さを伝えていくことが必要です。

■ 後期期間の取組み

- 小中学生からの人権尊重の意識の醸成に取り組むとともに、人権尊重に関わる町の各種施策を推進します。
- 非核平和都市宣言を遵守し、予科練平和記念館を拠点として平和思想の普及啓発の充実に取り組みます。

目指すまちの姿

町民が、人権や平和の尊さ・重要性について学ぶ機会が充実し、平等で平和なまちが形成されています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 差別のない地域社会をつくるため、人権尊重を推進し、国や県との連携を図りつつ、人権啓発及び相談に関する事業を実施します。
- 非核平和都市宣言を遵守し、平和への取り組みを実施します。
- 義務教育における道德教育の充実に努めるとともに、平和や生命を尊重する教育を推進します。

■ 町民の役割

- 人権が尊重される社会の実現を目指し、講演会などへの参加や地域や家庭において人権教育を行うことが期待されます。
- 非核平和都市宣言を遵守し、恒久平和の実現に努めることが期待されます。

施策の体系

人権と平和の尊重

施策1 人権尊重に向けた啓発活動の推進

施策2 平和行政の推進

施策3 豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実

個別施策の展開

施策1 1131 人権尊重に向けた啓発活動の推進

／総務課

- 展開方針**
- ホームページ、広報紙、パンフレットやポスターなどを活用して、人権尊重の啓発を図ります。
 - 人権問題や人権教育に関する講演会や研修会を開催し、人権を尊重する意識の向上を図ります。
 - 人権擁護委員による特設人権相談を実施します。

主要な事業 人権擁護事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	研修会への参加者数		69人／年

後期の成果 町民の誰もが差別を受けず、互いの人権を尊重し合うまちになっています。

施策2 1132 平和行政の推進

／予科練平和記念館

- 展開方針**
- 人々が歴史に学び、平和を大切にできるよう、予科練平和記念館を拠点として、資料・情報提供など意識啓発に取り組みます。

主要な事業 予科練平和記念館運営事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	予科練平和記念館の来館者数【2415に再掲】	51,533人／年	60,000人／年
	予科練平和記念館のイベント開催数【2415に再掲】	12回／年	15回／年

後期の成果 町民が平和の大切さや生命の尊さを認識しています。

施策3 1133 豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実

／指導室

- 展開方針**
- 町の歴史や風土についての認識を深めていくとともに、未来を担う子どもたちが平和の必要性や生命の尊さを実感できる事業を展開します。
 - 生命を大切にする心や他人を思いやる心を育てる道德教育や世界の恒久平和を願う心を育てるための教育、学校内外における体験活動・ボランティア活動などを推進します。

主要な事業 平和記念式典派遣事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	平和記念式典への派遣者数	8人	11人
道德教育に関する教職員の研修会	1回／年	2回／年	



後期の成果 児童生徒が、生命を大切にする豊かな心を持ち、健やかに成長しています。



予科練平和記念館

4 男女共同参画社会の実現

現状と課題

- 少子高齢化の進展とともに労働力人口の減少や未婚率の増加、35歳から39歳の女性の年齢階級別労働力率の低下、生活スタイル、価値観の多様化等による新たな課題が浮上しています。
- 平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が10年間の時限立法として成立し、国や地方公共団体、民間事業者への女性の採用、登用、能力開発などを配慮した事業者行動計画の策定・公表が義務付けられました。
- 本町では、こうした時代の変化や新たな課題に対応するため、平成29年3月に「阿見町第3次男女共同参画プラン」を策定しこれに基づき事業を推進しています。
- 家庭や学校、地域、企業や行政機関等において、性別による固定的な役割分担意識の見直しや女性のリーダー的な位置への積極的登用などにより、性別にかかわらず活躍できる社会づくりを進めて行く必要があります。
- 男女間の暴力やハラスメントは、男女共同参画社会の実現を阻むものです。これらの被害をなくすためには、関係機関等の連携による支援体制の充実が必要です。



男女共同参画イベント

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 第2次・第3次男女共同参画プランに基づいて各事業に取り組みました。
- 男女共同参画推進活動の拠点である男女共同参画センターを中央公民館内に移転して利便性の向上と事業の拡充に取り組みました。
- 児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例を制定するとともに、町内部関係部署の連携体制の強化を図りました。

■ 施策推進上の問題意識

- 女性活躍推進法の制定等を踏まえて、性別等にかかわらず誰もが活躍できるような意識の啓発や環境整備が必要です。
- 男女共同参画センターの事業内容を充実し、認知度向上と利用者拡大を図って行くことが必要です。

■ 後期期間の取組み

- 2017年度（平成29年度）から2021年度までを計画期間とする第3次男女共同参画プランに基づいて各種事業に取り組みます。
- 町男女共同参画プランの進行管理は、町民等で構成する男女共同参画推進会議において、進捗状況の点検・評価を行いながら、目標達成に向け着実に推進していきます。

目指すまちの姿

性別等にかかわらず誰もが自らの意志によってその個性や能力を発揮でき、活躍できる社会になっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 様々な立場の人が活躍できる社会を構築するための活動を支援します。
- 町における政策や方針等の立案及び決定について、性別等にかかわらず誰もが参画する機会を確保します。
- 平等で働きやすい職場環境づくりを支援します。

■ 町民の役割

- 様々な立場の人がお互いに尊重し支え合いながら、社会のあらゆる活動で活躍することが期待されます。
- 町の政策決定の場に性別等にかかわらず誰もが積極的に参加することが期待されます。
- 事業所などでは、平等で働きやすい職場環境づくりが期待されます。

施策の体系

男女共同参画社会の実現

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実

施策2 誰もが活躍できるための環境整備

個別施策の展開

施策1

1141 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実

／町民活動推進課，関係各課

展開方針

- 男女共同参画への関心を高めるため，広報紙・ホームページを活用した情報提供を充実させるとともに，各行政区への出前講座，講演会，講座等を実施し，意識の向上を図ります。
- 男女が対等な関係で家事や育児等に取り組むよう，地域活動と連携した学習機会を提供し，家庭や地域における意識の浸透を図ります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）※¹の被害者支援と再発防止に向け，県福祉相談センターや民間団体との連携を強化するなど，相談体制の充実を図ります。

主要な事業

男女共同参画社会推進事業／男女共同参画センター事業

指標

指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	861人／年	1,000人／年
出前講座の実施回数	1回／年	10回／年

後期の成果

男女共同参画への関心と理解が進み，男女が互いを尊重して様々な活動に取り組んでいます。

施策2

1142 誰もが活躍できるための環境整備

／町民活動推進課，関係各課

展開方針

- 女性の政策・方針決定過程への参画を高めるため，積極的に取り組みます。
- 男性も積極的に男女共同参画社会への参画や意識の向上を図れるような取組みを進めます。
- あらゆるハラスメントを防止するための啓発に取り組めます。
- 女性自身が仕事に対する責任と自覚を高め，自らの資質や能力の向上に努めるよう，就業を希望する女性に対して学習会や研修会などの情報提供や講座の開催などの支援を行います。

主要な事業

男女共同参画社会推進事業／男女共同参画センター事業

指標

指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
審議会等における女性委員比率	29.7%	30%以上
男女共同参画センター講座への男性参加率	28.9%	30%

後期の成果

性別等にかかわらず，様々な立場の人があらゆる社会活動に参画でき，活躍できる環境になっています。

※1 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」：配偶者または親しいパートナーの間でおこる身体的・精神的・性的・経済的暴力をいい，一方的に相手を支配しコントロールしたいとする意の表れをいう（「第2次男女共同参画プラン」より）。

5 国際交流の促進

現状と課題

- 情報技術や交通の発展が推進力となり、国境や距離を感じさせずに、人・物・情報が行き交うようになりました。こうした動きは、様々な分野に関連し、町民生活に大きく関わっています。このため、国際社会に対する理解の促進や町民一人ひとりが国際化に対応できる能力の向上が必要です。
- 本町においては、平成9年4月に米国スーペリア市と姉妹都市の締結を行い、また、中国柳州市と友好都市交流を進め、行政、市民、学生、文化など各分野の相互派遣を通して、お互いへの理解を深めてきました。これまで平成9年11月に町民主体で設立した阿見町国際交流協会を中心に、外国人との交流会や講演会などを行い、国際化に対応したまちづくりと町民の国際感覚を醸成する施策を展開してきました。
- 一方、本町における外国人の住民登録者数は、平成30年4月1日現在867人（人口の約1.8%）で、定住者の割合が高くなっています。地域の中で異なる国籍の町民同士が交流し、安心して暮らしていくためには、それぞれの文化を尊重しながら相互理解を図っていくことが必要です。外国人とともに暮らせる環境の充実が求められています。
- 今後は、これまでの活動をさらに充実させ、町民の国際感覚の高揚や草の根レベルでの交流を促進するとともに、外国人が安心して暮らせるよう国際化の進展に対応した環境づくりに努める必要があります。

■外国人登録者数の推移

	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)
外国人の住民登録者（人）	624	642	681	731	746
常住人口（人）	47,689	47,744	48,059	47,998	47,478
構成比率	1.31%	1.34%	1.42%	1.52%	1.57%

外国人登録者 各年12月末現在
常住人口 各年12月1日

資料：町町民課

施策の進捗状況等

■前期期間の取組み

- 町民に国際交流事業への関心をもってもらうため、「ハロウィンパーティー」や「世界の屋台パーティー」などの新規事業を開催した国際交流協会を支援しました。

■施策推進上の問題意識

- 新規事業の開催などで、町民の参加者は増加したものの、国際交流協会に入会し、継続的に参加する町民はまだ少ない状況です。

■ 後期期間の取組み

- 新たに国際交流事業に参加する町民の増加を図りながら、継続的に参加する町民を増やすなど、国際交流協会と連携し、国際交流活動の推進を図ります。
- 町内に在住する外国人へのサポートを図ります。

目指すまちの姿

町民が豊かな国際感覚を身につけ、町内在住外国人が暮らしやすいまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 国際交流協会の育成・支援を通じ、町民参加型の国際交流・協力が活発に行われる環境づくりを進めます。
- 町内に在住する外国人に対し、情報の提供等各種支援を行います。

■ 町民の役割

- 様々な国際交流事業への積極的な参加が期待されます。
- ホームステイの受け入れや通訳・観光などのボランティア活動に応募・協力することが期待されます。

施策の体系

国際交流の促進

施策1 国際交流活動の推進

個別施策の展開

施策1 1151 国際交流活動の推進

／政策秘書課，指導室

- 展開方針**
- 国際交流協会と連携し，外国人との交流機会を設け，観光や伝統文化の情報提供などを通して国際交流を推進します。
 - 言語や文化，生活習慣などが異なっても，すべての住民が互いに理解し合い，尊重し合える多文化共生の地域づくりに努めます。
 - 姉妹都市・友好都市と様々な分野における都市間交流を促進し，町民の国際感覚を育む機会の充実に努めます。また，教育委員会と連携し，姉妹都市・友好都市との交流を推進するとともに，中学生海外派遣事業の充実に努めます。
 - 多言語による案内の充実や日常生活及び災害時の支援等，在住外国人にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。

主要な事業 国際交流推進事業／中学生海外派遣事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	在住外国人の交流事業などへの延べ参加者数	101人／年	170人／年
	姉妹・友好都市交流と国際交流活動への延べ参加者数	702人／年	770人／年



後期の成果 町内外で，町民が外国人と積極的に交流しています。



国際交流活動

6 産学官連携

現状と課題

- 本町には、国立大学法人茨城大学や茨城県立医療大学、学校法人東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校、学校法人霞ヶ浦高等学校などの教育機関、学校法人東京医科大学茨城医療センターや茨城県立医療大学付属病院などの医療機関が立地しています。その他、本町は3つの工業団地を有するなど、様々な企業・研究機関が立地し、このことは、本町の大きな特徴であるとともに貴重な財産であると言えます。
- これまでに国立大学法人茨城大学や茨城県立医療大学、学校法人霞ヶ浦高等学校と地域連携協定を結んでいます。新たに、平成26年には、東京医科大学茨城医療センター、東京農業大学生物産業学部と地域連携協定を結び、それぞれが持つ専門的な知識やノウハウを活用した連携事業を実施しています。
- 町内外の企業とは、商工会や工業団地に立地する企業等と意見交換の場を設けるほか、鹿島アントラーズFCとの間で「フレンドリータウンに関する協定」の締結を行い、フレンドリータウンデイズ「阿見の日」を開催しています。平成29年には日本郵便株式会社と地域連携協定を結び、町内の見守り活動等の協力を得て、地域振興・地域活性化に取り組んでいます。
- 今後は、行政ニーズの高度化や多様化によって変化する行政課題に対応できるよう、現行の連携事業・連携体制の充実強化を図り、さらなる地域振興・地域活性化に取り組んでいく必要があります。また、連携によって得られた成果を町民に分かりやすく周知していく必要があります。

■ 茨城大学との主な連携事業一覧

	主な事業	担当課
1	阿見町総合計画策定審議会	政策秘書課
2	阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議	政策秘書課
3	国際交流推進事業	政策秘書課
4	あみ健康づくりプラン21推進委員会	健康づくり課
5	阿見町地域公共交通活性化協議会	都市計画課
6	そば生産におけるカバークロップを活用した品質向上に関する研究	農業振興課
7	機能性を活かしたレンコン加工品の実証研究	農業振興課
8	まい・あみ・まつり事業	商工観光課
9	大学連携公開講座	生涯学習課

2018年度（H30）

資料：町政策秘書課

■茨城県立医療大学との主な連携事業一覧

	主な事業	担当課
1	阿見町総合計画策定審議会	政策秘書課
2	さわやかフェアと創療祭の同時開催	政策秘書課
3	障害者介護給付費審査会	社会福祉課
4	阿見町介護データベース構築事業	高齢福祉課
5	転倒・認知症予防教室	高齢福祉課
6	地域リハビリテーション活動支援事業	高齢福祉課
7	子ども・子育て会議	子ども家庭課
8	あみ健康づくりプラン21推進委員	健康づくり課
9	女性の健康づくり教室	健康づくり課
10	いきいき学びの町AMI推進会議	生涯学習課

2018年度（H30）

資料：町政策秘書課

■東京医科大学との主な連携事業一覧

	主な事業	担当課
1	障害者施策推進協議会	社会福祉課
2	阿見町地域ケア会議	高齢福祉課
3	阿見町認知症初期集中支援チーム検討委員会	高齢福祉課
4	あみ健康づくりプラン21推進委員	健康づくり課
5	乳幼児健診	健康づくり課
6	学校保健事業	学校教育課

2018年度（H30）

資料：町政策秘書課

■霞ヶ浦高校との主な連携事業一覧

	主な事業	担当課
1	フレンドリータウン事業（鹿島アントラーズFC）	政策秘書課
2	世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業	健康づくり課

2018年度（H30）

資料：町政策秘書課

■東京農業大学との主な連携事業一覧

	主な事業	担当課
1	農業生産法人設立・育成に向けた調査	農業振興課
2	地域資源を活用した6次産業化商品・飲食メニューの開発 地域資源の機能性を活かした飲食メニューの開発	農業振興課
3	納豆菌を活用した生育・収穫物調査	農業振興課

2018年度（H30）

資料：町政策秘書課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 平成 26 年に東京医科大学茨城医療センターと地域連携協定を締結しました。
- 平成 26 年に東京農業大学生物産業学部と地域連携協定を締結しました。
- 平成 29 年に日本郵便株式会社と地域連携協定を締結しました。
- 各連携先とは継続的に事業に取り組んでおり、平成 29 年度の連携事業数は 91 件で、前期基本計画の目標である 85 件を上回っています。

■ 施策推進上の問題意識

- 連携協定の数、連携事業の数を増やし、幅広い分野で連携を図ることが必要です。
- 連携によって得られる成果を町民に分かりやすく周知していくほか、町外にも発信し、まちづくりや産業面で積極的に活用していく必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 引き続き新たな連携を図るとともに、広報等によって連携の成果を町民に周知し、さらなる展開を図ります。

目指すまちの姿

大学、企業、研究機関等と連携したまちづくりが行われ、その成果が地域の問題解決や活性化に役立っています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 大学、高校、企業、研究機関、町民、行政間が相互連携できる体制づくりを図ります。
- 地域資源を活用し、地域社会の課題解決のために、産学官連携を推進し、得られた成果の周知・活用を図ります。

■ 町民の役割

- 大学、高校、企業、研究機関、町民、行政間が積極的に交流することが期待されます。
- 産学官の新たな連携への積極的な参加・協力が期待されます。

施策の体系

産学官連携

施策 1 連携事業の推進と展開

個別施策の展開

施策 1 1161 連携事業の推進と展開

／政策秘書課，関係各課

- 展開方針**
- 町内に立地する教育機関や医療機関等との連携協定に基づき，地域社会の課題解決や活性化に向けた特色ある取組みを推進するため，より積極的な事業の推進と展開を図ります。また，新たな連携協定の締結についても検討を行います。
 - 鹿島アントラーズFC「フレンドリータウン」の取組みとして，フレンドリータウンデイズ「阿見の日」を開催し，町の魅力を発信することにより，地域振興・地域活性化を図るとともに，町イベント時における鹿島アントラーズのPRなど，相互の振興を図ります。
 - 連携事業の内容や連携によって得られた成果の周知・活用を図ります。

主要な事業 大学研究機関等連携事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	地域連携協定締結件数（累計）		6件
	町と大学等が連携することで，より良い行政サービスが提供されていると感じている町民の割合	—	100%



後期の成果 教育，福祉，農業，商業，観光などの各分野において大学・研究機関等との連携が行われ，町民がより良いサービスを受けています。



産学官連携活動（特産物を使った商品の意見交換）

第2節 町民の視点にたったまちづくり

1 行政運営

現状と課題

- 地方分権による裁量の拡大や社会保障費の増大、人口減少問題、公共施設の老朽化対策、町民の行政に対するニーズの多様化など、地方自治体を取り巻く環境は変化し続けています。こうしたなか、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会の構築に取り組んでいく必要があります。
- 本町では、行政改革大綱及び行政改革実施計画を策定し、行政改革を推進してきました。町民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な行政運営を実現するためには、行政改革の手を緩めることなく継続して取り組んでいく必要があります。
- 経営的な視点を取り入れた行政運営の確立に向け、平成16年度より行政評価制度を導入しています。さらに、平成24・25年度には、外部の第三者の視点による評価として事業仕分けを実施し、以降、平成26年度から28年度に外部評価委員会、平成29年度からは行政改革推進委員会による外部評価を実施し、評価結果を町の方針に活用する仕組みを構築してきました。
- 町民の行政に対するニーズの多様化に迅速かつ効率的に対応できる組織が求められています。新たな行政課題にも弾力的かつ横断的に対応することのできる組織体制の確立が必要になります。
- 地方分権の進展に伴い、職員には、「町民が主役である」という意識のもとで「町民の目線で捉えた“まちづくり”」を実践していくことが求められます。町民サービスの観点では、常に質の高い町民サービスを心がけ、町民満足度を高めることが必要です。そのため、常に「求める(られる)職員像」を意識し、職員の能力開発及び人材育成を総合的に進める必要があります。また、新しい時代に対応し、創造的に政策を組み立て、責任を持って政策を実行していくことのできる職員を育成することが必要となっています。
- 地方分権改革の進展等に伴う町の法制執務事務の増大、複雑化及び行政不服審査制度の改正に対応するため、職員の法制執務能力の向上や法制執務部門の機能強化を図る必要があります。また、事務遂行上の法律問題について、顧問弁護士への相談需要が高まっています。
- 町が行う公文書の管理について、国の公文書管理のあり方の見直し状況等により、より適正な管理体制の構築が求められることになると予想されます。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 持続可能な行政運営を実現するため、行政改革大綱(平成26年度～30年度)を策定し、全庁的に行財政改革を推進しました。
- 平成26年度に外部評価委員会を設置し、第三者の視点により行政内部の評価方法を整理・統一するとともに、平成29年度からは行政改革推進委員会において外部評価を実施し、補助金等の見直しを実施しました。
- 法制執務については、行政不服審査制度改正に伴う関係例規及び審査体制等の整備並びに法制執務に関する職員研修への派遣を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 少子高齢化の進行、社会情勢の変化に伴い、行政サービスに対する町民ニーズの多様化、需要の増加が予測されます。
- 行政運営の効率化を図り、町民の視点に立った行政運営が求められています。
- 社会情勢の変化に対応した職員研修を実施していく必要があります。
- 行政不服審査制度の改正に伴い、適正な行政処分の事務手続きについて、職員の法務能力の向上が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 新たな行政改革大綱（2019年度～2023年度）を策定し、効率的・効果的で持続可能な行政運営を推進します。
- 新たな行政課題や多様化する町民ニーズに弾力的かつ横断的に対応することのできる機能的な組織体制を構築します。
- 職員の研修機会の充実を図り、職員一人ひとりの能力を高めます。
- 文書管理ルール等の見直し、及び再整備を図ります。

目指すまちの姿

町民の視点に立ち、適正、効果的かつ効率的な仕組みによる持続可能な行政運営が行われています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民満足度の高い行政サービスを提供するため、行政運営の仕組みを確立します。
- 新たな行政需要に対応できる柔軟な組織を確立します。
- 職員の能力開発及び人材育成を総合的に進めるため、職員研修の充実や人事評価制度等、適正な人事制度を確立していきます。
- 町民に開かれたまちづくりを進めるため、適正な文書管理体制及び地方分権改革に対応できる法制執務体制を確立します。
- 透明性・公正性・公平性・競争性を確保した入札契約制度の一層の向上を図ります。

■ 町民の役割

- 行政運営に関心を持つとともに、職員とのコミュニケーションが図れるよう、意見・提言を発信することが期待されます。
- 職員の派遣研修を受け入れることにより、民間企業も職員の人材育成などに協力することが期待されます。
- 様々な手段を通して、町政への参画機会を持つことで、行政運営への理解と関心を持ち、行政改革や事業の見直し等の課題を行政と共有・解決していく「協働」が期待されます。

施策の体系

行政運営

- 施策 1 行政経営の確立
- 施策 2 機能的な組織運営
- 施策 3 人材育成・人事制度
- 施策 4 適正な法執行・文書管理

個別施策の展開

施策1 1211 行政経営の確立

／政策秘書課，財政課

- 展開方針**
- 行政改革大綱に基づき，財政硬直化の改善と組織の合理化を図るため，事務事業の見直しを行うとともに，必要に応じて民間活力の推進を図ります。
 - 行政評価システムを継続的に運用するとともに，評価の客観性や透明性を高めるため，外部評価の結果を町の方針検討に活用するとともに，町民にわかりやすく公表します。

主要な事業 行政評価運営事業／行政改革推進事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		施策の目標達成率	73.6%
	行政改革大綱重点目標の達成率	－	100%

後期の成果 総合計画（後期基本計画）に示したまちづくりの目標達成に向けて，行政資源を効果的・効率的に活用することができる体制が整っています。

施策2 1212 機能的な組織運営

／政策秘書課

- 展開方針**
- 行政需要に効率的に対応するため，必要に応じ行政組織の見直しを行います。
 - 権限移譲に伴う事務事業の増加や多様化する行政ニーズに対応するため，定員管理の適正化を図ります。

主要な事業 組織機構改正事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		多様なニーズに対応できる組織だと思っている町民の割合	－

後期の成果 弾力的で横断的な組織が構築され，社会情勢や町民ニーズに迅速に対応しています。

施策3 1213 人材育成・人事制度

／総務課

- 展開方針**
- 人材育成基本方針に基づき、職員研修等を通じて職務遂行能力、政策形成能力、組織管理能力などを重点的に開発します。
 - 公正・透明・納得・信頼を指標とした人事評価制度の構築により、その評価結果を人材育成、任用・人事配置、給与処遇等に活用・反映し、職員の仕事への意欲向上に努めます。
 - 目標管理による人事評価制度を通じて、成果意識、改革意識などを醸成し、人材育成に努めます。

主要な事業	職員研修事業／人事評価事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	庁内研修実施回数【1231に再掲】	14回／年	15回／年



後期の成果	それぞれの職員が最大限の能力を発揮し、組織全体の士気高揚が図られ、町民満足度が向上しています。
-------	---

施策4 1214 適正な法執行・文書管理

／総務課

- 展開方針**
- 職員の法制執務能力の向上を図るための研修の充実や法制執務事務の効率化を図ります。
 - 適正で効率的な文書管理体制を構築するため、電子決裁の対象範囲その他の文書管理ルール等の再整備を図ります。

主要な事業	法制執務事業／公文書管理事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	例規審査件数	158件	200件



後期の成果	地方分権化に対応した法制執務体制及び町民に開かれたまちづくりに資する文書管理体制が構築されています。
-------	--

現状と課題

- 町の財政は、歳入が持ち直す一方で、歳出については、扶助費、公債費等の義務的経費が増加しています。
- 新設小学校や国民体育大会の施設整備等の大規模プロジェクトにより、起債残高が増加しています。
- 財政運営上、大きな支出を伴うものとして公共施設の大規模改修や建替えがあげられます。平成28年度に阿見町公共施設等総合管理計画を策定し、将来の更新費用のシミュレーションから、今後30年間で公共施設の延床面積を20%削減しなくてはならないことと、施設の長寿命化が必要となることが明らかになりました。
- 町民サービスの向上と行政責任の確保という視点を踏まえたうえで、官と民の役割分担や行政責任、さらには費用対効果などについて総合的に検討し、可能なものについては、積極的に民間委託等を推進していく必要があります。
- 財源の確保を図るため、町税の公平で適正な賦課に努めるとともに、納税しやすい環境づくりや納税意識の啓発及び滞納処分の執行等による収納率の向上に取り組む必要があります。

■ 収支の状況の推移

(単位：千円)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
歳入合計	14,744,912	15,595,691	15,862,755	16,956,344	18,260,785
歳出合計	13,914,267	14,903,003	15,007,469	16,015,102	17,310,974
歳入歳出差引	830,645	692,688	855,286	941,242	949,811
実質収支	766,348	481,474	681,644	729,460	678,500
単年度収支	192,817	△ 284,874	200,170	47,816	△ 50,960

資料：町財政課

■ 主要財政指標の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
財政力指数 ※1	0.88	0.89	0.90	0.90	0.91
経常収支比率 ※2	92.9%	92.1%	91.8%	91.4%	90.9%
公債費負担比率 ※3	12.3%	11.8%	11.2%	11.9%	12.5%
実質公債費比率 ※4	7.2%	5.7%	5.0%	4.7%	5.3%
収納率 ※5	94.0%	94.2%	95.0%	95.7%	96.5%

資料：町財政課，収納課

- ※1 「財政力指数」：地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。
- ※2 「経常収支比率」：自治体が自由に使える収入のうち、人件費や扶助費、公債費など、必ず支出しなければならない経費が占める割合。
- ※3 「公債費負担比率」：公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に占める割合。
- ※4 「実質公債費比率」：自治体の収入に対する負債返済の割合。通常、過去3年間の平均値を使用。
- ※5 「収納率」：国民健康保険税を除く町税の収納率。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 効果的・効率的な財政運営について、財政指標^{※1}は、毎年改善している状況です。
- 公有財産の適切な管理・有効活用については、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定、平成29年度から順次個別施設計画を策定しました。
- 税収の確保については、自主納付の促進や滞納処分^{※2}の取組みを行い、目標を上回る成果を上げました。

■ 施策推進上の問題意識

- 新設小学校の建設や国民体育大会の施設整備等の大規模プロジェクトにより、町債残高が増加しているため、新規起債の抑制が必要です。
- 今後の公共施設の大規模改修や建替えに備え、財源を確保していく必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 効果的・効率的な財政運営については、プライマリーバランス^{※2}を考えた町債の残高管理、計画的な基金管理を行います。
- 公有財産の適切な管理・有効活用については、個別施設計画の策定とそれに基づく計画的な維持管理等を行います。
- 税収の確保については、自主納付の促進や滞納処分^{※2}の取組みを行い、収納率向上を図るとともに、積極的な自主財源の確保を図ります。

目指すまちの姿

安定した財政基盤を確立し、健全かつ持続可能な財政運営が行われています。

※1 「財政指標」：地方公共団体の財政力を示す指標。

※2 「プライマリーバランス」：公債費を除く経費と、公債や借入金などを除く租税収入などの歳入がバランスしていること。過去の借金の元利払い以外の政策的経費を、公債などの新たな借金に頼らずに調達することを意味する。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 持続可能な財政運営を目指し、さらなる事業の選択と集中による行政コストの縮減に取り組めます。
- 公有財産の適切な管理と有効活用を行います。
- 官と民の役割分担や行政責任、費用対効果などについて総合的に検討し、民間活力を積極的に導入します。
- 課税客体を的確に把握し、町民税・固定資産税・軽自動車税などの適正な課税を行うとともに、納税意識の啓発や、納税しやすい環境づくりを進めます。
- ふるさと納税制度等を活用し、自主財源の確保に取り組めます。

■ 町民の役割

- 町の財政運営について、関心を持ち、理解を深めることが期待されます。
- 地域と密接につながっている公民館やふれあいセンター、道路・公園などの公共施設の運営・維持管理に担い手として参加することが期待されます。
- 町税や国民健康保険税等について、納税の意義や役割の理解を深めることが期待されます。

施策の体系

財政の健全化	施策 1 効果的・効率的な財政運営
	施策 2 公有財産の適正な管理・有効活用
	施策 3 民間活力の積極的活用
	施策 4 税収の確保
	施策 5 自主財源の確保

個別施策の展開

施策 1 1221 効果的・効率的な財政運営

／財政課，管財課

- 展開方針**
- 安定した財政基盤を確立するため，行政改革の取組みを推進し，事業の必要性・緊急性，手法の妥当性等の観点から徹底した見直しを行い，予算に反映していきます。
 - 財政硬直化を避けるため，プライマリーバランスを考えた町債の残高管理を行います。
 - 災害及び経済情勢悪化に伴う収支減に備えるとともに，公共施設の大規模改修に対応するための計画的な基金管理を行います。
 - 普通会計と特別会計，連携協力し行政サービスを提供している関係団体等を連結した貸借対照表^{※1}などの新地方公会計制度に基づいた財務書類の作成・分析を行い，財務状況を的確に捉え，健全性を保ちます。
 - 透明性・公平性・公正性・競争性を確保するため，入札契約制度の一層の向上を図ります。

主要な事業 予算編成事業／財政状況公表事業／予算運営事業／入札契約事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	経常収支比率		90.9%

後期の成果 行政改革の取組みが進み，安定した財政基盤が確立しています。

施策 2 1222 公有財産の適正な管理・有効活用

／管財課，財政課，政策秘書課

- 展開方針**
- 行政財産については，その必要性を検証しながら有効に活用していくこととし，公用または公共用に供していない普通財産については，売却や有料貸付等の利活用を進めます。
 - 公共施設の管理においては，コストの抑制と財源の確保を図るとともに，個別施設計画を策定し，計画的な保全による施設の長寿命化を図ります。
 - 公共施設の利活用や大型事業の見直しにあたっては，公共施設等総合管理計画における面積適正化の視点を踏まえ，取り組みます。

主要な事業 公有財産管理事業／庁舎維持管理事業／公共施設等総合管理計画事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	個別施設計画の策定件数		5件

後期の成果 町の財産が適切に管理され，有効に活用されています。

※1「貸借対照表」：一定時点における財政状態を示す一覧表のこと。「バランスシート」ともいう。新地方公会計制度では，「資産」と「負債」「純資産」を対象表示することによって，財政状態を明らかにする財務書類である。

施策3 1223 民間活力の積極的活用

／財政課

- 展開方針**
- 官と民の役割分担を適切に行い、民間委託等によりコスト削減が可能となる事業については、積極的に民間活力の活用を推進します。
 - 民間活用の導入後においては、サービス水準の低下を招かないよう、定期検査や指導を行うなど、サービス水準の維持・向上を図ります。

主要な事業	行政改革推進事業(再掲)		
指 標	指標名	現況 (2017 年度)	目標 (2023 年度)
	民間活用運用件数	0 件	1 件



後期の成果 官と民の役割分担が適切に行われ、効果的・効率的に行政運営が行われています。

施策4 1224 税収の確保

／収納課，税務課

- 展開方針**
- 町税の公平で適正な賦課に努めます。
 - 口座振替，コンビニ納付を推進するとともに，電子決済などによる新たな納税手段の調査検討を行い，ライフスタイルに応じた納税しやすい環境整備を行います。
 - 広報紙・ホームページなどを活用し，納税意識の啓発を行います。
 - 督促・催告にも応じない滞納者については滞納処分(差押え，公売等)の取組みを一層進めます。

主要な事業	納税推進事業／滞納処分事業／固定資産税など各種町税賦課事業		
指 標	指標名	現況 (2017 年度)	目標 (2023 年度)
	町税の収納率	96.5%	98.0%



後期の成果 自主納付が促進され，収納率が向上しています。

施策 5 1225 自主財源の確保

／政策秘書課，財政課，農業振興課，商工観光課

- 展開方針**
- 町の特産品であるレンコン，西瓜，阿見グリーンメロン等を活用した返礼品の充実を図るとともに，魅力的なふるさと納税制度を構築します。
 - 寄附者に対して町の特色を活かした返礼品を贈呈することで，町のPRや商工業の活性化を促進します。
 - 自主財源を確保することで，新規に取り組む事業の財源に繋がります。

主要な事業 ふるさと納税事業／農業振興推進事業／商工振興事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	返礼品の数		1件
	ふるさと納税の寄附件数	15件／年	1,400件／年



後期の成果 ふるさと納税制度が充実し，寄附金額が増加しています。



町の農産物

3 窓口サービスの向上

現状と課題

- 窓口は、町民にとって最も身近に行政と接する場所として、より便利でより親切な対応が求められています。
- 「総合窓口」の開設により、ワンストップサービス化や証明書発行窓口の集約化による利便性の向上と、来庁した方が迷わず目的の窓口にとどり着けるよう案内サービスの向上に努めています。また、平日に来庁できない方に対しては、日曜開庁業務や電話予約による証明書の交付サービスを行っています。
- 多様化する町民ニーズに対し、より良いサービスを提供するためには、職員の業務遂行能力や接遇能力の一層の向上を図ることが求められます。また、システムの最適化を図り、混雑緩和を図るなど利用しやすい窓口にしていくことが必要です。
- 町民の利便性のさらなる向上のため、マイナンバーカード（個人番号カード）※1を利用した各種証明書等のコンビニ交付をはじめ様々なサービスを提供していく必要があります。



総合窓口による窓口の集約化

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 総合窓口によるワンストップサービスで町民により良いサービスを提供し、満足度を高めました。
- 通知カード・マイナンバーカードに関する様々な手続きに関して、国・県と連携し、その普及を図りました。

■ 施策推進上の問題意識

- マイナンバーカード普及率向上のため、町としてどのようなサービスを提供していくかを検討する必要があります。

※1 「マイナンバーカード（個人番号カード）」：マイナンバーは、日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号であり、マイナンバーカードは、マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カード。

■ 後期期間の取組み

- 町民の多様化するニーズに対応できるよう、職員の業務知識や接遇能力のさらなる向上を目指すとともに、庁内の連携体制の充実を図ります。
- マイナンバーカード普及率向上のために、窓口での代理申請、各種証明書のコンビニ交付等のサービスを推進します。

目指すまちの姿

町民の視点に立った効率的な行政手続きや質の高い窓口サービスを提供し、町民満足度が高まっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民の意向やニーズを適切に把握し、町民の視点に立ったサービスを提供します。
- 住民記録・戸籍・印鑑登録等の各種データについて適正な管理を徹底します。

■ 町民の役割

- 住民異動・婚姻・出生等の必要な届出の手続きを適正に行うことが望まれます。

施策の体系

窓口サービスの向上

施策1 窓口・行政サービスの向上

個別施策の展開

施策1 1231 窓口・行政サービスの向上

／町民課，総務課，関係各課

- 展開方針**
- 職員の接遇能力，業務遂行能力を高め，心のこもったサービスを提供します。
 - 効率的な業務遂行のため，常に改善意識を持ちサービスの向上を図ります。
 - マイナンバーカード普及率向上のため，窓口での代理申請サービスや住民票等のコンビニ交付を推進します。
 - 町民からの相談や困り事等に対して，適切な相談窓口や担当課が紹介できるよう連携体制の充実を図るとともに，様々な相談窓口のPRを強化します。

主要な事業 総合窓口事業（住民異動・各種証明書発行・各種届出）

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	総合窓口サービスの満足度		75%
	庁内研修実施回数【1213の再掲】	14回／年	15回／年

後期の成果 窓口サービスや各種事務手続き等の利便性が向上し，町民が快適に利用することができます。



マイナンバーカード（見本）



マイナちゃん

4 広報・広聴活動の充実

現状と課題

- 協働によるまちづくりを推進するためには、町民が町の現状や課題を理解し、考えることのできる環境と町民の考えや要望を町政に活かすことのできる仕組みが必要です。
- 本町においても、全戸配布の「広報あみ」やホームページ、メール配信サービスなどにより、積極的に情報提供を行ってきました。また、「町長と語る会」などを実施し、町民の意見や要望を把握し、町政に反映してきました。
- 今後は、情報提供を行う手段も既存の広報紙だけではなく、インターネット利用者の増加に対応し、ホームページのほかにも、メール配信サービスやソーシャルネットワーキングサービス※¹（以降、SNSと表記）など技術の進歩や社会情勢を念頭に入れながら、情報通信技術を活用した広報・広聴を計画的に充実する必要があります。一方で、行政区に加入していない町民やインターネットを利用していない町民に対しても、適正な情報をいかに提供するかが課題となっています。
- 本町ではこれまで、人口や世帯、産業についての統計情報をホームページに掲載してきました。その結果、統計情報の掲載件数は増加しています。今後も、町民や法人にとって必要な情報を引き続き提供していく必要があります。

■町ホームページ年間アクセス件数の推移

(単位：件)

	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
年間アクセス件数	1,210,396	1,173,461	1,018,042

各年4月1日～3月31日

資料：町情報広報課

施策の進捗状況等

■前期期間の取組み

- インターネットによる情報発信を充実するため、ホームページ管理システム及びメール配信サービスを導入しました。

■施策推進上の問題意識

- 情報通信技術の進展に伴う多様な広報手段に対応する必要があります。
- 行政区に加入していない、または、インターネットを利用していない町民に対しても適正な情報提供が行えるよう広報活動を充実する必要があります。
- ホームページやSNS等の様々な情報媒体を駆使し、町の魅力のPRを積極的に行っていく必要があります。

※1 「ソーシャルネットワーキングサービス」：ネット上に自分の履歴書を載せたうえで他の会員とメッセージを交換し交友を広げるサービス。不特定多数と交流できるのが特徴。共通の趣味や関心を持つ人々の集まりもできる。「ツイッター」や「フェイスブック」など。

■ 後期期間の取組み

- 行政区に加入していない町民やインターネットを利用していない町民にも適正に情報を提供するため、情報提供の手段の多様化（SNS等の利用、動画配信など）や広報紙の配布方法等の充実を推進します。

目指すまちの姿

きめ細やかな情報提供により、町政への理解が深まるとともに、町民意見を聴く様々な機会と場が設置され、意見が町政に活かされています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民が本町の現状や課題を理解できるよう、広報紙等を活用したきめ細かでわかりやすい情報を提供します。
- 町民の意見や要望が町政に反映されるよう、広聴制度を充実します。
- 新たな情報伝達手段の充実を図り、町のPRの強化を図ります。
- 町民等に提供する正確な統計情報の充実を図ります。

■ 町民の役割

- 広報紙やホームページなどを活用し、町からの情報を日常生活に役立てることが望まれます。
- 町政に関心を持ち、地域活動、町民活動に積極的に参加することが期待されます。
- 「町長と語る会」などを活用し、意見などを積極的に発信することが期待されます。
- 友人や知人等に対して様々な場面で町の良さを積極的にPRすることが期待されます。
- 国勢調査や統計調査に協力することが期待されます。

施策の体系

広報・広聴活動の充実

- 施策1 広報活動の充実
- 施策2 広聴活動の充実
- 施策3 情報発信・町のPRの強化
- 施策4 統計情報の充実

個別施策の展開

施策 1 1241 広報活動の充実

／情報広報課，政策秘書課，議会事務局

- 展開方針**
- 的確・迅速にわかりやすい情報提供を行うとともに、広報媒体や内容を工夫し、広報活動の充実を図ります。
 - インターネットでの情報提供に重点的に取り組み、町民が必要な情報を在宅で入手できるようにします。
 - 町民からの意見などを取り入れ、より多くの町民に広報紙・ホームページを見てもらうための方法を工夫します。
 - 町政への関心を高めるとともに、町政情報をリアルタイムに発信するため、インターネット配信等の情報媒体により議会中継を行います。

主要な事業 広報事業／ホームページ運営事業／さわやかフェア事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ホームページアクセス件数		1,018,042件／年

後期の成果 町民が、様々な情報媒体により町に関する情報を手軽に入手できます。

施策 2 1242 広聴活動の充実

／政策秘書課

- 展開方針**
- 町民が広聴制度を利用できるよう、町民に周知します。また、広聴制度は、町民との双方向コミュニケーションを重視して運用していきます。
 - 町民からの小さな声を拾い上げ、町政に反映させる仕組みの確立を図ります。

主要な事業 広聴事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	広聴会における延べ参加人数 ^{※1}		1,384人

後期の成果 町民が町政に対する意見を述べる機会が充実しています。

※1 「広聴会における延べ参加人数」：過年度を含む当該年度までの累計参加人数。

施策3

1243 情報発信・町のPRの強化

／情報広報課

- 展開方針**
- ホームページや電子メールなどの情報通信技術を活用して、町の話題や魅力、行政情報等を迅速に発信し、町をPRする体制を強化します。
 - ソーシャルメディア※2を活用し、防災、防犯、商工観光、福祉、環境などの情報提供を行います。

主要な事業	広報事業／ホームページ運営事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ソーシャルメディア等による情報伝達手段数	3件	5件

後期の成果 町内外の人が、様々な場所で必要な情報を享受でき、様々な目的で活用できるようになっています。

施策4

1244 統計情報の充実

／情報広報課

- 展開方針**
- 各種統計調査結果を各分野で活用できるように整理するとともに、その結果をわかりやすく公表します。
 - 町民や民間事業者などから積極的に調査協力が得られるよう、広報などにより統計調査の意義や重要性を説明します。

主要な事業	基幹統計調査事業（国勢調査、各種統計調査）／町統計情報公表事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ホームページによる情報提供件数	28件	30件

後期の成果 町の状況を把握するための統計情報が一層充実し、町民や法人に活用されています。



阿見町ホームページ

※2 「ソーシャルメディア」：オンライン上でユーザー同士が情報を交換（送受信）することによって成り立っているメディア。「1対多」「多対多」の双方向で、画像・動画を含む視覚ツールを使ったコミュニケーションが可能なことも特徴とする。

5 情報公開・個人情報保護

現状と課題

- 町民の知る権利を保障し、行政の透明性を確保するため、町が保有する行政情報を「阿見町情報公開条例」に基づき公開しています。
- 高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、町が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障する個人情報保護制度を「阿見町個人情報保護条例」により運用しています。
- 情報公開については、多くの町民がまちづくりについての関心を高め、町民のまちづくりへの参画を促進するため、一層積極的な行政情報の公開を進めることが必要となっています。
- 個人情報保護については、制度に対する正しい理解を図るとともに、マイナンバー制度の導入に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、必要な措置を講じ、主体的に特定個人情報の保護のための取組みを行う必要があります。
- 個人情報について、従来の個人の権利・利益の保護を第一とする考え方から、適正な措置をとりつつ、その有用性から活用を図ることを目的に個人情報保護法の改正が行われました。これに伴い、阿見町個人情報保護条例も同様の趣旨に基づく改正をする必要があります。

■ 情報公開条例に基づく公開状況の推移

(単位：件)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
公開件数	2	12	6	25	12
部分公開件数	6	32	21	31	11
非公開件数	1	3	3	1	1
不在者件数	0	12	0	4	2

資料：町総務課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 情報公開請求及び個人情報開示請求に対し、条例に基づき、公開及び開示決定を適切に行いました。
- 特定個人情報の適正な取扱いのため、特定個人情報保護評価等の必要な措置を講じました。

■ 施策推進上の問題意識

- 個人情報保護法改正の趣旨に則り、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等について、条例を見直す必要があります。
- 特定個人情報の取り扱いについて、より適正な対応等が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 阿見町個人情報保護条例について，個人情報保護法改正の趣旨に則った見直しを行います。
- 特定個人情報の適正な取り扱いのために，より適切な措置を講じます。

目指すまちの姿

個人の権利の保護を前提としつつ，町民の知る権利が尊重され，町の行政情報が町民と共有されています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 透明性の高い行政運営を実現するため，積極的な情報公開に取り組むとともに，町の公文書を適正に管理します。
- 町が保有する個人情報について，適正な取り扱いを徹底し，個人情報保護条例の見直しと制度の適正な運用を進めます。

■ 町民の役割

- 情報公開制度を活用し，町政について関心を持ち，必要な情報を得て，まちづくりに参画することが期待されます。
- 正しく個人情報保護制度を理解し，個人情報の保護に取り組むことが期待されます。

施策の体系

情報公開・個人情報保護

施策1 適正な情報公開制度の運用

施策2 個人情報保護条例の見直しと適正な制度の運用

個別施策の展開

施策 1 1251 適正な情報公開制度の運用

／総務課

- 展開方針**
- 説明責任を果たすため、行政情報の公開と提供を積極的に進めます。また、情報公開制度の適正な運用に努め、行政の透明性を高めます。
 - 町の行政情報を積極的に公開することにより、多くの町民のまちづくりに対する関心を高め、協働のまちづくりへの参画を促進します。

主要な事業 情報公開事務

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	不服申し立て件数		0件



後期の成果 町民が行政情報を適正に入手できるようになっています。

施策 2 1252 個人情報保護条例の見直しと適正な制度の運用

／総務課

- 展開方針**
- 法改正に則り、阿見個人情報保護条例の見直しを図ります。
 - 個人情報保護制度を適正に運用するため、職員の適正な個人情報の管理の徹底及び職員の個人情報保護意識の向上を図ります。
 - 個人情報保護制度を町民が正しく理解するための啓発に取り組みます。

主要な事業 個人情報保護事務

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	訂正の請求件数		0件
不服申し立て件数		0件	0件



後期の成果 個人情報保護制度に則り、町民の個人情報が適正に管理されています。

現状と課題

- 地域情報化の推進により、安価で高速なブロードバンド※1通信サービスやスマートフォンの普及が進む一方、高齢者など利活用が困難な人との情報格差が課題となっています。今後ますます発展が見込まれるICT（情報通信技術）やIoT（モノのインターネット化）技術を有効に活用し、町民が必要とする多種多様な情報やニーズに応えるため、情報の提供や利用促進を高めるための方策を考える必要があります。
- 公共施設への公衆無線LAN※2の整備も計画的に検討実施する必要があります。
- 行政の手続きについては電子自治体を一層推進し、電子申請の充実など行政手続きの効率化や簡略化を一層進める必要があります。また、複数の自治体での業務の標準化や相互支援を行うための検討を進めていきます。
- 個人情報や内部情報の管理を徹底し、情報流出などの危険を回避するためのセキュリティ対策や職員の意識の向上を一層図っていく必要があります。

■ 電子申請届出に対応するサービス数の推移

（単位：件）

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
電子申請届出に対応するサービス数	0	24	24	24	39

資料：町情報広報課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 情報流出などの危険を回避するための強固なセキュリティ対策に取り組みました。

■ 施策推進上の問題意識

- 業務の効率化や災害時における自治体間の連携が重要となります。

※1 「ブロードバンド」：高速・大容量のデータ通信が可能な回線のこと。

※2 「公衆無線LAN」：無線LANを、街なかで使えるようにしたサービスのことを指す。無線LANが使えるノートパソコンなどを持参すると、公共施設などでインターネットが利用できる。

■ 後期期間の取組み

- 複数の自治体で業務の標準化や相互支援協定の検討を進めます。

目指すまちの姿

他自治体や民間等と連携して地域及び行政の情報化を進めることにより、町民サービスの向上と行政事務の効率化が図られています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- より多くの町民が情報化社会に適応し、町民生活の利便性が向上するとともに、町民と双方向の情報交流ができるような地域情報化を推進します。
- 他自治体や民間等と連携し、行政事務の効率化と経費削減、リスク回避に繋がる行政情報化を推進します。

■ 町民の役割

- 様々な情報機器やインターネットを利用して有益な情報を入手し、行政に対する意見や提言を発信したり、行政手続きの電子申請を行うことが期待されます。

施策の体系

情報化の推進

施策 1 地域情報化の推進

個別施策の展開

施策 1 1261 地域情報化の推進

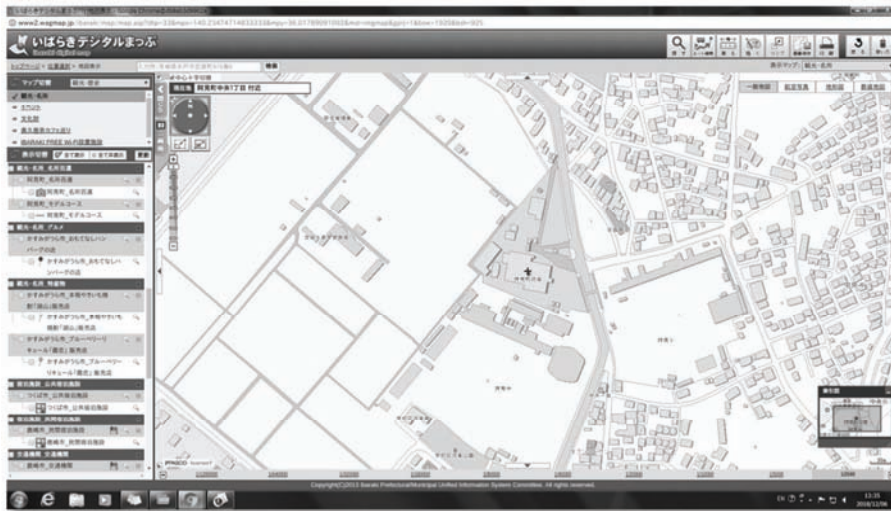
／情報広報課

- 展開方針**
- ホームページや電子メールを活用した電子申請や講座・施設利用の申込み，統合型GIS※1による地図情報の提供，アンケートの実施など，ICTやIoT技術を活用した各種サービスの充実を図ります。
 - 複数の自治体で業務の標準化や相互支援の協定締結に取り組み，災害時に迅速な対応ができるシステムの構築を目指します。
 - セキュリティポリシーの見直しや不正アクセスを排除するシステム構築を目指し，職員の知識向上についても研修を行います。

主要な事業 行政情報化推進事業／住民情報ネットワーク運営事業／行政情報ネットワーク運営事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	電子申請届出に対応するサービス数		24件
いばらきデジタルマップの掲載地図数		3件	5件

後期の成果 多くの町民が希望する行政サービスを享受できるよう安心・安全なシステムや基盤が整備されています。



いばらきデジタルマップ

※1 「統合型GIS」：共有する地形図上に様々な情報を統合・電子化したシステム。使用者全員で共有し，利用することにより，業務の効率化，コスト低減，管理の一元化に寄与するもの。地理情報システム。

7 広域行政の推進

現状と課題

- 首都圏中央連絡自動車道をはじめとした広域交通網の整備や近年の ICT 技術の進展に伴う情報通信手段の発展・普及により、経済や交流分野において、物理的・時間的距離の影響が小さくなっています。
- 一方で、少子高齢化、地域間の人口格差が進むなか、広域的な課題に対しては、周辺地域とのネットワークによる取組みが必要となり、周辺市町村との連携により効率化できる行政サービスについては、積極的に広域行政を推進し、町民サービスの向上を図っていくことが重要となります。
- 本町では、し尿処理及び斎場について、「龍ヶ崎地方衛生組合」、「牛久市・阿見町斎場組合」に加入し、構成市町村との連携により、効率的な行政運営に努めてきました。また、消防については、消防救急体制の基盤強化を図り、住民サービスの向上を図るため、「稲敷地方広域市町村圏事務組合」に加入しています。今後も、周辺自治体との共同事務処理や広域連携事業の推進により、事務事業の効率化を図っていくことが必要となります。
- また、近隣市町村との公共施設の相互利用による町民サービスの向上や常磐線沿線の自治体と連携した常磐線の利便性向上、さらには、首都圏中央連絡自動車道沿線及び霞ヶ浦沿岸市町村と連携し、地域振興・地域活性化に向けた取組み等も行ってきました。今後は、こうした周辺自治体との連携に加え、広域的な都市間の連携や交流が重要となってきます。地域の特性を活かした産業や観光振興施策、広域的な防災協定の締結など、全国的な視野に立って、ポテンシャルを共有する自治体等との連携を進めていく必要があります。

■近隣市町村と相互利用を行っている施設名

阿見町	中央公民館 阿見総合運動公園 町民体育館 図書館 福祉センターまほろば	稲敷市	(江戸崎地区)	江戸崎公民館 江戸崎総合運動公園 沼田運動公園（野球場）
			(桜川地区)	桜川地区センター 桜川総合運動公園 浮島運動広場
(新利根地区)	新利根地区センター 新利根総合運動公園			
(東地区)	図書館 歴史民俗資料館 あずま生涯学習センター 東農業者トレーニングセンター 東グラウンド 白鷺球場 東弓道場			
美浦村	中央公民館 農林漁業者トレーニングセンター 運動公園 光と風の丘公園			
河内町	中央公民館 農村環境改善センター 農業者トレーニングセンター 多目的広場（野球場） テニスコート 東共同利用施設（つつみ会館） 水と緑のふれあい公園			

2018年（H30）12月現在

資料：町政策秘書課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 平成 27 年度から「稲敷地方広域市町村圏事務組合」に加入し、消防を広域化するとともに、水道事業でも一部の事務を広域化しました。
- 平成 28 年度からつくば市を中心とした「つくば地域広域連携に関する研究会」に参加し、定住自立圏などの研究を行いました。(現在は解散)
- 平成 29 年度には千葉県酒々井町と災害時の相互応援のための防災協定を締結しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 連携の必要性、メリットを明確にすることが、広域化を進めるために重要となっています。

■ 後期期間の取組み

- さらなる連携に向けた調査・研究を行います。
- これまでに実施している連携の効果検証と、その連携を活用した新たな連携の調査・研究を行います。
- ごみ処理広域化に関する勉強会を実施します。

目指すまちの姿

他自治体と連携し、より効率的で質の高い行政サービスを提供しています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 広域行政体制の推進を図り、事務事業の一層の合理化と行政サービスのさらなる向上を図ります。
- 広域的な対応を必要とする地域需要や課題を的確に捉え、関係市町村との連携強化を図り、地域の総合的かつ一体的な発展を目指します。

■ 町民の役割

- 周辺市町村等を含め広域的に施設を有効活用するとともに、広域で行われる行事などに積極的に参加することが期待されます。

施策の体系

広域行政の推進

施策 1 広域事務事業の強化

施策 2 他の自治体との相互協力

個別施策の展開

施策 1 1271 広域事務事業の強化

／政策秘書課，総務課，生活環境課，廃棄物対策課，防災危機管理課

- 展開方針**
- し尿処理や斎場，消防など，既存の広域事務の一層の充実を図ります。
 - 老朽化等に伴い維持経費が増大するごみ処理施設など，近隣自治体との広域的な事業化に向けて調整を行います。

主要な事業 龍ヶ崎地方衛生組合事業／牛久市・阿見町斎場組合事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	広域事務処理件数		6件
	広域的な事務事業化に関する会議体の設置	－	1件

後期の成果 周辺自治体と協力して，効率的な行政サービスの提供を行っています。

施策 2 1272 他の自治体との相互協力

／政策秘書課，都市計画課，商工観光課，防災危機管理課

- 展開方針**
- 常磐線整備促進期成同盟会や霞ヶ浦導水事業建設促進協議会など，他市町村と連携した要望活動などの取組みを積極的に推進し，住民サービスの向上を図ります。
 - 首都圏中央連絡自動車道や霞ヶ浦などのポテンシャルを共有する自治体等と連携し，企業誘致活動の強化，さらには観光交流活性化を推進します。
 - 災害時に相互に迅速な支援ができるよう，県外市町村との防災協定による広域的な危機管理体制を整備します。

主要な事業 広域行政推進事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	県外自治体との協定締結数【4213に再掲】		1件

後期の成果 他自治体と積極的に情報交換し，様々な分野で効果的な取組みが行われています。

第2章 人を育むまちづくり

第1節 健康と元気を支えるまちづくり

- 1 町民の健康づくり
- 2 国民健康保険制度の適正な運営
- 3 後期高齢者医療制度の適正な運営
- 4 介護保険制度の適正な運営
- 5 国民年金制度の適正な運営

第2節 みんなで支え合うまちづくり

- 1 地域福祉の推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障害者福祉の充実
- 4 子ども・子育て支援の充実
- 5 医療福祉の充実

第3節 豊かな人づくり

- 1 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 児童生徒の健康管理と安全対策

第4節 いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり

- 1 生涯にわたって学べる環境づくり
- 2 社会全体で取り組む教育の推進
- 3 スポーツの振興
- 4 文化芸術活動の推進と文化財保護

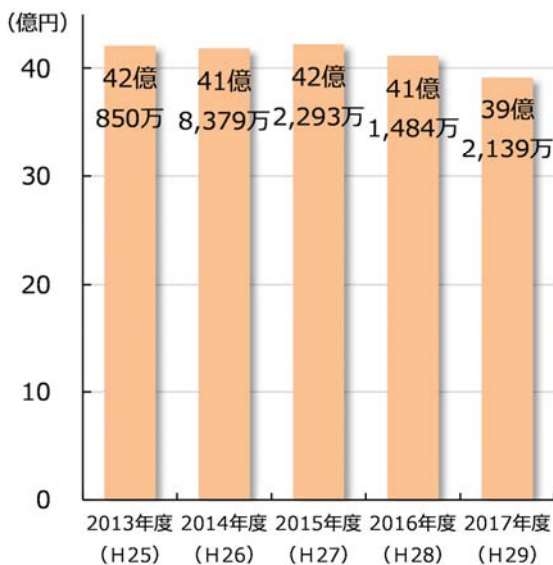
第1節 健康と元気を支えるまちづくり

1 町民の健康づくり

現状と課題

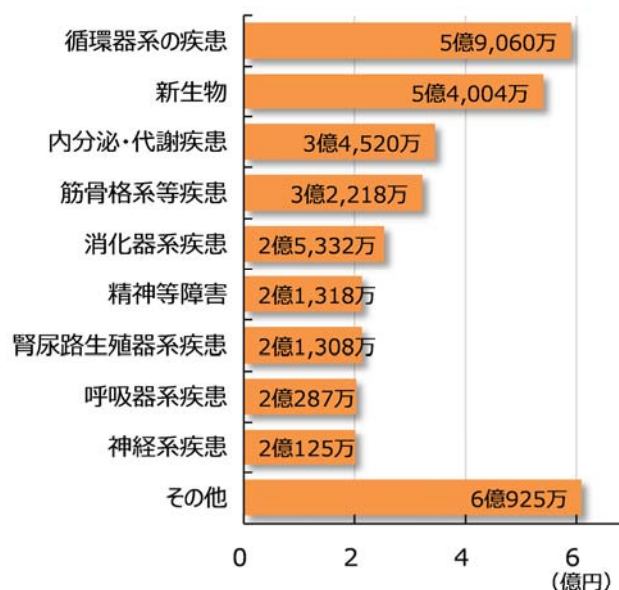
- 「さわやか阿見 健康長寿のまちづくり」を基本理念とする「あみ健康づくりプラン21」に基づき、健康づくり事業を展開してきました。平成30年度に第3次計画を策定し、引き続き健康づくりの推進を目指します。
- 健康づくりのためには、まず健康への関心を高めることが不可欠であり、自分の身体を知り、病気などの早期発見に努めることが重要となりますが、町民のがん検診受診率は、そのほとんどが茨城県の平均を下回る状況です。そのため、今後は町民の健康意識を高めることを目的とした、知識の普及啓発や健康管理を充実させるための事業を実施する必要があります。
- 町の医療費においては、高血圧・糖尿病・腎不全などの占める割合が高くなっています。主要死因は、がん、心疾患、脳血管疾患であり、生活習慣病、特に循環器疾患・糖尿病の予防とその重症化予防を、第3次計画においても引き続き主要課題としてあげ、重点施策としてさらに取組みを強化していきます。
- ボランティアの住民が主体となり健康づくり普及活動を行う団体として、食生活改善推進協議会、運動普及推進協議会があります。町民の健康を維持増進するための食事・運動の普及啓発について引き続き協働により事業を展開していく必要があります。
- 地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦と子どもの健康の保持及び増進に係る包括的な支援を行う必要があります。
- 妊婦や乳幼児の健康診査については、高い受診率を維持しています。しかしながら、子どもの健全な発育及び育児不安の解消等に向けた取組みは継続していく必要があります。
- 感染症対策については、まん延を防ぐための各種予防接種事業を実施してきました。今後も充実を図るとともに、新型インフルエンザ等の新感染症の発生時に備えた的確な対応ができるよう、十分な準備を進める必要があります。

■ 国民健康保険医療費総額の推移



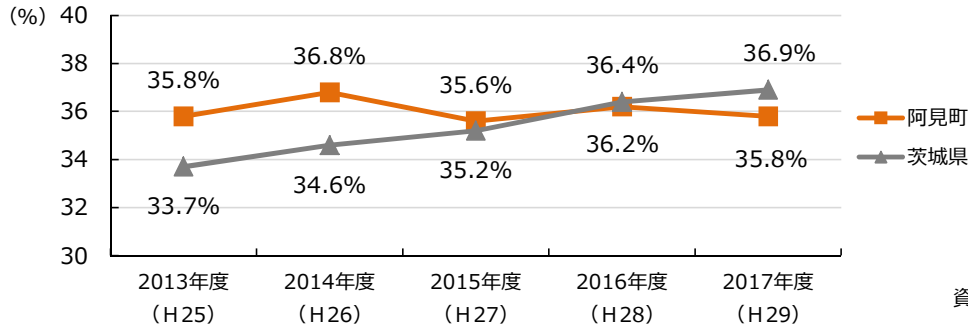
資料：町国保年金課
国保医療費の状況（阿見町ホームページ）

■ 主要疾病分類別医療費（平成29年度）

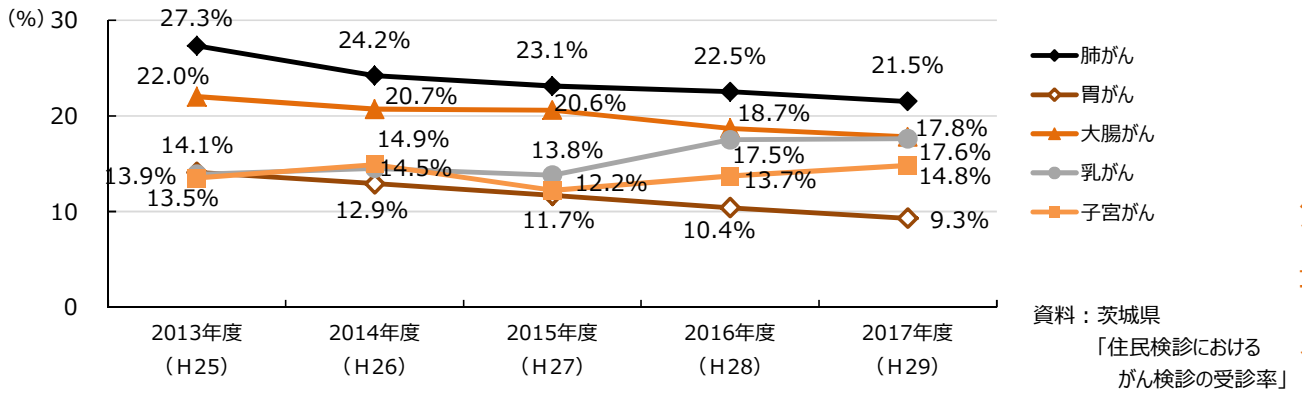


資料：町国保年金課
国保医療費の状況（阿見町ホームページ）

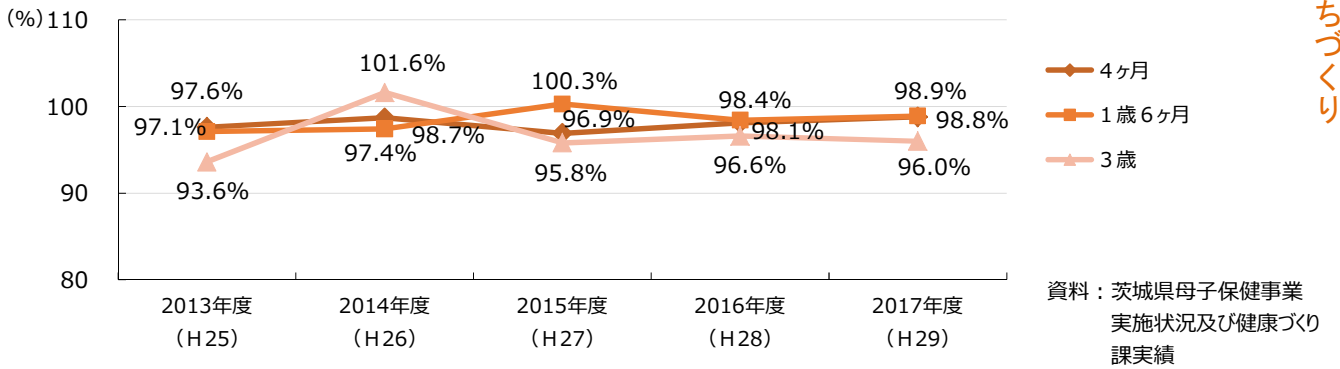
■ 特定健康診査の受診率の推移



■ 各種がん検診受診率の推移



■ 乳幼児健康診査の推移



施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 「あみ健康づくりプラン 21」に基づき、健康を維持増進するための情報提供、健診（検診）や健康相談、健康教育、家庭訪問による支援や町民の健康づくりを支援するボランティア団体の養成を行い、町民の健康づくりを進めてきました。

■ 施策推進上の問題意識

- 循環器系疾患と糖尿病の患者が多く、医療費に占める割合が高い状況が続いているため、引き続き対策が必要です。
- 母子保健事業においては、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦と子どもの健康の保持及び増進に係る包括的な支援を行う必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 「あみ健康づくりプラン 21」に基づき、健康づくりのための事業を継続して実施します。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、子ども家庭課との連携を強化しながら、妊産婦と子どもの健康の保持及び増進に係る包括的な支援を行います。

目指すまちの姿

高齢になっても、いきいきと暮らせるように、すべての町民が主体的に健康づくりに取り組み、町全体の健康づくりへの気運が高まっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 健康づくりに関する情報や生活習慣病予防について情報を提供し、町民の生活習慣改善の実践を促すとともに、健康づくりに関するボランティアの育成を支援します。
- 健康相談や健康教育を実施するとともに、生活習慣病の早期発見のための健康診査や各種がん検診などを実施します。
- 子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健事業のサービスの充実や人材の確保を図ります。
- 感染症予防の重要性について、情報提供を行い、感染症の予防を図ります。

■ 町民の役割

- 家族や地区・団体・職場等で健康づくりに取り組むことで、町全体に健康づくりの気運が高まっていくことが期待されます。
- 町民自身が健康に関心を持ち、生活習慣病の予防のために積極的に健康管理を行うとともに、健康診査受診や疾病の早期発見に努め、自ら健康づくり活動に取り組むことが期待されます。
- 子どもが健康に育つ環境づくりに町全体で取り組むことが期待されます。
- 感染症予防のため、町民が予防接種の重要性についてより深く理解し、予防接種を受けることや手洗いなどの衛生管理を日常生活の習慣として取り入れることが期待されます。

施策の体系

町民の健康づくり	施策1 健康づくりの推進
	施策2 健康診査・健康相談の充実と活用
	施策3 母子保健事業の充実
	施策4 感染症の予防

個別施策の展開

施策1 2111 健康づくりの推進

／健康づくり課

- 展開方針**
- ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、健康づくりに関する情報を広く町民に周知します。
 - 保健師など（栄養士・理学療法士）が地域に出向き、町民へ生活習慣病予防や健康づくりについて健康教育を行います。
 - 食生活改善推進員などの地区組織と協働し、生活習慣病予防や健康づくりのための具体的な方法について普及啓発を行います。
 - 食生活改善推進員や健康運動普及推進員など健康づくりボランティアの養成を行い、活動を支援します。

主要な事業 あみ健康づくりプラン2 1 推進事業／健康づくり事業／食生活改善推進事業／健康運動普及事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	健康教育実施回数		135回／年



後期の成果 町民が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組んでいます。

施策2 2112 健康診査・健康相談の充実と活用

／健康づくり課

- 展開方針**
- 多くの町民が受診できるように、健康診査や各種がん検診などの実施体制を拡充します。
 - 生活習慣病予防や重症化を予防するために、健康診査の結果から、個別に状況に応じた保健指導を行います。
 - がんによる死亡率を減らすために、がん予防に関する普及啓発やがん検診の結果に基づいて保健指導を行います。

主要な事業 健康診査事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	大腸がん検診精密検査受診率	68%	75%
	大腸がん検診受診者延べ人数	2,450人／年	2,800人／年
	健診事後相談・事後指導実施延人数	128人／年	200人／年



後期の成果 町民ががんや生活習慣病の予防のために健康診査を受け、自らの健康管理を行っています。



健康診査

施策3 2113 母子保健事業の充実

／健康づくり課

- 展開方針**
- 地域の医療機関や関係機関等と連携し、妊産婦・乳幼児の健診や健康教育、相談事業などを実施し、母子保健サービスの充実を図ります。
 - 妊産婦と子どもの健康の保持及び増進に係る包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。
 - 乳幼児健診や相談事業において、歯科保健に対する情報提供や保健指導を行うなど、保護者の意識を高め、親子で歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう支援します。

主要な事業	母子保健事業／子育て世代包括支援センター事業／産後ケア事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	生後4ヶ月までの乳児世帯への訪問率	98%	98%
	妊娠届時の面談率	－	100%

後期の成果 母親などが育児に関する不安を解消し、母子共に健康な状態で生活しています。

施策4 2114 感染症の予防

／健康づくり課

- 展開方針**
- 予防接種法で定められた定期予防接種について、対象者への接種勧奨を行います。また、感染症の流行状況に応じて感染予防のための情報提供を行います。
 - 感染症対策は感染症の発生を事前に予防するための取組みと感染症発生時のまん延防止の取組みを状況にあわせて実施していく必要があります。新型インフルエンザ等対策行動計画により、病原性が高い新感染症が発生した場合に備え、対策の強化を図ります。

主要な事業	予防接種事業／感染症予防事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	M R（麻しん風しん混合）2期接種率	93.7%	95%

後期の成果 感染症の発生及びまん延がなく、町民が健康に暮らしています。

2 国民健康保険制度の適正な運営

現状と課題

- 医療技術の高度化や高齢化の進展，ライフスタイルの変化に伴う生活習慣病患者の増加などにより，医療費が年々増加しており，特定健康診査や特定保健指導の実施などによる疾病予防対策が医療費の削減につながります。今後も国民健康保険制度の安定という観点から，制度の周知と啓発を図りつつ，適正な運営に努める必要があります。
- 平成30年度には全国的な国民健康保険制度の改正があり，財政運営を市町村と都道府県が協力して行うようになりました。国民健康保険制度の安定という観点から，今後の医療費の動向を見据えつつ，適正な運営に努める必要があります。

国民健康保険事業状況の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
被保険者数(人) (年間平均)	14,020	13,816	13,408	12,756	11,958
保険給付費(円) (国保負担金)	3,459,403,069	3,452,719,347	3,507,162,777	3,441,251,842	3,275,155,552
保険税収納率(%) (現年度)	92.40	92.11	92.79	92.97	93.01

資料：町国保年金課

施策の進捗状況等

前期期間の取組み

- 被保険者の健康維持と医療費の抑制のため，特定健康診査と特定保健指導をはじめとする保健事業を行いました。

施策推進上の問題意識

- 特定保健指導の実施率が県内でも下位であるため，実施方法等について検討する必要があります。
- 被保険者数は減少していますが，医療費は上昇傾向にあります。

■ 後期期間の取組み

- 保健事業については、町健康づくり課との連携を進め、「阿見町国民健康保険データヘルス計画※1・特定健康診査等実施計画（2018年度（平成30年度）～2023年度）」（以降、データヘルス計画と表記）に基づいて実施します。
- 生活習慣病予防・重症化予防を行うことで医療費の上昇を抑制し、国民健康保険の健全運営を維持します。

目指すまちの姿

国民健康保険加入者が、自らの健康に気を配り、必要な時に安心して医療を受けることができるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 生活習慣病などを早期発見するため、健康意識を高める取組みを行いつつ、健康診断や保健指導が十分に行われるよう、体制を整え、医療費の抑制を図ります。
- 収納率向上が図れるよう、引き続き収納対策に取り組めます。
- 国民健康保険に関して理解が得られるよう、わかりやすい広報活動や国民健康保険税の賦課の適正化を図ります。

■ 町民の役割

- 食生活の改善や運動、定期的な健康診断により、疾病の早期発見・早期治療に気を配る等、健康に関心を持ち、自らの健康管理について意識することが期待されます。
- 国民健康保険制度の重要性や保険料の使途に関心を持つなど、制度に関する理解を深めることが期待されます。

施策の体系

国民健康保険制度の 適正な運営

施策1 総合的な健康管理の推進

施策2 国民健康保険の健全運営

※1 「データヘルス計画」：レセプト（診療報酬明細書）や特定健康診査（特定健診）などのデータに基づき、被保険者の健康管理や疾病予防、重症化予防などを効率よく行うための保険事業計画。

個別施策の展開

施策1 2121 総合的な健康管理の推進

／国保年金課

- 展開方針**
- データヘルス計画に基づき保健事業を実施していきます。
 - 保健事業は健康づくり課との連携を進め、特定保健指導、健診異常値放置者対策、未受診者対策、糖尿病性腎症重症化予防事業を重点的に実施します。
 - ジェネリック医薬品の広報・啓発に取り組み、医療費の抑制を図ります。

主要な事業 特定健康診査等事業／疾病予防事業／特定保健指導事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	特定健康診査の受診率	36%	42%
特定保健指導の実施率	18.2%	40%	

後期の成果 町民が自己健康管理を行い、生活習慣病予防及び早期発見に町全体で取り組んでいます。

施策2 2122 国民健康保険の健全運営

／国保年金課

- 展開方針**
- 税負担に対する理解を得るため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページなどにより、社会保障制度の重要性について、引き続き啓発に取り組みます。
 - 短期被保険者証などの発行、滞納整理、差押えの実施などを通して、収納率向上に取り組めます。
 - 医療費の抑制や公平公正な課税に基づき、税率の維持を図ります。

主要な事業 国保税賦課事業／滞納対策事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	収納率	93.0%	93.0%以上

後期の成果 国民健康保険制度が理解され、公平公正に課税され、サービスが安定して提供されています。

3 後期高齢者医療制度の適正な運営

現状と課題

- 後期高齢者医療制度は平成20年度に発足しましたが、高齢化が進み、被保険者と医療費がともに増加しています。国民皆保険をいかにして持続可能なものとしていくかが重要な課題になっています。
- 高齢者だけでなく、制度に対する国民全体の理解がなければ、安定した制度運営は維持できません。そのためには行政による制度の周知・啓発活動の充実が求められます。高齢者一人ひとりに対し健康に対する自己管理意識を促して、医療費の削減に努めていく必要があります。
- 高齢者と若者の間での世代間公平や高齢者間での世代内公平を図るため、平成29年4月から、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例について、段階的に見直しを行っています。また同時期に70歳以上を対象とした医療費自己負担額を引き上げる「高額療養費制度」の見直しも行われています。

■ 後期高齢者医療制度の被保険者数・医療費の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
被保険者数(人)	4,955	5,161	5,408	5,619	5,877
医療費(円)	307,084,739	300,143,061	342,510,548	353,751,274	368,070,211

資料：町国保年金課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 広報紙での制度周知に取り組みました。
- 保険証・納付書を発送する際や被保険者が75歳に到達した際に、パンフレット等を活用して周知しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 国による高齢者医療制度改革が行われているなかで、制度の周知、保険料収納対策等の構築が重要となります。

■ 後期期間の取組み

- 前期期間の取組みを継続するとともに、健診受診率の向上や収納率向上のため、勧奨通知等を実施します。

目指すまちの姿

高齢者が自らの健康管理に積極的に取り組み、必要な時に安心して医療を受けることができるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 高齢者の生活習慣病などを早期発見するため、高齢者の健康意識を高める取組みを行い、健康診断等が十分に行われるよう、体制を整えます。
- 後期高齢者医療制度に関して、高齢者に理解が得られるよう、茨城後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知・啓発や収納対策に引き続き取り組みます。

■ 町民の役割

- 高齢者が、食生活の改善や運動、定期的な健康診断により、疾病の早期発見・早期治療に気を配る等、健康に関心を持ち、自らの健康管理について意識することが期待されます。
- 後期高齢者医療制度の重要性や保険料の使途に関心を持つなど、制度に関する理解を深めることが期待されます。

施策の体系

後期高齢者医療制度の 適正な運営

施策 1 高齢者保健事業の推進

施策 2 後期高齢者医療制度の安定した運営

個別施策の展開

施策1 2131 高齢者保健事業の推進

／国保年金課

- 展開方針**
- 高齢者一人ひとりの健康に対する自己管理意識が重要であることを啓発していきます。
 - 茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し高齢者健診の受診率向上に取り組みます。

主要な事業 疾病予防事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	高齢者健診の受診率		18.3%

後期の成果 高齢者が健康について自己管理を行い、健康寿命が長いまちになっています。

施策2 2132 後期高齢者医療制度の安定した運営

／国保年金課

- 展開方針**
- 保険料や制度に関しては高齢者の理解を得ることが重要であることから、広報紙やホームページなどにより制度の周知に取り組みます。
 - 保険料の収納率向上に取り組みます。

主要な事業 後期高齢者保険料賦課徴収事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	制度の周知の種類	5件	5件以上
	後期高齢者医療保険料の収納率	99.3%	99.4%以上

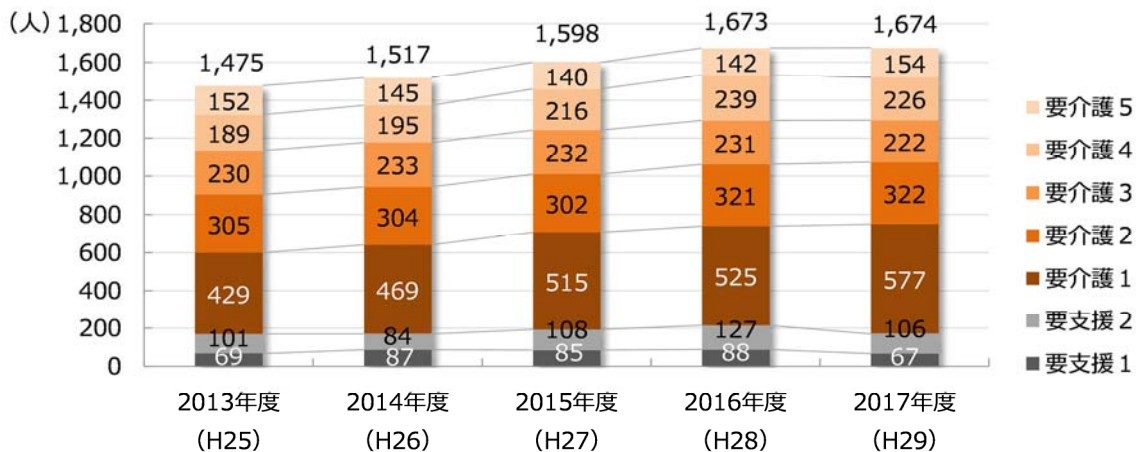
後期の成果 高齢者が安心して医療を受けることができるまちになっています。

4 介護保険制度の適正な運営

現状と課題

- 平成12年度に創設された介護保険制度は、高齢社会における介護問題を解決する制度として、町民の間にも定着してきました。一方で、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数は、平成24年度末の1,368人から平成29年度末には1,676人と5年間で308人の増加となり、介護給付費も増加を続けています。このため、財源となる保険料の適切な設定と賦課徴収に努める必要があります。
- 在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、地域包括ケアシステムの深化を進めるため「阿見町長寿福祉計画・第7期介護保険事業計画（2018年度～2020年度）」では、高齢者が可能な限り健康で自立した生活ができるよう、要介護状態になる前の段階から継続的・効果的な介護予防サービスを推進する「予防重視型システム」を推進するとともに、茨城県立医療大学との連携により、介護データベースを活用した介護予防事業の実践に向けた取組みを進めていく必要があります。また、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせる環境づくりの充実に取り組む地域包括ケアシステムを重視した高齢者施策も推進しています。
- こうした状況のなか、今後も高齢化が進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されており、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムの構築を着実に推進していく必要があります。

■ 要介護認定者数の推移



資料：町高齢福祉課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。
- 地域ケア会議，在宅医療・介護連携推進協議会，生活支援体制整備事業による日常生活支援協議会を開催しました。
- 認知症初期集中支援チーム及び同検討委員会を設置するとともに，認知症地域支援推進員・認知症嘱託医を委嘱しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 在宅サービスや医療サービス，地域における見守りなどの多様なサービスの充実が必要です。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の拡充が必要です。
- 保険者機能をより強化し，介護保険制度の運営を強化していくことが求められています。

■ 後期期間の取組み

- 「地域包括ケアシステム」の実現に向けて，保健・医療・福祉の関係機関・団体と連携し，地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。
- サービスの充実を図るため，低所得者が入所できる介護保険施設等の整備を推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業において，多様な実施主体によるサービスの拡充を図ります。
- 介護予防事業等により，高齢者の心身状態の悪化を防止します。
- 保険者機能を強化し，介護保険制度の安定的な運営や持続可能性を確保します。

目指すまちの姿

介護を必要とする人に適切な介護サービスが提供され，高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送っています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 総合的な福祉相談窓口の設置に向け，相談体制を充実し，介護保険サービスの利用促進を図ります。
- 3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき，ニーズに即した施策を展開するとともに，適切な保険料の設定及び収納対策，給付の適正化，介護予防を推進し，安定した保険制度の運営を図ります。

■ 町民の役割

- 介護予防の講座などに積極的に参加し，要介護状態にならないよう，自ら健康の保持に取り組むことが期待されます。
- 要介護状態になっても，介護サービスを受けることにより，自立と悪化防止に努めていくことが期待されます。
- 介護保険の健全な運営のため，制度の重要性や保険料の確実な納付の必要性を理解することが期待されます。

施策の体系

介護保険制度の 適正な運営

施策1 介護保険サービスの充実

施策2 介護予防事業の推進

施策3 介護保険の健全な運営

施策4 安心して暮らせる地域づくり



介護風景

個別施策の展開

施策1 2141 介護保険サービスの充実

／高齢福祉課

- 展開方針**
- 介護保険サービスについての相談窓口や出前講座を設け、町民にわかりやすい広報に取り組みます。
 - 高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、様々なサービスの充実を図ります。
 - サービスの充実を図るため、低所得者が入所できる介護保険施設等の整備を推進します。

主要な事業 介護保険事務事業／介護サービス給付事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	介護保険サービス利用率		88.6%

後期の成果 要支援、要介護認定を受けた高齢者が、必要な時に適切なサービスを受け、安心して日常生活を送っています。

施策2 2142 介護予防事業の推進

／高齢福祉課

- 展開方針**
- 高齢者の介護予防を促進するため、生活機能の維持・向上を目的とした各種事業に取り組みます。
 - 高齢者が地域でいきいきと活動できるよう、すべての高齢者を対象とした介護予防事業を実施します。
 - 高齢者の様々な悩みに対して、適切な相談体制がとれるように、地域包括支援センターの充実を図ります。

主要な事業 介護予防・生活支援サービス事業／一般介護予防事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	要支援・要介護認定率		13.3%

後期の成果 高齢者が自らの意識や周りの支援により、介護の必要な状態になることを防ぎ、活動的な生活を送っています。

施策3 2143 介護保険の健全な運営

／高齢福祉課

- 展開方針**
- 介護保険の健全な運営のため、適切な保険料を設定し、収納対策を強化するとともに、介護給付の適正化を推進します。
 - 介護認定申請から認定結果通知までの判定の迅速化を図ります。

主要な事業 賦課徴収事業／介護給付等費用適正化事業／介護認定事務事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	保険料の収納率		96.3%
	30日以内の認定決定率	46.8%	90.0%

後期の成果 介護サービスを必要としている人が、速やかにサービスの提供や介護給付を受けられるようになっています。

施策4 2144 安心して暮らせる地域づくり

／高齢福祉課

- 展開方針**
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「地域包括ケアシステム」を推進します。
 - 地域ケア会議を開催し、高齢者の課題解決、介護支援専門員の実践力向上、地域支援体制の構築を図ります。また、地域に必要な取組みを町の政策形成に役立てます。
 - 認知症高齢者やその家族を支援し、適切なサービスを提供します。また、認知症の正しい知識の普及、情報提供の推進、認知症サポーター養成講座等の開催に取り組み、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。
 - 自宅に閉じこもりがちになりやすい高齢者が、地域の集会施設などに気軽に集える場を提供するサロン事業の展開を図ります。

主要な事業 在宅医療・介護連携推進事業／地域ケア推進事業／認知症総合支援事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	認知症サポーターの養成者数		453人

後期の成果 高齢者の誰もが、住み慣れた地域で様々な人に見守られながら健康で安心した生活を送っています。

5 国民年金制度の適正な運営

現状と課題

- 国民年金は、国民共通の基礎年金として、老齢、障害、死亡に関して必要な給付を行い、安定した生活基盤を維持することができるようにする制度です。
- 平成 28 年 12 月に「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、平成 31 年 4 月からは次世代育成支援のため、「国民年金第 1 号被保険者^{※1}の産前産後期間の保険料の免除」制度が開始されます。
- 平成 29 年 8 月 1 日から年金を受給するための資格期間が「25 年以上」から「10 年以上」に短縮され、これまで年金を受給することができなかった方も最も早い人は平成 29 年 10 月から年金受給を開始しています。
- 老後の安定した生活基盤を築くためには、国民年金の受給権確保が重要となってきます。そのためには、保険料納付や保険料免除などの国民年金制度に対する理解が深まるよう、わかりやすい広報活動が求められています。

■ 国民年金被保険者数の推移

(単位：人)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
第 1 号被保険者数	6,682	6,477	6,152	5,783	5,543
第 3 号被保険者 ^{※2} 数	3,458	3,407	3,319	3,225	3,142
任意加入被保険者 ^{※3} 数	84	88	85	71	67
被保険者数総計	10,224	9,972	9,556	9,079	8,752

資料：厚生労働省年金統計情報

■ 保険料納付率の推移

(単位：%)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
保険料納付率	58.4	59.9	61.4	63.2	63.9

資料：厚生労働省年金統計情報

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 国民年金制度について、広報紙への掲載やパンフレットの配布などの広報活動を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- 若い世代を中心とした年金制度に対する不安や不信感が続いています。

※1 「第 1 号被保険者」：国民年金の加入者のうち、20 歳以上 60 歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等、第 2 号被保険者、第 3 号被保険者でない者。

※2 「第 3 号被保険者」：国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者。

※3 「任意加入被保険者」：日本国内に住所を有する 20 歳以上 65 歳の厚生年金、共済年金などの老齢年金を受けられる人、日本国内に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満の人、外国に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の日本人など、希望して国民年金に任意加入する人。

■ 後期期間の取組み

- 国民年金への加入促進に向け、年金制度の意義や役割についてよりわかりやすい広報活動を行います。

目指すまちの姿

町民が国民年金の制度や重要性について正しく理解し、受給権を確保することにより、老後の安定した生活基盤を築いています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 国民年金に対する不安を軽減し、町民が安心して老後の生活を送ることができるように、制度の啓発を図ります。
- 国民年金についてわかりやすく情報提供を行い、町民の理解を深めるための支援を行います。

■ 町民の役割

- 若いうちから年金の重要性を認識し、積極的に国民年金制度に対する理解を深めることが期待されます。
- 国民年金に加入し、受給権を確保することが期待されます。

施策の体系

国民年金制度の 適正な運営

施策 1 国民年金の加入促進と受給権の確保

個別施策の展開

施策1 2151 国民年金の加入促進と受給権の確保

／国保年金課

- 展開方針**
- 未加入・未納者を的確に把握し、広報紙やパンフレットの配布などにより、老後の安定した生活基盤を築くため年金が重要であることの周知や加入や納付の促進、免除等の制度の啓発を積極的に行い、受給権の確保を支援します。
 - 年金相談、納付相談に積極的に取り組みます。

主要な事業 国民年金啓発事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	制度の周知の種類		5件

後期の成果 町民が、国民年金について制度や加入の重要性を正しく理解し、老後の安定した生活に向けて、受給権の確保を進めています。



国民年金パンフレット

第2節 みんなで支え合うまちづくり

1 地域福祉の推進

現状と課題

- 世帯の小規模化や働き方を含めた価値観の多様化などに伴い、住民が共に支え合い、助け合うという地域での人々のつながりが希薄化しており、地域の課題について、地域の力により解決を図る地域福祉の必要性がますます高まっています。
- 子ども、高齢者、障害者といった対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取組みが求められており、今後は、民間によるサービスも含めて十分に連携を取りながら、総合的にサービスを提供することが求められています。
- 地域福祉の担い手として幅広く活動を進めていく役割が期待されている民生委員児童委員が、日頃から関係機関・団体等との連携を図りながら、活動しやすい環境づくりを整備していくことや地域福祉の総合的な推進役である社会福祉協議会との一層の連携が必要となります。
- 町内各行政区では、これまでに様々な見守りや防犯・防災活動が行われ、地域の安全・安心に効果をあげています。一方で、高齢者を含めた要配慮者の把握が不十分であるなど課題点もあり、避難行動要支援者を確実に助けることができる体制づくりが必要です。



地域福祉懇談会

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 平成28年3月に、第2次阿見町地域福祉計画を策定し、各年度の進捗状況を評価しています。
- 民生委員児童委員の定数が増加され、よりきめ細やかな活動ができる体制が構築されました。

■ 施策推進上の問題意識

- 急速な高齢化等から、地域の支えあい・助け合いを担う人材が不足し、そのため、民生委員児童委員についても、なり手不足が顕在化しています。
- 避難行動要支援者対策について、要配慮者の把握と支援対策の構築が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 地域福祉計画に基づき、住民同士の交流の場や支えあい・助けあいの仕組みづくりを推進します。
- 要配慮者の情報を把握し、迅速な安否確認と必要な支援を実施できる体制を構築します。

目指すまちの姿

地域の中で住民同士が共に支え合い・助け合い、いきいきと安全・安心に暮らしています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 地域福祉に対する町民の理解と関心を高めるための広報・啓発を行うとともに、関係機関及び地域住民との連携・協働を図ります。
- 地域活動やボランティア支援をより効果的に行う体制づくりを進めます。
- 避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。

■ 町民の役割

- 日常生活のなかで地域への関心を高め、地域福祉を身近なものとして活動することが期待されます。
- 災害に備えるための防災訓練等への積極的な参加や協力が期待されます。
- 隣近所での支え合い・助け合いを心がけ、地域のつながりや見守り力を高めることが期待されます。

施策の体系

地域福祉の推進

施策 1 地域で支え合い・助け合う仕組みづくりの推進

施策 2 民生委員児童委員活動の充実と社会福祉協議会との連携強化

施策 3 避難行動要支援者対策の推進

個別施策の展開

施策1 2211 地域で支え合い・助け合う仕組みづくりの推進

／社会福祉課

- 展開方針**
- 地域福祉計画に定める各種事業を積極的に推進します。
 - 継続的な地区座談会を通して、地域福祉計画の周知と行政区内の福祉ネットワークづくりを推進します。

主要な事業 地域福祉推進事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	地域福祉計画推進のための地区座談会の参加行政区数		0区



後期の成果 地域の福祉ネットワークが構築され、お互いに連携して支え合い、助け合うまちになっています。

施策2 2212 民生委員児童委員活動の充実と社会福祉協議会との連携強化

／社会福祉課

- 展開方針**
- 情報提供及び研修等の実施により、民生委員児童委員活動への支援の充実を図ります。
 - 町と社会福祉協議会との連携を強化し、社会福祉協議会活動の活性化を図ります。

主要な事業 民生委員児童委員協議会事業／地域福祉推進事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	民生委員児童委員研修の延べ参加者数		1,468人／年



後期の成果 住民の地域福祉活動に対して適切な助言、情報提供が行える人材を育成するとともに、地域福祉活動の中核的機関となる社会福祉協議会の活動が活性化しています。

施策3 2213 避難行動要支援者対策の推進

／社会福祉課

展開方針 ■継続して地域の要配慮者に係る情報を把握し、名簿化するとともに、民生委員や行政区・自主防災組織等と情報共有化を図ります。あわせて、要配慮者一人ひとりの避難支援プランの策定を行います。

主要な事業 要援護事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	避難行動要支援者登録制度登録者数		1,281人



後期の成果 要配慮者一人ひとりについて、災害時に迅速に安否確認を行い、誰がどの避難所に避難するかを定め、必要な支援が実施できる体制が整っています。



避難所開設訓練

2 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 町の総人口に対する65歳以上の高齢者が占める割合（高齢化率）は、平成29年度は27.2%で、今後も上昇することが予測され、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加えて、認知症高齢者も増加していくことが予想されます。高齢者が健康で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる社会の構築に向け、効率的・効果的にサービスを提供する必要があります。
- 高齢者の価値観や世帯状況は多様化し、健康状態も個人により差があります。このため、個々の状況に応じた、適切な生活支援サービスの提供を目指す必要があります。
- 長寿大国である我が国では、人生100年時代を見据えた取組みが重要となっています。高齢者が自分らしく生活しながら、地域社会の重要な一員として活躍できる社会が望まれます。このためには、高齢者の社会参加を促進していくとともに、超高齢社会においては、支援を必要とする高齢者を元気に高齢者が支えていくための仕組みが必要となります。
- 高齢者を含む世帯においては、複雑な問題を抱えるケースが増加傾向にあります。支援を必要とする高齢者だけでなく、その家族も利用できる相談窓口の充実、高齢者を見守るための体制づくり、成年後見制度^{*1}の利用など、適切な支援に取り組む必要があります。
- 高齢者の活動の場となっている福祉センター「まほろば」が老朽化しており、適切な管理運営に努めるとともに、将来的な方向性について検討する必要があります。

■ 高齢化の推移

(単位：人)

	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)
総人口	47,092	47,313	47,524	47,439	47,430	47,453
65歳～74歳人口	6,117	6,442	6,751	6,904	7,030	7,062
75歳以上人口	4,721	4,877	5,077	5,334	5,568	5,827
65歳以上人口合計	10,838	11,319	11,828	12,238	12,598	12,889
高齢化率	23.0%	23.9%	24.9%	25.8%	26.6%	27.2%

各年4月1日現在

資料：住民基本台帳人口

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 高齢者関連サービスを広報紙等で周知し、サービスを適正に提供しました。
- 町シルバークラブ補助金の交付により、シルバークラブ数が増加しました。
- 老朽化している福祉センター「まほろば」の屋根、設備等の改修を行い、施設の長寿命化を図りました。

■ 施策推進上の問題意識

- 高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等が増加し、これまで以上に高齢者福祉の充実が必要となっています。
- 新規会員の減少により、今後、地区単位のシルバークラブの解散が懸念されます。
- 福祉センター「まほろば」の老朽化により、修繕費が年々増加しています。

^{*}1 「成年後見制度」：精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

■ 後期期間の取組み

- 地域の見守りネットワークの構築により、高齢者の安全確保を図ります。
- 成年後見制度の利用促進に向けて、基本計画の策定に取り組みます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、福祉センター「まほろば」の将来的な方向性を検討します。

目指すまちの姿

高齢者が住み慣れた地域で様々な人に見守られながら、安心していきいきと生活できるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 高齢者の相談体制を充実し、より効果的にサービスを提供するとともに、見守りネットワークを構築し、高齢者の安全確保を図ります。
- 高齢者虐待を早期に発見し、高齢者の安全と人権の確保を図ります。
- 高齢者がいきいきと生活できるようシルバークラブの組織づくりと活性化を積極的に支援します。

■ 町民の役割

- 高齢者やその家族が、生活支援のサービスに対する理解を深め、個々にあったサービスの選択を心がけることが望まれます。
- 認知症サポーター養成講座の受講により、認知症への理解を深めていくことが期待されます。
- 地域において、高齢者の役割を明確にし、活躍の場を提供していくこと、高齢者は家に引きこもることなく、できる限り社会参加を継続していくことが期待されます。

施策の体系

高齢者福祉の充実

施策1 高齢者の生活支援の推進

施策2 生きがいづくりの推進

個別施策の展開

施策1 2221 高齢者の生活支援の推進

／高齢福祉課

- 展開方針**
- 支援サービスについて、広報紙等により、町民にわかりやすく周知します。
 - 判断能力が不十分な認知症高齢者を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。
 - 高齢者虐待の早期発見・早期対応するための体制づくりを進めるとともに、介護サービスの利用促進等により、介護者等の負担軽減と高齢者虐待の発生防止を図ります。

主要な事業 緊急通報体制等整備事業／成年後見制度利用支援事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	緊急通報体制等整備事業の利用者数	134人	200人
徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用者数	5人	10人	

後期の成果 高齢者が、生活に必要な適切なサービスや支援を受けることができ、介護者等の負担が軽減されています。

施策2 2222 生きがいづくりの推進

／高齢福祉課

- 展開方針**
- 行政区内の福祉ネットワークの一員として、シルバークラブ活動の活性化と未設置行政区への設立支援を積極的に行います。
 - 福祉センター「まほろば」について、快適に利用できるよう適切な管理運営を行うとともに、福祉センター「まほろば」の将来的な方向性の検討を行います。
 - 高齢者の外出を促すため、身近な交流の場づくりを推進します。
 - 生涯活躍のまち形成事業計画により、自己実現ができるプラチナタウン※1づくりを推進します。

主要な事業 福祉センター事業／福祉センター施設運営管理事業／生涯活躍のまちづくり事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	シルバークラブ結成数	36クラブ	40クラブ
福祉センターの年間延べ利用者数	56,389人／年	58,000人／年	

後期の成果 高齢者が地域社会の一員として活動できる場が充実し、生きがいを感じながら活躍しています。

※1「プラチナタウン」：高齢者が多世代と交流しながら生き生きと暮らし、活躍できる社会を目指すまちづくり。本町では、都心から1時間でアクセス可能な自然豊かな田園都市という特徴を活かし、東京圏のアクティブシニアの移住を促進することによって、社会資源と自然環境が調和した、社会参加型の生涯活躍のまち「あみプラチナタウン」の取組みが進められている。

3 障害者福祉の充実

現状と課題

- すべての障害者が地域の一員として自立し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、「障害者基本計画」により、障害者施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
- 障害者総合支援法の施行・児童福祉法の改正により、障害者・児が利用できる福祉サービス事業所が増加し、選択の幅が増えており、利用者も増加しています。福祉サービスの需要については、「障害者・児福祉計画」に基づいて見込むとともに、引き続きサービスの提供体制の確保や推進のための取組みが必要です。
- 障害者や家族の高齢化が進み、これからは十分な支援を受けることが困難な障害者が増えることが見込まれます。障害者やその家族等からの相談を総合的に支援する体制や緊急時の受け入れ体制の整備及び自立生活のための訓練の場の提供等により障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 障害者の自立を図るためには、経済的基盤である就労は大変重要なものです。障害者の雇用状況は依然として厳しい状況ですが、就労は自立した生活の手段であるとともに、生きがいにつながり、さらには社会参加、社会貢献を通じて障害者の生活の質の向上につながるものです。今後も、障害者の雇用が進むよう総合的な支援の拡充と体制づくりを進め、障害者就労支援施設の充実を図る必要があります。
- 本町では、保健医療関係者、障害福祉サービス事業者や障害者等からなる協議の場を設け、障害者を取り巻く課題とニーズを捉えることに努め、関係機関との連携を通じたきめの細かい支援を推進してきました。今後も、ニーズの変化に対応した福祉サービスの提供に努めていくとともに、総合的な相談・支援体制の充実を図る必要があります。

■ 障害福祉サービス種類別決定者数

(単位：件)

		2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)
身体障害者	介護給付	58	59	52	46	51	46
	訓練等給付	4	4	6	6	8	9
知的障害者	介護給付	64	70	72	71	80	78
	訓練等給付	41	45	57	56	63	63
精神障害者	介護給付	27	32	39	40	36	40
	訓練等給付	44	50	59	65	68	74
難病障害者	介護給付	—	1	1	1	—	—
	訓練等給付	—	—	1	2	2	1
障害児	障害児	31	29	28	44	51	56

各年4月1日現在

資料：町社会福祉課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 町内の相談支援事業所が 1 箇所から 4 箇所になり、町との連携・支援による障害福祉サービスの提供についての相談体制が整備されました。
- 障害者の自立に向けた就労支援サービスの受給者が増加しました。
- 障害児対象の療育やデイサービス等の事業所開設により、体制が整備されました。

■ 施策推進上の問題意識

- 障害者・児の福祉サービスは総合支援法の施行、児童福祉法の改正により充実してきており、利用も増加しています。
- 核家族化が進むなか、家族の支援が十分でない障害者への対応が必要となってきています。
- 障害者が地域の一員として暮らしやすい環境づくりを進めるため、障害者の人権に配慮した取組みや福祉サービスの適切な提供が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 障害者が安心して地域で暮らせるように、障害者やその家族等からの相談を総合的に支援する体制や緊急時の受け入れ体制の整備等の地域生活支援体制の充実を図ります。
- 障害者の自立に向けた就労支援施設の充実を図ります。
- 保健医療関係者、障害福祉サービス事業者や障害者等からなる協議の場を設置します。
- 町民の障害者への理解が進むよう、啓発活動を実施します。

目指すまちの姿

障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生きがいある生活を営めるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 保健・医療、学校、社会福祉法人、NPO法人などと協力してネットワークを構築し、障害者に対する支援や障害の特性に応じたサービス、介護者の支援体制の充実を図ります。
- 町民が障害者に対する理解を深めるための啓発活動や多様な障害者が社会とつながりを持つ環境づくりを行い、障害者が住みやすい地域づくりを進めます。
- 障害者雇用と就労の支援を図り、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るための措置を講じます。

■ 町民の役割

- 障害者を支援するネットワーク活動等に積極的に参加することが期待されます。
- 障害者福祉に関する専門的サービスを提供できる社会福祉法人やNPO法人が、積極的なPRを行い、継続的な知識・技術向上を図ることが期待されます。
- 障害者に対する理解を深め、障害者が暮らしやすい環境づくりを地域全体で心がけることが望まれます。

施策の体系

障害者福祉の充実

施策1 障害者福祉サービスの充実

施策2 障害者の生活の安定と自立支援

個別施策の展開

施策1

2231 障害者福祉サービスの充実

／社会福祉課

展開方針

- 障害者自立支援協議会や関係機関と連携し、日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、必要とされる福祉サービス量の確保、質の向上を図ります。
- 地域における関係機関とのネットワークを構築し、障害者やその家族が安心して暮らせるための相談支援・情報提供体制の拡充を図ります。
- 福祉機器の給付や生活支援用具の円滑な支給により、在宅サービスの充実を図ります。
- 障害児支援サービスの提供体制の充実を図ります。

主要な事業

相談支援事業／自立支援医療給付事業／障害者介護給付事業／移動支援事業／自立支援協議会事業

指標

指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
相談支援事業利用者数	2,542人／年	2,900人／年
相談事業者数	4施設	5施設

後期の成果

障害者が適切な支援やサービスを受け、安心して暮らしています。

施策 2 2232 障害者の生活の安定と自立支援

／社会福祉課

- 展開方針**
- 障害者が、地域での自立した生活や日常生活ができるように、介護等給付サービスや就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練給付サービスを提供します。
 - 事業所における障害者雇用の促進、地域資源を活用した福祉的就労の場の拡充を図ります。
 - 関係団体との連携を図り、障害者団体の育成や社会参加活動を支援します。
 - 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、重度障害にも対応できる専門性を有し障害者等やその家族の緊急事態に対応し、地域での生活の安定と就労支援に対応し得る地域生活支援拠点の整備を図ります。

主要な事業 障害者訓練等給付事業／地域活動支援センター機能強化事業／地域生活支援拠点事業／基幹相談支援センター事業／児童発達支援センター事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	障害福祉サービス受給者数		336人
	就労訓練支援サービス支給決定数	158人／月	190人／月



後期の成果 障害者が地域の中で安定し、自立した社会生活を送っています。

4 子ども・子育て支援の充実

現状と課題

- 「阿見町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援体制の充実を総合的に推進しています。少子化や核家族化、親の就労形態の多様化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの遊び場・体験の不足等により、家庭や地域の子育て機能・教育力が低下していると言われています。また、2019年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちの利用料を無償化することが決定され、入所希望者が増えることが予想されます。
- このようななか、待機児童対策として既存保育施設の定員増や民間保育所の開設など、保育施設の拡充を図ってきました。しかし、働く女性の増加などにより保育需要が増加している一方で、保育士不足の問題などもあり、待機児童の解消に至っていません。課題は多い状況ですが、新たな保育施設の開設も含めた定員枠の拡大や保育士の確保に努め、引き続き、子育て環境の充実を図る必要があります。
- 病後児保育を実施する民間保育園の増や新たに体調不良児保育事業を実施する園など、多様な保育ニーズに対応するための取組みを進めてきました。今後は、病後児保育や一時保育等の特別保育の拡充とともに、保育サービスのさらなる充実のため、新たに、病児保育事業の実施を推進する必要があります。
- 子育て支援センター事業においては、子育てに関する相談・支援窓口、子育てサークル等の育成・支援、地域の子育てサービスの情報の提供を行っていますが、さらなる子育て支援の充実を図るため、拠点となる施設整備が必要となり、手狭になった施設の規模拡大等の検討が必要です。
- 放課後児童クラブは、ニーズの高まりにより、入会児童数が増加傾向にあります。利用児童の需要に対応するため、空き教室や学校敷地内に専用施設を設置して対応してきましたが、今後はさらに学校施設の積極的な活用を促進する必要があります。放課後子ども教室については、保護者や学校・地域との連携を図り、理解と協力を得ながら運営していくことが重要となっています。
- 要保護児童対策については、その相談内容が複雑化・多様化していることから、要保護児童相談員を配置しています。これまでも児童相談所と連携を密にし、情報を共有するとともに、研修への参加、職員や相談員のスキルアップに取り組んできました。今後も、児童相談所や学校、民生委員児童委員、さらには警察との連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見に努める必要があります。

■ 保育施設等状況

	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)
保育所 (公立) (カ所)	4	4	3	3	3	3
" (私立) (")	3	3	3	3	3	4
認定こども園 (※) (幼保連携型) (")	0	0	1	1	1	1
" (※) (幼稚園型) (")	0	0	2	2	2	2
小規模保育事業所 (")	0	0	1	1	2	2
家庭的保育事業所 (")	1	1	2	2	1	1
保育施設数合計 (")	8	8	12	12	12	13
保育施設 認可定員数 (人)	765	765	970	970	996	1,146
入所児童数 (人)	744	800	879	881	870	953
待機児童数 (人)	2	13	0	15	43	41

※認定こども園については、2号及び3号（保育）の定員。この他に1号（幼稚園）の定員あり

各年4月1日現在

資料：町子ども家庭課

■ 放課後児童クラブの状況

施設名	定員 (人)	登録児童数 (人)	対象児童学年
阿見小学校区放課後児童クラブ	120	166	1年生～6年生
本郷小学校区放課後児童クラブ	120	119	1年生～6年生
阿見第一小学校区放課後児童クラブ	120	173	1年生～6年生
阿見第二小学校区放課後児童クラブ	35	85	1年生～6年生
舟島小学校区放課後児童クラブ	120	90	1年生～6年生
君原小学校区放課後児童クラブ	30	20	1年生～6年生
あさひ小学校区放課後児童クラブ	160	269	1年生～6年生

2018年（H30）4月1日現在

資料：町子ども家庭課



放課後児童クラブ

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 既存の保育施設の定員増や家庭的保育事業所、小規模保育事業所、民間保育所の開設等により、入所定員枠の拡大を図りました。

■ 施策推進上の問題意識

- 保育所等を新規開設した一方で、潜在需要が喚起され待機児童が解消されない状況です。
- 定員に対して十分な保育士が確保出来ないことも待機児童が解消されない一因となっています。

■ 後期期間の取組み

- 保育施設の入所定員枠の拡大を図るとともに、保育士の流出防止、新規確保を図ります。
- 特別保育においては、特に病児保育事業の実施を推進し、働きやすい子育て環境の整備を進めます。

目指すまちな姿

子育てに関する支援体制や保育環境が充実し、地域の中で安心して子育てができます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 子育てに関する多様なニーズに対応するために、本町の現状を考慮した保育施設やサービスの充実を図ります。
- 地域やボランティアと協力し、町全体による子育て支援や情報提供を行います。
- 放課後子どもプランの充実により、安全・安心して活動できる放課後の居場所を提供します。
- 要保護児童に対する理解を深め、より幅広い人材を確保するとともに、適切な相談支援を行います。

■ 町民の役割

- 町民は行政の子育て支援体制づくりに協力し、ボランティアとして、子育て支援に参加することが期待されます。
- 児童館と放課後児童クラブが、安全な遊び場、生活の場であるよう、積極的な理解と協力が期待されます。
- 地域住民や団体などが、自己の学習成果や経験を活かして、子どもの安全・安心な居場所づくりに積極的に参加することが期待されます。
- 虐待を認識し、未然防止や早期発見のための情報提供に取り組むことが期待されます。

施策の体系

子ども・子育て支援の充実	施策1 保育施設の充実
	施策2 保育サービスの充実
	施策3 子育て支援体制の充実
	施策4 放課後子どもプランの充実
	施策5 要保護児童対策の充実

個別施策の展開

施策 1 2241 保育施設の充実

／子ども家庭課，保育所

- 展開方針**
- 待機児童の解消を図るため，保育施設の入所定員や家庭的保育事業所等の拡充を図ります。
 - 老朽化した保育所施設の改修や新たな子育て支援施設の整備について検討を進めます。

主要な事業	保育施設入所事業／地域型保育事業管理運営事業／保育所施設運営管理事業		
指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	保育施設等入所定員	996人	1,244人
	待機児童数	43人	0人



後期の成果 保育施設等が充実し，皆が希望する施設で保育を受けています。

施策 2 2242 保育サービスの充実

／保育所，子ども家庭課

- 展開方針**
- 多様な保育需要に対応するため，病児保育事業・一時保育事業・延長保育事業等の充実を図ります。
 - 障害のあるすべての子どもたちが能力を伸ばし，将来の可能性を広げられるよう，障害児保育事業の充実を図ります。

主要な事業	一時保育事業／延長保育事業／障害児保育事業		
指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	特別保育等の実施事業数	28事業	37事業



後期の成果 多様な保育ニーズに対応したサービスが整っています。

施策3 2243 子育て支援体制の充実

／子育て支援センター，児童館，子ども家庭課

- 展開方針**
- 子育て支援センターを中心とした育児相談の充実を図り、拠点となる施設整備の検討を行います。
 - 子育て世代包括支援センターとの連携を推進します。
 - 健康，歯科，栄養，幼児食など，ニーズに応じた育児講座の充実を図ります。
 - 子どもたち同士の交流の場や育児中の親の交流・相談の場として，すすく広場の充実を図ります。
 - 子育て支援ネットワーク会議を中心に，地域が一体となって，子育て家庭をサポートしていただけるような体制づくりを行います。
 - ホームページの内容の充実を図り，支援制度の内容をPRします。
 - 児童館サークル活動と広報活動の充実を図ります。
 - 親子交流事業を推進します。

主要な事業 地域子育て支援センター事業／児童健全育成事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		すすく広場の参加者数	6,444人／年
	児童館サークル参加人数(親子)	5,791人／年	6,100人／年

後期の成果 育児中の親が，子育てについて必要な情報を得ることができ，悩みを相談できるなど，支援を受けやすい環境が整っています。

施策4 2244 放課後子どもプランの充実

／子ども家庭課

- 展開方針**
- NPO法人等や地域との協働により，充実した放課後子どもプランの推進を図ります。
 - 学校・家庭・地域との連携体制を強化し，事業についての理解と協力が得られるよう啓発活動を展開します。
 - 入会児童の増に対応するため，学校や教育委員会と連携し，学校施設の活用促進を図ります。

主要な事業 放課後子ども教室事業／放課後児童健全育成事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		放課後子ども教室の参加人数	505人／年
	放課後児童クラブ入会児童人数	920人／年	1,000人／年

後期の成果 学校・家庭・地域が協力し，すべての児童が放課後に安全で安心して活動できる居場所を確保しています。

施策 5 2245 要保護児童対策の充実

／子ども家庭課

- 展開方針**
- 児童相談所との連携を密にするとともに、児童相談所の研修に参加し、職員及び相談員のスキルアップに取り組みます。
 - 学校や民生委員児童委員等との連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見を図ります。

主要な事業 要保護児童対策事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	要保護児童相談員訪問件数		167件／年

後期の成果 すべての児童が学校や地域の中で、適切な見守りを受けています。



子育て支援

現状と課題

- 医療福祉については、社会的・経済的負担の重い、小児、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図ることで、健康の保持増進と生活の安定を支援するものであり、医療福祉制度の周知と該当者の把握に努める必要があります。
- 小児については、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、県の医療費助成に上乘せして町単独事業を実施してきましたが、平成30年10月よりこれまでの15歳から18歳までに拡大し、自己負担のかからない制度となりました。
- 妊産婦については、県の医療費助成範囲が妊産婦特有のものに限定されていることから、それ以外にかかる医療費を町単独事業として助成しています。(所得制限あり、自己負担あり)
- ひとり親家庭(父子・母子)については、県の医療費助成を基本として実施しています。(所得制限あり、自己負担あり〔子については18歳まで自己負担なし〕)
- 重度心身障害者については、県医療費助成を基本に助成を実施しています。(所得制限あり)
- 今後も制度の周知・啓発に取り組む必要があります。

施策の進捗状況等

■前期期間の取組み

- 小児に関わる医療費負担を軽減するため、平成25年より町単独事業として15歳までの無料化を実施し、平成30年10月より18歳まで対象年齢を拡大しました。
- 町広報紙やホームページ等を活用し、医療福祉制度の周知を図りました。

■施策推進上の問題意識

- 医療福祉は医療費の負担軽減を目的としているため、必要な人が必要な時に制度を利用できるように周知に力を入れていく必要があります。
- 制度の拡大によって医療費負担が増加するとともに、不要な治療等の増加にもつながる恐れがあります。
- 費用対効果を見極めつつ、国・県の動向を注視しながら進めていく必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 医療福祉制度に該当となるすべての人が医療費の助成を受けられるよう、広報紙やホームページ等を活用し、さらなる制度の周知・啓発に取り組みます。

目指すまちの姿

町民が必要なときにいつでも安心して医療を受けることができるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 医療福祉制度の周知・啓発を徹底し、町民が安心して医療を受けることができるよう、広報活動に取り組みます。

■ 町民の役割

- 疾病を予防し、健康な生活を送るためには、健康診断を受診することや運動をすることなど、健康管理に対する意識を待つことが期待されます。

施策の体系

医療福祉の充実

施策 1 医療福祉行政の充実

個別施策の展開

施策1 2251 医療福祉行政の充実

／国保年金課

- 展開方針**
- 町内に医療機関が多いことから、医療福祉制度の案内について各医療機関の協力を得て、町民への情報提供の場を増やすとともに、引き続き、広報紙やホームページなどにより制度の周知・啓発に取り組みます。
 - 子育て世代における医療費の負担を軽減し、支援を充実させるため、今後も少子化等の社会情勢や国・県等の動向を注視しながら、制度の充実を図ります。

主要な事業	医療福祉費助成事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	医療福祉費制度の周知の種類	3件	4件

後期の成果 医療福祉制度が町民に周知され、町内で安心して医療を受けられるようになっています。

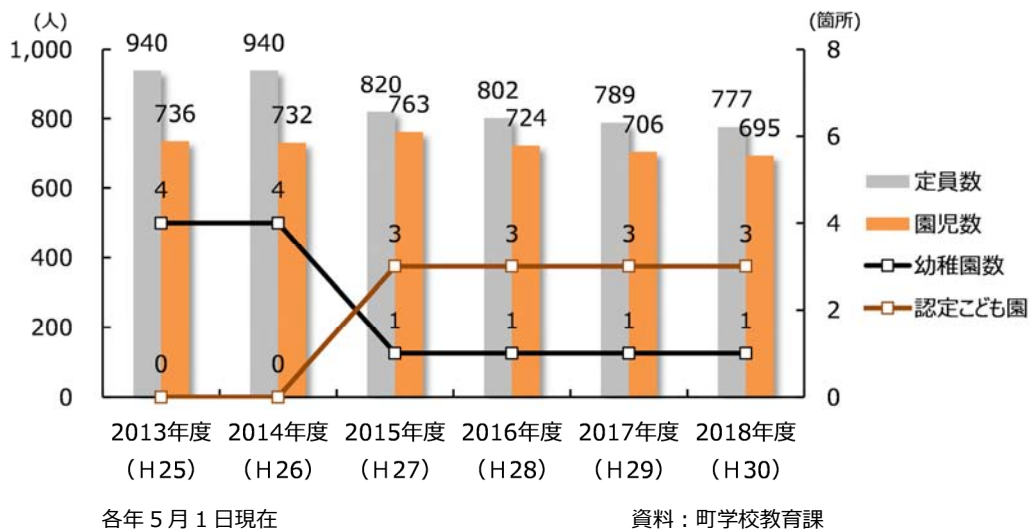
第3節 豊かな人づくり

1 幼児教育の充実

現状と課題

- 町内の幼稚園は平成30年度現在1箇所となっています。子育て世代への経済的支援として、私立幼稚園の入園料・保育料に対し、世帯の所得に応じて国・町から補助金を交付しています。
- 町の幼児教育を確立し、幼保小連携のもと幼児教育から学校教育への円滑な移行を図っていく必要があります。
- 就学前に基本的な生活習慣を身につけさせることが大切であると言われており、幼稚園教育の場だけでなく、家庭教育の役割も重要であることから、家庭教育の支援にも取り組む必要があります。

■ 幼稚園等の状況の推移



施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 前期期間中に子ども子育て支援制度が大きく変わり、4幼稚園のうち3園が認定子ども園に移行しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 幼保小連携のもと幼児教育から学校教育への円滑な移行を図っていく必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 家庭、地域の教育力の向上を目指し、幼児教育を地域で支える意識の醸成を図ります。
- 幼保小の連携をより一層高めるとともに、互いの指導法や指導技術を共有し、幼児教育の充実を図ります。
- 家庭教育学級や三世代交流、子育て支援センターの活動などへの参加促進を図り、保護者がその責任を自覚し、幼児期からの子どもとの接し方や教育の仕方を身につけていけるよう支援します。

目指すまちの姿

幼児一人ひとりが家庭や地域の中で適切な教育を受け、健やかに成長しています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 幼稚園教育の機会の一層の確保・充実に取り組みます。
- 幼保小連携の促進を図ります。
- 家庭教育や地域教育の向上を目指し、家庭教育学級や三世代交流等を推進します。

■ 町民の役割

- 私立幼稚園においては、幼児教育の専門施設として、その特質を活かした子育て支援に積極的に対応し、保護者と地域の多様なニーズに応じた運営を行うことが期待されます。
- 家庭教育学級や三世代交流、子育て支援センターの活動などに参加し、幼児期からの子どもとの接し方や教育の仕方を身につけていくことが期待されます。

施策の体系

幼児教育の充実

施策1 幼児教育の推進

個別施策の展開

施策1 2311 幼児教育の推進

／学校教育課，指導室

- 展開方針**
- 子育ての負担軽減のための経済的支援に努めるとともに，家庭，地域の教育力の向上を目指し，幼児教育を地域で支える意識の醸成を図ります。
 - 幼保小の連携をより一層高めるとともに，互いの指導法や指導技術を共有し，幼児教育の充実を図ります。
 - 幼児期の教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり，幼稚園教育は，幼児期の特性を踏まえ，健やかな成長のための適切な環境を通して行うことが望ましいとの観点から，充実した教育の提供を図ります。

主要な事業 私立幼稚園就園奨励費補助事業／幼児期の教育と小学校教育の連携・接続事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	幼稚園就園奨励費補助金交付人数	159人	165人
	幼児期の教育と小学校教育の連携・接続事業の実施回数	—	3回

後期の成果 幼児が家庭や地域の中で一人ひとりの個性に応じた適切な教育を受け，健やかに成長しています。



幼児教育

2 学校教育の充実

現状と課題

- 小中学校ともに児童生徒間の学力の二極化が見られます。人的支援，地域の教育力など様々な形の学習支援を行っていく必要があります。
- 時代に即応した教育は，学校だけでなく生涯学習や家庭・地域の連携により推進する必要があります。特に，重点的に取り組むべき教育は，学校がその役割を担う必要があります。
- 小学校や中学校への入学後，新たな環境に馴染めない児童生徒がみられます。こうした問題を解消するためにも，義務教育期間である9年間に切れ目がないよう，一貫した教育の推進を図るとともに，教育力のある人材確保が必要とされています。
- いじめ，不登校，ひきこもり等への対応については，教育相談センターと保護者をつなぐ仕組みを強化し，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※1}と連携して対処する必要があります。また，児童生徒の復帰に向けた学力の回復も重要となります。そのための学習支援を様々な方法で展開していく必要があります。



あさひ小学校（平成30年4月開校）



授業風景

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 町内の児童生徒に「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」をバランスよく身につけさせ，これからの変化の激しい社会において必要とされる「生きる力」の育成を図りました。
- 学校図書館司書の配置による読書活動の推進や予科練平和記念館を活用した平和教育など阿見町の特色を活かした取組みを進めました。

■ 施策推進上の問題意識

- 今後も確かな学力の定着とそれを支える教員の指導力向上を図る必要があります。
- すべての児童生徒が個に応じた教育が受けられるように，個別のニーズに対応した教育が求められています。
- いじめや不登校の早期発見と関係機関との連携によるきめ細やかな対応が求められています。

※1 「スクールソーシャルワーカー」：社会福祉の事業に従事する，高度の理論と技術を修得した専門職の総称。一般的に，国家資格を有する社会福祉士や精神保健福祉士をさす場合が多い。

■ 後期期間の取組み

- 新しい学習指導要領の内容を踏まえ、課題の発見と解決に向けての主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、学校・家庭・地域が連携し、よりよい教育環境の整備を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣し、保護者や児童生徒の多様化する課題に対応します。

目指すまちの姿

児童生徒が、自ら学び考え、生きる力を養い、心も体も健康でいきいきと教育を受けています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 児童生徒が自ら学び、考える力を育てる教育を充実します。
- 児童生徒が確かな学力を身につけられるよう、教師・指導者の育成・支援を図ります。
- 児童生徒一人ひとりに応じた教育相談、生徒指導を充実します。
- 健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実を図ります。
- 地域全体で児童生徒を守り育てられるよう、学校・家庭・地域の連携を促進します。
- 児童生徒が安心して教育を受けられるよう、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

■ 町民の役割

- 家庭においても、児童生徒が自ら学び、考える力を育てよう努めることが期待されます。
- 親が子育てについて積極的に学び、学校を支援するボランティアとして活躍することも期待されます。
- 障害のある児童生徒を地域や社会で支えることが期待されます。
- 地域全体で子育てを支援する観点から、開かれた学校づくりへの協力や地域の人材を活用した授業への協力の拡大が期待されます。
- 子育ての悩みを一人で抱えず、行政にも相談することが望まれます。

施策の体系

学校教育の充実

施策 1 豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進

施策 2 学力を支える教師力の向上

施策 3 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

施策 4 学習環境の充実

施策 5 地域に開かれた学校づくりの推進

施策 6 保護者負担の軽減

個別施策の展開

施策1

2321 豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進

／指導室

- 展開方針**
- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力を育成します。
 - 言語活動，理科教育，国際理解教育の充実を図ります。
 - 情報活用能力を育てる教育，環境教育，多文化共生を推進する教育環境を整えます。
 - 道徳教育を中心に，あらゆる場所・機会を捉えて，生命を大切にする心や他人を思いやる心を育てる教育を推進します。
 - 豊かな心を育むため，読書活動や文化芸術活動，学校内外における体験活動・ボランティア活動などを推進します。
 - 児童生徒一人ひとりが自らの責任で進路を選択していくことができるよう，より早い段階での勤労観，職業観の醸成を図ります。

主要な事業	学力向上推進事業／小学校理科教育推進事業／外国語指導助手配置事業／ICT活用推進事業／学校図書館司書配置事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	児童生徒の授業理解度（国語・算数・数学）	76%	80%
	人が困っている時は進んで助けていると答えた児童生徒の割合	78%	90%
	人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合	93%	95%



後期の成果	児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を習得し，自ら考え課題を解決する力が備わるとともに，生命を大切にする豊かな心を持ち，将来に向けて健やかに成長しています。
-------	--

施策2

2322 学力を支える教師力の向上

／指導室

- 展開方針**
- 教員の年齢や能力に応じた研修の充実など教員の資質向上に取り組みます。
 - 地域の人材，ボランティアなどの協力を得ながら，多様な学習支援の充実を図ります。
 - 自主的・自発的な学習への関心・意欲を高めるための指導を充実し，課題解決力を向上します。

主要な事業	教職員研修会事業／社会人TT配置事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	教職員研修会(町単独分)	55回/年	60回/年



後期の成果	阿見町に愛着をもった教員が，創意工夫をして教育に取り組むことにより，子どもたちから信頼され，教員の資質向上が図られています。
-------	--

施策3

2323 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

／指導室

- 展開方針**
- 幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな指導を行います。
 - 保健・福祉部門との連携を図りながら、就学前児童の相談体制を充実します。
 - 特別支援教育の理念や発達障害に対する正しい理解の普及・促進を図ります。

主要な事業 特別支援教育支援員配置事業／専門家派遣事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		特別支援教育支援員の配置	23人



後期の成果 児童生徒一人ひとりが個性に応じた適切な教育を受けています。

施策4

2324 学習環境の充実

／指導室，教育相談センター

- 展開方針**
- 児童生徒が抱える様々な課題に積極的に対応できるよう、教育相談センターとの連携を強化し、生徒指導体制を充実します。
 - 町独自でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置することにより、不登校、問題行動等の未然防止を図ります。

主要な事業 教育相談センター運営事業／スクールソーシャルワーカー配置事業／スクールカウンセラー配置拡充事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		不登校児童生徒の割合	1.8%



後期の成果 児童生徒が、不安や悩みを気軽に相談できる体制が整い、安心して学習できる環境が整っています。

施策 5

2325 地域に開かれた学校づくりの推進

／指導室

- 展開方針**
- 地域との多様な交流を促進しながら、地域人材の積極的な活用と地域に向けた情報の発信を図ります。
 - 学校評議員制度を活用して、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。
 - 地域の状況などを勘案し、コミュニティスクール※¹導入の準備を進めます。

主要な事業	学校評議員設置事業／コミュニティスクール導入事業		
指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	地域に学校を公開している日数	10日	15日以上
	学校評議員会の実施回数	3回／年	3回以上／年

後期の成果 小中学校が地域にとって身近な学校として親しまれるとともに、児童生徒は地域の中で様々な人と交流しながら豊かな体験をして成長しています。

施策 6

2326 保護者負担の軽減

／学校教育課，学校給食センター

- 展開方針**
- 給食費無料化の対象を拡大し、保護者負担の軽減を図ります。
 - 小学校等に入学する新1年生へのお祝品としてランドセルを無料配布します。

主要な事業	新入生入学祝い品事業		
指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ランドセルの無料配布率	－	100%

後期の成果 児童生徒が、家庭の経済状況等にかかわらず、安心して学習できる支援体制が整っています。



学校給食センター



新入生入学祝い品事業

※1 「コミュニティスクール」：学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。

3 児童生徒の健康管理と安全対策

現状と課題

- 子どもを取り巻く地域環境は、防災・防犯・交通安全など様々な面での対策が必要となっており、家庭や地域、学校の連携のもと、地域の実情を踏まえ、安全・安心な教育環境を形成していく必要があります。
- 登下校時の安全確保が課題となっていることから、小中学校周辺の交通環境を整備し、防犯・交通対策を強化していく必要があります。
- 学校施設の老朽化が進んでおり、その機能を維持していくためには、計画的に修繕していく必要があります。
- 教育環境の向上を図るため、空調等が整備されていない学校施設について、計画的に整備していく必要があります。
- 高齢者人口の増加、年少者人口の減少、世帯人員の減少や核家族化・共働き家庭の増加、人口構造の変化に伴う様々な状況を踏まえ、小中学校の適正規模、適正配置の検討が必要です。

■ 児童生徒数の比較



2018年度：2018年（H30）5月1日実績

資料：町学校教育課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 児童生徒の生命を守る安全な学校を目指し、緊急情報システムの充実など小中学校の危機管理体制の確立に努めました。
- 児童生徒が災害に対応できる力を身に付けるため、総合的な防災教育を推進しました。
- 防犯意識を高揚し、防犯訓練や交通安全教育の推進を図るための、交通安全教室等を開催し、児童生徒の安全確保を図りました。
- 防災拠点となる学校施設については、耐震補強工事等を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 保護者宛の緊急情報システムの登録率 100%を目指していますが、受信装置の有無により達成できていない状況です。
- 防災教育で目指している「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ということは、『『生きる力』を育む』ことと密接に関連していることから、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育の展開が必要です。
- 学校の安全管理を推進するため、学校と保護者や地域の関係機関・団体等との協力体制の確立等の取組みが不可欠です。
- 児童生徒の交通事故を防止するためには、学校や家庭、地域、関係機関、各種団体等と連携することも重要な課題です。

■ 後期期間の取組み

- 児童生徒の生命を守る安全な学校を目指し、緊急情報システム(メール配信システム)の充実など小中学校の危機管理体制の確保を確立します。
- 児童生徒が災害や危険に対する安全な行動がとれるよう安全教育を行うとともに、安全で質の高い施設整備します。
- 関係機関との連携により、防犯訓練や交通安全教育の推進に努めるとともに、学校周辺の交通環境の安全対策を進めます。

目指すまちの姿

安全・安心，快適で質の高い教育環境が整い，児童生徒が健やかに成長しています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 学校体育の充実，運動部活動の促進，学校保健・健康教育等を推進し，児童生徒の健やかな体の育成を図ります。
- 学校施設・設備の安全確保と危機管理体制の確立とともに，防災教育の強化や防犯・交通安全教育の強化を推進し，安全・安心な教育環境づくりを進めます。
- 小中学校の教育環境の向上と適正配置を図ります。

■ 町民の役割

- 運動部活動の促進のため，地域住民ボランティアによる外部指導者の協力が期待されません。
- すべての児童生徒が食に関する知識を身につけられるよう，各家庭において食育・健康の大切さを学ぶ機会をつくることが期待されます。
- 地域で子どもを守るため，小中学校の防犯体制や登下校時の見守り活動等への支援・協力が期待されます。

施策の体系

児童生徒の健康管理と安全対策

- 施策 1 健やかな体の育成
- 施策 2 安全・安心な教育環境の整備
- 施策 3 質の高い教育環境の整備

個別施策の展開

施策1 2331 健やかな体の育成

／指導室，学校給食センター，学校教育課

- 展開方針**
- 運動に親しむ資質や能力の基礎をつくるため，学校体育の充実を図ります。
 - 健康な体づくりを目指し，学校保健・安全教育の充実を図ります。
 - 食に対する正しい知識の定着を目指す食育を推進するとともに，安全でおいしい給食を提供し，地産地消を推進します。
 - 地域との連携を図り，魅力ある運動部活動の運営を促進します。

主要な事業 学校保健事業／食育活動事業／スポーツテスト

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	学校給食で茨城県産食材の占める割合【3316に再掲】		90%
小学校スポーツテスト（A+B）※ ¹ の割合		46.4%	53.0%以上
中学校スポーツテスト（A+B）の割合		63.2%	65.0%以上



後期の成果 児童生徒が，規則正しい食生活やスポーツを通じて，健やかに成長し，生きる力が育まれています。

施策2 2332 安全・安心な教育環境の整備

／学校教育課，指導室

- 展開方針**
- 児童生徒の生命を守る安全な学校を目指し，緊急情報システムの充実など小中学校の危機管理体制を確立します。
 - 児童生徒が災害に対応できる力を身につけるため，総合的な防災教育を推進するとともに，災害時において地域の防災拠点となる学校施設の整備を図ります。
 - 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう，学校内外を含めた防犯・交通安全対策を充実します。
 - 計画的に冷暖房・給排水設備等改修及び外壁屋上防水工事等の整備を進めます。

主要な事業 交通事故防止事業／通学路安全対策推進事業／大規模改修工事事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	緊急情報システム（メール配信システム）の登録率		95.0%
小中学校冷暖房等設置率		65.9%	100.0%



後期の成果 教育施設での危機管理体制の確立や施設の整備・改修が進み，安全・安心な教育環境が整備されています。

※1 「スポーツテスト（A+B）」：スポーツテスト（新体力テスト）では8種目（中学生は9種目から持久走と20mシャトルランが二者拓一）で行われる。総合評価でA・B・C・D・Eと判定されるうち，その上位AとBを記録した子どもの合計。

施策3 2333 質の高い教育環境の整備

／学校教育課

- 展開方針**
- 学校の環境整備や設備の充実を図ります。
 - 適切な維持管理・保守点検・修繕を行い、快適な環境を提供します。

主要な事業 学校施設整備事業／長寿命化計画策定

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		大規模改修工事実施校数	4校
	学校施設長寿命化計画策定	－	策定済

後期の成果 児童生徒が、居住地域等にかかわらず、適正に学べる望ましい教育環境が整っています。



教育環境の整備

食育活動等

第4節 いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり

1 生涯にわたって学べる環境づくり

現状と課題

- 「いきいき学びの町AM1宣言」以降、28年間にわたり全庁的な推進体制のもと、生涯学習による「学びのまちづくり」を全生涯学習施設で進めてきました。今後は、これまでの生涯学習の成果を活かしながら、より効率的な生涯学習推進体制を目指すとともに、阿見町に立地する企業や大学との連携を積極的に推進していくことが課題となっています。
- 本町では、生涯学習フェスティバルや町民運動会、マラソン大会、ふれあい地区館活動事業などを実施し、生涯学習の普及・啓発に努めてきました。今後は、各施設の利用者ニーズを的確に捉え、町民が参加したくなる生涯学習メニューの更新を図っていく必要があります。
- 公民館事業は、生涯学習活動の拠点として、中央公民館を中心に、君原公民館、かすみ公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンターの5館体制で事業を推進し、各館の地域特性を活かした事業を実施してきました。今後は、町民の継続的な生涯学習活動と交流活動を支援するとともに、利用者の利便性向上を目指した利用環境の見直しに努め、柔軟な事業を展開する必要があります。
- 図書館は約15万冊の図書資料を有し、インターネットを活用した図書の検索・予約システム、茨城県図書館情報ネットワーク等のサービスを展開するとともに、絵本の読み聞かせ・ブックスタート※1などの子ども読書活動や講座・講演会・展示会などを実施してきました。今後も、図書館の利用促進を図るとともに、知の拠点として、豊かな心を育み、学びを支える図書館運営を図っていく必要があります。
- 予科練平和記念館は貴重な予科練の歴史を次の世代に伝承することにより、歴史への理解を深め、恒久平和の実現に役立てるとともに、地域の教育及び文化の向上、地域の振興に寄与するための事業を行い、平成30年9月には来館者数50万人を達成しました。今後は、平和教育を推進するとともに、展示や企画内容の充実を図り、来館者の増大を目指していくことが必要です。
- 学校跡地利用の取組みとして、暫定的な対応として、学校体育施設の貸出しを行ってきました。今後は、旧学校体育施設が常に良好な状態で維持管理され、その設置目的に応じて効果的に運用される必要があります。

■ふれあい地区館活動事業と参加人数

地区	事務局所在地	(単位)	全体事業 合同事業	運営委員会 合同委員会	高齢者 部会	女性部会	青少年 育成部会	成人部会	体育部会	計
阿見地区	中央公民館	(事業)	6	16	61	16	20	14	21	154
		(人)	1,090	1,234	959	116	303	67	127	3,896
実穀地区	本郷ふれあい センター	(事業)	2	37	14	3	3	3	4	66
		(人)	535	663	337	41	117	84	37	1,814
吉原地区	中央公民館	(事業)	4	17	38	3	4		6	72
		(人)	375	392	408	74	119		91	1,459
本郷・ あさひ地区	本郷ふれあい センター	(事業)	2	40	88	3	4	女性部会	6	143
		(人)	1,831	837	4,194	48	603	と合同	73	7,586
君原地区	君原公民館	(事業)	2	26	33	6	7		47	121
		(人)	1,586	445	1,121	72	163		920	4,307
舟島地区	舟島ふれあい センター	(事業)	11	7	34	8	7		9	76
		(人)	898	195	703	119	106		168	2,189
阿見第一 地区	かすみ公民館	(事業)	4	19	14	13	9	5	7	71
		(人)	893	572	655	270	170	100	324	2,984
阿見第二 地区	かすみ公民館	(事業)	3	36	12	6	15	6	4	82
		(人)	167	1,024	310	136	546	66	47	2,296
合計		(事業)	34	198	294	58	69	60	72	785
		(人)	7,375	5,362	8,687	876	2,127	907	1,197	26,531

2017年度(H29)実績

資料：阿見町の教育

※1「ブックスタート」：赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てる役に立てようという運動。絵本の読み聞かせ活動。

■各公民館利用者数の推移

(単位：人)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
中央公民館	47,242	46,740	28,137	46,804	46,188
君原公民館	15,529	17,053	19,534	18,570	17,525
かすみ公民館	35,607	33,972	36,846	32,385	33,121
本郷ふれあいセンター	50,523	52,930	60,732	56,248	59,547
舟島ふれあいセンター	29,684	32,787	30,004	30,011	30,178
合 計	178,585	183,482	175,253	184,018	186,559

資料：阿見町の教育

■図書館の利用状況の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
蔵書数(点)	146,597	151,688	154,200	155,368	158,464
図書カード登録者数(人)	20,935	24,092	24,752	25,382	26,318
延べ貸出者数(人)	58,870	56,656	56,593	57,213	56,634
貸出冊数(点)	238,011	239,393	237,718	242,570	242,710

資料：阿見町の教育

■予科練平和記念館来館者数の推移

(単位：人)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
有料観覧者	46,607	45,453	48,477	39,798	39,051
(有料のうち教育活動)	1,075	394	288	62	282
無料観覧者	9,711	9,198	9,273	8,839	8,231
(無料のうち町内小中生)	921	888	744	629	631
無料エリア	4,352	4,199	3,563	3,457	4,251
合 計	60,670	58,850	61,313	52,094	51,533

資料：阿見町の教育

施策の進捗状況等

■前期期間の取組み

- 生涯にわたって学べる環境づくりは、「一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア」を基本理念とし、届ける、協働する、共有する、高めるの4つのプロジェクトを推進しました。
- 生涯学習事業、公民館事業、青少年事業、文化芸術事業、社会体育事業、図書館事業、予科練平和記念館事業で、様々なテーマの学習機会を提供し、「いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり」に取り組みました。

■施策推進上の問題意識

- ライフステージやライフスタイルの多様化に対応した多様な学習機会の充実が求められています。
- 豊かな生涯学習を展開するための協働の促進や、これまでの生涯学習の成果・課題を踏まえた仕組みづくりが求められています。
- ふるさとの伝統文化を次世代に継承していくことが求められています。

■ 後期期間の取組み

- 多様な学習機会の充実を目指し、ライフステージ・価値観の違い、高度化・専門化する学習内容など多様な学習ニーズや時代の要請に対応し、生涯学習の提供を図ります。
- 公民館については、町民の継続的な生涯学習活動と交流活動を支援するため公民館事業の充実を図るとともに、身近な地域の生涯学習活動として、ふれあい地区館活動を積極的に支援します。
- 図書館については、町民の読書活動を支援するため、蔵書の充実や利便性の高い図書館サービスを推進します。
- 予科練平和記念館については、予科練の発祥の地である本町の地域特性を活かした平和教育の場として施設の充実と活用を図ります。

目指すまちの姿

町民ニーズや社会情勢の変化などに対応し、町民が夢や生きがいを持って活躍できる生涯学習の推進体制が構築されています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民ニーズに応える生涯学習活動を推進し、学習成果を活かせる環境づくりを進めるとともに、生涯学習施設・設備の安全確保と充実を図ります。
- 町民ニーズを的確に捉えながら、世代に応じたスポーツ教室・講座の充実を図ります。
- 生涯学習フェスティバルの充実や各公民館などで実施している作品展の充実など文化啓発の拡充を図ります。
- 地域における知の拠点である図書館と平和活動の拠点である予科練平和記念館の充実を図ります。

■ 町民の役割

- 各々のライフステージや時代のニーズに対応した質の高い生涯学習に参加することが期待されます。
- ふれあい地区館活動についての、地域の実態に応じて、運営方法や推進組織の改編や事業内容の改善が期待されます。
- より多くの町民が健康維持・体力づくりに取り組み、スポーツやレクリエーションに参加することが期待されます。
- 積極的に作品を展示・発表するとともに、質の高い文化・芸術に直接ふれることが期待されます。
- 図書館や予科練平和記念館の積極的な活用が期待されます。

施策の体系

生涯にわたって学べる 環境づくり

- 施策 1 生涯学習の充実と社会参加の促進
- 施策 2 公民館・ふれあいセンターの充実
- 施策 3 ふれあい地区館活動の充実
- 施策 4 図書館の充実
- 施策 5 予科練平和記念館の充実

個別施策の展開

施策1 2411 生涯学習の充実と社会参加の促進

／生涯学習課

- 展開方針**
- ホームページ、広報紙、ポスターなどを活用して、生涯学習情報の積極的な周知・PRを図ります。
 - 住民ニーズを掘り下げ、時間帯、活動内容、参加しやすい雰囲気づくりなど、より多くの方が参加しやすい講座・教室を提供します。
 - 人材バンク制度の充実を図るため、新たな人材の発掘や登録者数の拡大など、制度の周知を行います。
 - 生涯学習施設の環境整備や設備の充実を図ります。
 - 生涯学習施設の適切な維持管理・保守点検・修繕を行い、快適な環境を提供します。

主要な事業 教育委員会活動情報共有化の推進／人材バンク活用

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	生涯学習フェスティバルの参加者数		16,495人
	人材バンク登録者数	107人	125人

後期の成果 多くの町民が生涯学習に参加し、学習成果を活かして活躍しています。

施策2 2412 公民館・ふれあいセンターの充実

／生涯学習課

- 展開方針**
- 町民の意向を反映した講座を開催するとともに、学習の機会を提供することで仲間づくりを支援し、活動する場を提供していきます。
 - 公民館・ふれあいセンターを地域の情報の発信源や学びの拠点として利活用し、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を目指します。
 - 公民館・ふれあいセンターで活躍している社会教育認定団体や定期講座の受講生が、日頃の活動の成果を発表する場として、公民館を有効に活用します。
 - 町内に居住する学生が日常的な学習や情報交換等のために気軽に使える拠点として、学生の集える場づくりを進めます。

主要な事業 公民館／ふれあいセンター定期講座

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		公民館・ふれあいセンターの定期講座申込率	93%

後期の成果 町民ニーズに対応した魅力ある学習機会や活動の場が十分に提供されています。

施策3 2413 ふれあい地区館活動の充実

／生涯学習課

- 展開方針**
- 多くの地域住民が参加しやすい活動となるよう、各ふれあい地区館の運営委員会や推進委員会において、地域の実態に応じて、運営組織・推進組織の改編や事業内容を改善します。
 - 各ふれあい地区館において、特色ある事業やイベントを実施し、住民のふれあいの場を提供することで、絆づくり、地域づくりを推進します。
 - 地区の集会施設等を活用し、町民ニーズに「応える生涯学習」を展開します。

主要な事業 ふれあい地区館事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ふれあい地区館活動の実施行政区【1122の再掲】	54行政区	66行政区

後期の成果 ふれあい地区館では、地域の特色に応じた魅力的な出前講座やイベントが開催され、多くの地域住民が参加しています。

施策4 2414 図書館の充実

／図書館

- 展開方針**
- 図書館では、図書貸出、子ども読書活動、町民との協働の仕組みづくり、効果的なイベントの開催などを推進し、新規利用者の拡大を図り、町民の生涯学習活動のさらなる進展を目指します。
 - 図書館は、「地域の知の拠点」としてあらゆる主題の資料を収集し、町民の調査研究や課題解決に際して、種々の課題にも対応でき、如何なる分野の利用者にも役立つ多面的な観点からの情報提供を推進します。
 - 図書館は、空間（施設）・人（職員）・資料の三要素の充実を図るほか、町民の教養の構築・資料相談・レクリエーションへの対応など、図書館サービスの基本を忠実に遂行し、地域の人々に長期にわたり利用しやすい施設づくりを推進します。

主要な事業 図書館サービス事業／文化教育振興事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	図書館資料の年間貸出点数	242,710点/年	250,000点/年

後期の成果 図書館サービスが充実し、多くの人が図書館を利用しています。

施策 5 2415 予科練平和記念館の充実

／予科練平和記念館

- 展開方針**
- 予科練平和記念館では、企画展・特別展の開催や平和学習の実践・出前授業、平和をテーマにした子ども向けの読み聞かせ会・講演会・音楽鑑賞会・映画上映会など教育普及活動の積極的な展開を図ります。
 - 各種学校、旅行会社、観光協会、自衛隊関連団体などに対して通年にわたる情報提供を行い、来館促進を図ります。また、教育普及活動の積極的な展開を通して、歴史への理解を深め、平和の大切さを伝えます。

主要な事業 予科練平和記念館運営事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		予科練平和記念館の来館者数【1132の再掲】	51,533人／年
	予科練平和記念館のイベント開催数【1132の再掲】	12回／年	15回／年

後期の成果 予科練平和記念館を拠点として、平和教育を推進し、様々な人に平和の大切さが浸透しています。



図書館 ちびっこコンサート



「おもしろ理科先生」講座

2 社会全体で取り組む教育の推進

現状と課題

- 家庭教育の支援として、各小中学校に家庭教育座談会を設置し、保護者に対しての学びの場、相談の場、つながりの場を提供しています。さらに、家庭教育リーフレットや家庭教育啓発ポスターの配付、ブックスタート事業を実施しています。今後は、これから保護者となる方や子育て中の保護者に対し、地域全体で家庭教育支援ができる環境整備が課題となります。
- 地域の教育力の向上として、子ども会育成連合会主催の球技大会、バドミントン大会、野外体験活動、花いっぱい運動などの事業を支援し、学区を越えたネットワークづくりを推進しています。今後も継続して、地域・家庭・学校・行政が一体となり、様々な事業に係りながら、連携して地域の教育力の向上を目指す必要があります。
- 青少年健全育成・体験活動の推進では、青少年の健全育成を目指し、青少年相談員の活動支援に努めるとともに、あいさつ声かけ運動や青少年相談員によるパトロール活動などを実施していきます。また、小中学校での学社連携事業などで自然体験や社会体験などを通して、豊かな人間性を育む体験活動の支援をしています。今後も、これまでの取組みを活かしながら、家庭、地域との連携を強化した青少年健全育成事業を推進していく必要があります。
- 人権尊重の視点にたった生涯学習の推進では、人権尊重の精神を基盤として、心豊かなやすらぎのあるまちづくりを目指し、人権教育講演会や職員研修として人権教育研修会への参加など、人権教育・人権啓発に取り組んできました。今後は、これまでの取組みを踏まえながら、すべての人々の人権が尊重される地域社会の実現を目指すため、ノーマライゼーション^{※1}の理念に基づいた啓発活動を推進する必要があります。
- 不安定な経済状況が続いている昨今において、家庭に占める教育費の割合が増加している状況にあります。人材育成支援のための教育の機会均等を検討する必要があります。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 家庭教育への支援として、家庭教育学習機会の提供・就学前教育支援、地域の教育力向上としてPTA活動や子ども会との連携、青少年健全育成として体験活動の充実を図りました。
- 人権尊重として、様々な人権課題への認識を深めるための生涯学習の推進などに取り組んできました。

■ 施策推進上の問題意識

- 家庭教育の支援については、家庭教育に関する学習機会の提供や福祉・保健部門と連携した効果的な支援に取り組む必要があります。
- 地域の教育力の向上、社会全体で取り組む教育の推進、青少年健全育成・体験活動の推進については、地域の絆づくりの大切さを再認識し、地域・家庭・学校・行政が一体となり、地域全体で子どもたちを育むための仕組みをつくっていく必要があります。
- 人権教育については、人権教育啓発の推進、ノーマライゼーションの理念に基づいた啓発事業の推進、男女共同参画社会の形成を目指した事業の推進が課題となります。

※1 「ノーマライゼーション」：障害者や高齢者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

■ 後期期間の取組み

- 社会全体で取り組む教育の推進については、本町の子どもたちの健やかな成長を支えるため、社会構造の変化による機能低下が懸念される家庭教育への支援とともに、地域の教育力向上を促進するための支援を行います。
- 未来を担う青少年の健全育成については、体験活動を促進するとともに、子どもたちを育むための仕組みづくりを進めます。
- 人権教育については、人権尊重の視点にたち、ノーマライゼーションの理念に基づいた啓発など、様々な事業に取り組み、生涯学習を推進します。

目指すまちの姿

地域・家庭・学校・行政が一体となり、地域全体で子どもたちの教育に取り組んでいます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 子育て中の親が家庭教育について学ぶ機会の拡充を図ります。
- 地域コミュニティ活動と連携を図りながら、地域の教育力向上を図ります。
- 青少年の健全な育成を図るとともに、豊かな人間性を育む体験活動の機会を提供します。
- すべての人が差別されることのない地域社会を目指し、人権尊重の視点にたった生涯学習を推進します。

■ 町民の役割

- 就学前の幼児に対し、家庭で「規則正しい生活」、「マナー・ルールを守らせる」など、社会性を身につけて育てる意識を持つことが期待されます。
- 地域全体で子どもたちを育むための仕組みづくりが期待されます。
- 青少年が様々な交流の機会や多様な体験活動の場に参加することや子ども会活動での体験活動の充実が期待されます。
- ノーマライゼーションの理念にもとづき、各種啓発活動への参加が期待されます。

施策の体系

社会全体で取り組む 教育の推進

- 施策 1 家庭教育への支援
- 施策 2 地域の教育力の向上
- 施策 3 青少年健全育成・体験活動の推進
- 施策 4 人権尊重の視点にたった生涯学習の推進

個別施策の展開

施策1 2421 家庭教育への支援

／生涯学習課，関係各課

- 展開方針**
- 家庭教育の支援として，各小中学校に家庭教育座談会を設置し，講演会や座談会・学習会などを行い，保護者に対して学びの場，相談の場などを提供します。また，教育月間には，町民を対象に，教育講演会などの学ぶ機会を提供します。
 - 妊婦や未就学児の保護者に対して，児童福祉施設などを活用し，育児に関する情報や情報交換の場，学びの場，子育て支援の場を提供します。
 - 人材育成のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる学生に対し，公的な援助の検討を進めます。

主要な事業 家庭教育座談会事業／教育の日講演会／人材育成支援事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	家庭教育座談会への参加者数		3,301人／年



後期の成果 家庭教育に関する学習機会の提供や人材育成のための経済的支援などが行われ，家庭の教育環境が向上しています。

施策2 2422 地域の教育力の向上

／指導室，生涯学習課

- 展開方針**
- PTA活動や子ども会活動を支援します。
 - 地域組織との連携や地域ボランティアの養成など教育への支援体制の充実を図ります。
 - 地域住民の手による青少年の健全育成活動を支援します。

主要な事業 子ども会育成会事業／学社連携事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	子ども会育成連合会事業参加者数		2,445人／年



後期の成果 地域住民が一体となり，地域の子どものための教育を支援しています。

施策3 2423 青少年健全育成・体験活動の推進

／生涯学習課

- 展開方針**
- 青少年相談員による相談事業や地区巡視，青少年育成団体等によるあいさつ声かけ運動など，県・他市町村と連携しながら，地域住民の手による青少年の健全育成活動を支援します。
 - 地域住民や団体などが，小中学校と連携を図り，子どもたちに自然体験，社会体験，各種教室等，学びの場やふれあいの場を設け，豊かな体験活動の機会を提供します。

主要な事業 学社連携事業【再掲】

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		学社連携事業参加人数	30,954人／年

後期の成果 地域住民や団体によって，多くの豊かな人間性を育む体験活動の機会が提供されています。

施策4 2424 人権尊重の視点にたった生涯学習の推進

／生涯学習課，関係各課

- 展開方針**
- 人権尊重の視点に立ち，人権教育講演会の開催など，人権啓発に取り組みます。
 - 男女共同参画の視点にたった教育を推進します。
 - 職員研修として人権教育研修会への参加など，全庁的な取組みとしての人権教育・人権啓発を推進します。

主要な事業 人権教育講演会／人権啓発／人権相談

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		人権教育講演会開催回数	1回／年

後期の成果 生涯学習を通じて，人権尊重の視点が地域社会に浸透しています。



体験活動（マナーキッズ）

3 スポーツの振興

現状と課題

- 2019年のいきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、スポーツ振興の機運が高まっています。本町では、体育協会やスポーツ少年団を中心に優れた指導者に恵まれ、質の高いスポーツ活動が盛んに行われています。地域に密着した活動としては、ふれあい地区館活動の体育部会により、スポーツ大会や交流会などが実施されています。また、総合型地域スポーツクラブにより、気軽にスポーツに親しむ機会の拡大が図られています。さらに、スポーツ活動の啓発を目的とした町民運動会や町民マラソン大会、各種スポーツ大会などが開催されています。今後も、より多くの町民が生涯スポーツに参加できるよう、普及・啓発を図っていく必要があります。
- 本町では、組織的なスポーツ活動の推進により、バドミントン、剣道、野球、ミニバスケット、サッカーなど、多くのスポーツで優秀な成績をおさめており、優秀な選手やチームづくりなど、競技スポーツの振興を図っていくことが期待されています。また、同時に、町民体育館や総合運動公園など、スポーツ施設の充実にも取り組んできました。今後は、スポーツをしていない町民や体力に自信のない町民が気軽に参加できるメニューの開発など、生涯スポーツの普及・啓発に努めるとともに、町民ニーズを的確に捉えたメニューづくりを推進することが必要です。
- 本町では、体育協会、スポーツ少年団が活発に活動しており、いずれのスポーツも優秀な指導者に支えられています。これらの社会教育関係団体については登録制度を設けており、活動の継続・発展を支援するため、施設利用に際して支援措置が講じられ、活発に活動しているところです。しかし、団体の中には、様々な事情で会員が減少し、従来の活動が困難な団体が出てきています。生涯スポーツをより豊かに継続していくためには、指導者の負担の軽減や世代交代への対応など、新たな指導者を計画的に育成していくことが必要です。



国体セーリング競技（リハーサル大会）

■総合運動公園利用状況

	使用回数 (回)	人数 (人)
野球場	2,698	32,605
陸上競技場	25,702	42,983
テニスコート	5,151	24,009
フットサルコート	1,422	21,805
多目的広場	44	7,559
キャンプ場	123	2,096
ふれあいの森	76	1,084
総利用者数	35,216	132,141

2017年度（H29）実績 資料：阿見町の教育

■社会体育事業各種大会・スポーツ教室実施状況

	実施回数 (回)	参加者数 (人)
町民親子ハイキング	1	78
ジュニアヨット教室	1	60
水泳教室	8	103
第37回町民運動会	1	3,000
第40回町民マラソン大会	1	930
歩け歩け事業	1	61
トップアスリートスポーツ教室	3	489
①少年少女陸上教室（第1回）		（①174）
②少年少女陸上教室（第2回）		（②中止）
③少年少女陸上教室（第3回）		（③165）
④少年少女野球教室		（④150）
第4回阿見町長杯アームレスリング大会	1	71
健康ウォーキング	3	133

2017年度（H29）実績

資料：阿見町の教育

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 体育協会やスポーツ少年団を対象とした事業や指導者の育成，総合型地域スポーツクラブの活動支援，町民運動会，町民マラソン大会，トップアスリートスポーツ教室など，多様なスポーツの振興に取り組みました。

■ 施策推進上の問題意識

- 社会情勢や町民ニーズを十分に考慮した事業メニューを開発し，より多くの町民が生涯スポーツに参加できるよう，普及・啓発を図っていく必要があります。

■ 後期期間の取組み

- みんながスポーツに親しめる環境づくりを目指し，生涯スポーツへの参加者拡大のための普及・啓発をスポーツ大会やイベントを通して取り組みます。
- 競技力向上を通じた青少年の健全育成から健康づくりのための環境整備まで，町民ニーズに合わせた生涯スポーツ事業の充実に取り組みます。
- 町民のスポーツ活動の牽引役である生涯スポーツの推進団体・組織の育成・支援，指導者の育成に取り組みます。

目指すまちの姿

町民の誰もが気軽にスポーツに親しめる環境が充実し，青少年の健全育成と町民の健康づくりに役立っています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 「一人いちスポーツ」を目指し，生涯スポーツの普及・啓発を図るとともに，指導者の計画的な育成・支援や各団体の育成・支援に取り組みます。
- 町民ニーズを的確に捉えながら，世代に応じたスポーツ教室・講座を充実し，町民や子どもたちの意識向上やスキルアップを図ります。
- あらゆる世代の町民がスポーツに親しみやすいよう，スポーツ環境の充実を図ります。

■ 町民の役割

- より多くの町民が健康維持・体力づくりに取り組むことが期待されます。
- スポーツ教室・講座等への参加が契機となり，スポーツに取り組む意識が高まり，技術や体力の向上につながることを期待されます。

施策の体系

スポーツの振興

施策 1 活力ある生涯スポーツの振興

施策 2 スポーツ施設の充実

個別施策の展開

施策1 2431 活力ある生涯スポーツの振興

／生涯学習課

- 展開方針**
- 町民運動会については、参加者拡大のための啓発を図るとともに、町民が参加しやすい環境の整備や現状に即した運営の見直しなどを進めます。
 - 町民がいつまでも元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、生涯スポーツを通して健康づくりを実施します。
 - 町内各種スポーツ団体を取りまとめる体育協会やスポーツ少年団など、生涯スポーツ活動団体の育成・支援を推進します。
 - 本町ゆかりのトップレベルの選手等から指導を受けるスポーツ教室を開催し、競技技術の向上やスポーツ振興の意識醸成を図ります。

主要な事業 町民運動会事業／スポーツ教室事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	町民運動会の参加行政区率		80.3%
	スポーツ教室開催数	4回／年	5回以上／年

後期の成果 より多くの町民が生涯スポーツに参加し、健康の維持・増進に取り組んでいます。

施策2 2432 スポーツ施設の充実

／生涯学習課

- 展開方針**
- あらゆる世代に対するスポーツの場の提供を推進します。
 - 施設の利用促進につながる運営と、施設の有効活用を推進します。
 - スポーツ施設の環境整備や設備の充実を図ります。
 - スポーツ施設の適切な維持管理を行い、快適な環境を提供します。

主要な事業 総合運動公園維持管理事業／町民体育館維持管理事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	スポーツ施設の年間延べ利用者数		231,437人／年

後期の成果 運動公園や体育館などのスポーツ施設のほか、学校体育館や公園などの身近な施設も活用し、多くの町民がスポーツを安全に楽しんでいます。



トップアスリートスポーツ教室



町民運動会

4 文化芸術活動の推進と文化財保護

現状と課題

- 本町では文化啓発のための取組みとして、生涯学習フェスティバルを開催する他、公演会事業、各公民館における作品展やコンクール、音楽で元気になるまちづくり事業などを推進し、質の高い文化・芸術に町民が直接ふれる機会を提供しています。また、平成29年3月に文化芸術振興条例を制定し、文化芸術にふれるための環境づくりを推進するため、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めました。今後は、文化啓発のためのイベント・公演会、作品展などの開催を拡大していくとともに、質の高い文化にふれる機会を拡大していく必要があります。また、文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与できるよう取り組む必要があります。
- 本町の文化活動は、文化協会に所属する団体と、同好会など任意の団体が担っており、これらの自主的な文化芸術活動に対する支援を行っています。文化芸術のまちづくりを進めていくためには、文化芸術の核となる文化活動への取組みをこれまで以上に積極的に進めることが必要であり、文化芸術振興体制の充実や文化活動を担う団体の育成・支援を図るとともに、町の文化の核となる文化活動の創造が必要です。
- 本町には、古来から霞ヶ浦や温暖な気候が生み出した農村文化があり、地域に伝わる伝統芸能やその後の予科練の町の歴史など、地域固有の伝統文化が息づいています。本町では、「伝統芸能まつり」や講演会などを開催し、伝統文化の継承に取り組んでいます。また、文化財については、古墳などの埋蔵文化財も多いことから、遺跡の発掘や指定文化財など貴重な文化財を保護するとともに、文化財展などを開催し、活用を図っています。今後は、地域の伝統文化を継承していくための取組みや文化財の保護・活用を図っていく必要があります。



文化芸術活動（和楽器ライブ）

■ 指定文化財一覧

NO.	指定日	指定	名称	数量	指定区分	所在
1	昭50.5.28	町	牛久助郷一揆	1基	史跡	阿見4666-738（一区南）
2	昭50.5.28	町	塙不動尊のタブノキ	1株	天然記念物	塙1258（不動尊境内）
3	昭52.3.22	町	八坂神社本殿	1棟	有形文化財	若栗1950
4	昭52.3.22	町	善照寺山門	1棟	有形文化財	若栗1301
5	昭52.3.22	町	阿弥神社樹叢		天然記念物	竹来1641
6	昭53.5.25	町	酒盛り唄		民俗文化財	大形（大形地区）
7	昭53.5.25	町	宮平貝塚		史跡	島津3601外
8	昭54.11.24	町	鹿島神社のやどり木	1株	天然記念物	吉原281-1
9	昭54.11.24	町	宇都木家の椎	1株	天然記念物	吉原2152
10	昭57.2.22	町	木造阿弥陀如来坐像	1軀	有形文化財	追原633（蔵福寺）
11	昭57.2.22	町	木造十一面観音坐像	1軀	有形文化財	塙1258
12	昭57.2.22	町	木造菩薩立像	1軀	有形文化財	吉原2289（西光寺）
13	昭60.5.28	町	貞享二年阿見野野論裁許状	1通	有形文化財	若栗1886-1（中央公民館）
14	昭62.7.30	町	君島ひよっこ		民俗文化財	君島557（代）
15	平13.8.24	町	木造阿弥陀如来坐像附木造両脇侍立像二軀	1軀 附2軀	有形文化財	吉原1321-2
16	平22.3.15	町	霞ヶ浦海軍航空隊有蓋掩体壕	1基	史跡	阿見5383-2
17	平22.3.15	町	霞ヶ浦海軍航空隊跡国旗掲揚塔	1基	史跡	中央3丁目3855番1外（茨城大学農学部）
18	平22.3.15	町	霞ヶ浦海軍航空隊跡方位盤	1基	史跡	中央3丁目3855番1外
19	平22.3.15	町	霞ヶ浦海軍航空隊本部庁舎階段親柱	1対	史跡	中央3丁目3855番1外
20	昭52.7.18	県	曙のグミ	1株	天然記念物	曙151-106
21	平5.1.25	県	薬師如来坐像	1軀	有形文化財	吉原2289（西光寺）
22	平6.1.26	県	木造阿弥陀如来立像1軀附両脇侍立像2軀	1軀 附2軀	有形文化財	追原633（蔵福寺）
23	平27.3.2	国	東関東の盆綱	1件	風俗習慣	町内

2018年（H30）12月1日現在

資料：阿見町の教育

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 文化啓発の取組みとして、生涯学習フェスティバル、公演会事業、作品展やコンクール、音楽で元気にするまちづくり事業、埋蔵文化財調査、文化財展、まちづくり探検隊などに取り組みました。
- 文化芸術にふれるための環境づくりを推進するため、平成29年3月に文化芸術振興条例を制定しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 文化啓発のためのイベント・公演会、作品展などの開催を拡大していくとともに、質の高い文化にふれる機会の拡大を図っていく必要があります。
- 文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある町民生活及び地域社会の実現に寄与できるよう取り組む必要があります。

■ 後期期間の取組み

- みんながふれあう文化芸術のまちづくりを目指し、質の高い芸術文化にふれるための環境づくりを進めるとともに、阿見文化の創造に向け、文化芸術活動の育成・支援を図ります。
- 阿見町の風土や歴史によって培われてきたまつりやお囃子など、地域に根ざした伝統文化の継承に取り組むとともに、歴史的な資源である文化財の保護を図ります。

目指すまちの姿

伝統文化の継承や文化芸術活動の育成・支援により、新たな町の文化が生まれ、みんながふれあう文化芸術のまちづくりが進んでいます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 文化芸術振興条例に基づき、文化芸術にふれるための環境づくりを推進します。
- 生涯学習フェスティバルや各公民館などでの作品展の充実など文化啓発の拡充とともに、阿見文化の創造を目指し、文化芸術活動の育成・支援を図ります。
- 伝統芸能まつりの開催や保存会などへの支援に努め、まつりやお囃子など地域に根ざした伝統文化の継承を支援していきます。

■ 町民の役割

- イベント・展示会などで、質の高い文化・芸術に直接ふれ、文化芸術の担い手として創造的な文化芸術活動や作品の展示、発表等に取り組むことが期待されます。
- 地域固有の伝統文化は、継承者の育成に努め、「伝統芸能まつり」等で町民に向けた発表やPRを行うことが期待されます。

施策の体系

文化芸術活動の推進と 文化財保護

施策1 文化芸術活動の推進

施策2 文化財保護・活用

個別施策の展開

施策1 2441 文化芸術活動の推進

／生涯学習課

- 展開方針**
- 文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある町民生活及び活気ある地域社会の実現に寄与できるよう取り組みます。
 - 既存の文化施設を有効活用し、文化啓発のためのイベント、公演会、芸術展などの開催を拡大していくとともに、質の高い文化にふれる機会の拡大を図ります。
 - 美術・舞踊・音楽・文学等の団体が活動する文化協会を支援します。

主要な事業 芸術展／音楽で元気にするまちづくり事業／文化啓発事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	芸術展への出展作品数	822点／年	1,100点／年
	音楽で元気にするまちづくり事業の参加者数	3,060人／年	3,200人／年
	文化芸術ボランティア登録数	0人	20人



後期の成果 文化啓発のためのイベント・展示会などが多く開催され、質の高い文化にふれる機会や町民の作品等を発表する機会が増えています。

施策2 2442 文化財保護・活用

／生涯学習課

- 展開方針**
- 地域の伝統文化を継承していくための取り組みや文化財の保護・活用を図っていきます。
 - 「伝統芸能まつり」を通じた、伝統芸能に携わる各団体への発表の場の提供と町民への周知を図ります。
 - 町内の重要な文化財の指定を図り、長く後世へと引き継いでいきます。
 - 町内の遺跡から出土した遺物を展示公開することによって、町民に遺跡を身近に感じてもらうなど埋蔵文化財の周知を図ります。

主要な事業 伝統芸能まつり／指定文化財保護事業／埋蔵文化財保存活用事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	伝統芸能まつり参加団体	10団体	10団体以上



後期の成果 地域の伝統文化を継承していくための取り組みや文化財の保護・活用が進んでいます。

第3章 暮らしを支えるまちづくり

第1節 総合的・計画的なまちづくり

- 1 土地利用
- 2 市街地の整備

第2節 快適で住みよいまちづくり

- 1 交通体系・公共交通の充実
- 2 道路の整備及び維持・管理
- 3 公園・緑地の整備及び維持・管理
- 4 良好な住宅・住環境づくり
- 5 景観形成

第3節 活力と賑わいの産業づくり

- 1 農業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興

第1節 総合的・計画的なまちづくり

1 土地利用

現状と課題

- 本町は、首都圏における人口や産業の受け皿として、都市基盤整備や新市街地開発など計画的な土地利用に取り組んできました。その結果、住宅団地や工業団地とともに道路、公園などが整備され、人口が増加し、土地利用についても、農地などの自然的土地利用から、宅地などの都市的土地利用への転換が進んでいます。今後も町全体の発展・活性化に向けた土地利用を推進する必要があります。
- 新市街地では人口の流入もみられますが、既に整備がなされた市街地の中には、人口定着が遅れている地区もあります。また、市街化調整区域においては人口が流出する傾向にあります。今後は、人口の減少と高齢化を見据えて、いつまでも暮らしやすいコンパクトなまちづくりを促進していく必要があります。
- 市街化区域では、既存市街地の土地利用状況を見ながら、新たに土地利用の具体化が見込まれる区域について、市街地形成の検討を進めていく必要があります。一方、土地区画整理事業として都市計画決定されたものの、事業が休止している地区については、開発方向性について再検討する必要があります。また、荒川本郷地区は、都市的土地利用への転換が進み、町内における人口増の起点となっており、合理的な土地利用の推進を図るため、用途地域や地区計画を変更していく必要があります。
- 一方、市街化調整区域については、集落としての自治機能を維持するため、平成30年度に6地区（上島津、下島津、君島、上条、追原、福田の一部）において区域指定制度^{※1}を導入しました。

■土地利用面積・構成比

区域区分	面積 (ha)	自然的土地利用		都市的土地利用		宅地化率 (%)
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
行政区	7,140.0	4,555.0	63.8	2,585.0	36.2	19.0
都市計画区域	7,140.0	4,555.0	63.8	2,585.0	36.2	19.0
市街化区域	1,392.0	255.5	18.4	1,136.5	81.6	50.1
市街化調整区域	5,748.0	4,299.5	74.8	1,448.5	25.2	11.5

2016年（H28）現在

資料：都市計画基礎調査

※1「区域指定制度」：市街化調整区域における既存集落のうち、一定の基準を満たした土地の区域について、県に指定の申し出を行い、指定された区域であれば、誰でも住宅等の一定の建築物の建築が可能となる制度。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 市街化調整区域に区域指定制度を導入しました。
- 阿見吉原地区の土地区画整理事業の進捗に合わせ、用途地域や地区計画の変更を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- 少子高齢化社会の進行を踏まえた都市全体の構造の見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{※2}」の実現を図る必要があります。
- 荒川本郷地区の都市的土地利用への転換が進んでおり、まちづくりの方針に適合した用途地域・地区計画へ変更していく必要があります。
- 首都圏における人口や産業の受け皿となる都市的土地利用への転換が期待される区域について整備を検討する必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 荒川本郷地区の都市的土地利用への転換が進んでいることから、適切な用途地域・地区計画の変更等を行い、合理的な土地利用の推進を図ります。
- 人口減少や高齢化に対応したまちづくりを進めるため、立地適正化計画の策定に取り組みます。
- 牛久阿見インターチェンジ周辺や上本郷中根区域について、将来に向けた新たな土地利用の検討を進めていきます。
- 廻戸地区について、開発の方向性を再検討していきます。

目指すまちの姿

計画的な土地利用が行われ、快適で住みよいまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 農地・森林の保全を始め、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、土地利用関連法の適正運用に努めます。

■ 町民の役割

- 自然と共生し、ふるさととして誇りの持てる町を守り、育むという観点から土地利用の規制・誘導について理解を深めることが望まれます。

施策の体系

土地利用

施策1 計画的な土地利用の推進

※2 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

個別施策の展開

施策1 3111 計画的な土地利用の推進

／都市計画課

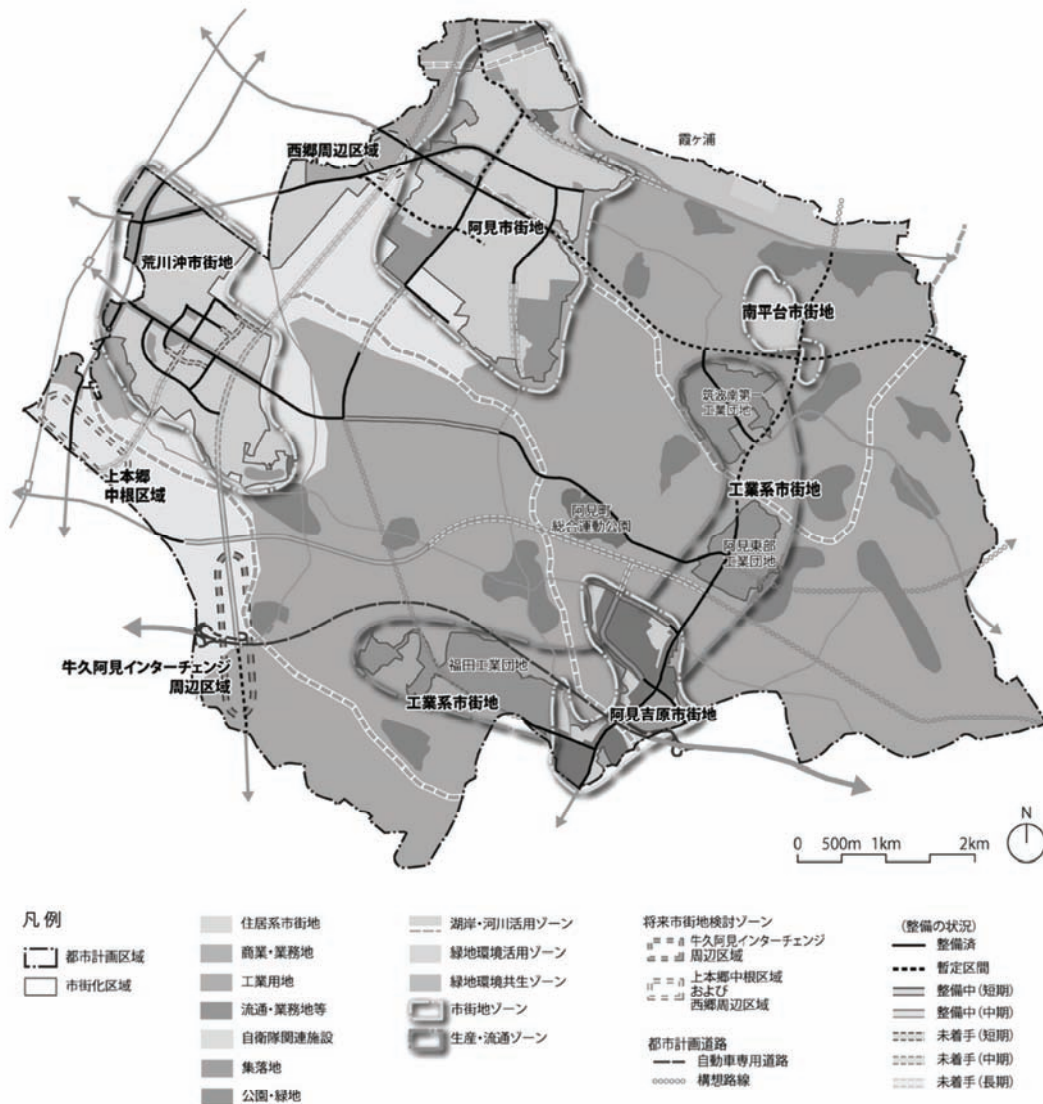
展開方針

- 適切な用途地域・地区計画の変更等を行い，合理的な土地利用の推進を図ります。
- 土地利用に関連する各種法律の適正運用を図り，市街地の形成や産業基盤としての活用と，町の原風景でもある農地や林地の保全との調和の取れた土地利用を推進します。

主要な事業 都市計画策定事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	用途地域見直し面積	110.3 ha	184.8ha

後期の成果 都市の健全な発展と秩序ある整備が図られ，より良い環境になっています。



町都市計画マスタープラン 土地利用計画図

2 市街地の整備

現状と課題

- 本町においては、市街化区域内の未利用地の整序及び都市化に対応した新市街地の形成を図るため、土地区画整理事業による市街地開発事業を積極的に推進し、新市街地である本郷第一地区の土地区画整理事業が収束しました。
- 現在は、首都圏中央連絡自動車道阿見東インターチェンジ周辺の有効な土地利用を図るために、阿見吉原土地区画整理事業を推進しており、阿見吉原地区は、全体計画区域（約160.8ha）のうち、平成15年に事業化した東工区（55.2ha）においては、すでに換地処分が完了し、平成22年に事業化した西南工区（105.6ha）についても平成31年度の換地処分に向け新市街地形成を積極的に推進しています。
- 荒川本郷地区は、都市基盤整備公団（現、UR都市機構^{※1}）施行による土地区画整理事業の撤退もありましたが、都市計画道路、下水道（污水・雨水）本管の整備などの基盤整備を推進し、無秩序な開発が進行しないよう地区計画制度の活用による規制・誘導を推進しています。
- 本町ではUR都市機構が荒川本郷地区に所有していた約39haの土地を「定住促進に向けた住宅の受け皿」、「定住人口増加に伴う公共施設等の種地」として平成26年度より2カ年に分けて無償で譲り受けました。町は、この土地を有効に活用し、町主導によるまちづくりを段階的に進めていく必要があります。

■用途地域の指定状況

用途地域	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	500.0	35.9
第二種低層住居専用地域	0.0	0.0
第一種中高層住居専用地域	65.0	4.7
第二種中高層住居専用地域	0.0	0.0
第一種住居地域	187.0	13.4
第二種住居地域	39.0	2.8
準住居地域	68.0	4.9
近隣商業地域	6.0	0.4
商業地域	5.5	0.4
準工業地域	203.0	14.6
工業地域	50.0	3.6
工業専用地域	269.0	19.3
合計	1,392.0	100.0

2017年（H29）3月31日現在

資料：都市計画現況調査

■土地区画整理事業等の実施状況

地区名	面積 (ha)	計画人口 (人)	事業認可	事業主体	備考
荒川本郷第一地区	2.1	210	H28.7.7	組合	完了
阿見吉原地区	160.8	2,600	H25.7.1	茨城県	施行中
鈴木地区	9.9	700	H5.4.8	組合	完了
岡崎地区	15	1,200	H4.1.10	阿見町	完了
中郷地区	17.5	1,400	H3.2.14	組合	完了
本郷第一地区	53.7	4,300	H6.10.6	阿見町	完了

資料：町都市計画課

※1 「UR都市機構」：正式名称は、独立行政法人都市再生機構。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 阿見吉原土地区画整理事業は、平成31年度の換地処分に向けて、事業が進められています。
- 荒川本郷地区において、UR都市機構から約39haの土地の譲渡を受け、その土地を活用した町主導によるまちづくりを段階的に推進しています。

■ 施策推進上の問題意識

- 荒川本郷地内の未整備の都市計画道路については、民間による開発にあわせて整備を進める必要があります。
- UR都市機構から譲り受けた荒川本郷地区の町有地を段階的に処分し、まちづくりを推進していく必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 阿見吉原地区については、平成31年度の換地処分に向けて、事業を支援していきます。
- 荒川本郷地内の未整備都市計画道路について、開発の進捗にあわせて整備を推進していきます。
- 荒川本郷地区については、民間活力を導入し、町有地を有効に活用したまちづくりを推進していきます。

目指すまちの姿

計画的に市街地が形成され、快適で住みよい魅力あるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 社会情勢や地区の特性を考慮しながら、計画的な市街地形成を推進します。
- 魅力ある市街地形成を進めるため、民間事業者と連携したまちづくりに取り組みます。

■ 町民の役割

- 身近な地域やまちの環境に関心を持ち、ふるさととして誇りの持てるまちづくりに向け、進んでまちづくりに参加することが期待されます。

施策の体系

市街地の整備

施策1 市街地開発と都市施設の整備

個別施策の展開

施策1 3121 市街地開発と都市施設の整備

／都市計画課

- 展開方針**
- 市街地形成にあたっては、土地利用構想に基づき、広域的な交通ネットワークにも配慮しながら、都市機能の配置と都市施設の整備に努めます。
 - 阿見吉原地区については、施行者である茨城県との連携を密にしながら、引き続き商業・流通・生産等の多様な産業と良好な住宅環境が調和したまちづくりを推進します。
 - 荒川本郷地区については、UR都市機構から譲渡を受けた土地を有効に活用した良好な市街地形成を誘導するため、関係施策と連携を取りながら、上下水道や生活道路の整備にかかる公共投資を効果的かつ効率的に進めます。

主要な事業	荒川本郷地区まちづくり推進事業／阿見吉原地区まちづくり推進事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	市街化区域内の都市計画道路整備率	76.2%	79.59%

後期の成果 魅力的な市街地が形成されることにより、町外からも多くの住民が移り住むようになります。



阿見吉原土地区画整理事業

第2節 快適で住みよいまちづくり

1 交通体系・公共交通の充実

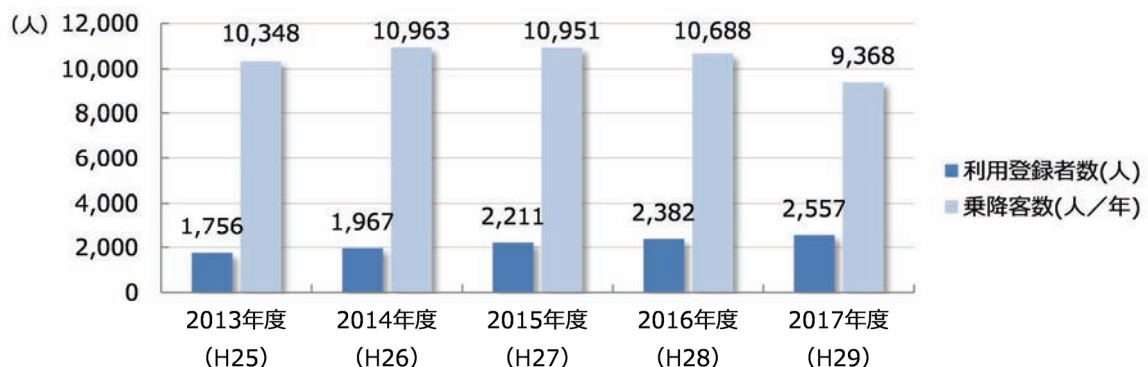
現状と課題

- 本町を取り巻く広域的な公共交通網は、つくばエクスプレスの開業や茨城県内の首都圏中央連絡自動車道の全線開通、JR常磐線の品川駅乗り入れや増便、荒川本郷地区や吉原地区など新市街地の形成とともに都市計画道路の整備により、ハード面での利便性は着実に向上しています。
- 本町の公共交通は、路線バス、デマンドタクシー「あみまるくん」によって形成されており、通勤通学や買い物、通院など町民の暮らしに欠くことのできない交通手段となっています。
- 路線バスは、平成30年4月1日現在、2社20系統が運行されており、主にJR常磐線の土浦駅と荒川沖駅から町内及び稲敷市方面へ運行されています。
- 少子高齢化の進行と自家用車利用の増加により公共交通である路線バスは減便や廃止の傾向にあり、交通空白地帯が増加しています。
- 公共交通のさらなる利便性の向上を図るために、関係市町村などと連携し、国・県・交通事業者に対し、公共交通活性化のための要請活動などを行っていくとともに、市街地の形成や交通ネットワークとあわせ、地域の生活を支える公共交通体系の構築を進める必要があります。
- 地球環境への配慮のためマイカー利用の自粛を促す啓発を行うとともに、公共交通の利用促進について積極的な情報提供に努める必要があります。
- 高齢者の運転免許証自主返納が増えており、免許を返納しても安心して暮らせる環境を作る必要があります。



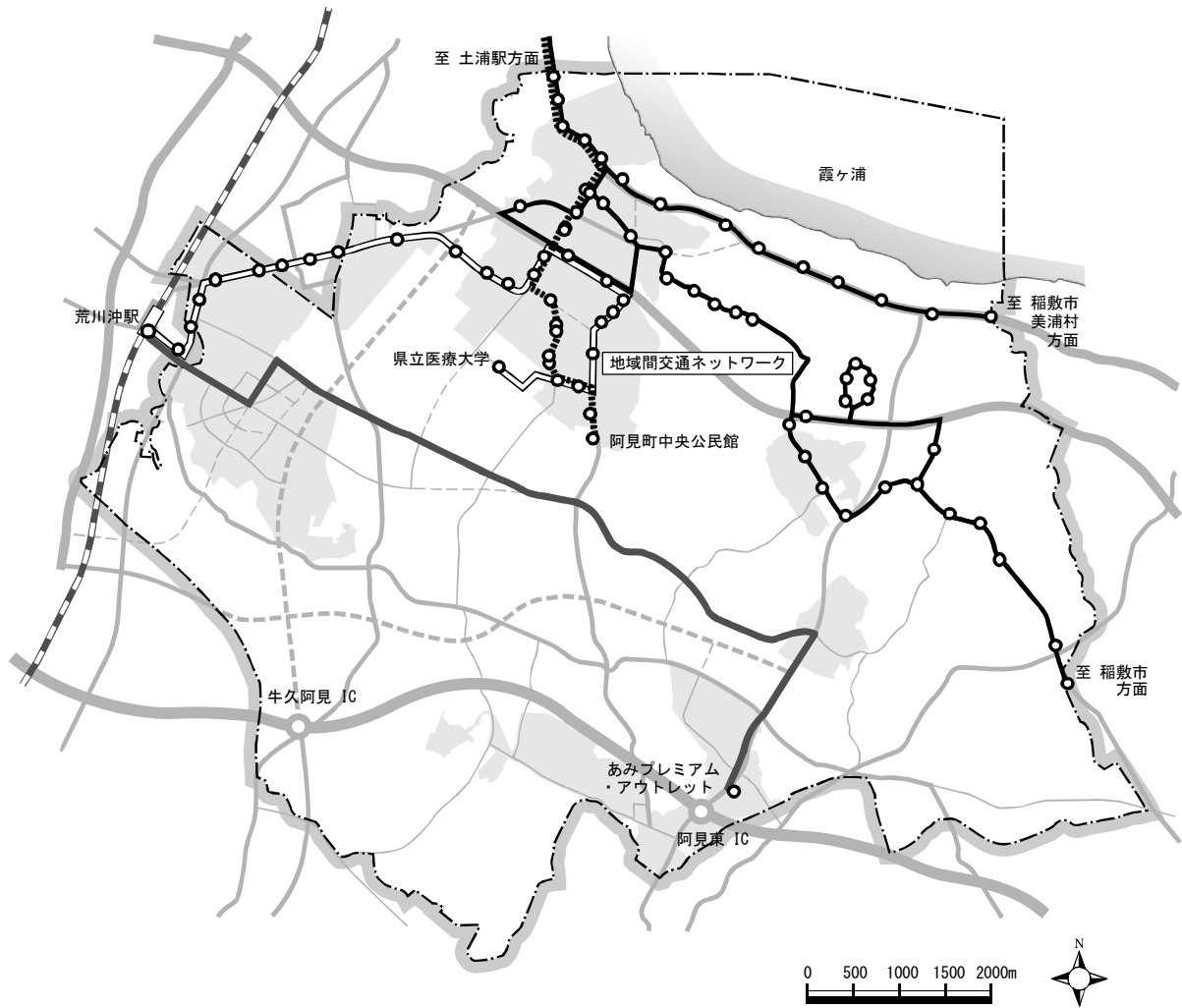
デマンドタクシー「あみまるくん」

■デマンドタクシー登録者と乗降客数数の推移



資料：町都市計画課

■ 路線バス・デマンドタクシーの運行状況



【凡 例】

地域間交通ネットワーク					
.....	土浦駅～阿見町中央公民館	====	荒川沖駅～県立医療大学	○	バス停
————	土浦駅～江戸崎車庫(2系統)	————	荒川沖駅～アウトレット	---	行政区域
デマンド型乗合タクシーによる区域運行					
町内全域及び JR 荒川沖駅（東口）					

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- デマンドタクシー「あみまるくん」の運行を開始しました。
- 関係機関と連携し、荒川沖駅において公共交通の利用を促進するためのPR活動を実施しました。
- バス路線沿線の住民に対して、ポスティングによる利用促進のPR活動を実施しました。
- 常磐線の品川駅乗り入れや増便などの働きかけを行いました。
- 稲敷エリア広域バスの運行を開始しました。
- 広域的・幹線的な生活交通路線バスの運行対策について、補助を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- デマンドタクシー「あみまるくん」利用登録者が増加していることにより、予約が取りにくくなっているため、システムの見直しや運行台数の検討を行う必要があります。
- 公共交通空白地帯や交通弱者についての対策が必要です。
- 運転免許証自主返納者が増えており、免許を返納しても安心して暮らせる環境を作る必要があります。
- 路線バス利用者が減少傾向にあり、生活交通路線の維持・確保を図る必要があります。

■ 後期期間の取組み

- デマンドタクシー「あみまるくん」についてシステムの見直しや運行台数等の検討を行い、利用者の利便性の向上を図ります。
- 公共交通空白地域に対する対策を検討します。
- 運転免許証自主返納者に対する支援を検討します。
- 茨城県や関係市町村と連携し、路線バスや常磐線など、公共交通の利用促進を図ります。

目指すまちの姿

町内や周辺地域への移動利便性が確保され、子どもから高齢者まで、すべての町民が便利に暮らしています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 「阿見町地域公共交通総合連携計画」に基づき、生活に根ざした交通環境の形成に取り組みます。
- 地域公共交通の確保に向け、町民と一体となり、国、県、交通事業者に対し要請活動などを行います。
- 公共交通機関利用促進のための啓発活動や情報提供を行います。

■ 町民の役割

- 交通事業者は、利用者のニーズに対応した交通サービスを提供するとともに、利用促進に向けたPRや関係機関との連携を強化することが期待されます。
- 地球環境の保全や公共交通の維持に関心を持ち、これまでよりも公共交通を利用していくことが期待されます。

施策の体系

交通体系・公共交通の
充実

施策 1 公共交通の利便性向上

個別施策の展開

施策 1 3211 公共交通の利便性向上

／都市計画課

- 展開方針**
- 高齢者や学生等の移動制約者の移動利便性を確保するため、デマンドタクシー「あみまるくん」の利便性の向上や新たな公共交通体系の構築に取り組みます。
 - 路線バス事業者に対する支援や働きかけを通じ、利便性の維持・向上を図ります。
 - 関係機関との連携により、JR常磐線の利便性の向上に取り組みます。また、連携による効果的なPR等を通じ、公共交通の利用拡大に取り組みます。
 - 地球環境への配慮から、マイカーの利用自粛や公共交通の利用促進に取り組みます。

主要な事業 公共交通推進事業／常磐線利便性向上事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	デマンドタクシー「あみまるくん」の乗降客数	9,368人／年	11,500人／年
路線バスの乗降客数	3,400人／日	3,500人／日	

後期の成果 公共交通の利用者が着々と増えています。

2 道路の整備及び維持・管理

現状と課題

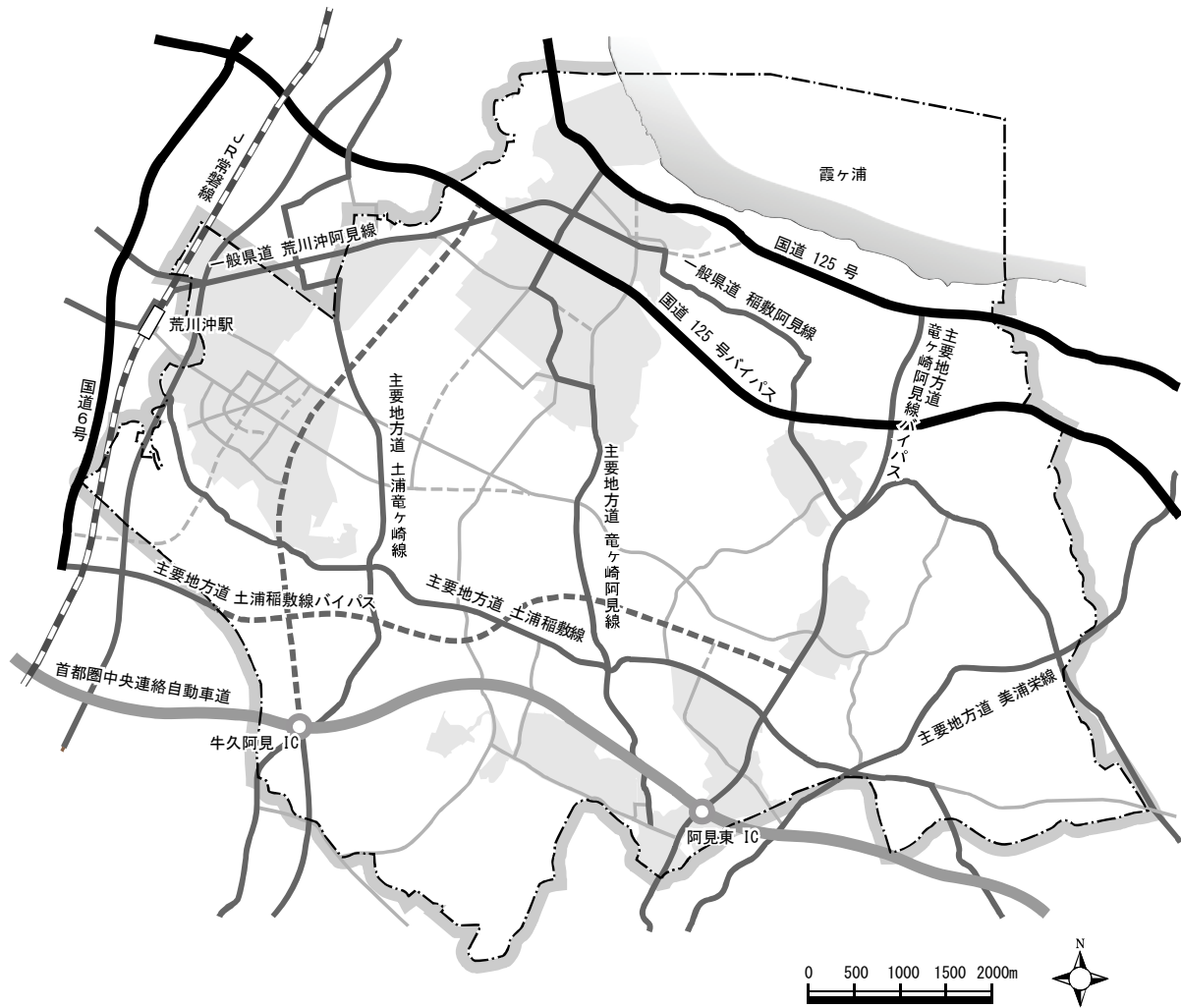
- 町民の生活に密着した道路は、通行の用に供するだけでなく、上下水道・ガスなどのライフラインの設置スペースにもなり、緊急時の消火活動にも必要な公共施設です。生活道路である町道の整備については、幅員4m以上確保を原則とし、行政区からの要望に基づき拡幅改良工事を実施してきました。しかし、行政区からの要望が多く寄せられており、多くの要望の中からの道路整備優先順位についての決定プロセスを公開し、行政の公平性・透明性を確保してきました。また、一定の基準を満たさないために整備できない道路も数多くあるため、画一的な基準にとられない地域の実情にあった道路整備について検討する必要があります。
- 既存の道路については、交通量の増加や老朽化に伴い舗装状態が悪化している路線があります。適切に道路を維持していくために、危険箇所を早期に修繕するとともに、道路の定期点検を基に幹線となる生活道路を中心とした計画的な修繕工事を行ってきました。引き続き計画的な修繕を継続し、道路を安全で良好な状態に保つ必要があります。
- 幹線道路については、国・県道を含む28路線が都市計画道路として決定されており、総延長約75kmのうち約50kmが開通しています。近年では荒川沖寺子線や中郷寺子線の一部が開通し、その効果により移動時間が短縮されるなど利便性が大きく向上するとともに生活道路からの通過交通の排除が図られてきました。今後は、国による首都圏中央連絡自動車道の4車線化、県による土浦竜ヶ崎線や中根飯倉線の整備、町による寺子飯倉線の整備を進め、ネットワークの強化を図る必要があります。
- 長期未着手の都市計画道路については、平成27年度に計画の継続、変更、廃止の方向性が判断されました。今後、具体的な手続きを進める必要があります。
- 一方で、道路整備や道路維持の財源の確保が非常に困難になってきているため、さらなる事業の効果性・効率性を上げるとともに、少子高齢社会に対応するための道路のバリアフリー化を進めていく必要があります。

■ 町道舗装率の推移

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
町道実延長 (m)	723,154	723,714	723,006	723,535	725,379
舗装済延長 (m)	435,318	438,930	443,500	446,916	450,107
舗装率 (%)	60.2	60.6	61.3	61.8	62.1

資料：町道路公園課

■ 主要道路



【凡 例】					
	高速道路		県 道		市街化区域
	国 道		その他の道路		行政区域



都市計画道路

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 都市再生整備計画事業等の国の交付金事業を有効に活用し、道路整備や道路修繕を計画的に進めました。
- 長期未着手の都市計画道路についての再検討を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 道路の用地買収において、相続問題や4mの道路幅員が確保できないなどの理由により、事業が停滞する可能性があるため、幅員を4m確保できない場合の特例措置などを検討する必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 国の交付金事業や起債事業を有効に活用し、引き続き計画的な道路整備や道路修繕を進めていきます。
- 都市計画道路寺子飯倉線の整備を進めるとともに、新たな都市計画道路の整備について検討します。
- 生活道路の整備において、道路幅員4mを確保できない場合の特例措置について検討します。
- 長期未着手の都市計画道路については、計画変更の手続きを進めます。

目指すまちの姿

町民が安全で快適に道路を利用し、広域的なネットワークとの連携が強化され、さらに交通利便性が高いまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 中長期的な視点に立ち、計画的に道路整備を進めます。
- 道路構造物の長寿命化とライフサイクルコスト縮減に取り組むとともに、町民との協働による維持管理を促進します。
- 本町の骨格を形成する幹線道路ネットワークの整備を促進します。

■ 町民の役割

- 安全で快適な道路を整備・維持するための協力が望まれます。
- 町民が道路里親制度の理解を深め、道路の清掃や花壇の管理など、地域が主体となって道路里親制度に取り組むことが期待されます。
- 計画的な道路整備に向け、事業の実施に対する理解を深めるとともに、道路を活用し地域の活性化につながる取組みを行うことが望まれます。

施策の体系

道路の整備及び 維持・管理

施策1 生活道路の整備・維持・管理

施策2 都市計画道路の整備

個別施策の展開

施策1 3221 生活道路の整備・維持・管理

／道路公園課

- 展開方針**
- 町道の拡幅改良工事については、国の交付金制度などを導入し、道路の整備推進に努め、住民の生活環境の向上を図ります。
 - 道路パトロールを強化するとともに、町民からの情報提供を積極的に活用して、安全で快適な道路環境の維持に取り組みます。
 - 道路の定期的な点検結果を基に計画的修繕を進め、道路の老朽化対策を図ります。

主要な事業 道路新設改良事業／道路橋梁維持補修事業／道路橋梁管理事業／特定地区道路整備事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	町道の整備の進捗率 ^{※1}		62.1%
	道路舗装修繕延長（5ヶ年）	－	13 km



後期の成果 安全で快適な町道となっています。

施策2 3222 都市計画道路の整備

／道路公園課，都市計画課

- 展開方針**
- 安全・快適で地域の活性化を促す道路ネットワークを確立するために、都市計画道路の整備を推進します。
 - 阿見吉原地区の開発促進のため、地区内の幹線道路ネットワークを完成させます。
 - 中長期的な道路整備計画とともに、実施が決定した道路事業計画などについて、情報を公表していきます。
 - 計画の変更、廃止と判断された長期未着手の都市計画道路については、都市計画変更の手続きを進めます。

主要な事業 都市計画道路寺子・飯倉線整備事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	都市計画道路の供用開始率		66.4%



後期の成果 都市計画道路が整備され、便利な道路ネットワークが形成されています。

※1 「町道の整備の進捗率」：道路実延長に対する舗装済延長の割合のこと。

3 公園・緑地の整備及び維持・管理

現状と課題

- 総合運動公園やふれあいの森、身近な公園等は、都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等、日常生活において多様なニーズに対応するとともに、災害時に都市の防災空間としても機能する等、生活に密着した都市の基盤となる施設です。
- 土地区画整理事業を実施した本郷第一地区や岡崎地区、中郷地区などは、計画的に公園の整備が進められてきましたが、既成市街地では用地や財源確保が困難なため、未だ公園は不足しており、町民一人あたりの都市公園面積は県内の平均を下回っている状況にあり、今後も適正な公園の配置を実現するため、整備を推進していく必要があります。
- 阿見吉原地区では、土地区画整理事業により、ふれあいの杜公園（近隣公園）の他に9箇所の街区公園の整備が進められ、平成31年度にはすべての公園が完成する見通しとなっています。
- 現在利用されている公園・緑地内の遊具やベンチ等の施設については、引き続き見回りや点検を強化し、老朽化への対応、安全性の確保、機能性の保持、公園としての機能や美観に配慮した管理を行うことが必要となっています。
- 公園・緑地の環境を維持していくには、町による管理だけでは限界があります。そのため、公園緑地里親制度を活用した町民との協働による維持管理を推進していく必要があります。



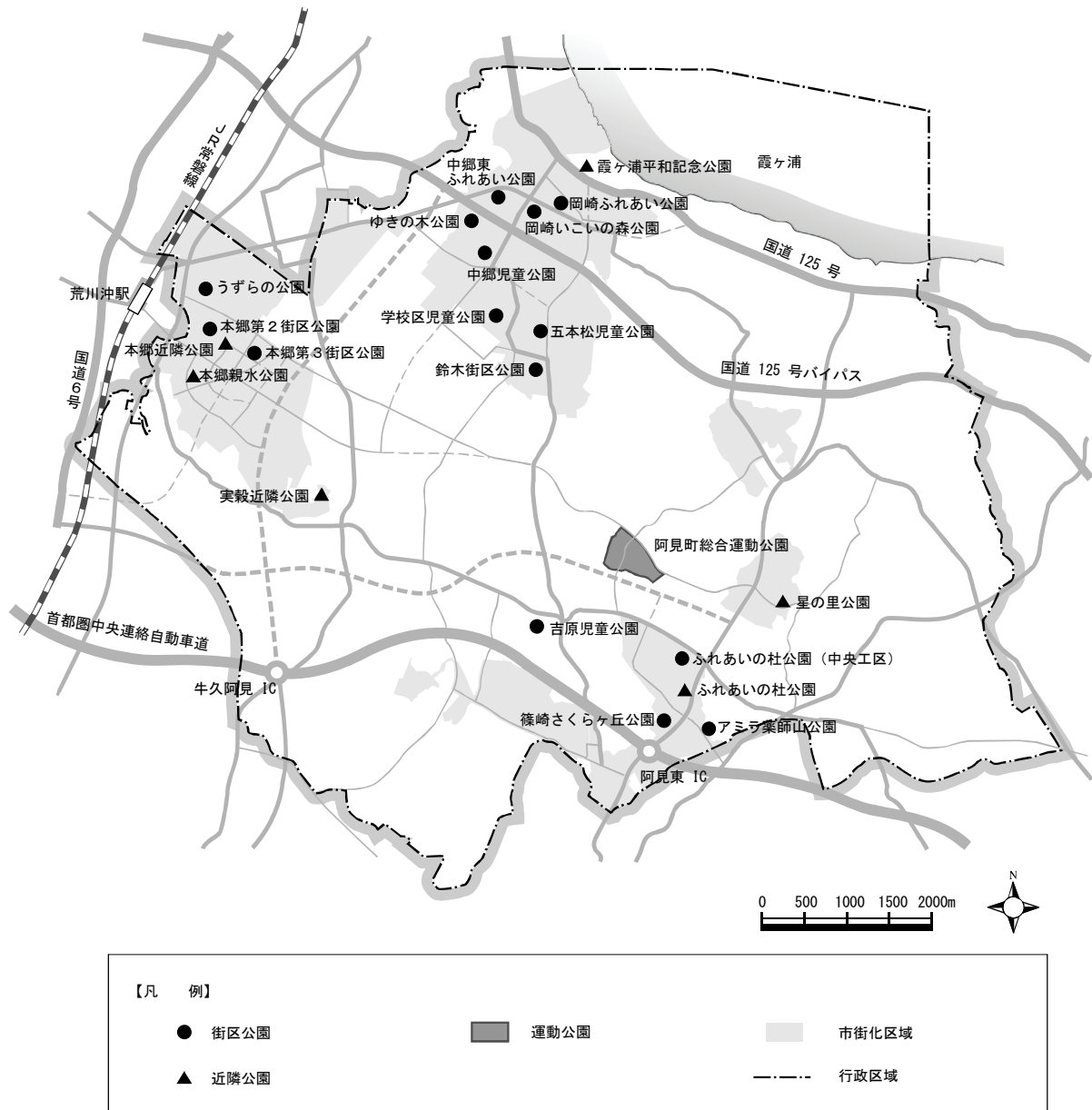
都市公園

■ 都市公園の整備状況

公園名称	種別	面積 (㎡)	公園名称	種別	面積 (㎡)
学校区児童公園	街区	4,055	ふれあいの杜公園（中央工区）	街区	2,489
うずらの公園	街区	1,729	岡崎いこいの森公園	街区	2,200
中郷児童公園	街区	2,514	アミラ薬師山公園	街区	4,028
五本松児童公園	街区	3,368	篠崎さくらヶ丘公園	街区	1,810
鈴木街区公園	街区	3,109	実穀近隣公園	近隣	11,282
吉原児童公園	街区	2,540	星の里公園	近隣	30,142
ゆりの木公園	街区	2,289	霞ヶ浦平和記念公園	近隣	33,678
本郷第2街区公園	街区	1,967	本郷近隣公園	近隣	10,000
本郷第3街区公園	街区	2,001	本郷親水公園	近隣	15,691
岡崎ふれあい公園	街区	2,400	ふれあいの杜公園	近隣	24,694
中郷東ふれあい公園	街区	2,737	阿見町総合運動公園	運動	193,258

2018年（H30）3月31日現在 資料：町道路公園課

■公園・緑地



施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 阿見吉原地区の公園整備を進めてきました。
- 曙地区においては、町営住宅跡地を公園予定地として位置付けました。

■ 施策推進上の問題意識

- 荒川本郷地区に公園を整備する構想がありますが、予定地や用地確保の方法についての計画、財源の確保について検討を行う必要があります。
- 既成市街地での公園・緑地の確保について検討を行う必要があります。
- 安全で安心して利用できるよう、公園・緑地の維持・管理について検討する必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 吉原地区の公園整備を進めるとともに、公園密度の低い地域である曙地区に公園を整備します。
- 荒川本郷地区に公園を整備するための計画を策定します。
- 公園施設の見回りや点検を強化し、老朽化への対応、安全性の確保、機能性の保持、美観に配慮した管理を行います。

目指すまちの姿

公園や緑地がコミュニティ活動やスポーツ・レクリエーション、避難場所などとして積極的に活用され、町民と行政が連携して維持・管理に取り組んでいます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 身近な公園整備においては、町民参加によるワークショップを活用するなど、地域のニーズにあった公園を整備します。
- 安全・安心で地域に密着した公園・緑地として適正に維持するため、施設の修繕及び公園緑地里親制度の拡充を図ります。

■ 町民の役割

- 公園に対する関心や親しみが持てるよう、地域が主体となった公園づくりや管理に取り組むことが期待されます。
- 公園緑地里親制度の理解を深め、地域が一体となって維持管理活動に取り組むことが期待されます。
- 公園の利用にあたっては、ルールやマナーを守るとともに、公園内での子どもの不慮の事故を防止するために、保護者の見守り、遊具の適切な利用が期待されます。

施策の体系

公園・緑地の整備及び 維持・管理

施策1 身近な公園・緑地の整備

施策2 公園・緑地の維持管理

個別施策の展開

施策1 3231 身近な公園・緑地の整備

／道路公園課，都市計画課

- 展開方針**
- 新市街地内の適正な公園整備を図るため，阿見吉原土地区画整理事業地内の公園の整備を進めるとともに，荒川本郷地区においては，面的な整備の進捗に併せて公園の整備を推進します。
 - 既存市街地の公園として，曙地区に都市公園を整備します。
 - 公園の整備にあたっては，実際に利用する住民とワークショップを行い，利用者の声を反映した整備計画を策定します。

主要な事業 公園緑地整備事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		町民一人あたりの都市公園面積	7.5m ² /人



後期の成果 町民ニーズを反映した，快適に利用できる公園が身近に整備されています。

施策2 3232 公園・緑地の維持管理

／道路公園課，都市計画課

- 展開方針**
- 安心して快適な環境を維持するため，見回りや点検を強化し，危険箇所等の早期改善に努めます。
 - より充実した活動が可能となるよう公園緑地里親制度を拡充し，里親登録箇所数の増加と公園に対する愛着心の向上に努めます。
 - ワークショップ等により町民ニーズを捉えながら，老朽化が進む公園のリニューアルを検討します。

主要な事業 公園緑地運営管理事業／公園緑地維持修繕事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		公園緑地里親制度への登録団体数	32 団体



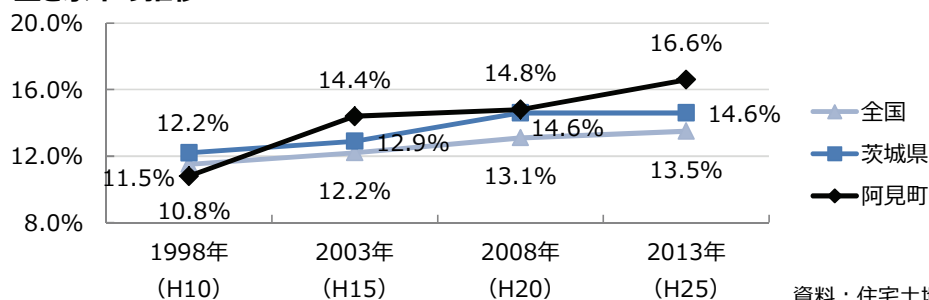
後期の成果 町民が快適に公園・緑地を利用するとともに，公園緑地里親制度を活用した管理を行っています。

4 良好な住宅・住環境づくり

現状と課題

- 本町は、かつてのような急激な人口増加こそ示していないものの、今後も住宅需要が見込まれる地域となっています。
- 既存市街地では、狭い道路が散在しており、住宅密集地などにおいては、防災機能の向上など、安全で安心な住環境を形成していく必要があります。また、新市街地における住宅地については、将来にわたって良好な住環境が守られるよう、地区計画制度により適正な誘導を図っていく必要があります。
- 建物の老朽化やライフスタイルの変化に伴い、耐震化が必要な建物や空き家が見受けられます。今後、高齢化や人口減少に伴い、管理不全な建物が増加することが予想され、住環境の安全・安心を脅かす一因となることや地域の活力を低下させることが懸念されます。
- 町営住宅については、平成 29 年度末現在、6 団地 151 棟 322 戸の管理を行っていますが、曙アパートを除く 132 棟 163 戸については、「用途廃止」となったため、修繕は最小限にとどめ、退去後は新たな入居者を募集せず解体を進めています。
- 今後は、町営住宅入居者の高齢化傾向などを考慮したバリアフリー化の整備促進など、快適性向上を目的とした改善が求められるとともに、収納率の低下が懸念される住宅使用料の納付について、入居者への啓発を積極的に行う必要があります。

■ 空き家率の推移



資料：住宅土地統計調査より算出

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 既存地区の地区計画の見直しを行いました。
- 木造住宅の耐震改修への補助制度を設けました。
- 平成 26 年度に策定した阿見町公共賃貸住宅再生マスタープランに基づき、「用途廃止」となった住宅の解体を進めています。

■ 施策推進上の問題意識

- 既存市街地においての建物の老朽化対策が急務となっています。
- 昭和 56 年度以前に着工し、建築された建築物は、旧耐震基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があるため、対策が必要です。
- 人口減少、高齢化などを背景に空き家が急増しています。
- 町営曙アパートについては、老朽化が進んでいることから、長寿命化計画の見直しと計画的な修繕が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 地区計画制度とあわせて、建築物の耐震性の向上を図るため、木造耐震診断，耐震補強設計，耐震改修に対して補助事業を実施し，災害に強いまちづくりを促進します。
- 空き家の利活用を図るために，空き家バンク制度の導入を検討します。
- 町営曙アパートは，現在の事後保全から予防保全に切り替えて計画的に修繕を行うため，長寿命化計画の見直しを行います。

目指すまちの姿

町民が快適で安心して暮らせる住環境が整っています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 新たな市街地，既成市街地など，それぞれの課題・特性に応じた規制・誘導策の提案，町民意識啓発などに取り組みます。
- 町民に対し地震のリスクや建築物の耐震性の確保の必要性について啓発するための諸策を講じます。
- 空き家バンクを通じ所有者に対して空き家の利活用を促します。
- 住宅に困窮する世帯が安心して暮らせるよう，民間賃貸住宅との連携による住宅供給の検討を進めます。

■ 町民の役割

- 地区計画制度などに対する理解と協力が期待されます。
- 住環境向上について意識を高め，建替え時のセットバックなどへの理解が期待されます。
- 昭和56年以前の建築物の所有者は，建築物の耐震診断を行い，必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。
- 空き家の所有者等は，適正な管理と利活用について検討することが期待されます。
- 災害時の被害拡大などを抑制するため，町営住宅の居住者を始め，地域コミュニティの形成に積極的に関与することが望まれます。

施策の体系

良好な住宅・住環境づくり

施策1 良好な住環境づくり

施策2 町営住宅の管理

個別施策の展開

施策 1 3241 良好な住環境づくり

／都市計画課

- 展開方針**
- 土地区画整理事業実施地区、住宅開発地区などにおいて良好な住環境の維持・向上を図るため、地区計画制度、建築協定などの導入を図ります。
 - 既存市街地においては、住宅地内道路のスピード抑制対策、狭小道路のセットバック誘導など、身近な環境改善を着実に進めると同時に、地区計画制度の活用に努めます。
 - 建築物の所有者が耐震診断・耐震改修を実現するにあたっての費用に対する助成や税制優遇等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促します。
 - 住環境を保全し、地域の活力を維持するため、空き家の利活用を図ります。

主要な事業 開発指導事業／建築指導事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	都市計画における地区計画決定(変更)の地区数	9地区	12地区
	耐震診断・設計・改修件数	－	75件



後期の成果 住環境を維持・向上するための取組みが各地区でなされています。

施策 2 3242 町営住宅の管理

／道路公園課

- 展開方針**
- 阿見町公共賃貸住宅マスタープランに基づき、「用途廃止」となった町営住宅については、退去後の解体を進めます。
 - 安定した町営住宅の維持を進めていくためにも、茨城県住宅管理センターの活用を含めた収納体制強化を図ることにより、住宅使用料収納率の向上に努めます。
 - 高齢社会などの状況を踏まえ、バリアフリー化に対応した施設整備を推進します。

主要な事業 住宅維持管理事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	町営住宅の修繕率	100%	100%
	町営住宅使用料収納率	97.3%	100%



後期の成果 町営住宅の入居者が安全で快適に生活しています。

5 景観形成

現状と課題

- 町民の景観に対する意識の高まりから、町民生活に潤いと安らぎをもたらす美しい景観が求められています。そのため、貴重な自然環境の保全や市街地の緑化などを積極的に進めていく必要があります。
- このような状況に対応するため、本町では、「阿見町景観条例」に基づいた、町民の森制度や生垣の助成制度を創設しました。また、沿道の景観を的確に誘導し、良好な状態を保つため、景観形成道路の指定を行うなど、景観に関する各種施策を推進しており、国道 125 号バイパスでは、沿道の行政区や各種ボランティア団体による景観整備が行われています。
- 景観形成においては、公共空間だけでなく宅地や建築物も景観を形成する要素となります。また、良好な景観の創出や維持においては、町民や事業者の参画が不可欠であることから、今後も、町民と行政が協力しながら、美しい景観づくりや景観保全活動を推進していく必要があります。



茨大通りの桜並木

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 広報紙やデジタルサイネージ^{※1}、あみメールなどで町民の森制度や生垣の助成制度をPRしました。
- 国道 125 号バイパス沿道の行政区やボランティアの協力を得て、景観整備を実施しました。
- 沿道景観の形成に寄与する建築行為等や緑化に対する費用の助成を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 沿道の景観を良好に保つために、阿見町景観条例の対象となる建築行為等の届出者や設計者から施策の趣旨や制度への理解を得る必要があります。
- 景観づくりや緑化の趣旨や制度について、内容のさらなる周知を図ることが必要です。

※1 「デジタルサイネージ」：屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

■ 後期期間の取組み

- 広報紙やデジタルサイネージなどで町民の森制度や生垣の助成制度などの情報発信を積極的に行い、自然環境の保護や緑化を進めます。
- ボランティア団体等と連携し、景観整備を推進します。
- 「景観形成ガイドライン」に基づき、建物や看板など沿道の街並みの景観づくりが良好となるように、指導を行います。

目指すまちの姿

町民と行政が協力して景観づくりに取り組み、美しく魅力あるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 指定された景観形成道路については、沿道景観形成基準に基づき、美しい景観となるよう誘導します。
- 新規路線についても、必要に応じて新たな景観形成施策を展開します。
- 潤いのある市街地景観を創出するため「町民の森」を指定します。

■ 町民の役割

- 町民や企業は、本町の景観形成施策の趣旨を理解し、協働の取組みを積極的に行うことが期待されます。
- 市街地の緑の確保及び里山の保全に関わることも期待されます。

施策の体系

景観形成

施策 1 魅力あるまち並みづくり

個別施策の展開

施策1 3251 魅力あるまち並みづくり

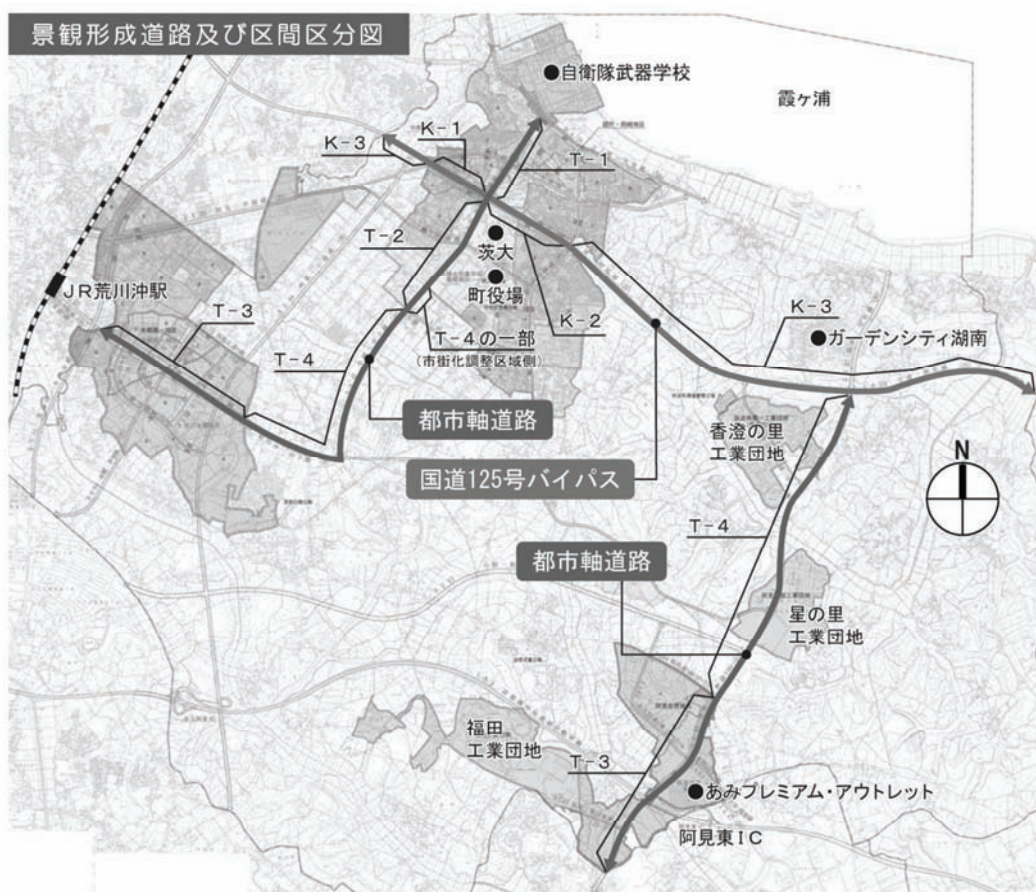
／都市計画課

- 展開方針**
- 魅力あるまち並みづくりを推進するため、町民や企業に対し、景観についての意識啓発を行います。
 - 町民との協働により美しい景観を確保するための取組みを行います。

主要な事業 景観形成事業

	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
指標	助成した生垣の総延長	1,731m	2,200m
	景観形成道路清掃等ボランティア参加団体	12団体	14団体

後期の成果 町民が、美しく魅力ある景観づくりに貢献しています。



景観形成道路及び区間区分図

第3節 活力と賑わいの産業づくり

1 農業の振興

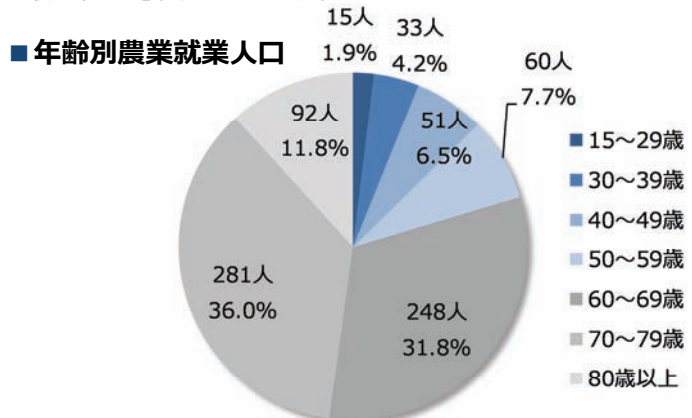
現状と課題

- 農業従事者の高齢化や担い手の減少，経営耕地面積の減少，耕作放棄地の増加，さらには農産物の輸入自由化や関税の撤廃への懸念など，農業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。
- 農業の振興においては，生産基盤の有効利用等による生産性の向上，農業生産法人等の育成・設立が重要となっているほか，地域における担い手・新規就農者への農地の集積をはじめ，市場等からの需要が高い作物を選定し，各生産者が一体となって安定生産・集荷・品質の向上に努める必要があります。
- 町内における特産品については，平成29年度に県銘柄産地の認定を受けたレンコン，県銘柄推進産地となっている西瓜の認定維持をはじめ，新たな銘柄認定品目の選定に努めるとともに，白菜・ネギ等の産地振興に取り組んでいます。また，耕作放棄地解消策の一環として推進している常陸秋そばの生産拡大についても支援を行っています。
- 農家数の減少や農業従事者の高齢化・後継者，地域農業の土地利用等については深刻な問題となっていることから，人・農地プランに基づく，地域での話し合いの中で，地域の実情に即した中長期的なプランを作成し，計画的に担い手への農地集積を図ることにより，地域農業を維持していく必要があります。
- 耕作放棄地の解消は，地域農業を守っていくためにも重要な課題となっています。耕作放棄地の規模や位置を明確に把握したうえで，地域の実情にあった有効活用を図る必要があります。
- 産学官連携事業については，茨城大学・東京農業大学の強みを活かし，ブランド化や六次産業化※1などの新しい取り組みを行っていますが，地域農業の抱える課題を明確にし，地域農業の活性化に向けて連携を図り実証実験・共同研究に取り組む必要があります。
- 農業や農村は，農業生産以外にも交流や環境保全において多面的機能を有しています。このうち，グリーンツーリズム※2については，都心等からの需要はあるものの，受入農家側の体制整備と人材育成が必要です。
- 多面的機能の維持，発揮のため地域の活動や地域資源（農地・水路・農道など）の質的向上を図る活動に対しては，多面的機能支払交付金として国・県・町が一体的に支援し，農業生産基盤や農村環境の保全・整備に取り組んできましたが，農村地域は，混住化や兼業化，担い手の高齢化が進み，美しい自然環境など農村が持つ多面的機能の低下が懸念されており，集落を維持するための環境整備や農地の基盤整備について，農業者・農業協同組合・行政が一体となって，国や県の施策を踏まえつつ，積極的に農業振興に取り組む必要があります。

■ 農業の状況

	2015年 (H27)
経営耕地面積 (ha)	1,012
耕作放棄地 (ha)	578
専業農家数 (戸)	159

資料：茨城県農林水産年報（H27～H28）
編集：関東農政局統計部



2015年（H27）現在

資料：茨城県農林水産年報（H27～H28）
編集：関東農政局統計部

※1 「六次産業化」：農業や水産業において，生産（第1次産業）だけでなく，加工（第2次産業），流通や販売（第3次産業）にも関わることで付加価値をつけ，農業者等の経営の高度化・多角化を進め，地域や農林水産業を活性化しようとする。各産業の総合的結合を図るとして掛け算による値（1×2×3＝6）である「6」を用いた造語。

※2 「グリーンツーリズム」：都会の住民が農山村に滞在し，自然や文化を体験する旅行の形態。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 担い手の発掘・育成について、地域連携推進員の活用により、認定農業者数の拡大、新規就農者の安定的な定着を図りました。また、農業後継者については、町独自の補助制度により、機械・施設整備の支援を図りました。
- 特産品については、県銘柄産地のレンコン、県銘柄推進産地となっている西瓜の認定維持、さらには新たな銘柄認定品目の選定に努めました。また、生産振興については、県やＪＡ等と連携し畑作振興に重点を置き、サトイモ・馬鈴薯・常陸秋そばの産地化に取り組みました。特に、常陸秋そばについては、耕作放棄地解消の一環として生産を強化し、面積拡大を図っています。
- グリーンツーリズムについて、君原地域等での農業体験や首都圏等での販売会等の試験運用を図りました。
- 耕作放棄地再生利用交付金の制度を活用し、再生作業・土づくり・営農定着による荒廃農地の再生利用を行いました。
- あみまちを食べよう学校給食推進事業により、地場農産物を学校給食に取り入れた食育の推進及び農産物ごとに町内の小学校からモデル校を選定し、食農授業を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- グリーンツーリズムについて、都心等からのニーズはあるものの、受け入れ農家の態勢整備と人材育成が必要です。
- 農地・水路・農道などの農業基盤・資源を適切に維持管理していくため、土地改良区や地域の活動組織とともに地域ぐるみでの施設の長寿命化を図る必要性があります。
- 荒廃農地は、耕作条件の悪化が進行し、再生が困難な状況にあります。
- 農業・農村の多面的な機能を活かし、都市との交流や地域環境の保全を進める必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 新規就農者の定着について、地の利を活かした文化的な農業経営の実践をＰＲし、安定的な農業経営が継続できるよう支援します。
- 担い手・認定農業者について、農業後継者・新規就農者からの誘導を図り、さらなる農業経営支援を図ります。
- 畑作振興について、県・ＪＡや大学等の連携により、輪作体系を含めた収量増に関わる実証実験を実践すると共に、産地化による特産品の確立に向けて支援を図ります。
- グリーンツーリズムについて、現状の取組みを維持すると共に、受け入れ態勢・人材育成等について、ＪＡや大学等の関係機関を含めて検討します。
- 六次産産業化について、農業者のみの取組みに留まらず、商工業者連携による取組みを検討すると共に、ＪＡや大学等の関係機関と連携を図り、町の地域資源を活かした特産品・加工品等の開発に取り組みます。

目指すまちの姿

農業が魅力ある産業となり、意欲ある新規就農者や農業後継者などが増加し、活力ある農業が展開されています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 効率的で効果的な農業を支える生産基盤を維持するとともに、各種補助制度を整備し、農業に取り組みやすい環境を確立します。
- 現状の耕作放棄地・遊休農地の把握、その実態に即した有効活用に取り組みます。
- 農業従事者並びに各種団体に対し、環境にやさしい農業と、持続性の高い農業生産方式の浸透を進めます。
- 町内産の農産物を広報紙等の活用により積極的にPRし、地産地消に取り組みます。
- 地域の農業の担い手を発掘・育成していきます。
- 県やJA等と連携し、地域農業の戦略づくりを行っていくとともに意欲ある取組みに対し支援を行っていきます。
- 各種農業ビジョンの作成に取り組みます。
- 農業者団体、流通業者団体等の各種団体組織との連携強化を図ります。

■ 町民の役割

- 農業従事者は、自らの経営ビジョンを構築するとともに、農業経営の共同化、規模・販路拡大などに取り組むことが期待されます。
- 各種団体は、農家個々の自立に向けたリーダーの育成、経営情報や育成技術を提供するなど、共助の仕組みを最大限に発揮することが望まれます。
- 地域での話し合いの中からその地域の農業のあり方を考え、担い手への農地の集約を図っていくことで、耕作放棄地化の予防が期待されます。
- 農業・農村環境を保全するため、生産基盤の維持管理、耕作放棄地の活用、環境に配慮した農業の拡充等に取り組むことが期待されます。
- 生産者や各種団体は、販売方法や町外に対するPRに取り組むことが期待されます。

施策の体系

農業の振興

施策 1 農業振興支援策の充実

施策 2 担い手の育成

施策 3 生産基盤の整備

施策 4 耕作放棄地の活用

施策 5 環境に配慮した農業の推進

施策 6 地産地消の推進

個別施策の展開

施策1 3311 農業振興支援策の充実

／農業振興課，農業委員会

- 展開方針**
- 地域農業の担い手となる認定農業者の活動の活性化を図ります。
 - 農業者の新たな取組みや六次産業化を支援します。

主要な事業 農業振興対策補助金

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		認定農業者数	84人
	第六次産業認定者数	6人	12人

後期の成果 新たな消費者ニーズに合った取組みを推進し，農業の振興が図られています。

施策2 3312 担い手の育成

／農業振興課，農業委員会

- 展開方針**
- 新規就農者の相談会を実施します。
 - 新規就農者の経営が安定するまでの期間の支援を実施します。
 - 意欲ある農業後継者を支援します。

主要な事業 農業次世代人材投資事業／農業後継者等支援対策事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		青年就農給付金(経営開始型)支援者数	6人
	農業後継者等支援者数	9人	12人

後期の成果 新規就農者や農業後継者により，将来の農業の担い手が確保されています。



農業の担い手の育成

施策3 3313 生産基盤の整備

／農業振興課

- 展開方針**
- 多面的機能支払交付金事業等を活用し、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る共同活動を支援します。
 - 土地改良区や農業団体等に対する農業生産基盤整備を支援します。
 - 農業生産基盤の長寿命化に取り組む活動組織を支援します。

主要な事業	多面的機能支払交付金事業／農業生産基盤整備事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	農地維持支払交付金・資源向上支払交付金対象面積【4322に再掲】	327ha	340ha

後期の成果 老朽化した農業施設を修繕することにより、農村環境の整備や生産性の向上が図られています。

施策4 3314 耕作放棄地の活用

／農業振興課，農業委員会

- 展開方針**
- 国・県・町の荒廃農地等利活用促進交付金の制度周知を図り、荒廃農地の再生利用及び発生防止活動、これに付帯する施設等の整備、農地利用調整等の取組みを支援します。
 - 耕作放棄となる前に地域の担い手と連携し、予防策を講じていきます。

主要な事業	耕作放棄地対策事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	耕作放棄地再生面積	3.1ha／年	4.0ha／年

後期の成果 耕作を放棄された農地の再生を推進することにより、優良な農地として有効に活用されています。



遊休農地を利用した「常陸秋そば」の栽培



島津梅林

施策 5

3315 環境に配慮した農業の推進

／農業振興課

- 展開方針**
- 環境に配慮した持続性の高い農業生産方式及び特別栽培農産物認証制度の周知を行い、より安全で環境にやさしい農業の導入を推進します。
 - 使用済農業用ビニール・ポリエチレン資材の適正処理に関する啓発指導・広報を行い、円滑な回収を実施することにより、資源の有効活用や農村環境の保全を図ります。

主要な事業	エコファーマー※ ¹ 認定事業／農業用プラスチック適正処理対策事業／特別栽培農産物認証事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	特別栽培農産物数	34	56

後期の成果 環境にやさしい農業と、持続性の高い農業生産方式が浸透しています。

施策 6

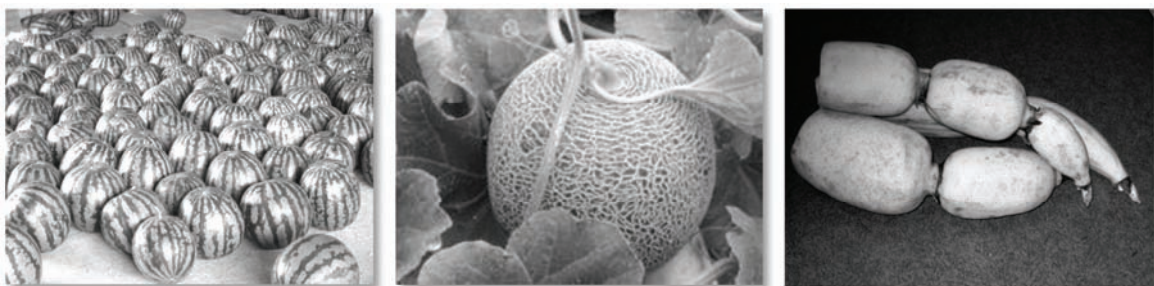
3316 地産地消の推進

／給食センター,農業振興課

- 展開方針**
- 地域で生産された安全・安心な農産物の町内での消費を推進し、生産者の生産意欲の向上と、安定した農業経営の促進を図ります。
 - 環境にやさしい農業を推進するとともに直売所やイベントを活用した販売・PR等を通して町内産農産物の地元消費拡大を図ります。

主要な事業	食育活動事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	学校給食で茨城県産食材の占める割合【2331の再掲】	90%	92%以上

後期の成果 町民が、地域で生産された農産物をより多く消費し、環境負荷の少ない生活を営んでいます。



町内産農産物（西瓜，メロン，レンコン）



※1 「エコファーマー」：平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第4条にもとづき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称。

2 商工業の振興

現状と課題

- 本町では、大型店や沿道型店舗の出店や工業団地への立地がみられるものの、中小の既存事業者の活力の低下もみられます。これらの既存事業者は地域に密着しているものが多いため、既存事業者の活力の低下が地域コミュニティの衰退に連動する傾向があります。
- 商業については、広域道路網の整備や新市街地の形成に伴い、集客力のある大型商業施設が立地しています。また、工業については、阿見東部工業団地においてはすべての区画が埋まり、阿見吉原土地区画整理事業地内についても立地が進んでいますが、商業・工業分野においては、このような集客力のある施設と既存商店との連携や、立地した企業が円滑に事業を運営できるように関係を密にするとともに、町内に立地する事業者同士の取り引きや連携を促進する必要があります。
- 企業誘致については、引き続き本町の優位性をPRするとともに、圏央道を活用した製造業及び関連流通企業等を積極的に誘致することにより、雇用の創出と地域産業の活性化を図る必要があります。
- 国内景気は緩やかな回復基調が続いていますが、足元では個人消費等に落ち込みが見られます。消費税率の引き上げも控えており、消費の低迷に対する対応が必要です。
- 中小事業者の経営の安定を図るため、事業改善や中小企業資金融資、特産品開発などの支援を継続して行う必要があります。
- 地元雇用対策については、町内事業者の人材確保と若者などの定住促進を図るため、町内企業の求人情報を常時提供していくとともに、ハローワークや企業と連携した雇用対策を行っていく必要があります。
- 商工会を中心として町民、企業、行政などが一体となった地域産業の活性化を図るための取組みが必要となります。

■工業の推移

	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
事業所数(社)	94	84	72	87	90
従業者数(人)	6,643	6,376	5,478	5,776	6,117
製造品出荷額(千万円)	38,674	35,433	31,151	30,664	35,672
従業員一人あたりの出荷額(千万円)	5.82	5.56	5.69	5.31	5.83
付加価値額(千万円) ※1	13,451	13,981	12,388	12,243	15,283
従業員一人あたりの付加価値額(千万円)	2.02	2.19	2.26	2.12	2.50

各年 12 月 31 日現在

資料：茨城県工業統計調査

※1 「付加価値額」：企業が新たに生み出した価値の金額。従業員一人あたりの付加価値額は県内2位（平成27年）。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- プレミアム付商品券の発行や特産品の開発、スイーツフェアの開催など、商工会事業を支援することで新たな消費を喚起しました。
- 企業立地奨励制度を創設し、県と連携して誘致を推進することで、阿見東部工業団地はすべての区画が埋まりました。
- 茨城労働局と雇用対策協定を締結し、面接会を開催することで企業の人材確保と町民の雇用促進を図りました。
- 町創業支援ネットワークを構築し、支援を充実することで開業を促進しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 個人消費等に落ち込みが見られるなか、消費税率の引き上げも控えており、消費の低迷への対応が求められます。
- 町外に流出している需要を町内に取り込むため、町内事業者同士の連携や取り引きを促進する必要があります。
- 人口減少を背景にした労働力不足により、企業の人材確保が難しい状況にあります。
- 阿見吉原区画整理事業地内において、区画の分譲は進んでいますが、商業施設の誘致が課題となっています。

■ 後期期間の取組み

- 消費の拡大を図るため、商工会等と連携を深め、町内事業者の支援に取り組みます。
- 町内への需要の取り込みを図るため、町内事業者の周知や仲立ちに取り組みます。
- 企業の人材確保と町民の雇用促進を図るため、茨城労働局等と連携して面接会や雇用対策に取り組みます。
- 新たな雇用や需要の創出を図るため、圏央道を活用した新たな産業基盤の整備を検討するとともに、県と連携して企業誘致に取り組みます。
- 開業促進を図るため、創業支援ネットワークの連携を深め、創業支援に取り組みます。

目指すまちの姿

企業にとって魅力ある事業環境の中で企業の投資が進み、町内企業間の活発な交流や連携により、雇用の創出と地域経済の活力につながっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 本町を取り巻く産業環境の変化を踏まえ、国や県の制度の活用、商工会や工業団地等に立地する企業などとの連携の強化により、事業者の主体的な取組みを支援します。
- 中小企業の経営安定化のため、事業者に対する指導、各種金融制度の活用などによる支援を行います。
- 茨城県と連携してPRを実施することにより、阿見吉原土地区画整理事業地内への企業誘致を推進します。
- 町民の雇用機会が確保されるよう、求人情報の提供や雇用対策に取り組みます。
- 町創業支援ネットワークを活かし、起業希望者が適切に開業できるよう、各種支援に取り組みます。

■ 町民の役割

- 商工会は、事業ニーズを見極め、事業者が適切にサービスを提供できるよう支援することが期待されます。
- 中小企業者は、経営の安定化を図るため、自助努力と共に、国や県、町の補助制度を主体的に活用することが望まれます。
- 町民は、地元事業者の利用や地元での就業に努めることが望まれます。
- 起業を考えている町民は、積極的に創業支援ネットワークの支援を活用し、町の産業の担い手となることが期待されます。

施策の体系

商工業の振興

- 施策1 産業活性化の推進
- 施策2 企業誘致の推進
- 施策3 雇用対策の推進

個別施策の展開

施策1 3321 産業活性化の推進

／商工観光課

- 展開方針**
- 国や県などの各種補助事業を活用するなど、町と商工会が連携を強化し、地域密着型の産業活動を支援します。
 - 町創業支援ネットワークにより創業支援機関との連携を強化し、起業希望者の開業を支援します。
 - 町内への誘客と商業振興のため、商工会や商業者に対し町の補助事業を活用した特産品開発を支援します。

主要な事業 商工振興事業／創業支援事業／中小企業金融支援事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		従業員30人未満の事業所数	1,422所
	新商品開発事業に取り組んだ店舗数	9店舗	20店舗



後期の成果 様々な産業活動が活発に行われています。

施策2 3322 企業誘致の推進

／商工観光課

- 展開方針**
- 立地計画などのある企業に対して、当地域のポテンシャルの高さと各種優遇措置などの優位性を積極的にPRし、早期の企業立地を目指します。
 - 企業立地セミナーなどでのPR活動・情報収集により、優良企業の進出計画などの情報を早期に把握し、企業誘致活動につなげます。

主要な事業 企業誘致事業／定住促進事業／雇用促進事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		阿見吉原土地区画整理事業地内分譲済割合	62%



後期の成果 町内へ企業が進出し、雇用や税収の増加につながっています。

施策3 3323 雇用対策の推進

／商工観光課，関係各課

- 展開方針**
- 厚生労働省茨城労働局と締結した阿見町雇用対策協定に基づき、ハローワークとの連携を深め、町民の就職や企業の人材確保の支援に取り組みます。
 - 町民の地元就職・再就職を支援するため、町内企業から求人情報の収集に取り組み、ホームページなどを活用し、求人情報の提供を行います。
 - 企業の人材確保と若者・女性・シニア等の定住促進を図るため、ハローワークや企業と連携して就職支援に取り組みます。
 - 町内出身の学生に向けて、就職や移住・定住情報の発信を図ります。

主要な事業 雇用促進事業／企業誘致事業／定住促進事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		事業所従業員数（全産業）	20,484人



後期の成果 町内で働く町民が増えています。



福田工業団地



筑波南第一工業団地



阿見東部工業団地



阿見吉原地区

3 観光の振興

現状と課題

- 観光は、少子高齢化や人口減少社会を迎える日本において、内需や雇用機会の拡大など、幅広い産業に経済効果をもたらすとともに、地方創生の役割を果たす 21 世紀の成長産業として位置づけられ、国においても「観光立国推進基本方針計画」を策定し、様々な施策を講じています。本町においても、このような背景を踏まえ、町内の地域資源を再認識・再評価し、町民が気軽に楽しみ、多くの観光客が訪れるまちになることを目指し、「阿見町観光振興基本計画」を策定しました。
- 本町では、首都圏中央連絡自動車道の整備や大型商業施設の進出に伴い、多くの観光客が訪れていますが、この集客力を町内への誘客に活用することが課題となっています。
- 本町における主要な観光資源である霞ヶ浦については、全国的な知名度もあることから、近年取組みが強化されているサイクリングをはじめとして、湖岸の市町村や国・県との連携を図り、霞ヶ浦という資源を活かした観光振興を図る必要があります。
- 観光客の誘客や情報発信については、毎年夏に開催される「まい・あみ・まつり」で選任される観光大使「まい・あみ・アンバサダー」が、町内外のイベントで広く阿見町のPR活動を行っています。また、情報通信技術（ICT）が広く普及したことを受け、本町の観光名所を広く紹介する新たな媒体として、あみ観光協会のホームページを開設しました。町内では、桜や霞ヶ浦周辺の自然スポット、歴史資源を中心に観光案内板を設置するとともに、観光パンフレットの作成・配布など観光資源の活用に取り組んでいます。
- 今後は、多様化する来訪者のニーズへの的確な対応が求められます。そのために、大規模企業や大型商業施設を活用した産業観光の充実を図るとともに、霞ヶ浦や予科練平和記念館など既存の地域観光資源とを融合させた取組みが必要です。
- 地域振興を担う場となることが期待される道の駅の整備については、様々な視点から再検討を行う必要があります。

■観光客入込み数の推移

(単位：人)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
まい・あみ・まつり	61,000	61,000	62,000	62,000	63,000
予科練平和記念館	60,670	58,723	48,477	52,094	51,533

資料：町商工観光課、予科練平和記念館



阿見町観光ガイドブック



あみコミュニケーションセンター



予科練平和記念館



サイクリングイベント

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 本町の観光の指針となる「阿見町観光振興基本計画」を策定しました。
- 大型商業施設を活用したマルシェを開催しました。
- 霞ヶ浦湖岸施設を活用した自転車イベントを開催しました。
- かわまちづくりによる緩傾斜堤防や桜堤，島津小公園の整備を行いました。
- 町内周遊を図るためのレンタサイクルやスタンプラリーを実施しました。
- ホームページやSNSによる観光情報の発信等を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- あみプレミアム・アウトレットや予科練平和記念館来訪者を，町内へ誘客する方策の検討が必要です。
- 施策の骨格となりうる阿見町らしい観光資源「阿見町ブランド」を確立する必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 町郊外の集客施設に訪れる観光客等を町内へ誘導するために、スタンプラリーやレンタサイクル事業の充実を図ります。
- 町の観光の骨格となりうる特産品の開発や阿見町らしい観光資源を発掘することで観光産業の創出に取り組みます。
- フェイスブックやインスタグラム等の様々なSNS媒体で町内外へ広く本町の観光資源の魅力を発信していきます。

目指すまちの姿

町内の地域資源を再認識・再評価し、町民が気軽に余暇を楽しむとともに、多くの観光客が訪れるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 霞ヶ浦の魅力的な景観整備に努めるとともに、観光客の増加を図るため、霞ヶ浦を基点とした周遊観光を推進します。
- 観光客の誘客のため、町に存在する観光資源を様々な手段・機会を活用しPRします。
- 観光振興の推進、舵取り役として、町民、工商业者、観光関係団体等との連携を基本に、各団体等との協議、調整を行うとともに、総合的な施策の展開、活力ある観光地づくりを推進します。

■ 町民の役割

- 霞ヶ浦の環境美化などに心がけるとともに、本町を代表する貴重な観光資源であるとの意識を高め、良好な観光地づくりに参加することが望まれます。
- 県内外からの観光客に対する満足度の高いおもてなしの提供を通じて、誘客の促進に取り組むことが期待されます。

施策の体系

観光の振興

施策1 観光資源の活用と発掘

施策2 観光PRの推進

個別施策の展開

施策 1 3331 観光資源の活用と発掘

／商工観光課，政策秘書課，道路公園整備課，予科練平和記念館，生涯学習課

- 展開方針**
- 霞ヶ浦観光を推進するため、「予科練平和記念館」や予科練記念館「雄翔館」などのPRを広域的に展開します。
 - 国，県，周辺市町村と連携し，霞ヶ浦周辺の観光資源を結びつけた周辺観光ルートを策定し，新たな観光プランの実現につなげます。
 - あみ観光協会事業として，魅力ある観光施策を展開し，誘客の促進を図ります。
 - 大規模企業を活用した工場見学など，産業観光の充実を図ります。
 - 将来展望を見据え，様々な視点から道の駅建設の再検討を行います。

主要な事業	観光振興事業／道の駅整備再検討事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	霞ヶ浦周辺施設への観光客数	51,533人／年	100,000人／年
	新たな地域資源を活用したあみ観光協会主催事業数	7件	8件



後期の成果 地域観光資源を活用したイベントや広域的な連携により，多くの観光客が訪れます。

施策 2 3332 観光PRの推進

／商工観光課

- 展開方針**
- 観光キャンペーンや各種イベント，新聞，テレビ，雑誌などのあらゆる機会，多様な広告媒体を活用し，町内外に対し，積極的に民間団体・町民と協力し観光PRを展開します。
 - あみプレミアム・アウトレット内の「あみコミュニケーションセンター」において，県内外からの来場者に町の観光資源を積極的にPRし，町内への誘客を促進します。
 - 若者の視点を取り入れ，町ホームページやSNS等を有効に活用し，観光情報や町の魅力発信を充実します。

主要な事業	観光振興事業／あみコミュニケーションセンター運営管理事業／観光協会運営事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	年間入込み客数	3,609,513人／年	3,800,000人／年
	あみ観光協会ホームページへのアクセス数	19,525件／年	23,000件／年
	レンタサイクル利用者数	－	100人／年



後期の成果 町に存在する観光資源を活用・PRすることで観光振興が図られています。

第4章 安全・安心のまちづくり

第1節 潤いのある生活環境づくり

- 1 上水道の整備及び維持・管理
- 2 下水道の整備及び維持・管理
- 3 河川・水路の環境整備

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

- 1 地域防災対策の推進
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 地域医療体制の充実
- 4 交通安全対策の推進
- 5 防犯対策の推進
- 6 消費生活対策の充実

第3節 環境を守り育むまちづくり

- 1 地球環境の保全
- 2 自然環境の保全
- 3 生活環境の向上
- 4 資源循環型社会の形成

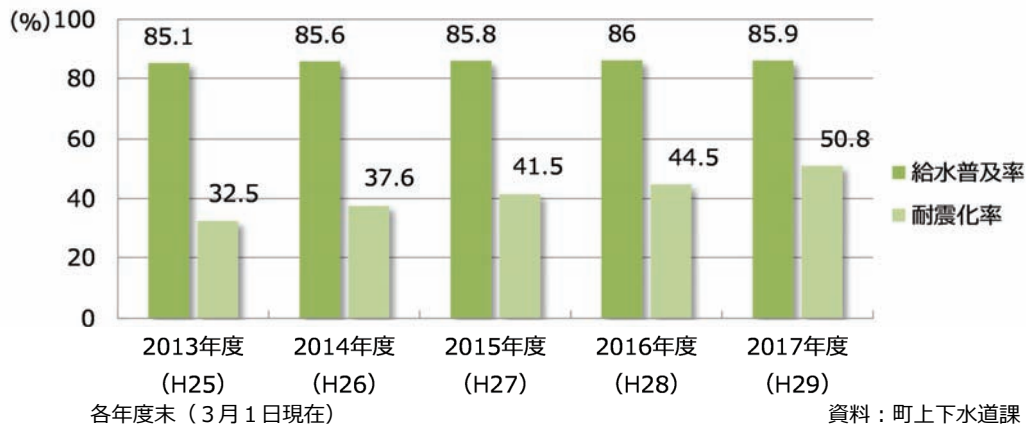
第1節 潤いのある生活環境づくり

1 上水道の整備及び維持・管理

現状と課題

- 上水道事業は、昭和39年度の供用開始以来、市街化区域を中心に配水管の整備に取り組み、平成29年度の給水人口は40,785人、年間総配水量は4,066,649m³となっていますが、上水道普及率は、平成29年度末で85.9%となっており、茨城県平均の94.4%（平成28年度末）、全国平均の97.9%（平成28年度末）を下回っています。
- 現在、第3次拡張事業認可計画（計画給水人口43,400人・一日最大給水量15,700m³）に基づき、市街化調整区域を中心に水需要に応じた配水管の整備を行っており、引き続き、配水管整備を推進し、上水道普及率の向上を図る必要があります。
- 水源については、県企業局からの受水と地下水による2系統となっていますが、安全安心な給水を行うため、老朽化設備の計画的な更新が必要となっています。
- 水道事業については、公営企業として健全かつ持続性ある経営を図るため、平成27年度から水道料金等徴収業務の共同発注に取り組んでいますが、一層の効率化を進めるため、経営戦略を策定する必要があります。

■ 給水普及率と耐震化率



施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 効果的に整備を進めるため、水道利用についての意向調査等を実施し、早期利用意向が多い路線を優先的に整備しています。
- 老朽配水管や水道施設については、更新を実施しています。
- 水道料金等徴収業務をかすみがうら市と共同発注することにより、経費の削減と事務の効率化を図りました。

■ 施策推進上の問題意識

- 計画的な老朽配水管の更新と、安定的な経営を実現するため、維持・管理計画の策定が必要です。
- 漏水が頻繁に発生する地域もみられることから、速やかな配水施設等の更新を行う必要があります。
- 震災等の災害に対応するため、施設の耐震化を進める必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 安全安心な水道水を供給するため、引き続き配水管の整備を推進します。
- 老朽配水管の更新を計画的に進めるため、耐用年数及び漏水頻度等を考慮した維持・管理計画を策定し、適正な更新工事を行います。
- さらなる経費の削減と事務の効率化を図るため、次期水道料金等徴収業務委託については、事業拡大の可能性や効果についての調査・検討を進めます。
- 公営企業として将来にわたって健全で安定した経営を継続するため、中長期基本計画となる経営戦略を策定します。

目指すまちの姿

安全でおいしい水道水が利用できる環境づくりが進んでいます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町内全域への水道管整備と計画的な施設の更新を行います。
- 公営企業として健全で安定した経営を行います。
- 資源としての水の大切さや節水の重要性について、町民にPRします。

■ 町民の役割

- 安全でおいしい水を飲むため、霞ヶ浦などの水源の水質浄化や水資源の大切さを理解することが期待されます。
- 水道水の安全性や水道事業の経営に関心を持つことが期待されます。

施策の体系

上水道の整備及び 維持・管理

施策 1 安全でおいしい水道水の供給

施策 2 水道供給施設などの適切な維持管理・更新

個別施策の展開

施策1 4111 安全でおいしい水道水の供給

／上下水道課

- 展開方針**
- 未整備地区の解消に向けた町内全域への水道管整備を推進し、給水普及率の向上を図ります。
 - 水道への加入呼びかけを行い給水普及率の向上を図るとともに、資源としての水の大切さや節水の重要性について町民へPRを行います。

主要な事業 配水施設拡張事業／配水及び給水事業／原水及び浄水事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	給水普及率		85.9%



後期の成果 町民が安全でおいしい水道水を利用することができます。

施策2 4112 水道供給施設などの適切な維持管理・更新

／上下水道課

- 展開方針**
- 安全でおいしい水が供給されるよう、計画的な施設の更新と水質確保に努めます。
 - 災害に強い耐震化施設を整備し、安全な水道水の安定供給を図ります。

主要な事業 配水施設拡張事業／配水及び給水事業／原水及び浄水事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	水道管耐震化率		50.8%

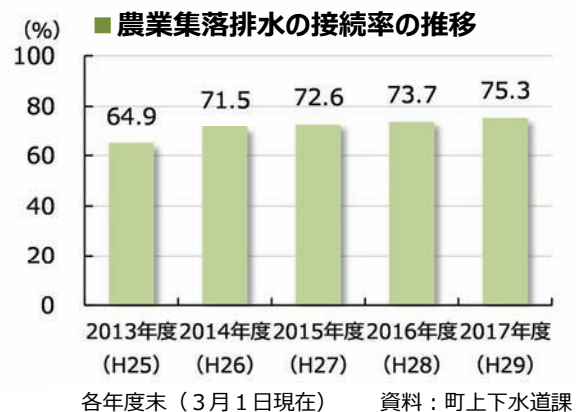
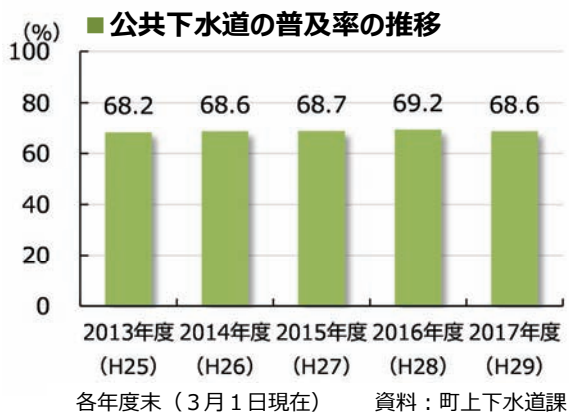


後期の成果 水道供給施設等が適切に機能しています。

2 下水道の整備及び維持・管理

現状と課題

- 公共下水道は、重要な都市基盤であり、本町では、昭和 54 年度の事業認可を受け、昭和 59 年度に供用を開始し、現在までに既成市街地の整備はほぼ完了し、今後は未整備地区の計画的な整備と、既存施設の老朽化や耐震化も含めた適切な維持管理が必要となります。
- 安定した経営を確立するため、地方公営企業法^{※1}の適用により、財政状況及び経営状況を明らかにするとともに、使用料収納率と接続率の向上が必要となります。また、地方公営企業法適用後には、健全で安定した公営企業の経営を継続するため、中長期基本計画である経営戦略の策定が必要です。
- 農業集落排水事業は、平成 5 年度から事業に取り組み、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区において供用を開始していますが、接続率の向上が課題となっています。また、維持管理費用削減のため、共同化や広域化等について検討を進める必要があります。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業以外の地域については、森林湖沼環境税の財源を活用して、高度処理型浄化槽の普及促進を図っており、引き続き、積極的な普及推進と適正な維持管理の啓発を行うことが必要となります。



施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 新市街地である荒川本郷地区・吉原土地区画整理事業地区について、公共下水道整備を行いました。
- 農業集落排水の接続率向上のため、未接続者に対し、戸別訪問及び郵送による接続推進活動を行いました。
- 地方公営企業法の適用化に向けた移行作業を開始しました。
- 高度処理型浄化槽設置に対する補助事業及び維持管理の啓発活動を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- 新市街地である荒川本郷地区の下水道整備については、民間開発等の動向を注視しながら進める必要があります。
- 福田工業団地、筑波南第一工業団地の下水道が未整備となっているため、今後の整備方針を検討する必要があります。

※1 「地方公営企業法」：地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。

■ 後期期間の取組み

- 公共用水域の水質改善を図るため、下水道短期整備計画の見直し及び計画区域内の整備を推進するとともに、広域化等について検討します。
- 老朽化する施設の更新を計画的に実施するため、ストックマネジメント※1計画を策定します。
- 農業集落排水事業の維持管理費用削減のため、事業の共同化及び広域化等について検討します。
- 拡充された公共下水道及び農業集落排水の接続補助金制度を有効に活用し、接続率の向上を図ります。
- 地方公営企業法適用化を図るとともに、経営戦略を策定します。

目指すまちの姿

生活排水が適正に処理され、公衆衛生並びに河川・霞ヶ浦の水質が確保されています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 公共下水道の計画的な整備・更新及び維持管理を進めます。
- 農業集落排水の効率的な維持管理を進めます。
- 地方公営企業法の適用化を図り、健全な下水道事業の経営を行います。
- 高度処理型浄化槽の普及と維持管理の啓発に取り組めます。

■ 町民の役割

- 公共下水道及び農業集落排水の果たす役割について理解を深めることが期待されます。
- 公共下水道や農業集落排水への接続、高度処理型浄化槽の設置についての理解を深め、料金の収納や浄化槽の定期点検を行うことが期待されます。

施策の体系

下水道の整備及び 維持・管理

施策 1 公共下水道の整備と適切な維持管理・更新

施策 2 農業集落排水事業の健全経営

施策 3 高度処理型浄化槽の普及推進

※1 「ストックマネジメント」：下水道施設の計画的整備・管理を効率的に行うための手法。

個別施策の展開

施策 1 4121 公共下水道の整備と適切な維持管理・更新

／上下水道課

展開方針 ■生活環境の改善や河川・霞ヶ浦の水質改善を実現するため、公共下水道の整備を計画的に推進します。

主要な事業 管渠維持管理事業／公共下水道整備事業

指 標	指 標 名	現況（2017 年度）	目標（2023 年度）
	公共下水道普及率		68.6%



後期の成果 公共下水道が整備されるとともに、公共下水道の施設の適切な維持管理により、町民が快適で安心な環境で生活しています。

施策 2 4122 農業集落排水事業の健全経営

／上下水道課

展開方針 ■供用開始地区については、積極的に接続率の向上を図ります。
■農業集落排水の使用料などの収納率の向上を図ります。
■維持管理費の削減に向けた取組みを進めます。

主要な事業 小池地区農業集落排水事業／君島大形地区農業集落排水事業／福田地区農業集落排水事業／実穀上長地区農業集落排水事業

指 標	指 標 名	現況（2017 年度）	目標（2023 年度）
	接続率		75.3%



後期の成果 農業集落排水施設の適切な維持管理によって汚水浄化が進み、農業用排水や公共用水域の水質が保全され、町民が快適な環境で生活しています。

施策3 4123 高度処理型浄化槽の普及推進

／上下水道課

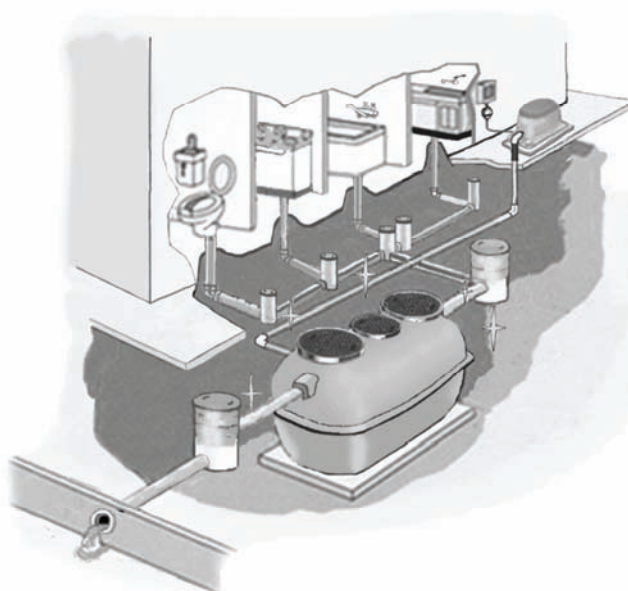
展開方針 ■高度処理型浄化槽の設置に対する補助金を支給するなど、高度処理型浄化槽の普及促進を図ります。

主要な事業 浄化槽設置補助事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
		高度処理型浄化槽の設置補助件数（年間）	64件／年



後期の成果 高度処理型浄化槽が普及するとともに、適切に維持管理されています。



高度処理型浄化槽

3 河川・水路の環境整備

現状と課題

- 河川は、雨水排水や漁業などの産業の場であるとともに、動植物の生息地やオープンスペース等多面的な機能を有しており、河川・水路の改修においては、治水とともに親水性の確保にも配慮する必要があります。
- 本町の河川は、一級河川である花室川、清明川、乙戸川と準用河川である桂川（一部区間は一級）の4河川があります。花室川及び清明川については、すべて改修工事が完了していますが、乙戸川については、未改修区間があることから、管理者である県に対して整備の要望を行っています。
- 桂川は、県管理部分の約400mの改修工事が完了し、また、上流部の町管理部分についても暫定的な改修工事が概ね完了しました。今後は一級河川への格上げを要望していきます。
- 排水路整備は、浸水被害が発生している区域を中心に行ってきましたが、近年短時間降雨が増加していることから、浸水被害等の恐れがある区域の整備とともに、雨水流出を抑制するための取り組みが必要となります。
- 現在進めている荒川本郷地区の雨水対策事業については、土地利用の動向を注視し、計画的に整備を進めていく必要があります。



河川の風景（清明川）

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 新市街地(荒川本郷地区・吉原土地区画整理事業地区)の雨水排水対策として、雨水管、調整池の整備を行いました。
- 既成市街地（西郷地区）の浸水区域の解消を図るため、排水路の整備を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- 宅地化による雨水流出量の増加や近年増加する短時間降雨に対応するため、さらなる雨水対策が必要です。
- 新市街地である荒川本郷地区の雨水対策事業については、民間開発等の動向を注視しながら進める必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 新市街地の形成に伴う雨水流出量の増加に対応するため、雨水排水施設の整備を進めます。
- 既成市街地の雨水排水対策として、排水路や貯留施設の整備を行い、浸水区域の解消を図ります。

目指すまちの姿

治水と親水性を持つ河川が整備され、市街地等の雨水排水と合わせて、浸水被害が少ない安全なまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 親水性豊かな河川となるよう、河川環境の保全に取り組みます。
- 市街地における開発行為については、浸水災害が生じないように、開発基準等に則して適正な指導を行います。
- 浸水被害等を解消するため、雨水排水施設の整備と維持管理を計画的に進めます。

■ 町民の役割

- 河川の清掃や環境保全に対して関心を持ち、各種の活動へ参加することが期待されます。
- 排水路の清掃や管理について関心を持つことが期待されます。

施策の体系

河川・水路の環境整備

施策1 河川環境の保全と整備

施策2 公共下水道雨水施設の整備

個別施策の展開

施策 1 4131 河川環境の保全と整備

／道路公園課

- 展開方針**
- 河川の持つ様々な機能が発揮されるよう、未改修区間の整備を国や県に要望します。
 - 河川の破損箇所の早期修繕に努め、安全な環境を維持します。
 - ボランティア活動型の河川管理を継続していきます。

主要な事業 河川維持補修事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	河川清掃への参加者数		78人／年



後期の成果 町民が河川に親しみ、自らが管理を行っています。

施策 2 4132 公共下水道雨水施設の整備

／上下水道課

- 展開方針**
- 関係機関との調整を図り、事業が円滑に進められるよう年次計画に基づいた整備に取り組みます。
 - 施設の的確な維持管理を図りながら、浸水被害の抑制に向けた取り組みを行います。

主要な事業 公共下水道雨水整備事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	公共下水道雨水整備区域		173.6 ha



後期の成果 新市街地における雨水排水施設が整備され、町民が安全な環境で生活しています。

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

1 地域防災対策の推進

現状と課題

- 大規模災害に対しては、減災を基本的な考え方として、自分のことは自分で守る（自助）、地域コミュニティの相互協力（共助）、行政や防災関係機関の災害救助活動（公助）という視点に基づき、防災意識の向上、防災行動力の強化を図るため、継続的な防災知識の普及啓発や実践的な訓練の実施が必要です。
- 自主防災組織はすべての行政区で結成されていますが、活動状況など組織機能は、地域によって差異があるのが現状です。今後は、各地域の防災力が均一になるように活動支援を行っていくとともに、自主防災組織間の情報交換及び協力体制の強化に向けた組織化を推進する必要があります。
- 本町では、「阿見町業務継続計画」を策定し、災害時においても適切な業務執行が行えるようにしていますが、引き続き、訓練や必要な資源の点検等の実施により継続的に計画の改善を図り、業務継続計画の実効性を高めていくことが重要です。
- 大規模災害時において、町民への情報提供を適時・適切に行うため、防災行政無線、あみメール、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページなど情報伝達手段の多様化を進めるとともに、被害状況等の情報収集体制の充実が重要となっています。
- 大規模災害時の応急対応を的確に進めるため、町と他自治体との連携を確保するとともに、応援要請や受援体制の整備、協定を締結した自治体や民間事業者等との間での協力体制の整備に取り組む必要があります。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 自主防災組織に対する資機材の整備や訓練実施に関わる補助事業を実施するとともに、地区防災計画策定支援ワークショップ、防災リーダー育成講座、「防災ハンドブック」の作成・配布を実施しました。
- 防災体制の強化を図るため、「危機管理監」の採用、業務継続計画の策定、防災行政無線の整備等を行いました。
- 避難所運営マニュアルを策定するとともに、地域住民と協働で実動訓練を実施しました。
- 備蓄食料及び生活必需品等の備蓄を確保するとともに、民間事業者との流通備蓄による物資調達に関する協定、県外自治体との相互応援協定を締結しました。
- 医療関係団体との協力体制の強化を図るため、医療救護体制の整備に取り組みました。

■ 施策推進上の問題意識

- 自主防災組織に対する意識啓発や訓練等により、町民全体の防災意識の向上が必要です。
- 災害発生時の対応力を強化するため、業務継続計画の実効性の向上、効果的な防災訓練の実施が必要です。
- 災害対策本部組織の機能強化、及び防災関係機関との連携強化が必要です。
- 防災行政無線の難聴区域の特定と対策の検討が必要です。
- 協定の有効性を確保するため、民間事業者との支援内容の選定、自治体間の相互交流に取り組む必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 地区防災計画の策定支援，防災リーダーの育成など，地域防災力の向上に取り組みます。
- 業務継続計画の実効性を高めるため，大規模災害を想定した「非常参集訓練」，「災害対策本部設置訓練」，「被害状況調査訓練」，「情報収集訓練」，「避難所開設訓練」などの訓練や災害業務班ごとの機能別訓練を実施し，問題点・改善点を検証します。
- 防災行政無線の効果的な運用を検討するほか，情報伝達手段及び情報収集手段の多様化に取り組みます。
- 災害対策及び被災者支援に必要な災害協定の締結を推進し，防災関係機関や民間事業者等との連携，自治体間の相互応援協定を推進します。
- 災害時応援部隊を円滑に受け入れる体制を整えるため，受援計画を策定するほか，応援部隊の活動基盤等の整備に取り組みます。

目指すまちの姿

「町民（自助）」，「地域コミュニティ（共助）」，「町（公助）」がそれぞれの責務と役割を認識し，相互に連携を図り，防災力が向上しています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 地域防災計画については，状況に応じて随時見直しを行います。
- 地域防災力の強化を図るため，自主防災組織の活動支援・防災力の強化，防災リーダーの育成，町民への防災意識と知識の普及・啓発を図ります。
- 災害時に必要な食料や資機材等の備蓄品の整備を図ります。
- 災害発生時の情報伝達手段の充実，迅速な応急対策，支援(受援)体制の整備に取り組みます。

■ 町民の役割

- 「自分のことは自分で守る（自助）」「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」の意識を持つことが期待されます。
- 家庭において，非常持出品の準備や3日程度の食料や飲料水，生活必需品等を備蓄するとともに，家屋の耐震化や家具の転倒防止等の安全対策を行うことが期待されます。
- 避難路や避難場所，災害時の連絡方法等を各家庭で確認するとともに，町や地域の防災訓練に参加し，防災意識を高めることが期待されます。

施策の体系

地域防災対策の推進

施策1 地域防災力の向上

施策2 防災機能の強化

施策3 災害時応援協定の締結

個別施策の展開

施策 1 4211 地域防災力の向上

／防災危機管理課

- 展開方針**
- 地域防災計画の周知徹底を図ります。
 - 総合防災訓練の内容や方法等を見直し、より実践的で町民が主体となる防災訓練を実施します。
 - 地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成と活動支援に努めます。
 - 町民の防災意識と知識の普及・啓発に努め、町民の自発的な防災活動の促進を図ります。

主要な事業	自主防災組織育成事業		
指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	地区防災計画の策定率	15%	70%
	自主防災組織の訓練実施率	23%	50%

後期の成果 災害時の被害を最小限にするため、町民が自発的に地域防災に取り組んでいます。

施策 2 4212 防災機能の強化

／防災危機管理課

- 展開方針**
- 災害対策本部組織機能を強化し、業務継続計画の実効性を高めるため、災害業務班ごとに機能別訓練を実施します。
 - 災害情報や避難情報等を迅速かつ的確に伝達できるように、複数の情報伝達体制を確立します。

主要な事業	地域防災事業／防災行政無線整備事業		
指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	災害対策本部組織の機能別訓練実施回数	6回／年	10回／年
	情報伝達（収集）手段の整備件数	5件	8件

後期の成果 災害時に被害を最小限にとどめるため、危機事態への迅速・的確な初動態勢を確立しています。

施策3 4213 災害時応援協定の締結

／防災危機管理課

- 展開方針**
- 災害発生時に迅速な応急対策や支援が得られる体制を確保するため、民間事業者や県外自治体との応援協定の締結を推進します。
 - 災害発生時に円滑に災害対策が講じられるよう、平常時から訓練・情報交換等により連携強化を図ります。
 - 支援者が効率的に支援活動を実施できるよう、受け入れ体制を整備します。

主要な事業	地域防災事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	民間事業者との協定締結数	29件	40件
	県外自治体との協定締結数【1272の再掲】	1件	4件



後期の成果 災害時の応援体制及び受援体制が整い、民間事業者や他自治体から応急対策等の協力が得られています。



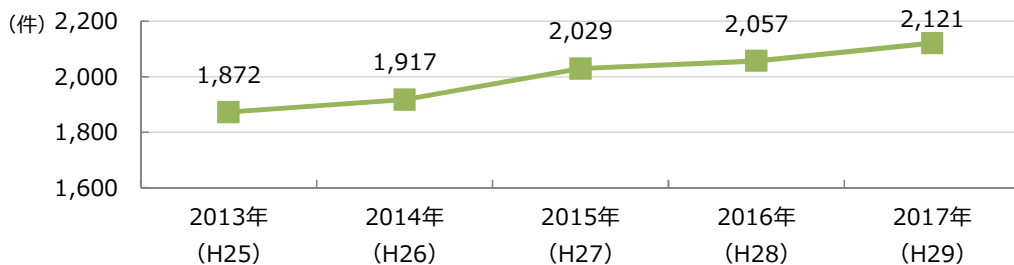
避難所開設訓練

2 消防・救急体制の充実

現状と課題

- 近年、社会環境等の変化により災害や事故は複雑化、多様化しており、消防・救急体制のさらなる充実・強化が求められています。
- 消防団においては、近年の社会状況の変化に伴い団員数の減少が課題となっていることから、消防団員確保のための施策を講じるとともに、団員の教育訓練の強化や活動時における団員の安全を確保できる装備の充実を図る必要があります。
- 救急の出動件数は、人口の増加や高齢化にともなって増加傾向にあり、平成26年は1,917件でしたが、平成29年は2,121件となり、204件増加しています。特に、町の西部地域の救急搬送要請が増えており、早急な改善が必要です。
- 稲敷広域消防本部との連携のなかで、消防・救急体制の一層の強化が望まれています。

■ 救急出場件数の推移



資料：稲敷広域消防本部年報

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 稲敷広域消防本部に加入し、常備消防、救急の広域化を図り、消防・救急体制の充実・強化に努めました。
- 消防・救急については、同時に複数の出動要請が発生しても、より一層、迅速かつ適切に対応することができるようになりました。
- 非常備消防力を高めるために分団ポンプ車の更新を行い、装備の充実を図りました。
- 消防団は男女とも茨城県代表として全国消防操法競技大会に出場し、それぞれ入賞（第25回小型ポンプの部6位、第23回全国女性5位）という成果を出し、操法技術の向上に努めました。
- 消防団の団員確保を目的とした施策を講じるとともに、団員の教育訓練の強化や活動時における団員の安全を確保できる装備を充実しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 稲敷広域消防本部と阿見町消防団との災害現場等での連携強化を図る必要があります。
- 団員の士気向上や団員確保につながるような消防団員の処遇改善が必要です。
- 消防団車両は全分団に配備されていますが、車両の老朽化が進んでいるため、計画的な更新が必要です。
- 救急件数が増加しているため、救急車の現場到着に時間を要するなどの影響が出ています。
- 西部地域の救急搬送要請が増えており、救急体制の改善が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 消防団員の士気向上や団員確保につながるよう処遇改善を実施します。
- 機能別消防団の設立を進めます。
- 消防団車両の更新計画に基づき、分団車両の更新を進めます。
- 稲敷広域消防本部との連携のなかで、消防・救急体制の一層の強化を図ります。
- 救急車の適正な利用について、広報紙等を通じて啓発を行います。

目指すまちの姿

消防体制及び救急救護体制が一層充実し、安全で安心な生活が確保されています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 非常備消防の強化を図るため、消防団への支援を行うとともに、消防団員確保を図るため、町民に対する啓発を行います。
- 町民への防火意識の啓発など消防団による予防事業を推進します。
- 稲敷広域消防本部との連携により、消防・救急体制の強化を図ります。

■ 町民の役割

- 日頃から火災予防や初期消火に対する意識を持つことが期待されます。
- 地域の防災力を高めるため、消防団の重要性を理解するとともに、町や自治会の防災訓練に参加することが期待されます。
- 救急業務の目的を理解し救急車の適正利用や、救急救命に対する意識を備えることが期待されます。

施策の体系

消防・救急体制の充実

施策 1 非常備消防体制の充実

施策 2 消防・救急体制の強化



消防団消火訓練



救急体制の強化

個別施策の展開

施策 1 4221 非常備消防体制の充実

／防災危機管理課

- 展開方針**
- 消防団への入団促進の広報・啓発活動などを実施し、消防団員の確保を進めます。
 - 消防団員教育訓練の充実や団員の士気の高揚を図り、非常備消防力の向上に努めます。
 - 消防団員 OB・学生・女性等の機能別消防団の設立と活動推進を図ります。

主要な事業 非常備消防事業／消防団員教育訓練事業／消防機械力整備事業／消防水利整備事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	消防団員充足率		81.6%

後期の成果 地域に密着した災害活動を行うことにより、町民の安全を確保し、町民主体の消防体制が確立されています。

施策 2 4222 消防・救急体制の強化

／防災危機管理課

- 展開方針**
- 稲敷広域消防本部と連携し、消防・救急体制の一層の強化を促進します。
 - 広報紙やホームページなどで周知し、救急車の適正利用を啓発します。

主要な事業 非常備消防事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	広報あみ・ホームページ等での救急車の適正利用についての周知回数		1回

後期の成果 町民が緊急時に適切な救急搬送サービスを受けています。

3 地域医療体制の充実

現状と課題

- 町内には、総合病院である東京医科大学茨城医療センターやリハビリ専門病院である茨城県立医療大学付属病院のほか、病院及び診療所などが開業し、恵まれた医療環境にある町です。この恵まれた医療資源を活用し、引き続き町民の安心につながる医療体制が必要とされます。
- 初期救急医療体制として、地域医師会との連携を図り、休日在宅当番医制運営事業などの医療体制の充実・強化に努めています。
- 二次救急医療体制は入院治療を必要とする重傷救急患者に対応するための医療で、土浦協同病院※¹・東京医科大学茨城医療センター・霞ヶ浦医療センター※²の3病院が輪番制方式により実施しています。輪番制地域の市町村・総合病院との協議会等により、地域の医療関係者等の協力の下に医療機関が機能分担し、切れ目なく医療を提供する体制を確保しています。
- 小児の休日や夜間の救急医療については、東京医科大学茨城医療センター・つくばセントラル病院・牛久愛和総合病院・龍ヶ崎済生会病院の4病院の分担による小児救急輪番制運営事業により確保していますが、小児救急外来を設けている病院に患者が集中し、その救急患者の多くを軽症者が占める傾向にあり、医療機関の適正利用の観点から、保護者に対して子どもの急病時の対処方法等の普及啓発を行う必要があります。
- 町民自身の健康管理においては、日頃から病歴や健康状態を把握し、健康相談ができる「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」を持つことが大切です。そのため、健康状態が良好なうちから、受診しやすい「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」を選択し、必要時に適正な医療機関の利用ができるよう、情報の提供を行う必要があります。



東京医科大学茨城医療センター



茨城県立医療大学付属病院

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- あみ健康づくりプラン 21 に基づき、救急医療体制の確保、「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行っています。

■ 施策推進上の問題意識

- 医療体制の確保・充実は、住民が安心して生活するために不可欠です。
- 医療機関の適正利用に向けて、普及啓発を行う必要があります。

※1 「土浦協同病院」：正式名称は、茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院土浦協同病院。
※2 「霞ヶ浦医療センター」：正式名称は、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター。

■ 後期期間の取組み

- 引き続き救急医療体制の確保に取り組むとともに、「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行います。
- 医療機関の適正利用について普及啓発を継続します。

目指すまちの姿

医療体制が充実し、町民が安心して暮らすことができるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民が安心して医療を受けることができるような体制づくりを行います。
- 救急医療のニーズに応えられるように、体制を強化していきます。
- 町内医療機関に乳幼児健診等への人的支援を要望し、質の高い保健医療サービスを提供します。
- 町内の医療機関、「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の必要性等について、情報提供や普及啓発に取り組みます。

■ 町民の役割

- 医療機関は、より質の高い医療を提供していくことが期待されます。
- 日頃から病歴や健康状態を把握し健康相談ができる「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」を持つことが期待されます。
- 本当に必要な時に適切に救急医療を利用することが求められます。

施策の体系

地域医療体制の充実

施策 1 地域医療体制の充実

施策 2 救急医療体制の充実

個別施策の展開

施策1 4231 地域医療体制の充実

／健康づくり課

- 展開方針**
- 医療機関・医師会等と連絡した地域医療ネットワークを活用し、円滑な医療体制の確保に努めます。
 - 茨城県立医療大学、東京医科大学茨城医療センターと連携し、地域医療体制充実のための協力を求めています。
 - 町民が休日にも医療が受けられるよう、稲敷医師会と連携し、医療体制を確保し、維持していきます。
 - 乳幼児健診事業への小児科医等の派遣など人的支援について、東京医科大学茨城医療センターとの連携を強化します。
 - 町民が「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」を持ち、適正な医療機関の利用により、健康管理ができるよう、情報提供や普及啓発を行います。

主要な事業	地域医療体制推進事業／大学研究機関等連携事業／緊急医療体制推進事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行った人数	170人／年	5,000人／年



後期の成果 病院及び診療所などとの連携により、町民が一層充実した医療サービスを受けることができます。

施策2 4232 救急医療体制の充実

／健康づくり課

- 展開方針**
- 町民がいつでも必要な医療を受けられるよう、医療機関との連携を密にし、休日や夜間にも対応できる救急医療体制を確保し、維持していきます。

主要な事業	緊急医療体制推進事業／地域医療体制推進事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	病院群輪番制実施日数	365日／年	365日／年
	小児輪番制実施日数	344日／年	344日／年



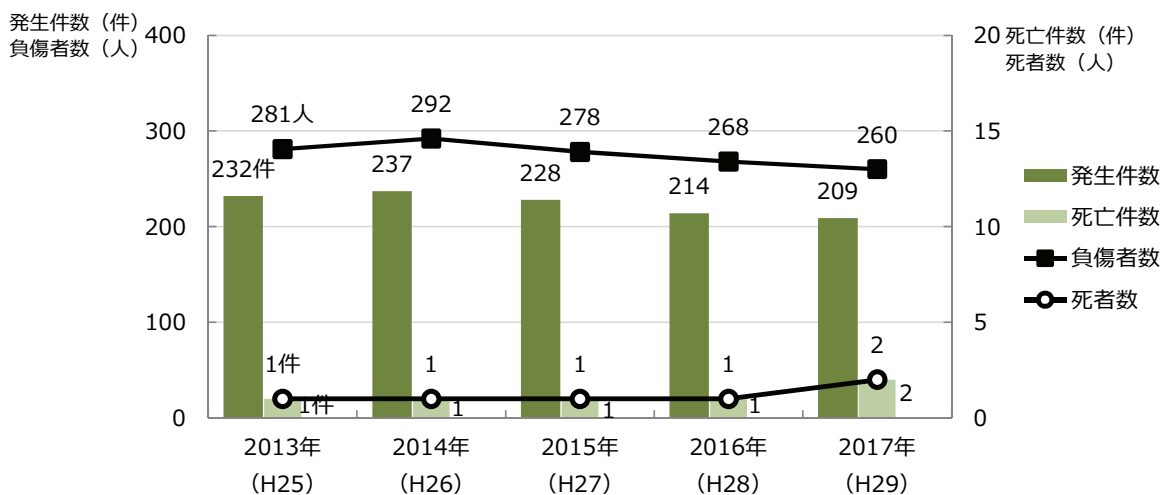
後期の成果 町民誰もが、必要な時に休日や夜間の救急医療を受けることができます。

4 交通安全対策の推進

現状と課題

- 交通事故の防止は、町民の誰もが安心して生活できる交通社会を構築するため、町民が一体となって取り組まなければならない緊急かつ重要な課題です。人命尊重の理念のもとに、交通安全対策を一層強力に推進していく必要があります。
- 本町は、広域的な道路交通輸送条件に恵まれており、工業団地への企業立地、大型商業施設の開業、土地区画整理事業による宅地供給等により、交通量が増加しています。さらに茨城国体の開催等、町外からの観光・交流人口の拡大、交通量等の変化も予想され、交通事故の抑制が喫緊に求められています。
- 交通事故の予防については、超高齢社会を迎え、高齢者が事故を起こさないようにするための対策とともに、飲酒運転についても、平成28年、平成29年と2年連続して、茨城県が全国ワースト1位となっていることから、飲酒運転の防止に関する啓発を強化することが必要です。
- 高齢者のみならず子どもも含めた町民が、安全かつ安心して外出や移動のできる交通社会の形成が必要です。このためにも通学路や歩道等を始めとする歩行空間の整備を積極的に推進する必要があります。さらには、地域生活に密着した交通安全に関する活動、思想の普及、教育を充実させることが重要です。
- 交通安全対策の推進にあたっては、交通安全協会、交通安全母の会等の関係団体、学校、家庭、職場、企業、行政等が役割分担しながらその連携を強化し、推進していくことが必要です。さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災とあわせて一体的に推進していく必要があります。

■ 交通事故発生数の推移



各年12月31日時点

資料：茨城県警察

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 平成 26 年度に「阿見町通学路交通安全プログラム」を策定し、これに基づき、「阿見町通学路安全対策推進会議」及び「合同点検」を実施し、通学路の安全対策を行いました。
- 2016 年度(平成 28 年度)から 2020 年度の「第 10 次阿見町交通安全計画」を策定しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 通学路の安全対策を強化していくうえで警察や竜ヶ崎工事事務所, 町道路管理者, 教育委員会, 町内の各事業所等関係団体との連携が重要です。

■ 後期期間の取組み

- 「第 11 次阿見町交通安全計画」を策定し、引き続き交通安全対策を推進していきます。
- 交差点改良予定箇所や新規開通道路等の箇所については、信号機設置を実現できるよう警察等関係機関との連携を強化していきます。

目指すまちの姿

交通事故がなく、町民が安全・安心に暮らせるまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 道路整備に伴う交通量の増加に対応するとともに、交通安全教育や高齢者の事故防止に取り組めます。
- 関係者が一体なって交通事故防止に取り組むため、関係機関や地域との連携を推進します。
- 交通事故を未然に防ぐため、危険箇所の改善や交通安全施設の充実を図ります。

■ 町民の役割

- 日常生活において、交通ルールとマナーを遵守することが期待されます。
- 家庭や職場において、交通安全の意識を高めることが期待されます。
- 警察、交通安全協会、町などが開催する交通安全教室・セミナーなどへの積極的な参加・協力が期待されます。
- 町内で危険箇所や安全施設の破損などを見つけた際には、通報することが期待されます。

施策の体系

交通安全対策の推進

施策 1 交通安全対策の充実

施策 2 交通安全施設の充実

個別施策の展開

施策 1 4241 交通安全対策の充実

／生活環境課

- 展開方針**
- 交通安全教化員による交通安全教室を実施し、保育所、幼稚園、学校などにおいて交通安全への意識啓発を行います。
 - 交通安全キャンペーン、街頭立哨など交通安全活動において警察、安全協会等との連携を強化し、交通安全対策に取り組むとともに、交通マナーとモラル向上を図ります。
 - 関係団体との連携を強化することにより、県民交通災害共済の全世帯への周知と加入促進に取り組みます。
 - 交通事故発生件数などデータを示すことや事故の削減目標などを設定することにより、現状をわかりやすく町民に周知します。

主要な事業 交通安全対策事業／県民交通災害共済加入促進事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	交通安全教室の参加者数 ^{※1}		4,097人／年
	交通安全教室開催数	46回／年	70回／年

後期の成果 町民が交通安全に関する高い意識を持ち、安心して生活しています。

施策 2 4242 交通安全施設の充実

／生活環境課、道路公園課、学校教育課

- 展開方針**
- 警察署との連携を強化し、危険な交差点における信号機の早期設置に取り組みます。
 - 道路パトロールを強化し、危険箇所や安全施設などの破損箇所の早期発見、早期改善に取り組みます。
 - 「阿見町通学路交通安全プログラム」に基づき、行政・学校・地域等が合同で通学路点検を行い、危険箇所等の改善に取り組みます。
 - ゾーン30^{※2}の指定箇所が拡充されるよう警察と協議していきます。

主要な事業 交通安全施設整備事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	信号機設置数		102基
	ゾーン30の指定箇所数	2箇所	3箇所

後期の成果 交通事故を未然に防ぐ環境となっています。

※1 「交通安全教室の参加者」：交通安全教室の参加者数には、児童生徒のほか、高齢者を含む一般の方々を含む。

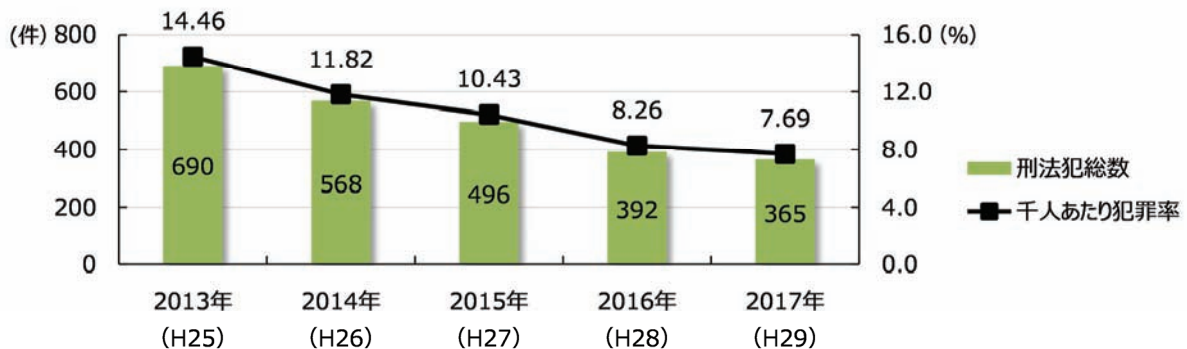
※2 「ゾーン30」：生活道路における歩行者等の安全対策を目的として、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図り、歩行者の安全を確保するための生活道路対策のこと。

5 防犯対策の推進

現状と課題

- 本町における刑法犯総数は、平成 29 年に 365 件で、県内順位としては 24 番目ですが、引き続き防犯対策を強化していく必要があります。そのため、地域の安全は地域が守るとの考えのもとに、警察、町民、行政などが一体となって安全確保に向けた取組みを行うとともに、町民一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、犯罪の起こりにくい環境づくりに努める必要があります。
- 安全な地域づくりのため、夜間における安全対策として防犯灯の設置及び適正な管理を行うほか、見通しの良い住宅周辺環境の確保など、不審者を寄せつけないまち並みづくり、街頭防犯カメラの設置等の環境整備を進めるとともに、犯罪発生情報や防犯情報を共有し、町民一人ひとりが身近な防犯対策を進めることが重要となります。
- 近年問題となっている空き家については、管理不全な状態となることの防止と空き家の解消を促すため、「阿見町空家等対策の推進に関する条例」に基づく対策を実施していく必要があります。
- 地域の安全確保のため、防犯ボランティア団体の活動を支援し、より一層の活発化、防犯意識の高い地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。また、青色防犯パトロール受講者を増やすとともに、パトロールを強化する必要があります。

■ 刑法犯認知件数の推移



資料：茨城県警察 阿見町生活環境課防犯統計

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 防犯灯の管理を行政区から町へ移し、LED化を実施しました。
- 空き家対策については、平成 29 年度に「阿見町空家等対策計画」を策定しました。
- 防犯カメラについては、牛久警察署からの要望等に基づき、平成 30 年度に 5 箇所 5 基設置しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 安全な地域づくりを効果的に進めていくために、地区の要望等に基づき防犯灯を設置するとともに、適切に管理していく必要があります。
- 適切な管理が行われていない空き家等が増加していることから、その所有者に改善を指導し、周辺の生活環境の保全を図る必要があります。

■ 後期期間の取組み

- 防犯灯については，地区の要望や道路整備等の状況を考慮し設置を行います。
- 「阿見町空家等対策の推進に関する条例」に基づき，特定空家等に関する対策を推進します。
- 「阿見町空家等対策協議会」において，特定空家等の選定を実施します。

目指すまちの姿

防犯対策が推進され犯罪のない安全・安心なまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民への防犯意識の啓発や地域防犯活動への指導・相談など，地域における防犯活動を支援します。
- 防犯灯の設置や防犯情報の提供など，安全な地域づくりのための環境整備を進めます。
- 「阿見町空家等対策の推進に関する条例」に基づき，管理不全な空家等の所有者等に対し適正管理を促します。

■ 町民の役割

- 地域の安全は地域が守るとの考えのもとに警察，町民，行政などが一体となって安全確保に向けて取り組むことが期待されます。
- 地域では，防犯パトロール，登下校時の見守り，声かけ運動，防犯意識の共有化など，地域ぐるみで防犯活動を展開することが期待されます。
- 防犯組織のメンバーは，研修会などに積極的に参加することが期待されます。

施策の体系

防犯対策の推進

施策1 防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化

施策2 安全な地域づくりのための環境整備

個別施策の展開

施策1 4251 防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化

／生活環境課

- 展開方針**
- 地域への自主防犯パトロール隊設置を促進し、警察、町民、行政などが一体となって安全確保に向けて取り組みます。
 - 地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するため、情報提供を行います。
 - 防犯活動団体の活動事例や防犯パトロールの効果を広報などで周知し、地域防犯への意識啓発を行います。
 - 青色防犯パトロール車によるパトロールを強化し、防犯体制の推進を図り、防犯パトロールを充実させます。

主要な事業 防犯対策事業／地域防犯活動支援事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	防犯活動支援団体件数	40件	66件
青色防犯パトロールの回数	410回／年	600回／年	

後期の成果 町民が自主的に防犯活動を実施し、安全に生活しています。

施策2 4252 安全な地域づくりのための環境整備

／生活環境課

- 展開方針**
- 地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するため、物的支援を行います。
 - 防犯灯設置について適正化を図り、夜間における安全安心の確保、犯罪抑止に努めます。また、維持管理費軽減、環境負荷軽減のためLED化を進めます。
 - 管理不全となっている空家等について、危険な状態のもの、近隣住民に迷惑がかかるようなものについて適正管理の指導を行っていきます。

主要な事業 空き家対策事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	LED防犯灯数	5,831灯	6,000灯
空き家苦情による指導後の対応率	-	80%	

後期の成果 防犯灯や防犯カメラの整備、空き家対策などにより、犯罪の起きにくいまちになっています。

6 消費生活対策の充実

現状と課題

- 安全・安心な消費生活を送るためには、一人ひとりの消費者が協力し合い情報を共有することで賢い消費者となり、消費トラブル等の被害の未然防止を図る必要があります。
- 近年は、デジタルコンテンツ^{※1}に関する相談が横ばいに推移している一方、架空請求（はがき・SNS）に関する相談が急増する等、消費生活が高度化・複雑化しており、このような消費生活相談に対応するため、消費生活センターを設置し、消費者が安全・安心な消費生活を送れるよう相談体制の強化に努めています。引き続き関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めるとともに、消費者の自立を支援するために消費者教育を強化し、町民の安全な消費生活の推進を図る必要があります。



消費生活センター

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 消費生活センターにおいて、町民の消費生活相談業務を実施しました。
- 出前講座や消費者講座のほか、啓発活動に取り組みました。

■ 施策推進上の問題意識

- 町民の安全な消費生活の推進を図るために、消費者の自立を支援する必要があります。

※1 「デジタルコンテンツ」：文章、画像、映像、音楽などの作品がデジタルデータ化され、データの状態でそのまま消費者に提供されているもの。

■ 後期期間の取組み

- 消費生活センターにおいて、町民の消費生活相談等を受け付けます。
- 消費者の自立に向けて、出前講座や消費者講座など啓発活動に取り組みます。

目指すまちの姿

すべての町民の消費者としての権利が守られ、安全・安心な消費生活を送っています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 町民意識の向上と消費トラブルの予防に向け啓発活動に取り組みます。
- 相談体制を充実し、消費生活の安定向上に努めます。

■ 町民の役割

- 安全・安心な消費生活が常に送れるよう、注意喚起など地域で協力し合い意識を高めることが望まれます。
- 消費生活に関する情報を積極的に収集し、また、啓発講座などを通じ正確な情報を見抜く力を身につけることが望まれます。

施策の体系

消費生活対策の充実

施策 1 安全な消費生活の推進

個別施策の展開

施策 1 4261 安全な消費生活の推進

／商工観光課

- 展開方針**
- 広報紙やホームページなどを活用し、消費生活センターの相談窓口や出前講座などについて広く周知を図っていきます。
 - パンフレットやチラシなどを配布し、消費生活に関する最新情報の迅速な提供に努めます。
 - 消費生活センターの相談体制を充実するとともに、消費者リーダーと連携し、相互に情報を共有することにより、広範囲で安全・安心な消費生活を構築します。

主要な事業 消費行政推進事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	消費生活の啓発活動の実施回数	23回	26回



後期の成果 町民が安心して消費生活を送っています。



消費者講座

第3節 環境を守り育むまちづくり

1 地球環境の保全

現状と課題

- 地球温暖化による異常気象や生態系への影響など、地球規模での環境問題が深刻化しています。また、世界規模で温室効果ガスの排出量削減に向けた取組みが進められており、本町も貢献をさらに進める必要があります。
- 平成22年度に策定した「阿見町環境基本計画」に基づき、これまで個別に実施していた地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の向上、資源循環型社会の形成等の取組みについて、総合的に推進するとともに、2019年度から2023年度までを第4期としている「阿見町地球温暖化対策実行計画」に取り組む必要があります。
- 町施設は、平成25年度に環境マネジメントシステムの茨城エコ事業所の登録を行ったことから、一層の温室効果ガスの排出量削減に取り組むとともに、時代の要請にあわせた環境施策を推進するため、太陽光発電などのクリーンな再生可能エネルギーの推進、省エネルギー・4R^{*1}（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）という行動意識による資源循環型社会の形成など、町は行政として率先し、積極的に取り組むとともに、一般家庭・事業所への普及啓発を進める必要があります。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 地球温暖化の防止を目的とする「阿見町第3期地球温暖化対策実行計画」を策定しました。
- 資源循環型社会の形成に向けて、レジ袋削減運動、節電キャンペーン、BDF^{**2}事業を実施しました。
- 省エネルギーに向けた取組みの一環として「みんなで選ぶ緑のカーテンコンテスト」を共催しました。
- 環境マネジメントシステムの普及促進を図るために、「茨城エコ事業所登録制度」の情報提供を実施しました。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進を目的とする補助事業を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 事業所における環境マネジメントを進めるため、「茨城県エコ事業所登録制度^{**3}」について理解を深め登録を推進することが期待されます。
- 地球温暖化や循環型社会等に関心を持ち、日常生活において環境への配慮を意識することが期待されます。

※1 「4R」：減量 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再資源化 (Recycle)、拒む (Refuse) の4つの頭文字Rをとった造語。

※2 「BDF」：軽油の代替燃料として、植物性廃食用油を原料に精製されるディーゼルエンジン用燃料のこと。

※3 「茨城県エコ事業所登録制度」：事業所に簡易な環境マネジメントシステムに取り組んでもらい、環境負荷の削減を促進する制度。県内では約2,000の事業所が登録されているが、本町では、25事業所に留まっている。

■ 後期期間の取組み

- 平成 31 年度より、「阿見町第 4 期地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策に取り組めます。
- レジ袋削減運動、節電キャンペーン、BDF 事業、「みんなで選ぶ緑のカーテンコンテスト」を継続して進めます。
- 「茨城エコ事業所登録制度」への登録をさらに推進します。

目指すまちの姿

町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、責任を持って積極的な地球環境保全活動に取り組んでいます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 「第 4 期阿見町地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球温暖化対策や環境保全活動を実践します。
- 国や県の施策や近隣自治体の動向を把握し、町の特性を考慮した環境保全活動を推進するとともに、町民や事業所への情報発信を強化します。
- 省エネルギーの取組みや再生可能エネルギーの活用を促進するため、町民や事業者に対する支援策の充実を図ります。
- 町内で環境保全活動を行う団体の活動を支援します。

■ 町民の役割

- 町民や事業所は、環境問題の重要性を理解し、環境保全活動への参加やマイカー利用の自粛やエコカー利用、環境家計簿の活用など、身近な環境活動に取り組むことが期待されます。
- 省エネルギーの取組みや再生可能エネルギーの重要性を理解し、利用・促進に努めることが期待されます。
- 町内において、公害の発生、または発生の恐れがある場合には、速やかに町、県に連絡することが期待されます。

施策の体系

地球環境の保全

施策 1 地球環境保全の推進

個別施策の展開

施策1 4311 地球環境保全の推進

／生活環境課

- 展開方針**
- 再生可能エネルギーの導入を促進します。
 - 環境基本計画に基づき、環境にやさしいまちづくりを実現するための施策を推進します。
 - エコカー導入や省エネルギー等、行政が率先して地球環境を守る取組みを実践します。
 - 町民に対し環境保全に関する意識啓発や情報発信を行います。
 - 町民の環境保全活動を支援します。
 - 児童・生徒への環境教育を推進します。

主要な事業 環境政策事業／地球温暖化対策事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	町内公共施設における温室効果ガス排出量		3,200t-CO ₂



後期の成果 町民や行政が役割を認識し、責任を持って積極的な地球環境保全に取り組んでいます。



役場駐車場太陽光発電

2 自然環境の保全

現状と課題

- 本町では、平地林が広範囲に存在していますが、荒廃した森林も多く見受けられます。これは、木材価格の長期低迷や森林管理者の減少傾向及び高齢化の進行により、適正な管理が困難になっていることが要因であると思われます。
- 森林の荒廃は景観を損ねるほか、通行の支障や森林火災の発生等、防犯防災上も好ましくありません。また、生物多様性へ及ぼす影響も考えられることから、自然環境の悪化は否めません。
- こうした状況のなかで、本町では森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」により荒廃した平地林について効率的に整備を行なってきましたが、太陽光発電等の開発に伴う森林の減少と所有者の高齢化などにより荒廃は年々進んでいます。現在の森林を取り巻く状況を踏まえると、森林所有者が個人で森林整備を実施していくことは困難であり、今後も森林の公益的機能を維持していくための方策が必要です。
- 農業者の減少及び高齢化により、農地及び水路等の農村資源の保全管理活動、景観形成などの農村環境の保全活動が停滞しつつあります。このような事態は農業生産基盤の機能低下と耕作放棄地の増加につながるため、農作業の効率低下や農作物への悪影響が懸念されます。
- 農業・農村に有する多面的機能の維持、発揮のため地域の活動や地域資源（農地・水路・農道など）の質的向上を図る活動に対し、多面的機能支払交付金として国・県・町が一体的に支援し、農業生産基盤や農村環境の保全・整備に取り組んできました。
- 日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦は、町民の憩いの場となる水辺空間、動植物の生息・生育地、流域の洪水防止機能、上水道や農業用水の水源、漁業における産業の場、遊覧船や釣りなどの観光やレジャーの場など、その役割・機能は多岐にわたっており、本町にとって貴重な財産と言えます。かつては美しかった霞ヶ浦も産業活動や人口増加に伴う排水などの影響で汚濁が進み、様々な水質浄化対策を推進しているものの、状況はあまり改善されていませんでした。しかし、霞ヶ浦水質保全条例が施行され、生活系、産業系の排出を規制したことにより、霞ヶ浦の水質は改善されつつあります。
- 第3期森林湖沼環境税活用事業において、生活排水等対策を最重点施策と位置づけられたことにより、さらに水質改善が図られています。しかし、「泳げる霞ヶ浦」の実現は、条例などの規制強化だけでは困難であり、法令の遵守を促すとともに、霞ヶ浦周辺の住民、企業、行政が一体となって霞ヶ浦水質浄化運動の推進に取り組むことが重要です。
- 霞ヶ浦の水質浄化を進めるためには、流入河川の水質保全対策を強化することも必要です。そのためには、町民の河川への関心を呼び戻し、町民一人ひとりが、生活排水や産業排水が河川の水質汚濁を招き、それが霞ヶ浦の現状につながっているという認識を持つことが重要です。「阿見町家庭排水浄化推進協議会」による生活排水の浄化啓発も引き続き推進していく必要があります。
- 霞ヶ浦の水質浄化や広域に及ぶ安定的な水利用を図るための「霞ヶ浦導水事業」については、当町として、今後も継続して「霞ヶ浦導水事業建設促進協議会」に参画し、事業の促進を図っていく必要があります。
- 霞ヶ浦は、豊かな自然環境と美しい景観を有しています。茨城県や沿岸市町村と連携して、魚類を中心とした動植物の生息・育成地として、周辺の自然環境と一体となった生態系の維持を図っていきます。

■ 霞ヶ浦の水質の推移

(単位：mg/l)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
COD ※1	6.8	7.0	8.2	7.2	7.4
全窒素	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0
全リン	0.089	0.090	0.094	0.091	0.092

測定地点（環境基準点）：

霞ヶ浦（西浦）…掛馬沖，玉造沖，湖心，麻生沖
北浦…釜谷沖，神宮橋
常陸利根川…外浪逆浦，息栖

資料：平成 30 年度 環境白書

（茨城県県民生活部環境政策課），
2018 清らかな水のために
（霞ヶ浦問題協議会）

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 阿見町家庭排水浄化推進協議会による，霞ヶ浦流入河川水質調査，霞ヶ浦浄化に関する啓発活動を実施しました。
- 霞ヶ浦問題協議会・霞ヶ浦環境科学センターと連携して環境教育事業，霞ヶ浦浄化に関する啓発活動を実施しました。
- 環境基本計画に位置づけた環境教育を実施しました。
- 霞ヶ浦清掃大作戦による環境保全活動を実施しました。
- 森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」により荒廃した平地林の整備を行ないました。
- 多面的機能支払交付金制度を活用し，農業者だけでなく，地域住民と一体となり地域資源の適切な保全管理を行いました。

■ 施策推進上の問題意識

- ボランティア団体への加入促進が必要です。
- 森林管理者の減少及び高齢化の進行により，森林の適正な整備や管理が困難になりつつあることから，森林の多面的機能を維持していくための方策が必要です。
- 用水路等の維持管理や修繕，農村における景観活動について，地域農業者や地域住民が主体となり，農村環境の保全に努める必要性があります。

※1 「COD」：化学的酸素要求量。河川水などの汚れの度合いを示す指標のひとつ。水中の有機物等を酸化剤で酸化する時に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいう。この値が高ければ湖沼等の富栄養化が進んでいるということになり，水質汚濁の指標として用いられる。

■ 後期期間の取組み

- 農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、地域の共同活動等を引き続き支援し、新規活動組織の拡大と面積拡張に取り組みます。

目指すまちの姿

恵まれた自然環境を次世代へ継承するため、町民、地域及びボランティア組織等が霞ヶ浦や、平地林、農業生産基盤の保全に取り組んでいます。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 自然的土地利用の状況や霞ヶ浦や河川の水質、生態系についての現状把握と情報公開に取り組みます。
- 霞ヶ浦については、国、県や霞ヶ浦問題協議会などとの連携を強化するとともに、町民に対して、霞ヶ浦の現状の周知、浄化意識の啓発、町民の浄化活動支援を行います。
- 町内の豊かな自然環境の保全を図るため、森林や平地林、谷津田、里山等の保全を図ります。
- 自然環境の保全や農業生産基盤の保全及び再生活動に取り組む町民や組織に対し、支援を行います。

■ 町民の役割

- 霞ヶ浦の現状(汚れの実態)や水質改善に向けた取組みについて認識するとともに、霞ヶ浦浄化対策10ヶ条を実施することが期待されます。
- 日常生活において環境保全を意識するとともに、NPO法人の活動や町民団体の活動への関心を持ち、清掃ボランティア活動などに参加することが期待されます。
- 森林環境、水質、生態系などの保全に関心を持つことが期待されます。
- 森林や農地の所有者は、それらが有する機能を理解するとともに、適正に管理することが期待されます。

施策の体系

自然環境の保全

- 施策1 豊かな森林の保全
- 施策2 農村環境の保全
- 施策3 霞ヶ浦の保全
- 施策4 河川の水質保全
- 施策5 霞ヶ浦の水辺の整備

個別施策の展開

施策 1 4321 豊かな森林の保全

／農業振興課，都市計画課

- 展開方針**
- 森林の公益的機能の維持・増進のために行う取組みに対しては，事業の拡大を図るため，補助金等の積極的な活用を努めます。
 - 森林等の保全・整備については，「阿見町森林整備計画」等の適切な運用に努めます。
 - 主要幹線道路沿いの森林については，景観などを考慮し，緑の基金などを有効に活用し整備を推進します。
 - 町民の健康づくりの場，野外教育の場としてふれあいの森の維持・保全に取り組みます。
 - 各種団体のネットワーク化を図り，町全体で連携して森林保全に取り組む体制をつくります。
 - 現状の緑地状況の把握と今後の緑地化計画の作成・周知を行うために，大学・NPO法人などと連携に取り組む体制をつくります。

主要な事業	平地林保全整備／造林推進事業／ふれあいの森管理事業／景観形成事業／町民の森指定奨励事業／身近なみどり里親事業		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	平地林整備面積（累計）	145ha	160ha

後期の成果 豊かな森林を次世代に継承できるように，適切な管理や維持・保全が図られています。

施策 2 4322 農村環境の保全

／農業振興課

- 展開方針**
- 国・県・町が支援している，多面的機能支払交付金事業により，農業生産基盤の保全管理活動及び農村環境の保全活動に取り組む活動組織に対して支援します。
 - 農村環境の保全につながる活動の普及と啓発に努めます。

主要な事業	農地多面的機能支払交付金		
指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	農地維持支払交付金・資源向上支払交付金対象面積【3313の再掲】	327ha	340ha

後期の成果 地域ぐるみでの環境保全により農地や水路などが保全され，美しい農村景観の中で農業が営まれています。

施策3 4323 霞ヶ浦の保全

／生活環境課

- 展開方針**
- 町民に対し、霞ヶ浦を身近に感じられる機会を増やし、霞ヶ浦の現状を理解してもらうとともに、浄化意識の啓発を図ります。
 - 教育委員会と連携を図り、児童生徒へ情報を発信し、霞ヶ浦への関心を高めます。
 - 国や県また近隣市町村との情報の共有を図り、連携した保全活動を行います。
 - 霞ヶ浦浄化推進活動を行うボランティア団体の育成・支援を図ります。
 - 霞ヶ浦導水事業に関して、国や県との連携を継続していきます。

主要な事業 水質保全事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	霞ヶ浦の水質検査のCOD	7.4mg/ℓ	7.4mg/ℓ以下



後期の成果 霞ヶ浦の水質が改善されています。

施策4 4324 河川の水質保全

／生活環境課,上下水道課

- 展開方針**
- 「阿見町家庭排水浄化推進協議会」を中心として、町民と一体となって霞ヶ浦流入河川の浄化に取り組みます。
 - 国、県と連携し、霞ヶ浦流入河川の水質浄化に取り組みます。
 - 公共下水道、農業集落排水の整備促進や環境配慮型かつ高度処理型合併浄化槽の普及など、霞ヶ浦問題協議会の一員として積極的に取り組みます。

主要な事業 水質保全事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	河川の水質検査のCOD	5.0mg/ℓ	4.0mg/ℓ



後期の成果 霞ヶ浦流入河川の水質がきれいな状態に保たれています。

施策 5 4325 霞ヶ浦の水辺の整備

／道路公園課，商工観光課，生活環境課

- 展開方針**
- 町民に親しまれる水辺環境の整備を図り，利活用を推進します。
 - 国や県と連携し，水辺環境の整備を推進するとともに，霞ヶ浦の豊かな水生植物の保全を図ります。
 - 県や周辺市町村と連携し，美しく豊かな霞ヶ浦の景観・自然環境を活かし，サイクリングロードの整備等による利活用を図ります。
 - 霞ヶ浦清掃大作戦等の実施を通し，水辺環境の美化を図ります。

主要な事業 環境政策事業／サイクリングロード整備事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	霞ヶ浦の清掃活動の参加者数		305人／年



後期の成果 水生植物の保全が図られるとともに，水辺環境が整備され，憩いの場として活用されています。



霞ヶ浦清掃大作戦



町霞ヶ浦セーリング特設会場

3 生活環境の向上

現状と課題

- 環境美化については、不法投棄、ごみのポイ捨て、空き地の雑草の繁茂、野焼き等の身近な生活環境におけるモラルの欠如や管理の不徹底が課題となっています。土地所有者または管理者の管理の不徹底によるものについては、原因者に対する指導により是正を図っています。
- 首都圏中央連絡自動車道の整備進展による首都圏とのアクセス向上並びに東京オリンピック等による建設産業の活性化により、不法投棄・不適正残土の増加が懸念されます。今まで以上に監視・指導を強化し、発生の抑止と早期発見・早期解決を図ることが大切です。
- 生活公害は、生活スタイルの変化に伴い、騒音、悪臭、水質汚濁、ほこり、ごみ等、周辺環境に悪影響を及ぼす事例があります。発生した場合には、早期の解消に向け原因者に対する指導により是正を図っており、このうち、ペットの飼養放棄、糞害、鳴き声などの問題に対しては、町と町民が連携して実践することを明記した「阿見町動物の愛護及び管理に関する条例」により、適切な対応を図っています。
- 町内には約 110 の工場・事業所が立地することから、産業活動による公害対策が重要となります。騒音、振動については、町全域が法または県条例の規制対象となっており、それぞれ基準値が決められています。また、工業団地内企業については、町と公害防止協定を締結し、必要な項目の定期的な検査と報告を求め公害の発生防止に努めています。
- 水質については、地下水において上水道未整備地区の井戸水の水質検査を実施しており、河川については、霞ヶ浦に流入する町内 4 河川（花室川、清明川、桂川、乙戸川）を対象に水質検査を実施しています。また、工業団地からの排水については、福田工業団地及び筑波南第一工業団地において、水質検査を実施しています。
- 放射能対策事業は、引き続き経過観察するなど継続的な対応を行っています。

■ 公害の苦情受理件数の推移

(単位：件)

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
大気汚染	1	0	0	0	3
水質汚濁	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	3	7	8	6	7
振動	2	0	1	1	1
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	5	3	11	5	4
その他	0	0	0	0	1
合計	11	10	20	12	16

資料：町生活環境課

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 不法投棄，不適正残土に対する監視・指導体制の強化を図り，不法投棄等の発生が懸念される場所及び発生場所に監視カメラの設置及び抑止看板の設置を行いました。
- 土砂等による土地の埋立て，盛土及び堆積の規制に関する条例による規制強化を図りました。
- 警察と連携して環境保全監視員を配置しました。
- 町民に対し，広報紙，ホームページ等により所有地の適正管理を促しました。
- 雑草等苦情による関係部署の共有化により対応の迅速化を図りました。
- 公害の発生を未然に防ぐために，継続的な監視，指導，意識啓発に努めました。

■ 施策推進上の問題意識

- 不法投棄，不適正残土を防ぐためには，抑止力の強化を図る必要があります。
- 空地の雑草の繁茂等の身近な生活環境の問題について，原因者に対して適切な指導を行っていく必要があります。
- ペットの飼養放棄，糞害，鳴き声などの問題に対しては，飼い主のマナーの向上を促す必要があります。
- 公害の発生を未然に防ぐためには，継続的な監視，指導，町民一人ひとりの意識啓発が必要です。

■ 後期期間の取組み

- 不法投棄等に対して監視カメラ，抑止看板等の増設により監視体制を強化することで抑止力を高めるとともに，環境保全監視員の配置を継続します。
- 空き地の雑草の繁茂，ペットの不適切な飼育等の身近な生活環境の問題について，原因者に対して適切な指導を行ないます。
- 所有地の適正管理を促すために，広報紙，ホームページ等により啓発を図ります。
- 公害の発生を未然に防ぐために，継続的な監視，指導，意識啓発を推進します。

目指すまちの姿

町内で活動するすべての人たちが，他人に迷惑をかけないという規範意識や責任感を持ち，近隣の共助により，互いに暮らしやすいまちになっています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- 不法投棄やごみのポイ捨てを防ぐため、啓発や連絡体制の構築に取り組むとともに、監視・指導の強化を図ります。
- 生活や産業活動による公害を防止するため、町民や事業者に対する啓発に取り組みます。
- 町内クリーン作戦の実施や各行政区等が実施するミニクリーン作戦の支援等により、町民団体との連携を図ります。
- 空き地や樹木の適正管理を呼びかけるとともに、環境美化条例の周知を図ります。
- 人と動物の調和がとれた共生社会実現への施策を実施します。

■ 町民の役割

- 不法投棄の発生を防止するため、所有地を適正に管理することが期待されます。
- 環境美化のボランティア活動等にも積極的に参加することが期待されます。
- 身近な地域の公害やトラブルを未然に防ぐため、地域や近所同士でコミュニケーションを持つことが期待されます。
- ペットの飼い主は関係法令の規定を守り、終生飼養に努め、みだりに繁殖しないための措置を講じるとともに、生態、習性等を理解した飼養、周辺環境に配慮した飼養に努めます。

施策の体系

生活環境の向上

施策1 環境美化の推進

施策2 動物愛護の普及啓発

施策3 環境対策の推進

個別施策の展開

施策 1 4331 環境美化の推進

／生活環境課,廃棄物対策課

- 展開方針**
- 不法投棄,不適正残土の発生を防止するため,監視カメラ及び抑止看板の増設並びに環境保全監視員によるパトロールを定期的実施し,監視体制の強化を図ります。
 - 県や警察と連携し,不法投棄の早期発見・早期解決に取り組みます。
 - 放置された雑草や野焼き,雑排水など生活環境に影響を与えるものについて現地を確認し対応を図ります。

主要な事業 環境美化事業／不法投棄対策事業

指 標	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)
	空地の雑草苦情による指導後の対応率		97.7%
	不法投棄パトロールで回収したポイ捨てごみの量	24.72t/年	20t/年



後期の成果 ごみのポイ捨てや不法投棄がなく,きれいな環境の中で町民が生活しています。

施策 2 4332 動物愛護の普及啓発

／生活環境課

- 展開方針**
- ペットの飼い主のモラル向上とマナーの徹底を図るための取組みを推進します。
 - 飼い犬の登録や毎年の狂犬病予防注射の実施について,町民への啓発と指導に取り組みます。

主要な事業 動物愛護事業／狂犬病予防事業

指 標	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)
	町に保護された犬・猫の譲渡返還率		54.2%
	狂犬病予防接種率	73.6%	80.0%



後期の成果 ペットが家族の一員として大切に飼われています。

施策3 4333 環境対策の推進

／生活環境課

- 展開方針**
- 公害の発生を未然に防ぐため、継続的な監視，指導，意識啓発を図ります。
 - 公害発生情報の収集に努め，発生源に対しては，指導の強化を図ります。
 - 放射能や放射線量に関する正確な情報を町民に公表します。

主要な事業 公害対策事業／放射能対策事業

指 標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	騒音・振動・悪臭などの指導後の対応率		94.7%



後期の成果 町民が公害の被害を受けず，健康に生活しています。



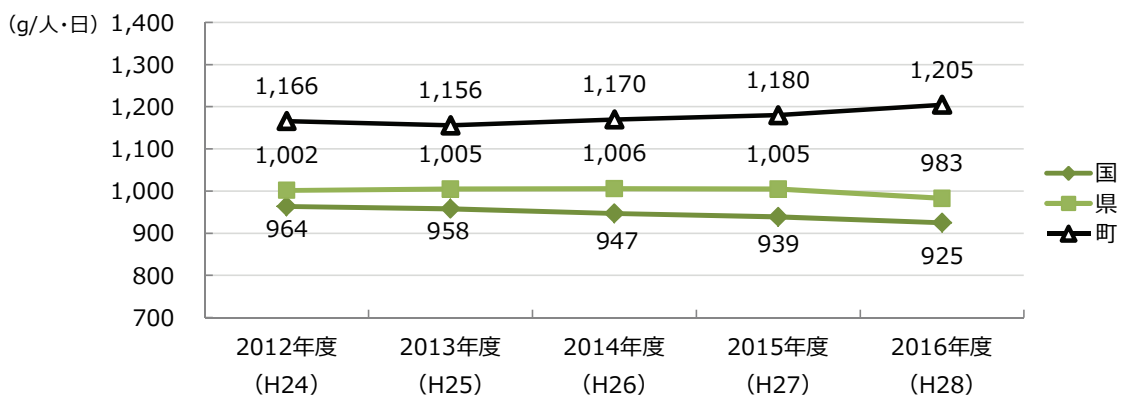
不法投棄対策

4 資源循環型社会の形成

現状と課題

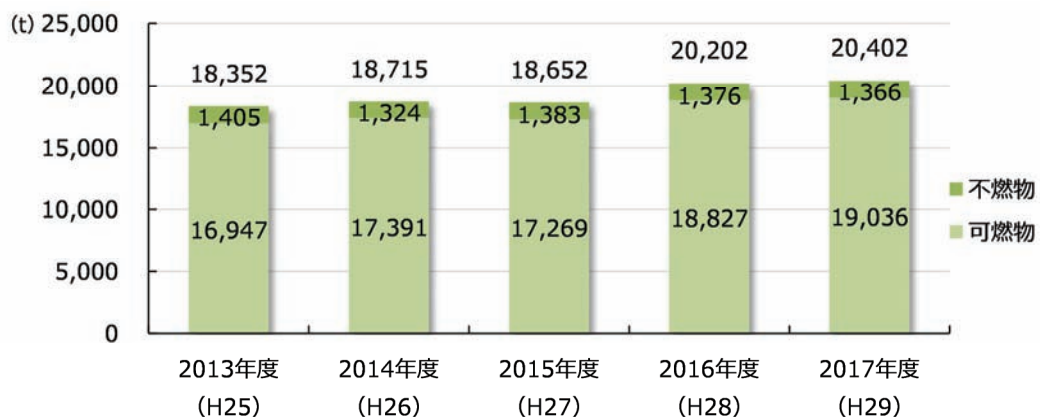
- 近年、世界では、プラスチックごみの生産量が増加し、海に流出するプラスチックの問題が深刻化しており、地球規模で総合的に資源循環に取り組むことが求められています。
- 資源循環型社会の形成を推進するにあたっては、廃棄物の発生抑制から資源の循環的な利用または処分までを適正に行うことが重要であり、町民、事業者、行政による協働体制が求められます。
- 資源ごみについては、紙類・布類・かん・びん・ペットボトルはステーション回収方式^{※1}、家電等については、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法による小売店引き取りなどにより適切に回収されています。
- 「町環境基本計画」に基づき4Rの推進を図っているものの、一人一日当たりのごみ排出量は全国平均、県平均を上回っています。
- ごみ処理施設については、焼却施設である霞クリーンセンター、最終処分場であるさくらクリーンセンターを町独自で保有しています。両施設とも維持管理計画により効率的な施設運営や適切な維持補修工事により安全かつ安定的な運営が図られています。

■一人一日あたりごみ排出量の推移



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

■霞クリーンセンターごみ収集状況の推移



資料：町廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集処理状況

※1 「ステーション回収方式」：地域の方々が特定の回収拠点（ごみ集積所）にごみを出す方式のこと。

施策の進捗状況等

■ 前期期間の取組み

- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。
- 小型家電リサイクルを促進しました。
- 施設機能診断を実施しました。
- 町内企業に対する資源化量調査を実施しました。
- 霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターの精密機能診断を実施しました。
- ごみ処理広域化に関する勉強会を実施しました。

■ 施策推進上の問題意識

- 町民一人ひとりが、ごみを出さない工夫やごみの分別の徹底を心がける必要があります。
- 霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターを安全かつ安定的に運営するために、施設の計画的な維持管理を行い、適正な運営と長寿命化を図ります。

■ 後期期間の取組み

- ごみの減量化・リサイクルの推進について、町民、事業者等の意識の向上を図ります。
- 霞クリーンセンター、さくらクリーンセンターの計画的な維持修繕を行い、適正な運営と長寿命化を図ります。
- ごみ処理広域化に関する勉強会を実施します。

目指すまちの姿

町民、事業者、行政が連携し、ごみの発生抑制と再利用・再資源化などに努め、資源循環型社会を形成しています。

行政と町民等の役割

■ 行政の役割

- ごみの分別、減量化、再資源化を推進するため、町民や事業者に対する啓発に取り組みます。
- 霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの安全かつ安定的な運営を行います。

■ 町民の役割

- 町民一人ひとりが、ごみを出さない工夫やごみの分別の徹底、ゴミ出しのマナーを守ることが期待されます。
- ごみ処理施設の負担軽減のため、リサイクルへの取組みや排出量の削減が期待されます。
- 行政区及び子ども会等でのリサイクル活動など、ごみ削減に向けた自主的な活動に参加することが期待されます。

施策の体系

資源循環型社会の形成

施策 1 ごみの減量化・リサイクルの推進

施策 2 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理

個別施策の展開

施策 1 4341 ごみの減量化・リサイクルの推進

／廃棄物対策課

展開方針

- 町民、事業者、行政の協働により、ごみ減量化につながる方策の実施を目指します。
- 4Rの意識啓発や実施、ごみの分別方法の普及を図ります。
- 子どもたちが、ごみ減量化の必要性や分別方法などについて学ぶことができる機会の拡充を図ります。

主要な事業 ごみ減量化対策事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	ごみの資源化率		20.9%
ごみ収集量		20,402t/年	19,900t/年

後期の成果 ごみの再資源化等により、ごみの減量化が図られています。

施策 2 4342 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理

／廃棄物対策課

展開方針

- 施設の計画的な維持管理を行い、適正な運営と長寿命化を図ります。
- ごみ処理広域化に関して、勉強会等を実施します。

主要な事業 施設維持管理事業

指標	指標名	現況（2017年度）	目標（2023年度）
	排出ガスなどの排出基準達成率		100%
不具合による運転停止日数		0日	0日

後期の成果 ごみの処理が適正に行われています。

資料編

- 1 阿見町第6次総合計画 後期基本計画策定の経緯
- 2 諮問書
- 3 答申書
- 4 阿見町総合計画審議会委員名簿
- 5 阿見町総合計画策定協議会委員名簿
- 6 施策別指標一覧
- 7 計画体系一覧

1 阿見町第6次総合計画 後期基本計画策定の経緯

2018年（H30）		
2月 1日	町民意向調査の実施（～20日）	
7月 3日	各課等説明会の開催	策定方針説明，作業説明
7月 5日	第1回総合計画審議会の開催	諮問，6次総序論・基本構想説明
7月 24日	町内団体ヒアリングの実施	人がつながるまちづくり，人を育むまちづくり，暮らしを支えるまちづくり
7月 25日	町内団体ヒアリングの実施	安全安心のまちづくり
8月 9日	第1回総合計画策定協議会の開催	
8月 22日	第2回総合計画審議会の開催	後期基本計画素案〔現況と課題～施策の体系〕
8月 30日	議会全員協議会	進捗状況報告
9月 8日	まちづくり町民討議会	人がつながるまちづくり，人を育むまちづくり，暮らしを支えるまちづくり，安全安心のまちづくり
9月 20日	策定協議会作業部会の開催	
9月 27日	町長ヒアリングの実施	
10月 18日	第2回総合計画策定協議会の開催	
10月 20日	「さわやかフェア」でのアンケート調査を実施	
11月 19日	第3回総合計画審議会の開催	後期基本計画素案〔基本計画・重点プロジェクト〕
11月 26日	議会全員協議会	進捗状況報告
11月 30日	「パブリックコメント」の実施（～12月28日）	
12月 1日	「町長と学生の語る会」の実施	茨城大学農学部，県立医療大学
12月 15日	「町長と学生の語る会」の実施	東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校，土浦第三高等学校，霞ヶ浦高等学校，
2019年（H31）		
1月 25日	第3回総合計画策定協議会の開催	
2月 7日	第4回総合計画審議会の開催	後期基本計画案，答申
2月 25日	議会全員協議会	

2 諮問書

阿政秘第79号

平成30年7月5日

阿見町総合計画審議会

会長 岩井 浩一様

阿見町長 千葉 繁

阿見町第6次総合計画(後期基本計画)について(諮問)

阿見町第6次総合計画(後期基本計画)を策定したいので、阿見町総合計画審議会条例第2条の規定により意見を求めます。

諮問理由

阿見町では、平成26年に阿見町第6次総合計画を策定し、基本構想で定めた将来像「みんなが主役のまちづくり」を実現するため、「定住促進」と「安心の実感を高める」ことを重点施策とし、その推進に積極的に取り組んできました。

しかしながらこの間、我が国は、急激な人口減少と少子高齢化の進行、経済のグローバル化、社会保障の持続性の危機などの様々な課題に直面してきました。

このような中で、「人がつながるまちづくり」、「人を育むまちづくり」、「暮らしを支えるまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」の4つの基本目標を達成していくためには、町民と行政が目指すべき将来像を共有し、ともに考え、アイデアを出し合い、新しい阿見町づくりにチャレンジしていくことが必要です。

平成30年度において阿見町第6次総合計画の前期基本計画が目標年次を迎えることから、平成31年度以降における中期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるために策定する、阿見町第6次総合計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めるものであります。

3 答申書

阿 計 審 第 1 号

平成 31 年 2 月 7 日

阿見町長 千 葉 繁 様

阿見町総合計画審議会

会長 岩 井 浩 一

阿見町第6次総合計画（後期基本計画）について（答申）

平成 30 年 7 月 5 日付け阿政秘第 79 号で諮問のあったこのことについて、当審議会で慎重に審議した結果、町政運営の指針となる基本的な計画として妥当であると判断し、答申します。

なお、計画の推進に当たっては、当審議会の審議過程及びまちづくり町民討議会などを通して寄せられた多くの町民の意見を十分に尊重するとともに、今後、阿見町を取り巻く時代潮流にも的確に対応しながら、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりに最善の努力をされることを希望します。また、総合計画の実効性を高めるため、特に次の事項に配慮されるよう要望します。

付 帯 意 見

- 1 前期基本計画に引き続き、基本構想に掲げた「みんなが主役のまちづくり」の基本理念のもと、阿見町の地域特性や豊富な資源など、このまちの強みを最大限に活かしながら、町民と力を合わせ、将来像の実現に向け取り組んでいただきたい。
- 2 後期基本計画の着実な推進のため、組織の垣根を越えて総合的・横断的に連携し、これまでに経験のない未知の課題を確実に乗り越えることの出来る対応力を高めるとともに、その主体となる町民が参画しやすい環境づくりを進め、その意見・提案を十分に踏まえながら、町民に信頼・共感される行政運営に努めていただきたい。
- 3 少子化、超高齢化社会が到来する中であって、今後ますます重要となる、高齢者・障害者にやさしい地域で支え合うまちづくり、そして、若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえられる魅力的で活力と賑わいのあるまちづくりを、町民の意見・提案を十分に踏まえて取り組んでいただきたい。

4 阿見町総合計画審議会委員名簿

条例による区分	氏名	所属・役職	備考
町議会の議員	吉田 憲市	阿見町議会 議長	
	久保谷 充	阿見町議会 副議長	
	永井 義一	阿見町議会 議員 (総務常任委員会 委員)	
	久保谷 実	阿見町議会 議員 (民生教育常任委員会 委員長)	
	難波 千香子	阿見町議会 議員 (産業建設常任委員会 委員)	
学識経験者	伊丹 一浩	茨城大学農学部 地域総合農学科 教授	
	岩井 浩一	茨城県立医療大学 人間科学センター 教授	会長
	高城 由紀	東京医科大学茨城医療センター 看護 部長	
	立原 順子	阿見町教育委員	平成30年12月 まで
	岡田 治美	阿見町教育委員	平成31年1月 から
各種団体等の 代表者	糸賀 忠	阿見町区長会 会長	副会長
	山口 道子	阿見町区長会 副会長	
	伊藤 清悦	阿見町民生委員児童委員協議会 会長	
	渡邊 君江	阿見町障害者福祉協議会 副会長	
	熊谷 和夫	阿見町シルバークラブ連合会 会長	
	坂田 勝子	阿見町児童館母親クラブ 会長	
	横田 信子	阿見町男女共同参画社会推進会議 委 員	
	石引 英世	茨城かすみ農業協同組合 ^{※1} 代表理事 副組合長	
	宮本 尚子	茨城かすみ農業協同組合 理事	
	大谷 茂樹	阿見町商工会 会長	
	野口 テル子	阿見町商工会 女性部部長	
	藤田 加奈子	あみ観光協会 理事	
町民代表者	石井 早苗	公募による町民代表者	
	長沼 寛子	公募による町民代表者	

女性委員の割合：52%（全委員23名中、女性委員12名）

※1 「茨城かすみ農業協同組合」：平成31年2月1日付け茨城かすみ、竜ヶ崎及び土浦の3農業協同組合の合併により、「水郷つくば農業協同組合」となる。

5 阿見町総合計画策定協議会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
町長	千 葉 繁	委員長
教育長	菅 谷 道 生	平成 30 年 9 月まで
	湯 原 正 人	平成 30 年 10 月から
町長公室長	篠 崎 慎 一	副委員長
総務部長	小 口 勝 美	
町民生活部長	大 塚 芳 夫	
保健福祉部長	飯 野 利 明	
産業建設部長	湯 原 幸 徳	
教育次長	朝 日 良 一	
会計管理者	佐 藤 吉 一	

6

施策別指標一覧

第1章 人がつながるまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
1111	政策決定過程における町民の参加	公募委員割合	4.2%	7%	町施策決定過程における委員会等の委員のうち、公募による一般町民の割合
		町政に参加していると感じている町民の割合	-	100%	町民意向調査で把握する町政に参加していると感じている町民の割合
1112	協働を進めるための人づくり	講座・研修会実施参加者数	42人/年	100人/年	町民活動センターが主催する市民活動・協働等に関する講座・研修会の参加人数
		町民活動センターに登録する市民活動団体数	85団体	90団体	町民活動センターに登録しているNPO等団体の数
1113	連携から協働へ	連携事業から協働事業への移行	0件	5件	町民と連携している事業、NPO法人等へ委託している事業を協働のルールに基づく協働事業に移行する件数
1114	協働のまちづくりの推進	協働事業の実施件数	4件	7件	ボランティア・NPO、地域、行政などが協働で行う事業件数
		町民討議会の開催	-	2回/年	町民の声を町政に反映するために開催する町民討議会の開催回数
1121	地域コミュニティの活性化	行政区加入世帯数の割合(9月末現在)	80%	82%	行政区に加入している世帯数の割合
1122	交流の機会・場の充実	ふれあい地区館活動の実施政行政区数【2413に再掲】	54行政区	66行政区	地区の集会施設において、ふれあい地区館活動を実施した行政区数
		「まい・あみ・まつり」参加者数	63,000人	65,000人	「まい・あみ・まつり」参加者と来場者の2日間の延べ人数
1131	人権尊重に向けた啓発活動の推進	研修会への参加者数	69人/年	69人以上/年	人権擁護事業関連の各種研修会への参加人数
1132	平和行政の推進	予科練平和記念館の来館者数【2415に再掲】	51,533人/年	60,000人/年	予科練平和記念館来館者の延べ人数
		予科練平和記念館のイベント開催数【2415に再掲】	12回/年	15回/年	講演会、子供向けイベント、音楽鑑賞会、史跡探訪などのイベント開催件数
1133	豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実	平和記念式典への派遣者数	8人	11人	中学2年生9名(原則、各中学校3名)と引率者2名を継続的に派遣する
		道徳教育に関する教職員の研修会	1回/年	2回/年	道徳教育に関する教職員の研修会開催回数
1141	男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実	男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	861人/年	1,000人/年	男女共同参画に関する講演会・講座への参加人数
		出前講座の実施回数	1回/年	10回/年	各団体等からの要望に応じ、町民に身近な場所で行う、男女共同参画の推進に関する啓発活動の実施回数

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
1142	誰もが活躍できるための環境整備	審議会等における女性委員比率	29.7%	30%以上	町施策決定過程における委員会等の委員のうち、女性の割合
		男女共同参画センター講座への男性参加率	28.9%	30%	男女共同参画センターが開催する講座への参加者のうち、男性の割合
1151	国際交流活動の推進	在住外国人の交流事業などへの延べ参加者数	101人/年	170人/年	国際交流協会主催交流事業等へ参加した在住外国人の人数
		姉妹・友好都市交流と国際交流活動への延べ参加者数	702人/年	770人/年	姉妹・友好都市交流や国際交流活動への参加人数
1161	連携事業の推進と展開	地域連携協定締結件数（累計）	6件	7件	当該年度までに締結した地域連携協力協定締結数（累計）
		町と大学等が連携することで、より良い行政サービスが提供されていると感じている町民の割合	—	100%	町民意向調査で把握する連携事業によって行政サービスが向上していると感じている町民の割合
1211	行政経営の確立	施策の目標達成率	73.6%	100%	施策評価において A,B ランクに位置づけられている施策の割合
		行政改革大綱重点目標の達成率	—	100%	行政改革大綱に定める重点目標の進捗状況に応じた達成状況の割合
1212	機能的な組織運営	多様なニーズに対応できる組織だと思っている町民の割合	—	100%	町民意向調査で把握する多様なニーズに対応できる組織だと思っている町民の割合
1213	人材育成・人事制度	庁内研修実施回数【1231に再掲】	14回/年	15回/年	職員を対象に町が実施する研修会の回数（自治研修所等が開催する研修等を除く）
1214	適正な法執行・文書管理	例規審査件数	158件	200件	例規の制定改廃を行う際の審査件数
1221	効果的・効率的な財政運営	経常収支比率	90.9%	90.3%	財政構造を示す指標で、低いほど政策的な事業を行うことができる 経常経費充当一般財源 / (経常一般財源総額 + 臨時財政対策債) × 100
1222	公有財産の適正な管理・有効活用	個別施設計画の策定件数	5件	15件	公共施設等総合管理計画に基づき策定する各公共施設等に係る個別施設計画の件数
1223	民間活力の積極的活用	民間活用運用件数	0件	1件	PFIやPPP等の民間を活用した事業の実施件数
1224	税収の確保	町税の収納率	96.5%	98.0%	実際に納付された額（収納済額） / 確定した納付されるべき額（調定額） × 100
1225	自主財源の確保	返礼品の数	1件	30件	ふるさと納税で選択できる返礼品の登録数
		ふるさと納税の寄附件数	15件/年	1,400件/年	ふるさと納税で受け入れた寄附の件数
1231	窓口・行政サービスの向上	総合窓口サービスの満足度	75%	80%	総合窓口を利用した町民の満足度（アンケート調査による）
		庁内研修実施回数【1213の再掲】	14回/年	15回/年	職員を対象に町が実施する研修会の回数（自治研修所等が開催する研修等を除く）
1241	広報活動の充実	ホームページアクセス件数	1,018,042件/年	1,070,000件/年	町公式ホームページのトップページへの年間総アクセス件数

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
1242	広聴活動の充実	広聴会における延べ参加人数	1,384人	2,300人	広聴会に参加した延べ人数 ※過年度を含む当該年度末までの累計参加人数
1243	情報発信・町のPRの強化	ソーシャルメディア等による情報伝達手段数	3件	5件	行政情報を伝達するために活用するツイッター等のソーシャルメディア件数
1244	統計情報の充実	ホームページによる情報提供件数	28件	30件	ホームページで提供している統計情報の件数
1251	適正な情報公開制度の運用	不服申し立て件数	0件	0件	情報公開制度における不服申し立ての件数
1252	個人情報保護条例の見直しと適正な制度の運用	訂正の請求件数	0件	0件	個人情報の訂正の請求件数
		不服申し立て件数	0件	0件	個人情報保護制度における不服申し立ての件数
1261	地域情報化の推進	電子申請届出に対応するサービス数	24件	40件	インターネットによる証明書や手続き申請の件数
		いばらきデジタルマップの掲載地図数	3件	5件	パソコン上で閲覧できる行政関連地図の件数
1271	広域事務事業の強化	広域事務処理件数	6件	7件	他市町村と協力して実施する事務事業の件数
		広域的な事務事業化に関する会議体の設置	-	1件	近隣自治体との広域的な事業化に向けた会議体の設置件数
1272	他の自治体との相互協力	県外自治体との協定締結数【4213に再掲】	1件	4件	様々な行政分野において県外自治体との連携協定を締結した件数

第2章 人を育むまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
2111	健康づくりの推進	健康教育実施回数	135回/年	155回/年	疾病予防・健康づくりに関する教室の実施回数
2112	健康診査・健康相談の充実と活用	大腸がん検診精密検査受診率	68%	75%	大腸がん検診精密検査受診者数/大腸がん検診要精密検査者数×100
		大腸がん検診受診者延べ人数	2,450人/年	2,800人/年	大腸がん検診を受診した人数
		健診事後相談・事後指導実施延べ人数	128人/年	200人/年	健診事後相談・事後指導を実施した人数
2113	母子保健事業の充実	生後4ヶ月までの乳児世帯への訪問率	98%	98%	生後4か月までに訪問指導を実施した件数/出生数×100
		妊娠届出時の面談率	-	100%	妊娠届出時の保健師面談を実施した割合
2114	感染症の予防	MR（麻しん風しん混合）2期接種率	93.7%	95%	MR（麻しん風しん混合）ワクチンの2期接種をした子どもの割合
2121	総合的な健康管理の推進	特定健康診査の受診率	36%	42%	特定健康診査受診者数/特定健診対象者数×100
		特定保健指導の実施率	18.2%	40%	特定保健指導終了者数/特定保健指導対象者数×100
2122	国民健康保険の健全運営	収納率	93.0%	93.0%以上	現年度分保険税収納額/現年度分調定額×100

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
2131	高齢者保健事業の推進	高齢者健診の受診率	18.3%	22.0%	健康診査受診者数 / 健康診査対象者数×100
2132	後期高齢者医療制度の安定した運営	制度の周知の種類	5件	5件以上	広報、ホームページ等制度周知を図った媒体の件数
		後期高齢者医療保険料の収納率	99.3%	99.4%以上	現年度分保険料収納額 / 現年度分調達額×100
2141	介護保険サービスの充実	介護保険サービス利用率	88.6%	90.0%	介護サービス利用者数 / 要介護（支援）認定者数×100
2142	介護予防事業の推進	要支援・要介護認定率	13.3%	13.0%	要介護（要支援）認定者数 / 第1号被保険者数×100
2143	介護保険の健全な運営	保険料の収納率	96.3%	99.0%	介護保険料の現年度分収納率
		30日以内の認定決定率	46.8%	90.0%	申請日より30日以内に決定を受けた認定者数 / 認定申請者数×100
2144	安心して暮らせる地域づくり	認知症サポーターの養成者数	453人	800人	認知症サポーターの養成講座を受講した人数（累計）
2151	国民年金の加入促進と受給権の確保	制度の周知の種類	5件	5件以上	広報、ホームページ等制度周知を図った媒体の件数
2211	地域で支え合い・助け合う仕組みづくりの推進	地域福祉計画推進のための地区座談会の参加行政区数	0区	16区	地区座談会の参加行政区数（累計）
2212	民生委員児童委員活動の充実と社会福祉協議会との連携強化	民生委員児童委員研修の延べ参加者数	1,468人/年	1,550人/年	民生委員児童委員研修会の参加人数
2213	避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者登録制度登録者数	1,281人	1,500人	避難行動要支援者登録制度登録者数
2221	高齢者の生活支援の推進	緊急通報体制等整備事業の利用者数	134人	200人	緊急通報システムの利用者数
		徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用者数	5人	10人	徘徊高齢者家族支援サービスの利用者数
2222	生きがいづくりの推進	シルバークラブ結成数	36クラブ	40クラブ	各行政区におけるシルバークラブの結成数（累計）
		福祉センターの年間延べ利用者数	56,389人/年	58,000人/年	福祉センターまほろばの利用者数
2231	障害者福祉サービスの充実	相談支援事業利用者数	2,542人/年	2,900人/年	福祉サービスの利用支援等に関する障害者及びその家族等の相談者数
		相談事業者数	4施設	5施設	自立した日常生活を営むための障害福祉等に関し、障害者や家族等からの相談を受ける委託事業所数
2232	障害者の生活の安定と自立支援	障害福祉サービス受給者数	336人	405人	障害福祉サービス受給者の人数
		就労訓練支援サービス支給決定数	158人/月	190人/月	就労訓練支援サービス支給決定数（1月当たり）
2241	保育施設の充実	保育施設等入所定員	996人	1,244人	町内における保育所・園（公立保育所4所、私立保育園2園）、町内6か所の定員数
		待機児童数	43人	0人	平成30年4月1日現在における待機児童数：41人
2242	保育サービスの充実	特別保育等の実施事業数	28事業	37事業	延長保育、一時保育、病後児保育、障害時保育を実施している延べ事業者数

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
2243	子育て支援体制の充実	すくすく広場の参加者数	6,444人/年	7,000人/年	子育ての情報交換や、親子で自由に遊ぶことができる場への参加者数
		児童館サークル参加人数(親子)	5,791人/年	6,100人/年	子育て中の親同士が中心となって自主的に活動している児童館サークルへの参加人数
2244	放課後子どもプランの充実	放課後子ども教室の参加人数	505人/年	510人/年	町内小学校7校において子ども教室に参加する児童数
		放課後児童クラブ入会児童人数	920人/年	1,000人/年	町内小学校7校において児童クラブに入会する児童数
2245	要保護児童対策の充実	要保護児童相談員訪問件数	167件/年	180件/年	要保護指導員による児童の状況確認及び養育指導・相談等の訪問件数
2251	医療福祉行政の充実	医療福祉費制度の周知の種類	3件	4件	広報、ホームページ等制度周知を図った媒体の数
2311	幼児教育の推進	幼稚園就園奨励費補助金交付人数	159人	165人	幼稚園就園奨励費補助金の交付人数
		幼児期の教育と小学校教育の連携・接続事業の実施回数	-	3回	幼児期の教育と小学校教育の連携・接続事業の実施回数
2321	豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進	児童生徒の授業理解度(国語・算数・数学)	76%	80%	授業がわかる、だいたいわかると答えた生徒(全国学力・学習状況調査)
		人が困っている時は進んで助けていると答えた児童生徒の割合	78%	90%	思いやりに対する児童の意識調査(全国学力・学習状況調査)
		人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合	93%	95%	社会貢献に対する意識調査(全国学力・学習状況調査)
2322	学力を支える教師力の向上	教職員研修会(町単独分)	55回/年	60回/年	教職員を対象とする研修会の回数
2323	自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	特別支援教育支援員の配置	23人	30人	特別な教育的支援を必要とする児童生徒数に応じて配置する支援員の人数
2324	学習環境の充実	不登校児童生徒の割合	1.8%	1.5%以下	年間30日以上欠席する児童生徒数の割合
2325	地域に開かれた学校づくりの推進	地域に学校を公開している日数	10日	15日以上	地域に学校を公開している日数
		学校評議員会の実施回数	3回/年	3回以上/年	学校評議員会の実施回数
2326	保護者負担の軽減	ランドセルの無料配布率	-	100%	小学一年生に対し、ランドセルを無料配布した割合
2331	健やかな体の育成	学校給食で茨城県産食材の占める割合【3316に再掲】	90%	92%以上	茨城県産食材品目数/学校給食食材品目数×100
		小学校スポーツテスト(A+B)の割合	46.4%	53.0%以上	県で実施している「スポーツテスト」A～E、5段階評価のうちのA・Bにあてはまる小学生の割合
		中学校スポーツテスト(A+B)の割合	63.2%	65.0%以上	県で実施している「スポーツテスト」A～E、5段階評価のうちのA・Bにあてはまる中学生の割合

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
2332	安全・安心な教育環境の整備	緊急情報システム（メール配信システム）の登録率	95.0%	95.0%以上	緊急メールに登録している児童生徒の割合
		小中学校冷暖房等設置率	65.9%	100.0%	普通教室への空調施設の設置の割合
2333	質の高い教育環境の整備	大規模改修工事実施校数	4校	7校	大規模改修を実施した学校数
		学校施設長寿命化計画策定	-	策定済	長寿命化計画の策定状況
2411	生涯学習の充実と社会参加の促進	生涯学習フェスティバルの参加者数	16,495人	18,000人	生涯学習フェスティバルの参加者の人数
		人材バンク登録者数	107人	125人	人材バンク登録者の人数
2412	公民館・ふれあいセンターの充実	公民館・ふれあいセンターの定期講座申込率	93%	100%	定期講座申込者数/募集人数×100
2413	ふれあい地区館活動の充実	ふれあい地区館活動の実行政区【1122の再掲】	54行政区	66行政区	地区の集会施設において、ふれあい地区館活動を実施した行政区数
2414	図書館の充実	図書館資料の年間貸出点数	242,710点/年	250,000点/年	町民に、図書・雑誌・視聴覚資料を貸出した点数
2415	予科練平和記念館の充実	予科練平和記念館の来館者数【1132の再掲】	51,533人/年	60,000人/年	予科練平和記念館来館者の延べ人数
		予科練平和記念館のイベント開催数【1132の再掲】	12回/年	15回/年	講演会、子供向けイベント、音楽鑑賞会、史跡探訪などのイベント開催件数
2421	家庭教育への支援	家庭教育座談会への参加者数	3,301人/年	4,000人/年	各小中学校の家庭教育座談会に参加した人数
2422	地域の教育力の向上	子ども会育成連合会事業参加者数	2,445人/年	2,600人/年	子ども育成連合会事業に参加した人数
2423	青少年健全育成・体験活動の推進	学社連携事業参加人数	30,954人/年	33,000人/年	学社連携事業に参加した人数
2424	人権尊重の視点にたった生涯学習の推進	人権教育講演会開催回数	1回/年	2回/年	人権教育講演会の開催回数
2431	活力ある生涯スポーツの振興	町民運動会の参加行政区率	80.3%	100%	町民運動会へ参加した行政区の割合
		スポーツ教室開催数	4回/年	5回以上/年	トップアスリート等を招いて行うスポーツ教室の開催数
2432	スポーツ施設の充実	スポーツ施設の年間延べ利用者数	231,437人/年	250,000人/年	スポーツ施設の利用者数
2441	文化芸術活動の推進	芸術展への出展作品数	822点/年	1,100点/年	芸術展への作品の出展点数
		音楽で元気にするまちづくり事業の参加者数	3,060人/年	3,200人/年	公民館ロビー等を利用して活動する音楽愛好家によるフロアコンサートの参加者数
		文化芸術ボランティア登録数	0人	20人	文化芸術ボランティアに登録している人数
2442	文化財保護・活用	伝統芸能まつり参加団体	10団体	10団体以上	伝統芸能まつりに参加した団体数

第3章 暮らしを支えるまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
3111	計画的な土地利用の推進	用途地域見直し面積	110.3 ha	184.8ha	用途地域（建ぺい率，容積率）の見直し面積
3121	市街地開発と都市施設の整備	市街化区域内の都市計画道路整備率	76.2%	79.59%	都市計画道路の改良済・概成済延長の割合
3211	公共交通の利便性向上	デマンドタクシー「あみまるくん」の乗降客数	9,368人／年	11,500人／年	デマンドタクシー利用者数
		路線バスの乗降客数	3,400人／日	3,500人／日	JR土浦駅，荒川沖駅発着のバスの乗降客数（1日当たり）
3221	生活道路の整備・維持・管理	町道の整備の進捗率	62.1%	62.6%	町道のうち，舗装整備された道路の割合
		道路舗装修繕延長（5ヶ年）	—	13 km	道路舗装修繕を実施した総延長距離（5ヶ年累計）
3222	都市計画道路の整備	都市計画道路の供用開始率	66.4%	69.7%	町内の都市計画道路（県道等も含む）のうち，開通した道路の割合
3231	身近な公園・緑地の整備	町民一人あたりの都市公園面積	7.5m ² /人	7.8m ² /人	公園の整備水準を表す指標
3232	公園・緑地の維持管理	公園緑地里親制度への登録団体数	32 団体	32 団体以上	町が管理する公園・緑地における里親登録団体数
3241	良好な住環境づくり	都市計画における地区計画決定(変更)の地区数	9 地区	12 地区	町内の地区計画決定（変更）の地区数（累計）
		耐震診断・設計・改修件数	—	75 件	耐震診断・設計・改修補助事業の活用件数（累計）
3242	町営住宅の管理	町営住宅の修繕率	100%	100%	修繕依頼に対する修繕数の割合
		町営住宅使用料収納率	97.3%	100%	調定額に対する収入額の目標値
3251	魅力あるまち並みづくり	助成した生垣の総延長	1,731m	2,200m	助成により設置された生垣の総延長（累計）
		景観形成道路清掃等ボランティア参加団体	12 団体	14 団体	景観形成道路沿道において，景観維持に取り組む団体数
3311	農業振興支援策の充実	認定農業者数	84 人	90 人	町から認定を受け，計画的に営農を実践する農業者数
		第六次産業認定者数	6 人	12 人	農産物の生産から加工等を手掛け，流通・販売を実践する農業者数
3312	担い手の育成	青年就農給付金(経営開始型)支援者数	6 人	16 人	新規就農直後の所得確保を目的とする国からの給付金を受け，農業を実践する農業者数
		農業後継者等支援者数	9 人	12 人	認定農業者等の後継者のうち，助成制度を活用し，営農を実践する農業者
3313	生産基盤の整備	農地維持支払交付金・資源向上支払交付金対象面積【4322 に再掲】	327ha	340ha	多面的機能支払交付金を活用した保全活動等の実施面積
3314	耕作放棄地の活用	耕作放棄地再生面積	3.1ha/年	4.0ha/年	荒廃した農地を再生して，農地としての機能を取り戻した面積
3315	環境に配慮した農業の推進	特別栽培農産物数	34	56	特別栽培農産物として茨城県の認証をうけた農産物の件数
3316	地産地消の推進	学校給食で茨城県産食材の占める割合【2331の再掲】	90%	92%以上	茨城県産食材品目数/学校給食食材品目数×100

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
3321	産業活性化の推進	従業員 30 人未満の事業所数	1,422 所	1,450 所	従業員 30 人未満の町内事業者数
		新商品開発事業に取り組んだ店舗数	9 店舗	20 店舗	町補助金を活用し、新商品開発に取り組んだ店舗数（スウィーツフェア参加を含む）
3322	企業誘致の推進	阿見吉原土地地区画整理事業地内分譲済割合	62%	85%	分譲済面積の割合（目標値：501,544.97 m ² / 分譲面積 590,048.82 m ² 約W-26 街区分）
3323	雇用対策の推進	事業所従業員数（全産業）	20,484 人	21,000 人	町内事業所の全従業員数
3331	観光資源の活用と発掘	霞ヶ浦周辺施設への観光客数	51,533 人 / 年	100,000 人 / 年	予科練平和記念館入込見込数 + 親水事業（サイクリング、国体セーリング）による観光誘客見込数
		新たな地域資源を活用したあみ観光協会主催事業数	7 件	8 件	あみ観光協会が地域資源を活用して主催した事業総数
3332	観光 P R の推進	年間入込み客数	3,609,513 人 / 年	3,800,000 人 / 年	あみプレミアム・アウトレット、予科練平和記念館への年間入場者数
		あみ観光協会ホームページへのアクセス数	19,525 件 / 年	23,000 件 / 年	あみ観光協会ホームページを閲覧するためにアクセスした件数
		レンタサイクル利用者数	-	100 人 / 年	予科練平和記念館で実施しているレンタルサイクルの利用者数

第4章 安全・安心のまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
4111	安全でおいしい水道水の供給	給水普及率	85.9%	87%	給水人口 / 阿見町の総人口 × 100
4112	水道供給施設などの適切な維持管理・更新	水道管耐震化率	50.8%	60%	耐震管 + 耐震適合管延長 / 配水管総延長 × 100
4121	公共下水道の整備と適切な維持管理・更新	公共下水道普及率	68.6%	70%	公共下水道整備区域内人口 / 阿見町の総人口 × 100
4122	農業集落排水事業の健全経営	接続率	75.3%	85%	農業集落排水接続者数 / 整備済人口 × 100
4123	高度処理型浄化槽の普及推進	高度処理型浄化槽の設置補助件数（年間）	64 件 / 年	74 件 / 年	高度処理型浄化槽の設置補助件数
4131	河川環境の保全と整備	河川清掃への参加者数	78 人 / 年	184 人 / 年	河川清掃等への参加者数
4132	公共下水道雨水施設の整備	公共下水道雨水整備区域	173.6 ha	360ha	公共下水道事業雨水整備面積
4211	地域防災力の向上	地区防災計画の策定率	15%	70%	全作成組織数 / 町内全組織数（66 組織）
		自主防災組織の訓練実施率	23%	50%	防災訓練を実施した自主防災組織の割合
4212	防災機能の強化	災害対策本部組織の機能別訓練実施回数	6 回 / 年	10 回 / 年	災害業務班ごとの機能別訓練の実施回数
		情報伝達（収集）手段の整備件数	5 件	8 件	災害情報や避難情報等の伝達（収集）手段の整備数

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
4213	災害時応援協定の締結	民間事業者との協定締結数	29件	40件	民間事業者と災害協定を結んだ件数(累計)
		県外自治体との協定締結数【1272の再掲】	1件	4件	県外市町村との防災協定の締結数(累計)
4221	非常備消防体制の充実	消防団員充足率	81.6%	91%	消防団員数/条例定数×100
4222	消防・救急体制の強化	広報あみ・ホームページ等での救急車の適正利用についての周知回数	1回	3回	広報あみ・ホームページ等での救急車の適正利用についての周知回数
4231	地域医療体制の充実	「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」の普及啓発を行った人数	170人/年	5,000人/年	「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」に関する情報提供・普及啓発を行った人数
4232	救急医療体制の充実	病院群輪番制実施日数	365日/年	365日/年	土浦協同病院・国立霞ヶ浦医療センター・東京医科大学茨城医療センターが交代で夜間の救急医療診療を実施している日数
		小児輪番制実施日数	344日/年	344日/年	近隣の総合病院が交代で実施(夜間の一部)する小児科の救急医療診察日数
4241	交通安全対策の充実	交通安全教室の参加者数	4,097人/年	7,000人/年	小中学校・保育所・幼稚園等における交通安全教室の受講者数
		交通安全教室開催数	46回/年	70回/年	小中学校・保育所・幼稚園等における交通安全教室の開催数
4242	交通安全施設の充実	信号機設置数	102基	105基	茨城県警察による阿見町内の信号機設置箇所数(累計)
		ゾーン30の指定箇所数	2箇所	3箇所	茨城県警察による阿見町内のゾーン30の指定箇所数(累計)
4251	防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化	防犯活動支援団体件数	40件	66件	自警団への防犯用品の貸出件数
		青色防犯パトロールの回数	410回/年	600回/年	青色防犯パトロールの年間実施回数
4252	安全な地域づくりのための環境整備	LED防犯灯数	5,831灯	6,000灯	阿見町内のLED防犯灯数(累計)
		空き家苦情による指導後の対応率	-	80%	空き家苦情による指導後の所有者等の対応した割合
4261	安全な消費生活の推進	消費生活の啓発活動の実施回数	23回	26回	広報紙やホームページ等での啓発活動の実施回数
4311	地球環境保全の推進	町内公共施設における温室効果ガス排出量	3,200t-CO ₂	2,746t-CO ₂	町が保有する施設から排出される温室効果ガス(CO ₂)の排出量
4321	豊かな森林の保全	平地林整備面積(累計)	145ha	160ha	平地林保全整備事業等を実施した面積(累計)
4322	農村環境の保全	農地維持支払交付金・資源向上支払交付金対象面積【3313の再掲】	327ha	340ha	多面的機能支払交付金を活用した保全活動等の実施面積
4323	霞ヶ浦の保全	霞ヶ浦の水質検査のCOD	7.4mg/l	7.4mg/l以下	霞ヶ浦の水質の状態を表す数値
4324	河川の水質保全	河川の水質検査のCOD	5.0mg/l	4.0mg/l	清明川、桂川、乙戸川の水質の状態を表す数値
4325	霞ヶ浦の水辺の整備	霞ヶ浦の清掃活動の参加者数	305人/年	350人/年	霞ヶ浦清掃大作戦に参加した人の数

コード	個別施策	指標名	現況 (2017年度)	目標 (2023年度)	指標の説明
4331	環境美化の推進	空地の雑草苦情による 指導後の対応率	97.7%	100%	指導後に対応した地権者等の 割合
		不法投棄パトロールで回収した ポイ捨てごみの量	24.72 t / 年	20 t / 年	不法投棄パトロールによるポイ捨て ごみ収集量
4332	動物愛護の普及 啓発	町に保護された犬・猫の 譲渡返還率	54.2%	93.0%	町に保護された犬・猫の譲渡返還 できた割合
		狂犬病予防接種率	73.6%	80.0%	狂犬病予防接種の割合
4333	環境対策の推進	騒音・振動・悪臭などの 指導後の対応率	94.7%	100%	騒音・振動・悪臭などの指導後 に原因者が対応した割合
4341	ごみの減量化・リ サイクルの推進	ごみの資源化率	20.9%	22%	資源化率 / ごみの総量 × 100
		ごみ収集量	20,402 t / 年	19,900 t / 年	年間のごみ収集量
4342	ごみ処理施設の 適正な運営・維持管理	排出ガスなどの排出基準 達成率	100%	100%	年間の基準値内調査結果数 / 調査回数 × 100
		不具合による運転停止 日数	0日	0日	不具合により運転停止した日数

7 計画体系一覧

計画名称	所管		策定年月	計画期間		2013 以前の 策定 (H25)	第6次総合計画 前期基本計画					第6次総合計画 後期基本計画					第7次総合計画				
	部	担当課		開始年 度	終了年 度		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第6次総合計画（後期基本計画）	町長公室	政策秘書課	2019.3 (H31.3)	2019	~ 2023																
人と自然が織りなす、輝くまち創生 総合戦略	町長公室	政策秘書課	2015.10 (H27.10)	2015	~ 2019																
人がつながるまちづくり	第3次男女共同参画プラン	町民生活部	町民活動推進課	2017.3 (H29.3)	2017	~ 2021															
	第3次障害者基本計画	保健福祉部	社会福祉課	2015.3 (H27.3)	2015	~ 2019															
	長寿福祉計画（老人福祉計画）	保健福祉部	高齢福祉課	2018.3 (H30.3)	2018	~ 2020															
	子ども・子育て支援事業計画	保健福祉部	子ども家庭課	2015.3 (H27.3)	2015	~ 2019															
	教育振興基本計画（後期基本計画）	教育委員会	学校教育課	2018.3 (H30.3)	2018	~ 2022															
	行政改革大綱	総務部	財政課	2019.3 (H31.3)	2019	~ 2023															
	公共施設等総合管理計画	総務部	財政課	2017.3 (H29.3)	2017	~ 2055															
	町界町名地番整理基本計画	総務部	総務課	1999.3 (H11.3)	1999	~ 継続															
人を育むまちづくり	新型インフルエンザ対策行動計画	保健福祉部	健康づくり課	2015.1 (H27.1)	2014	~ 継続															
	国民健康保険データヘルズ計画（第2期）・特定健康診査等実施計画（第3期）	保健福祉部	国保年金課	2018.4 (H30.4)	2018	~ 2023															
	長寿福祉計画・第7期介護保険事業計画	保健福祉部	高齢福祉課	2018.3 (H30.3)	2018	~ 2020															
	第2次阿見町地域福祉計画	保健福祉部	社会福祉課	2016.3 (H28.3)	2016	~ 2020															
	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	保健福祉部	社会福祉課	2018.3 (H30.3)	2018	~ 2020															
	子ども・子育て支援事業計画	保健福祉部	子ども家庭課	2015.3 (H27.3)	2015	~ 2019															
	あみ健康づくりプラン21	保健福祉部	健康づくり課	2014.3 (H26.3)	2014	~ 2018															
	生涯学習推進計画	教育委員会	生涯学習課	2014.3 (H26.3)	2013	~ 2022															

資料編

	計画名称	所管		策定年月	計画期間 開始年度 ~ 終了年度	2013 以前の策定 (H25)	第6次総合計画 前期基本計画				第6次総合計画 後期基本計画				第7次総合計画			
		部	担当課				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暮らしを支えるまちづくり	地域公共交通総合連携計画	産業建設部	都市計画課	2010.3 (H22.3)	2010 ~ 2019	~												
	公営住宅等長寿命化計画	産業建設部	道路公園課	2010.3 (H22.3)	2010 ~ 2019	~												
	観光振興基本計画	産業建設部	商工観光課	2017.3 (H29.3)	2017 ~ 2021													
	公共賃貸住宅再生マスタープラン	産業建設部	道路公園課	2015.3 (H27.3)	2015 ~ 2024													
	都市計画マスタープラン	産業建設部	都市計画課	2016.3 (H28.3)	2016 ~ 2025													
	緑の基本計画	産業建設部	都市計画課	2002.3 (H14.3)	2002 ~ 継続	~												~
	景観整備計画	産業建設部	都市計画課	1996.3 (H8.3)	1996 ~ 継続	~												~
	農業振興地域整備計画	産業建設部	農業振興課	2017.1 (H29.1)	2016 ~ 2021													
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	産業建設部	農業振興課	2017.3 (H29.3)	2016 ~ 2026													
安全・安心のまちづくり	第3次拡張事業認可計画	産業建設部	上下水道課	2001.7 (H13.7)	2001 ~ 2022	~												
	業務継続計画	町民生活部	防災危機管理課	2018.4 (H30.4)	2018 ~ 継続													~
	地域防災計画	町民生活部	防災危機管理課	2014.3 (H26.3)	2014 ~ 継続													~
	第10次阿見町交通安全計画	町民生活部	生活環境課	2017.1 (H29.1)	2016 ~ 2020													
	空家等対策計画	町民生活部	生活環境課	2017.5 (H29.5)	2017 ~ 2021													
	環境基本計画	町民生活部	生活環境課	2011.3 (H23.3)	2011 ~ 2020	~												
	地球温暖化対策実行計画	町民生活部	生活環境課	2014.3 (H26.3)	2014 ~ 2018													
	森林整備計画	産業建設部	農業振興課	2012.4 (H24.4)	2012 ~ 2021	~												
	一般廃棄物処理基本計画	町民生活部	廃棄物対策課	2015.3 (H27.3)	2014 ~ 2028													
	水道ビジョン	産業建設部	上下水道課	2009.3 (H21.3)	2009 ~ 2020	~												
	水道施設整備基本計画	産業建設部	上下水道課	2016.6 (H28.6)	2016 ~ 2025													
	国民保護計画	町民生活部	防災危機管理課	2016.3 (H28.3)	2016 ~ 継続													~

阿見町第6次総合計画 後期基本計画 2019-2023

人と自然が織りなす、輝くまち

2019年3月発行

茨城県 阿見町

〒300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

電話：029-888-1111（代表）



阿見町第6次総合計画 後期基本計画 2019-2023
2019年3月発行
茨城県 阿見町
〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
電話:029-888-1111(代表)